

平成 2 2 年 旭 市 議 会 第 1 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (3月2日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	2
説明のため出席した者.....	2
事務局職員出席者.....	2
開 会.....	3
議長報告事項.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	4
議案上程.....	4
議案第 1 号 平成 2 2 年度旭市一般会計予算の議決について	
議案第 2 号 平成 2 2 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について	
議案第 3 号 平成 2 2 年度旭市老人保健特別会計予算の議決について	
議案第 4 号 平成 2 2 年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について	
議案第 5 号 平成 2 2 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について	
議案第 6 号 平成 2 2 年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について	
議案第 7 号 平成 2 2 年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について	
議案第 8 号 平成 2 2 年度旭市水道事業会計予算の議決について	
議案第 9 号 平成 2 2 年度旭市病院事業会計予算の議決について	
議案第 1 0 号 平成 2 2 年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について	
議案第 1 1 号 平成 2 1 年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 1 2 号 平成 2 1 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について	
議案第 1 3 号 平成 2 1 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について	
議案第 1 4 号 平成 2 1 年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について	
議案第 1 5 号 平成 2 1 年度旭市水道事業会計補正予算の議決について	
議案第 1 6 号 平成 2 1 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について	

議案第 17 号	地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について	
議案第 18 号	旭市雇用促進住宅整備基金条例の制定について	
議案第 19 号	旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について	
議案第 20 号	旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 21 号	旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 22 号	旭市一般職の職員の給与に関する条例及び旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 23 号	旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 24 号	旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 25 号	旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 26 号	旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 27 号	大原幽学遺跡史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 28 号	旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 29 号	干潟シルバー活力センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	
議案第 30 号	旭市青少年憩いの家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	
議案第 31 号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	
議案第 32 号	旭市土地開発公社定款の変更について	
議案第 33 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
議案第 34 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
議案第 35 号	指定管理者の指定について（あさひパークゴルフ場）	
議案第 36 号	市道路線の認定、廃止及び変更について	
施政方針並びに提案理由の説明		6
議案の補足説明		23
散 会		82

第 2 号 (3月4日)

議事日程.....	8 3
本日の会議に付した事件.....	8 3
出席議員.....	8 3
欠席議員.....	8 3
説明のため出席した者.....	8 4
事務局職員出席者.....	8 4
開 議.....	8 5
議案質疑.....	8 5
議案第 3 3 号、議案第 3 4 号直接審議 (先議)	1 0 2
常任委員会議案付託.....	1 0 3
常任委員会陳情付託.....	1 0 3
散 会.....	1 0 4

第 3 号 (3月8日)

議事日程.....	1 0 5
本日の会議に付した事件.....	1 0 5
出席議員.....	1 0 5
欠席議員.....	1 0 5
説明のため出席した者.....	1 0 5
事務局職員出席者.....	1 0 6
開 議.....	1 0 7
一般質問.....	1 0 7
9 番 林 七 巳.....	1 0 7
1 5 番 木 内 欽 市.....	1 1 8
1 2 番 滑 川 公 英.....	1 4 0
2 0 番 高 橋 利 彦.....	1 6 1
1 番 大 塚 祐 司.....	1 9 0
散 会.....	1 9 8

第 4 号 (3月9日)

議事日程.....	1 9 9
本日の会議に付した事件.....	1 9 9
出席議員.....	1 9 9
欠席議員.....	1 9 9
説明のため出席した者.....	1 9 9
事務局職員出席者.....	2 0 0
開 議.....	2 0 1
一般質問.....	2 0 1
8 番 伊 藤 房 代.....	2 0 1
1 0 番 向 後 悦 世.....	2 1 2
4 番 太 田 將 範.....	2 2 9
5 番 伊 藤 保.....	2 4 0
1 7 番 日 下 昭 治.....	2 4 6
散 会.....	2 6 8

第 5 号 (3月23日)

議事日程.....	2 6 9
本日の会議に付した事件.....	2 6 9
出席議員.....	2 6 9
欠席議員.....	2 7 0
説明のため出席した者.....	2 7 0
事務局職員出席者.....	2 7 0
開 議.....	2 7 1
常任委員長報告.....	2 7 1
質疑、討論、採決.....	2 8 0
常任委員会陳情報告.....	2 8 8
質疑、討論、採決.....	2 9 0
発議案上程.....	2 9 2
発議案第 1 号 自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正を求	

める意見書の提出について

発議案第 2 号 旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

発議案第 3 号 旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

提案理由の説明.....	2 9 3
質疑、討論、採決.....	2 9 4
閉会中の所管事務調査申出書の件.....	2 9 6
事務報告.....	2 9 6
閉 会.....	2 9 7

平成 2 2 年旭市議会第 1 回定例会会議録

議 事 日 程 （第 1 号）

平成 2 2 年 3 月 2 日（火曜日）午前 1 0 時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案上程
- 第 6 施政方針並びに提案理由の説明
- 第 7 議案の補足説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案上程
- 日程第 6 施政方針並びに提案理由の説明
- 日程第 7 議案の補足説明

出席議員（ 2 2 名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	1 0 番	向 後 悦 世
1 1 番	景 山 岩三郎	1 2 番	滑 川 公 英
1 3 番	嶋 田 哲 純	1 4 番	柴 田 徹 也

15番 木内 欽市

17番 日下 昭治

19番 嶋田 茂樹

21番 林 正一郎

16番 佐久間 茂樹

18番 林 俊介

20番 高橋 利彦

22番 林 一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長 明智 忠直

教育長 多田 哲雄

総務課長 平野 哲也

企画課長 堀江 隆夫

税務課長 野口 徳和

環境課長 平野 修司

健康管理課長 小長谷 博

高齢者福祉課長 渡辺 輝明

農水産課長 林 清明

都市整備課長 伊藤 恒男

会計管理者 高山 重幸

水道課長 横山 秀喜

学校教育課長 平野 一男

国体推進室長 高野 晃雄

農業委員会事務局長 伊藤 浩

病院事務次長 石鍋 秀和

副市長 増田 雅男

病院事務部長 渡辺 清一

秘書広報課長 米本 壽一

財政課長 加瀬 正彦

市民課長 増田 富雄

保険年金課長 花香 寛源

社会福祉課長 在田 豊

商工観光課長 神原 房雄

建設課長 北村 豪輔

下水道課長 佐藤 邦雄

消防長 菅谷 衛一

庶務課長 浪川 敏夫

生涯学習課長 野口 國男

監査委員 林 久男

事務局局長 堀川 茂博

国民宿舎支配人
病院経理課長 鈴木 清武

事務局職員出席者

事務局長 加瀬 寿一

事務局次長 石毛 健一

開会 午前 10 時 0 分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

日程第 1 開 会

○議長（林 一哉） ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより平成22年旭市議会第 1 回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 議長報告事項

○議長（林 一哉） 日程第 2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承をいただきたいと思います。

日程第 3 会議録署名議員の指名

○議長（林 一哉） 日程第 3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

3 番、宮澤芳雄議員、4 番、太田将範議員、以上の 2 議員を指名いたします。

日程第4 会期の決定

- 議長（林 一哉） 日程第4、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間といたしたいと
思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお
願いいたします。

- 議長（林 一哉） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第36号まで
の36議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。

議案説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

日程第5 議案上程

- 議長（林 一哉） 日程第5、議案上程。

議案第1号から議案第36号までの36議案を上程いたします。

議案第 1号 平成22年度旭市一般会計予算の議決について

議案第 2号 平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について

議案第 3号 平成22年度旭市老人保健特別会計予算の議決について

議案第 4号 平成22年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について

- 議案第 5 号 平成 22 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 6 号 平成 22 年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議案第 7 号 平成 22 年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について
- 議案第 8 号 平成 22 年度旭市水道事業会計予算の議決について
- 議案第 9 号 平成 22 年度旭市病院事業会計予算の議決について
- 議案第 10 号 平成 22 年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について
- 議案第 11 号 平成 21 年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第 12 号 平成 21 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 13 号 平成 21 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 14 号 平成 21 年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 15 号 平成 21 年度旭市水道事業会計補正予算の議決について
- 議案第 16 号 平成 21 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
- 議案第 17 号 地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の
制定について
- 議案第 18 号 旭市雇用促進住宅整備基金条例の制定について
- 議案第 19 号 旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 20 号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例及び旭市職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26 号 旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27 号 大原幽学遺跡史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 議案第 28 号 旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 議案第 29 号 干潟シルバー活力センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定
について

議案第 30 号 旭市青少年憩の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第 31 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第 32 号 旭市土地開発公社定款の変更について

議案第 33 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 34 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 35 号 指定管理者の指定について（あさひパークゴルフ場）

議案第 36 号 市道路線の認定、廃止及び変更について

日程第 6 施政方針並びに提案理由の説明

○議長（林 一哉） 日程第 6、施政方針並びに提案理由の説明。

施政方針並びに議案第 35 号を除く議案第 1 号から議案第 36 号までの提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成 22 年旭市議会第 1 回定例会を招集し、平成 22 年度一般会計、特別会計及び企業会計予算のほか、条例の制定等の案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、新年度における市政運営について所信の一端を申し上げます。

はじめに、総合計画について申し上げます。

平成 19 年 4 月からスタートした総合計画は、4 年目を迎えます。

平成 22 年度は、前期基本計画の進捗状況を把握するとともに、住民アンケート等を実施し、後期基本計画策定の基礎調査を行ってまいります。

なお、今後も地域の特性・資源を最大限に活かし、人の絆を大切に、誰もが健康で安全・安心に暮らせる「日本一住みよい」まちづくりに努め、将来都市像である「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市“旭”」の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、行政改革について申し上げます。

本市の行政改革を引き続き計画的に推進していくため、現在、第 2 次の旭市行政改革アク

ションプランの策定に取り組んでおります。このプランは、平成17年度から平成21年度を推進期間とする現アクションプランを継承するとともに、市民の代表者からなる旭市行政改革推進委員会の提言等を踏まえ、「市民ニーズに即応できる行政基盤の確立」「健全で効率的な財政基盤の確立」「公正で透明な行財政運営の確立」を基本テーマに策定するもので、3月中には決定し、平成22年度からの5年間、このプランに沿って行政改革に取り組んでまいります。

次に、組織の再編について申し上げます。

これまで、行政改革の一環として、一部の課の組織を見直すなど再編に取り組んでまいりましたが、より一層の行政改革を推進するための専門部署として行政改革推進課を、また、本市の未来を担う子どもたちの育成支援と、少子化対策に積極的に取り組むため子育て支援課を、それぞれ設置することとし、本定例会に関連する議案を提案したところであります。

そのほか、平成22年度より各支所における機能の一部を本庁直轄とするなど、今後も組織の再編を進めてまいります。

次に、平成22年度の予算編成方針について申し上げます。

現在の日本経済は、景気に持ち直しの動きがあるものの、失業率は依然として高く、先行きについても、雇用環境の一層の悪化や円高、デフレによる景気抑制圧力の拡大などの懸念材料が存在し、予断を許さない状況下にあります。

このため政府は、新たな景気対策として「明日の安心と成長のための緊急経済対策」を盛り込んだ平成21年度第2次補正予算を編成し、平成22年1月に成立したところであり、また、平成22年度予算については、「平成22年度予算編成の基本方針」に基づき「コンクリートから人へ」「新しい公共」「未来への責任」「地域主権」「経済成長と財政規律の両立」を基本として、活力ある経済発展に重要な分野である「子育て」「雇用」「環境」「科学・技術」に重点を置き予算編成されたところであります。

一方、地方財政については、個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化等により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が引き続き落ち込む反面、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、財源不足が過去最大規模に拡大するものと見込まれています。

こうした中、本市の財政は、地方交付税の増額が見込まれるものの、地方交付税以外の各種譲与税や交付金については減額となる見込みであり、税収についても、景気低迷による落ち込みが懸念されることから、歳入全体の見通しは楽観できない状況にあります。一方、歳

出については、扶助費などの義務的経費の増加をはじめ、急速に進展する「少子・高齢社会への的確な対応」「安全で安心して暮らせるまちづくりの実現」など、多くの財政需要に対処していく必要があります。

このような状況下において、今回編成した平成22年度の当初予算は、市民福祉の向上と市の均衡ある発展に向けて、合併の効果や財源などを最大限に活かすとともに、合併による国の財政支援の終期も見据えながら、継続してよりスピードアップしてやるべき事業と、財政状況や市民ニーズに照らし合わせて、スピードダウンすべき事業を的確に判断し、本市の「基本計画」や「行政改革アクションプラン」に掲げる施策を着実に実施していくことを基本とし、一般会計の予算額を269億1,000万円としたものであります。

また、特別会計は、国民健康保険事業、老人保健、後期高齢者医療、介護保険事業、下水道事業、農業集落排水事業の6事業で、138億8,510万円、企業会計は、水道事業、病院事業、国民宿舎事業を合わせて551億6,011万5,000円となり、当初予算の規模を959億5,521万5,000円としたところであります。

次に、平成22年度の主要事業等について、基本計画の施策体系に沿って申し上げます。

第一に「安全で魅力のあるまちづくり」であります。

はじめに、都市計画について申し上げます。

都市計画マスタープランについては、平成19年度より策定を進めてきており、この間、策定委員会や住民の意見を反映しながら取り組んできたものであり、今般、その素案について旭市都市計画審議会へ諮問し、原案どおりとの答申をいただいたところであります。

今後は、この都市計画マスタープランで定めたまちづくりの基本方針をもとに、計画的にまちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、市道の整備について申し上げます。

市民生活に直接関連する市道については、幹線道路の整備とともに、各地区からの要望の多い生活道路についても緊急性や整備後の効果、地域バランス等を考慮しながら計画的に進めてまいります。

旭中央病院アクセス道整備事業については、飯岡バイパス入口から中央病院東側までの東西線全線と、南北線の中央病院東側から県道銚子旭線までの間は、現在、3月末の完成に向け工事を進めており、南北線の県道銚子旭線から国道126号までの間については、JRの線路を跨ぐ橋梁工事を含め、継続して工事を進めてまいります。

現在、詳細設計業務を実施している飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業については、平成

26年度完成を目指し事業を進めてまいります。

また、塙新町の道路改良工事については、関係地権者のご協力により用地取得が終了した箇所から工事を着工してまいります。

次に、街路事業については、谷丁場遊正線において、現在、事業用地の約70パーセントを取得しておりますが、引き続き関係地権者のご理解とご協力をお願いし、用地取得した箇所から随時造成工事等を行ってまいります。

旭駅前線については、事業認可期間の再延長を行う一方で、今般、駅前広場内の地権者2件のご協力をいただきましたので、平成22年度は、本格的に駅前広場の整備に取り組む予定であります。

今後も早期完成に向けて、地権者のご協力をいただけるよう努力してまいります。

次に、コミュニティバスについて申し上げます。

運行ルートの大幅な再編から2年を経たコミュニティバスは、市民の身近な移動手段として定着しつつあり、年間では11万人を超える利用が見込まれるところであります。また、3年目を迎える干潟地区ルートの試行運行については、平成23年度の本格運行に向け、平成22年度予算にバス車両の購入を計上したところであります。今後も、市全体の公共交通のあり方を考える旭市地域公共交通会議において各ルートの利用状況等を精査し、効率的で利便性が高く利用しやすいバスとなるよう努力してまいります。

次に、消防行政について申し上げます。

消防活動の充実強化を図るため、平成22年度は、飯岡分署配備の消防ポンプ自動車を更新するとともに、消防団車両についても2台の更新を計画しております。なお、消防団の消防庫の改築や車両の更新については、分団や部の再編に併せて順次整備するとともに、防火水槽についても年次計画により整備してまいりたいと考えております。

次に、防災について申し上げます。

災害など非常時における正確な情報収集や関係機関との連絡体制を確保するため、一般電話が利用できない場合などを想定した非常通信設備の整備を図ってまいります。

また、千葉県による土砂災害防止法に基づく市内48箇所の土砂災害警戒区域等の指定に伴い、ハザードマップや警戒避難体制の整備を図り、土砂災害による被害の未然防止に努めてまいります。

第二に「快適でうるおいのあるまちづくり」であります。

はじめに、生活環境について申し上げます。

きれいなまちづくりを推進するため、「きれいな旭をつくる会」を中心に市民の皆様やボランティア団体のご協力をいただきながら、ゴミゼロ運動や各種事業を推進し、今後も地域ぐるみで環境の保全に取り組んでまいります。

また、地域での地球温暖化を少しでも防止するための取り組みとして、平成22年度から3年間、住宅用太陽光発電システムを設置する方へ補助制度を実施してまいります。

次に、広域ごみ処理事業について申し上げます。

東総地区広域市町村圏事務組合が進めている広域ごみ処理事業については、3市管内の既存施設を集約化した広域ごみ処理施設や最終処分場を同一市において整備することとし、検討を進めております。

新施設の整備にあたっては、今後も構成3市で連携し地域住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、早期実現に向けて努力してまいります。なお、新施設の稼働までは、一定の期間を要しますので、現施設の延命化と適正な運営を図り、ごみ処理行政に支障のないよう努めてまいります。

また、東総衛生組合が運営している旭クリーンパークにつきましては、本年度から現敷地内に、コンパクト化かつ再資源化を考慮した汚泥再生処理センターの建設工事に着工する予定であります。

次に、水道事業について申し上げます。

将来にわたり安全で良質な水を安定的に供給するため、既存施設の維持管理に努めながら、引き続き配水区域変更に伴う配水管布設工事を行い、災害などの緊急時に対応するため、緊急応援連絡管布設工事等を計画的に行ってまいります。

また、平成22年度から、新たに配水管を布設する場合に、市と申請者の布設費の費用負担を定め、今後の配水管布設工事の円滑な推進を図り、水道普及の向上に努めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

公共下水道は、平成21年度末において165.2ヘクタールの区域で使用が可能となり、事業認可区域202ヘクタールのうち、約82パーセントが整備されます。

平成22年度は、旭中央病院北側進入路周辺2.4ヘクタールの面整備工事を実施してまいります。なお、現認可区域の整備後は、当分の間、新たな区域の認可変更は行わず、施設の適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、排水路の整備について申し上げます。

平成21年度から工事に着手した川向西野地区の排水路整備事業については、継続して工事

を進めるとともに、蛇園南地区流末排水整備事業については、現在、詳細設計業務に取り組んでおり、平成26年度完成を目指し事業を進めてまいります。

次に、公園事業について申し上げます。

現在整備中の袋公園、旭文化の杜公園については、市民が利用しやすく憩える交流の場として、また、防災機能を併せ持った公園として平成22年度末の完成に向けて事業を進めております。

また、下宿ふれあい公園については、旭市立公園に位置付けるため、本定例会に関連する議案を提案したところであり、名称については、地域の皆様のご意見を取り入れ、「三川ふれあい公園」とするものであります。

これらの公園が完成することにより、総合計画に定める一定の目標は達成できるものと考えております。

今後は、安全で快適な公園の維持管理に努めてまいります。

次に、あさひパークゴルフ場について申し上げます。

あさひパークゴルフ場は、平成20年7月のオープン以来、市民の健康増進の場として、各種大会等の開催などにより、大勢の皆様にご利用いただいているところであります。

平成22年度は、オープン3年目を迎えることから、より適切な運営を目指すため、利用団体や有識者等を交えた懇話会を設置したいと考えており、今後も、利用者のニーズ等を把握するとともに、しっかりとした維持管理に努めてまいります。

なお、施設の指定管理者の指定期間が本年3月末をもって終了することから、財団法人旭市福祉協会を継続して指定管理者として指定するため、本定例会に関連する議案を提案したところであります。

次に、ＪＲ旭駅、干潟駅の環境整備について申し上げます。

老朽化している両駅のトイレ改修につきましては、ＪＲとの協議が整いましたので、国体が開催される本年9月までには完成させたいと考えております。

第三は「健やかでやすらぎのあるまちづくり」であります。

はじめに、保健事業について申し上げます。

乳幼児医療費助成事業については、千葉県において平成22年12月から子ども医療費助成事業と改称し、助成対象を小学校3年生まで拡大することに伴い、本市においても、対象を小学校3年生まで引き上げ助成してまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

近年、自治体病院は、香取・海浜地域においても医師不足等の影響もあり、休止や病棟の閉鎖等診療体制の縮小が加速しております。

このような状況の中、旭中央病院は、東総地域の基幹病院として高度医療をはじめ、不採算部門の救急医療等を受け持つとともに、近隣病院の要請に基づき医師の派遣を行うなど、地域医療の確保に取り組んでおります。これからも病院事業については、引き続き健全な経営に努めてまいります。

また、病院再整備事業は、順調に進捗しており、平成22年度末には新本館工事が完了する見込みであります。

先日は、森田知事も現地を視察に来られ、旭中央病院が東総地域の中核病院として必要不可欠なものであるとの認識を深めていただいたものと考えております。

次に社会福祉について申し上げます。

これまで80歳以上の方々を対象に支給しておりました長寿祝金支給事業については、その対象を見直し、節目の年齢に合わせて支給してまいります。

また、干潟シルバー活力センターは、建物の老朽化が進み、耐震基準も満たしておらず、急傾斜地域に建設されているため、取り壊すこととし、本定例会に関連する議案を提案したところであります。

次に児童福祉について申し上げます。

私は、以前より、国も地方も大きな問題の一つに、少子化に歯止めをかけるという事を、何が何でもやらなければならないと思っております。その中で、地域が独自にできる子育て支援策として、今回、0歳から2歳未満までの乳幼児を対象に紙おむつを給付してまいります。

また、4月から始まる子ども手当につきましては、中学生までの子ども約1万人に一人当たり月額1万3,000円を支給するための予算措置を講じたところであります。

なお、延長保育や一時預かり、病児・病後児保育、つどいの広場事業等については引き続き実施し、子育て支援の環境を整えてまいります。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

超高齢社会といわれる中で、増加する要介護認定者に対する介護保険制度の適正な運営を図るとともに、元気な高齢者を増やすための介護予防事業の推進や自立した生活を送るための地域ケア体制の整備に取り組んでまいります。

また、第5期介護保険事業計画の策定のためのアンケート調査を実施し、介護保険サービ

ス利用者のニーズの把握や介護サービス基盤の整備状況の検証などを行ってまいります。

次に、障害者福祉について申し上げます。

障害者福祉サービスについては、援助を必要とする方々のため、地域に即した施策に取り組んでまいります。

また、重度心身障害者の医療費助成については、これまで重度の身体障害者及び重度の知的障害者を助成の対象としておりましたが、障害者自立支援法に基づき、新たに重度の精神障害者を助成の対象とすべく、本定例会に関連する議案を提案したところであります。

第四は「心豊かな人と文化をはぐくむまちづくり」であります。

はじめに、学校教育について申し上げます。

市内の小・中学校が主体性を発揮し、創意工夫を活かして教育の活性化を図り、特色ある学校づくり、人づくりを推進することにより、児童・生徒一人ひとりの生きる力を育むことを目的に、新規事業として、学校いきいきプラン事業を展開し、学校教育の充実を図ってまいります。

小・中学校教諭補助員配置事業等については、10名の教諭補助員を配置するとともに、5名の学力支援員を配置し、国語や算数、数学など基礎学力の徹底と特別支援を必要とする子ども達へのきめ細かな指導を行うものであり、A L Tによる英語教育と併せて学力の向上を図ってまいります。

学校給食センター統合改築事業については、造成工事と実施設計を予定しておりますが、先行して、用水時期前に水路の付替え工事を実施するとともに、建設課や下水道課等が発注する工事の発生土を活用しての埋立てを予定しております。なお、活用には、土壌の環境等を十分検証しながら工事を進めてまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

中央小学校及び矢指小学校改築事業については、早期完成に向けて事業を進めてまいります。

また、第一中学校屋内運動場改築事業については、学校等と詳細部分についての調整を図りながら、平成23年3月末の完成を目指すとともに、飯岡中学校改築事業については、飯岡西部地区土地改良事業において創設予定の非農用地のみを利用する計画とし、事業を進めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

文化振興事業については、多くの市民の皆さんに楽しんで参加していただけるよう、市民

音楽祭やあさひのまつり等の市民参加型の事業をはじめ、演劇鑑賞教室、あさひ寄席等の公演などを実施してまいります。なお、日本文化の復活やまちおこし等に精力的に取り組んでいる長野県在住のセーラ・マリ・カミングスさんを講師として迎える文化講演や、NHK公開番組「あなたの街で夢コンサート」の開催も決定しており、幅広いジャンルの文化事業を展開してまいります。

文化財保護については、大原幽学遺跡「旧宅」半解体事業が最終年度を迎え、修復作業が完了する予定となっております。

体育振興については、市民の健康に対する関心が高まる中、広くスポーツに理解と関心を深め、かつ、市民が積極的にスポーツレクリエーション活動に参加できる機会を提供してまいります。

特に、市民の一体感を醸成する事業として、「第1回旭市民体育祭」を千葉県総合スポーツセンター東総運動場において開催し、市民の絆を築く健康で明るいスポーツレクリエーション活動として推進してまいります。

次に、37年振りに千葉県で開催される「ゆめ半島千葉国体」について申し上げます。

来る9月30日から5日間の日程で開催される「第65回国民体育大会卓球競技会」では、本市の掲げる“日本一住みよいまち”にふさわしい魅力あふれる大会となるよう準備を進めてまいります。

また、全国から訪れる多くの人々を温かいおもてなしの心で迎えるため、市民やボランティア団体等のご協力をいただきながら、国体開催への気運を盛り上げてまいります。

第五は「活力と躍動感に満ちたまちづくり」であります。

はじめに、農業の振興について申し上げます。

水田農業は、米の消費が停滞する中、生産過剰による価格の低迷が続き、依然として厳しい状況にあります。そのような状況から脱却し、安定した水田農業を実現するため、麦のほか飼料作物、発酵粗飼料用稲、飼料用米などを組み合わせた水田経営による収入の安定化を図ります。なかでも、一昨年から取り組んでおります飼料用米については、国や県からも大きな評価を得ており、今後も積極的に推進してまいります。

また、国において平成22年度より戸別所得補償モデル対策、いわゆる戸別所得補償制度を導入することから、水稻生産農家へ説明会等を開催し周知を図ることといたしました。

園芸については、首都圏への生鮮野菜の一大供給地として、さらなる生産力向上や省力化を図るため、県の補助制度である「園芸王国ちば」強化支援事業等を積極的に活用し、野菜

生産施設等の整備を支援してまいります。

畜産については、地域から発生するバイオマス資源の有効活用を図るため、平成22年度は堆肥利用組合2団体が、地域バイオマス利活用推進事業に取り組みます。

旭市農業振興地域整備計画の全体見直しは、県との事前協議が整ったことから、法的な事務手続きを進めてまいります。

また、産地間の競争、輸入の増加、消費の減少など農水産業を取り巻く環境が厳しさを増す中、有利販売や販路の拡大による収益の増加を図るため、これらを支援するこだわり旭ブランド創出支援事業を平成22年度より推進してまいります。

そのほか、本市特産物の新たな需要を掘り起こし、商工業との連携により地場産品の販売を推進するとともに、地域産業の活性化に向けて、直売施設等の整備の検討を進めてまいります。

また、本市の認定農業者は、平成21年度当初で903経営体を数え、県下第1位となっております。これら担い手の育成、支援が地域の課題であることから、来る3月24日に「フレッシュフード海匠」見本市を、市場関係者や食品産業関係者などを迎え、東京都立産業貿易センターで開催いたします。この見本市は、生産者自らが消費地に出向き、業界関係者との商談を通じて販路を開拓するもので、平成22年度以降も、引き続きこのような市独自の担い手支援策を講じてまいりたいと考えております。

幽学の里で米作り交流事業による都市住民との交流については、各方面からの賛同をいただき、回を重ねるごとに参加者が増えております。今後も、交流の裾野を広げ、内容の充実を図っていくことにより、自然豊かな旭市のPR並びに地元農水産物の消費拡大につながるよう努めてまいります。

次に、水産業の振興について申し上げます。

水産業を取り巻く環境は、水産資源の減少や輸入水産物の増加、景気の後退に伴う需要の減少により厳しい状況となっております。このような状況の中、経営の安定に向けて、つくり育てる漁業を推進するとともに、漁港施設においては、航路確保のための浚渫や、堤防、護岸等の整備を図ってまいります。

次に、農水産業の振興策の一環として、6月には飯岡漁港を会場として、いいおか港・水産まつりを、秋には旭、干潟、海上地区で産業まつりを開催し、本市のPRと知名度の向上を図ってまいります。

次に、商業の振興について申し上げます。

商業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続く中、商工会では、既存商店街の振興策として、プレミアム付き共通商品券発行事業や中心市街地活性化委員会の活動など商業活性化に向けた各種事業を展開しているところであり、市としても、商工会と連携を図りながら支援してまいります。

また、雇用の創出と空き店舗対策として、新たに、ふるさと雇用再生特別基金事業を利用して、市の特産品等を広く市内外に紹介するアンテナショップを計画しており、関連する予算を計上したところであります。運営については商業団体へ委託を予定しており、商業・農水産業の団体等に協力をいただきながら、本市に相応しいアンテナショップにしたいと考えております。

中小企業金融対策事業については、急激な景気悪化もあり、平成21年度に市制度資金の融資枠を拡大し、利便性向上に努めておりますが、今後も景気の停滞が続くと見込まれることから、引き続き利用の促進を図るとともに、国のセーフティネット保証に係る認定事務を迅速に行い、中小企業者の経営安定に向け支援してまいります。

次に、工業の振興について申し上げます。

あさひ新産業パークへの企業誘致については、今年度2社の操業が開始されましたが、いまだ景気の回復の兆しが見えない中、工業団地に対する引き合いも減少しており、企業誘致活動も厳しさが増しております。今後もしばらくの間、厳しい状況が続くことが予想されますが、農畜産物の一大供給地である本市のポテンシャルを活かしながら、引き続き地域経済の活性化と雇用機会の創出を図るため、各金融機関や千葉県並びに県土地開発公社などと連携しながら優良企業の誘致に努めてまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

千葉県では、現在、早春の観光キャンペーン「きらきら房総春いっぱい」を展開しているところであり、本市においても、このキャンペーンの一環として、「袋公園桜まつり」など各種イベントをガイドブック等により紹介しております。

袋公園桜まつりにつきましては、「袋公園桜まつり実行委員会」が中心となり、地域の皆様の協力のもと、来る4月1日から11日まで開催を予定しておりますので、多くの方々のご来場を期待するものであります。

また、長熊釣堀センターにつきましては、現在、大勢の釣り客で賑わっているところであります。

今後は、来る4月1日に1周年記念の無料開放を実施するほか、恒例の春・秋の釣り大会

や各種イベントを予定しており、県内外から多くの釣り客を迎えられるよう努めてまいります。

さらに、観光の振興策については、今後も、ちばプロモーション協議会「九十九里地域部会」や観光協会等と連携しながら観光の情報発信に取り組むなど観光客の誘致に努めてまいります。

次に、地域資源価値創造事業について申し上げます。

この事業は、平成20年度に外部検討委員会である「旭市の文化と観光情報発信委員会」、平成21年度に「旭市地域ブランドづくり委員会」を設置し、潜在的な文化・観光資源を新たな目で調査し、全国へ向けての情報発信を試みるため、調査・研究などを行いました。

今後は、これまでの各種調査やその成果をもとに、地域の活性化に結び付ける方策などを研究し、市民の活動の融合により創造的な成果を生み出すとともに、ちばてつや先生のご協力をいただきながら、漫画キャラクターを使用したPR活動を地域内外に向け積極的に行ってまいります。

第六は「共につくる夢のあるまちづくり」であります。

はじめに、定住自立圏構想策定事業について申し上げます。

定住自立圏構想は、少子・高齢化や三大都市圏への人口流出、地方分権の流れなどの見地から、人口の減少による地域経済力の低下、コミュニティの衰退などを防ぎ、活力あるまちづくりを推進していく施策であり、本市は、広域的な合併を行ったことから、特例として合併1市で圏域を形成できることとなりました。

今後は、3月末までに中心市宣言を行い、平成22年度に定住自立圏形成方針及び定住自立圏共生ビジョンを策定し、「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、一つの圏域として本市の活性化を図ってまいります。

なお、国の定住自立圏構想推進要綱に基づき、本定例会に関連する議案を提案したところであります。

次に、電算システム運用事業について申し上げます。

現行の住民情報系システムについては、新市合併により新たに構築し、平成17年7月より稼働運用しております。現行システムの運用保守が平成24年3月で終了することから、3月中には新システム構築の業者を選考し、平成23年度の稼働運用に向けて準備を進めてまいります。なお、新システムの構築にあたっては、安定稼働はもちろんのこと、市民サービスの向上、コストの低減、万全なセキュリティ対策を基本に実施してまいります。

続いて、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第 1 号は、平成22年度旭市一般会計予算の議決についてでありまして、予算規模は、歳入歳出それぞれ269億1,000万円であります。

歳入の主なものは、1 款市税に67億4,610万円、9 款地方交付税に79億1,000万円、13款国庫支出金に27億9,244万7,000円、14款県支出金に14億4,576万5,000円、20款市債に47億4,550万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、2 款総務費に30億5,160万円、3 款民生費に69億7,774万7,000円、6 款農林水産業費に9 億8,223万8,000円、8 款土木費に38億9,585万7,000円、9 款消防費に10億8,253万5,000円、10款教育費に34億9,804万3,000円、12款公債費に32億364万8,000円を計上したところであります。

議案第 2 号は、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、事業勘定で84億4,000万円、施設勘定で7,270万円とするものであります。

議案第 3 号は、平成22年度旭市老人保健特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ2,800万円とするものであります。

議案第 4 号は、平成22年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ4 億4,600万円とするものであります。

議案第 5 号は、平成22年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ37億2,000万円とするものであります。

議案第 6 号は、平成22年度旭市下水道事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ11億2,700万円とするものであります。

議案第 7 号は、平成22年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ5,140万円とするものであります。

議案第 8 号は、平成22年度旭市水道事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の給水件数を1 万8,912件、年間給水量を615万7,667立方メートルと見込み、事業収益を16億2,459万8,000円と予定いたしました。

議案第 9 号は、平成22年度旭市病院事業会計予算の議決についてでありまして、病院本体の入院患者数は27万7,111人、外来患者数は79万5,316人を見込み、事業収益を323億6,336万2,000円と予定いたしました。

議案第10号は、平成22年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決についてでありまして、宿泊利用者を1 万6,000人、休憩利用者を7,000人を見込み、事業収益を2 億4,373万4,000円と予

定いたしました。

議案第11号は、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ2,200万円を追加し、予算の総額を279億6,000万円とするものであります。

議案第12号は、平成21年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、事業勘定において歳入歳出からそれぞれ373万6,000円を減額し、予算の総額を86億1,584万9,000円とするものであります。

議案第13号は、平成21年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ5,726万円を追加し、予算の総額を36億9,526万円とするものであります。

議案第14号は、平成21年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、繰越明許費を設定するものであります。

議案第15号は、平成21年度旭市水道事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益的収入及び支出で、水道事業収益に820万7,000円を増額し、水道事業費用から4,913万円を減額するとともに、資本的収入及び支出では、企業債の借り換えをするにあたり、資本的収入に4億1,090万円、資本的支出に3億9,358万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

議案第16号は、平成21年度旭市病院事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益的収入及び支出で、病院事業収益に2億1,918万4,000円を増額し、病院事業費用に2億2,273万8,000円を増額するとともに、資本的収入及び支出で、資本的収入から18億5,938万円を減額し、資本的支出から18億5,901万5,000円を減額するものであります。

議案第17号は、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてでありまして、国が定めた定住自立圏構想に基づき、本市において定住を促進する取り組みを今後進めていく上で、定住自立圏形成方針を議会の議決を経て定める必要があるため、あらかじめ地方自治法第96条第2項の議会において、議決すべき案件である旨の条例を定めるものであります。

議案第18号は、旭市雇用促進住宅整備基金条例の制定についてでありまして、将来に向け、雇用促進住宅及び共同施設の整備に必要な財源を確保するため、基金を設置するものであります。

議案第19号は、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてでありまして、独立行政法人雇用・能力開発機構から購入する雇用促進住宅旭宿舎について、新たに条例を制定するものであります。

議案第20号は、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、なお一層の行政改革の推進や未来を担う子どもたちの育成に、より柔軟に対応するため、平成22年4月1日付けで行政改革推進課及び子育て支援課を新設するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第21号は、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、職員の定数管理を適切に行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第22号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例及び旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、昨年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第23号は、旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、長寿祝金の受給資格者及び祝金の額を見直すにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第24号は、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、障害者自立支援法の趣旨に基づき、助成の対象に、新たに精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者を加えるとともに住所地特例の規定を整備するため所要の改正を行うものであります。

議案第25号は、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、神西住宅、西野住宅及び双葉団地の一部用途廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第26号は、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、旭市立公園として「三川ふれあい公園」を設置するため、所要の改正を行うものであります。

なお、名称については地域のご意見を取り入れたものであります。

議案第27号は、大原幽学遺跡史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、大原幽学遺跡史跡公園内に設置するキャンプ場が、老朽化により所期の目的であるレクリエーション施設としての機能を維持できなくなったことから廃止することとし、所要の改正を行うものであります。

議案第28号は、旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国民宿舎の名称を「食彩の宿いいおか荘」に改め、なじみのある施設の名称とし、利用者の顧客化を促進しようとするものであります。

議案第29号は、干潟シルバー活力センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてでありまして、建物の老朽化により、その機能を維持できなくなったことから

廃止することとし、本条例を廃止するものであります。

議案第30号は、旭市青少年憩の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてでありまして、青少年の健全育成を目的として設置運用してまいりましたが、建物の老朽化により、その機能を維持できなくなったことから廃止することとし、本条例を廃止するものであります。

議案第31号は、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、組合立国保成東病院及び鴨川市南房総市環境衛生組合が千葉縣市町村総合事務組合から脱退することに伴う組織団体数の減少等の規約改正にあたり、あらかじめ関係地方公共団体の議会の議決を求めるものであります。

議案第32号は、旭市土地開発公社定款の変更についてでありまして、平成17年1月21日付けで改正された土地開発公社経理基準要綱に基づく経理に移行するにあたり定款中の規定の整備を行うものであります。

議案第33号及び議案第34号の両議案は、いずれも人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち6月30日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

私は、林秀和氏並びに石毛昭夫氏が適任であり、再度お願いしたいと考え、提案するものであります。

議案第36号は、市道路線の認定、廃止及び変更についてでありまして、道路整備等により新たに9路線を認定し、都市計画公園整備事業及び路線の見直しに伴い3路線を廃止するとともに、3路線を変更するものであります。

以上、市政運営についての所信並びに今回提案いたしました各議案の趣旨をご説明いたしました。詳しくは事務担当者から説明し、また、ご質問に応じてお答えいたしますので、なにとぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（林 一哉） ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○副議長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

地方自治法第117条の規定により、議案第35号に関係いたします林一哉議員、高橋利彦議員、林俊介議員、日下昭治議員、木内欽市議員の退席を求めます。

（ 2 2 番 林 一哉 退席 ）

（ 2 0 番 高橋利彦 退席 ）

（ 1 8 番 林 俊介 退席 ）

（ 1 7 番 日下昭治 退席 ）

（ 1 5 番 木内欽市 退席 ）

○副議長（嶋田哲純） 引き続き、提案理由の説明を求めます。

議案第35号について、明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 議案第35号について、提案理由を説明いたします。

議案第35号は、あさひパークゴルフ場の指定管理者の指定についてでありまして、財団法人旭市福祉協会を継続して指定管理者として指定するにあたり、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

○副議長（嶋田哲純） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

ここで林一哉議員、高橋利彦議員、林俊介議員、日下昭治議員、木内欽市議員の入場を求めます。

（ 2 2 番 林 一哉 入場 ）

（ 2 0 番 高橋利彦 入場 ）

（ 1 8 番 林 俊介 入場 ）

（ 1 7 番 日下昭治 入場 ）

（ 1 5 番 木内欽市 入場 ）

○副議長（嶋田哲純） しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 1 1 時 1 2 分

再開 午前 11 時 13 分

- 議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 7 議案の補足説明

- 議長（林 一哉） 日程第 7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第 1 号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

- 財政課長（加瀬正彦） 議案第 1 号、平成22年度旭市一般会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

初めに、別冊でお配りしております平成22年度当初予算の概要について申し上げます。

この資料は、先日開催されました全員協議会において説明に用いましたものを特別会計、それから企業会計までを含めまして、改めて一冊にまとめたものでございます。この資料の内容につきましては、全員協議会でご説明したとおりでございますので省略させていただきたいと思います。

それでは、予算書を願いいいたします。

予算の内容につきまして、前年度と比較しながら、主なものをご説明いたします。

それでは、1 ページを願いいいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を269億1,000万円と定めるもので、対前年度13億6,000万円、5.3%の増となりました。

第 2 条の債務負担行為と第 3 条の地方債につきましては、後ほど別の表でご説明いたします。

第 4 条は、一時借入金の限度額を20億円と定めるものです。

第 5 条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を給料、職員手当等及び共済費と定めるものでございます。

次の 2 ページから 8 ページまでは第 1 表歳入歳出予算であります、これらの内容につきましては、13ページ以降の事項別明細書の中でご説明いたします。

それでは、9ページをお願いいたします。

第2表は債務負担行為です。表の1番目から7番目までは、各種利子補給と中小企業資金融資に対する損失補償について、例年設定しているものでございます。また、8番目、9番目は旭市土地開発公社に対する債務の保証、10番目は道路台帳統合事業について、11番目は共同運用消防指令センター整備事業について、それぞれ記載のとおり期間と限度額を設定するものでございます。

10ページをお願いいたします。

第3表は地方債です。起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、総額として47億4,550万円を計上しております。

次の11ページと12ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省略させていただきます。13ページの歳入から順を追ってご説明申し上げます。

それでは、13ページをお願いいたします。

1款市税のうち1項1目個人市民税は、景気後退による影響と21年度の決算見込みを考慮して、対前年度267万4,000円、0.1%の増で、27億1,330万8,000円を見込みました。

2目法人市民税についても、景気の急激な落ち込みと21年度の決算見込みを考慮して、対前年度817万6,000円、2.1%の減で、3億8,376万9,000円を見込みました。

2項1目固定資産税は、土地、家屋の課税標準額を考慮し、対前年度2,055万1,000円、0.7%の増で、28億2,716万2,000円を見込みました。

14ページをお願いいたします。

2目国有資産等所在市交付金は、対前年度20万3,000円、4.2%の減で、465万9,000円を見込みました。

3項1目軽自動車税は、対前年度137万7,000円、1.0%の増で、1億3,348万5,000円を見込みました。

4項1目市たばこ税は、21年度の決算見込みを考慮して、対前年度2,426万6,000円、5.4%の減で、4億2,824万1,000円を見込みました。

15ページをお願いいたします。

6項1目入湯税は、21年度の決算見込みを考慮して、対前年度128万7,000円、13.0%の増で、1,119万4,000円を見込みました。

7項1目都市計画税は、固定資産税の見込みに準じて、対前年度254万1,000円、1.1%の増で、2億4,404万2,000円を見込みました。

2 款地方譲与税の 1 項 1 目地方揮発油譲与税は、地方財政計画、これにつきましては、この後、地財計画と申し上げますけれども、これを考慮いたしまして対前年度同額の 1 億100 万円を見込みました。

16ページをお願いいたします。

2 項 1 目自動車重量譲与税は、地財計画を考慮して1,900万円、6.6%の減で、2 億6,700 万円を見込みました。

3 款の利子割交付金から 4 款配当割交付金、17ページになりますけれども、5 款株式等譲渡所得割交付金、6 款地方消費税交付金、7 款自動車取得税交付金、ここまでは地財計画と県の推計を考慮して、それぞれ見込んだものでございます。

一番下の 8 款地方特例交付金の 1 項 1 目地方特例交付金は、地財計画を考慮いたしまして 4,600万円、53.5%の増で、1 億3,200万円を見込みました。これは地方公務員に対する子ども手当分の増によるものでございます。

18ページをお願いいたします。

9 款地方交付税は、対前年度 3 億円、3.9%の増で、79億1,000万円を見込みました。このうち、普通交付税は地財計画を考慮いたしまして71億円、特別交付税は21年度の決算見込みを考慮して 8 億1,000万円を見込んだところでございます。

10款交通安全対策特別交付金は、対前年度同額の1,300万円を見込んでおります。

11款分担金及び負担金は164万2,000円、0.4%の減で、4 億4,423万円を見込んでおります。

19ページをお願いいたします。

12款 1 項使用料です。主なものは、一番下の 5 目土木使用料で、対前年度2,553万3,000円、49.4%の増で、7,723万4,000円を見込みました。これは21年度取得いたしました雇用促進住宅の使用料によるものの増でございます。

20ページをお願いいたします。

下のほうになります。2 項手数料で、主なものでございますが、次の21ページ、2 目衛生手数料、この対前年度で2,161万3,000円、8.4%の減で、21年度の決算見込みなどを考慮して 2 億3,537万6,000円を見込んでおります。

下のほうになりますけれども、13款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金は、対前年度 9 億6,240万6,000円、84.8%の増で、20億9,700万8,000円を見込んでおります。増の主なものは、次の22ページになります。上から 3 行目の説明欄 3 番の子ども手当国庫負担金10億 6,354万4,000円が新規に増えたことによるものです。

23ページをお願いいたします。

2 項 1 目総務費国庫補助金は、説明欄 1 番の市町村合併推進体制整備費補助金で、国の22年度予算を考慮して見込んでおります。

2 目民生費国庫補助金は増となります。増の主な理由は、2 節の児童福祉費国庫補助金の説明欄 2 番、次世代育成支援対策交付金事業の組み替えによるものでございます。

3 目衛生費国庫補助金は増となります。説明欄 1 番のがん検診推進事業費補助金によるものでございます。

4 目土木費国庫補助金は減となります。減の主な理由は、24ページになります。一番上の4 節まちづくり交付金、これが減になったことによるものです。

5 目消防費国庫補助金は減です。説明欄 1 番の消防防災施設整備費補助金と、それから説明欄 2 番、緊急消防援助隊設備整備費補助金が減になったことによるものでございます。

6 目教育費国庫補助金は全体で増となっています。ただ、これにつきましては、実施する事業によって増と減がございます。

2 節小学校費国庫補助金は増で、説明欄 1 番から 4 番の中央小学校と矢指小学校の改築事業の交付金、補助金が増になったことによるものです。

3 節の中学校費国庫補助金は減で、安全・安心な学校づくり交付金、これは第二中学校校舎改築事業にかかわるものですけれども、これが終了したことによるものとなっております。

25ページをお願いいたします。

13款 3 項委託金は増で、2 目 2 節児童福祉費委託金の説明欄 2 番、子ども手当事務費交付金によるものです。

14款県支出金ですが、1 項 1 目民生費県負担金は増です。増の主な理由は、26ページの3 節の児童福祉費県負担金の説明欄 2 番、子ども手当県負担金、これが増になったことによるものです。

27ページをお願いいたします。

2 項 2 目の民生費県補助金は増です。1 節社会福祉費県補助金と28ページの3 節児童福祉費県補助金、これが増となったことによるものでございます。

2 項 3 目衛生費県補助金、これも増になります。説明欄 2 番の新型インフルエンザワクチン接種助成事業費補助金、説明欄 3 番の妊婦健康診査支援基金事業費補助金、説明欄 4 番の乳幼児医療対策事業費補助金が増になったことによるものでございます。

29ページをお願いいたします。

一番上になりますが、2項4目労働費県補助金は増で、説明欄1番の緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金の増と、新規事業として説明欄2番のふるさと雇用再生特別基金事業費補助金が増になったことによるものでございます。

2項5目農林水産業費県補助金は減で、前年度の強い農業づくり交付金、畜産環境総合整備統合事業費補助金がなくなったことによるものです。また、2節の水産業費県補助金についても減で、前年度の魚礁を設置するための地域水産物供給基盤整備事業費補助金がなくなったことによるものです。

30ページをお願いいたします。

2項9目教育費県補助金は増で、増の主な理由は、3節の保健体育費県補助金、説明欄1番の第65回国民体育大会会場地市町運営費補助金が増になったことによるものでございます。

3項1目総務費委託金は増で、5節の統計調査費委託金、説明欄4番の国勢調査費委託金の増によるものでございます。

31ページをお願いいたします。

15款財産収入の1項2目利子及び配当金は増で、4節の地域振興基金利子の増によるものでございます。

33ページをお願いいたします。

16款の寄附金は科目設定となります。

34ページになります。

17款繰入金の1項特別会計繰入金で1目老人保健特別会計繰入金は、老人保健特別会計からの精算分となります。

2項1目の財政調整基金繰入金は、対前年度3億9,000万円、75.0%の減で、1億3,000万円を計上いたしました。

35ページをお願いいたします。

18款繰越金は、前年度と同額の4億円を見込み計上したものでございます。

36ページになります。

19款諸収入の4項1目貸付金元利収入で、1節商工費貸付金元利収入の説明欄1番の中小企業金融対策資金預託金元金収入と2節公営企業費貸付金元利収入の説明欄1番の国民宿舎事業会計貸付金元金収入を計上したものでございます。

37ページをお願いいたします。

20款市債は増となっております。事業によりましては増と減がございます。

内訳といたしましては、1目総務債は増で、説明欄1番のコミュニティバス整備事業債610万円、2目衛生債は減で、説明欄1番の水道事業一般会計出資債が減となっております。

3目農林水産業債は増で、1節農業債の説明欄1番の経営体育成基盤整備事業債、説明欄3番の仁玉川改修事業債、説明欄4番の広域営農団地農道整備事業債が増となっております。38ページをお願いいたします。

4目土木債は増で、1節道路橋梁債、説明欄1番の蛇園南地区流末排水整備事業債、説明欄2番の旭中央病院アクセス道整備事業債、説明欄3番の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業債が増となっております。

5目消防債は減で、説明欄3番の防災基盤整備事業債が大きく減となっております。

6目教育債は増で、主な理由は、1節の小学校債の中央小学校と矢指小学校校舎改築事業、3節の保健体育債の学校給食センター統合改築事業債、これが増となっております。

7目臨時財政対策債は、地方交付税の代替に発行する地方債で、元利償還額についてはその全額が後年度地方交付税に補てんされるもので、22年度につきましては、地財計画に基づく発行可能見込額である17億6,700万円、対前年度5億8,530万円、49.5%の増で計上いたしました。

なお、これら市債のうち、合併特例債事業をここで申し上げます。

まず、1目の総務債でコミュニティバス整備事業債、2目の衛生債で水道事業一般会計出資債、4目の土木債で蛇園南地区流末排水整備事業債、旭中央病院アクセス道整備事業債、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業債、南堀之内遊正線整備事業債、文化の杜公園整備事業債、6目の教育債で中央小学校校舎改築事業債、矢指小学校校舎改築事業債、第一中学校屋内運動場改築事業債、学校給食センター統合改築事業債、これらが合併特例債を予定した事業となっております。

以上で歳入の説明は終わります。

続いて、歳出につきまして、前年度と比較しながら主な事業をご説明申し上げます。

それでは、40ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費は減となっております。減の主な理由は、議員定数が減になったことによるものでございます。

少し飛びまして、50ページをお願いいたします。

下のほうになります。2目人事管理費は減で、減の主な理由は、次の52ページになりますけれども、説明欄3番の一部事務組合負担金で、退職手当負担金が減になったことによるも

のでございます。

少し飛びまして、57ページになります。

57ページの一番下でございます。7目企画費は増で、増の主な理由は、59ページの説明欄3番、定住自立圏構想策定事業として、新規に定住自立圏形成方針策定支援業務委託料を計上したことと、次の60ページの一番下をお願いいたします。説明欄6番の姉妹都市・友好交流市村宿泊助成事業として、旭市山の家の廃止に伴いまして、観光目的で茅野市と中城村の宿泊施設を利用した市民に対して宿泊費の助成金を計上したことによるものでございます。

61ページをお願いいたします。

8目電子計算費は増で、増の主な理由は、説明欄2番の電子システム運用事業として、本年6月末に5年を経過する住民情報系システムの更新に伴う経費を13節の委託料と14節の使用料及び賃借料に計上したことによるものでございます。

少し飛びまして、70ページをお願いいたします。

2項2目賦課徴収費は増で、増の主な理由は、72ページになります。説明欄3番の緊急雇用創出滞納整理推進事業と説明欄4番の緊急雇用創出固定資産台帳整備事業、これを新規事業として計上したことによるものでございます。

少し飛びまして、76ページになります。

4項3目参議院議員選挙費と、それから77ページになりますけれども4目の千葉県議会議員選挙費、次の78ページの5目北総東部土地改良区総代選挙費、これはそれぞれ任期満了に伴う選挙執行経費を計上したものでございます。

79ページをお願いいたします。

一番下の5項2目委託統計調査費は増で、増の主な理由は、次の80ページになります説明欄3番の国勢調査費です。5年に一度の国勢調査の経費を計上しております。

次に、3款民生費です。少し飛びまして、89ページをお願いいたします。

1項2目障害者福祉費は増で、増の主な理由は、92ページになりますが説明欄12番の自立支援給付事業、21年度の決算見込みを考慮して、増となることによるものでございます。

次に、94ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、2項1目老人福祉総務費は減で、減の主な理由は、次の95ページの説明欄4番、長寿祝金支給事業で、長寿祝金支給年齢の見直しにより減となるものです。

少し飛びまして、100ページをお願いいたします。

2項4目介護保険費は増で、説明欄3番の介護保険事業特別会計繰出金が増になったこと

によるものです。

101ページをお願いいたします。

3 項 1 目児童福祉総務費は増で、増の主な理由は、103ページになります説明欄 7 番、乳幼児紙おむつ給付事業で、市単独の新規事業として子育て家庭の経済的負担を軽減するとともに、少子高齢化対策として満 2 歳未満、ゼロ歳から 1 歳児になりますけれども、この乳幼児を養育する保護者に対しまして紙おむつ購入券を給付するものでございます。

105ページをお願いいたします。

2 目児童措置費は増で、説明欄 2 番の子ども手当給付事業を新規事業として計上したもので、次代を担う子どもの成長と発達に資するため、中学校修了までの子を持つ世帯に子ども手当を支給するものでございます。22年度は支給対象児童 1 人当たり月額 1 万 3,000 円を支給するものでございます。

106ページをお願いいたします。

4 目保育所費は増で、増の主な理由は、少し飛びまして、110ページの説明欄 5 番になります。保育所施設改修事業を新規事業として計上したもので、おうめい保育園改築事業に対する補助金を計上するものでございます。

114ページをお願いいたします。

4 項 2 目扶助費は増で、説明欄 1 番の生活保護扶助費が増となったことによるものでございます。

次に、4 款衛生費になります。116ページの 1 項 1 目保健衛生総務費は減で、次の117ページの説明欄 3 番の水道企業団負担金が減となったことによるものでございます。

少し飛びまして、121ページをお願いいたします。

2 目予防費は増で、増の主な理由は、123ページの説明欄 5 番の感染症予防対策事業がインフルエンザワクチン接種費助成などにより増となったことによるものでございます。

124ページをお願いいたします。

3 目母子保健費は増で、増の主な理由は、次の125ページになります。下のほうの説明欄 3 番の乳幼児医療費助成事業です。平成22年12月から助成対象を拡大しまして、ゼロ歳児から小学校 3 年生までの入・通院に要する費用を助成するものでございます。

少し飛びまして、132ページをお願いいたします。

5 目の公害対策費は増で、この主な理由は、次の133ページの下のほうの説明欄 4 番、住宅用太陽光発電システム設置助成事業を新規事業として計上したもので、太陽光発電システ

ムの普及を促進するため、住宅用太陽光発電システムの設置に対し費用の一部を補助するものでございます。

次に、6款農林水産業費です。少し飛びまして、147ページになります。

下のほうの1項3目です。農業振興費、これは全体的には減で、減の主な理由は、昨年度実施いたしました施設園芸生産コスト軽減支援事業と経営構造対策事業などがなくなったことによるものですが、そのほかの新規事業として、150ページをお願いいたします。説明欄8番になります。こだわり旭ブランド創出支援事業を計上いたしました。この事業は、市内産農水産物が旭ブランドとして確立されるための商品開発・販路拡大・PR活動を行うなど、独創的な手法により旭の新たな顔の創出に取り組む組織・団体への支援を行うものでございます。もう1つですが、153ページの下のほうで説明欄15番、農水産物直売施設整備事業、これを新規事業として計上しております。特産物の直売・PRはもちろんのこと、旭市観光の充実、生産者と消費者の交流の郷、この拠点として多面的機能を有する施設を整備するため委員会を立ち上げ、さまざまな角度から調査・検討を行っていくものでございます。

また少し飛びまして、155ページをお願いいたします。

4目畜産振興費、全体としては減で、減の主な理由は、昨年度実施いたしました畜産環境総合整備統合事業と、それからたい肥利用促進集団育成支援事業、これがなくなったことによるものでございます。説明欄1番の畜産振興事務費は増となっております。増の主な理由は、下のほうになりますが、24節投資及び出資金において、千葉県食肉公社が千葉県食肉流通合理化計画に沿って実施する施設整備に備えて行う増資に対して、出資を行うことによるものでございます。

156ページの5目農地費は減で、減の主な理由は、次の157ページになりますが、説明欄5番の経営体育成基盤整備事業と、158ページの説明欄6番の広域農業基盤整備事業の減によるものでございます。

162ページをお願いいたします。

3項2目水産振興費は減で、昨年度実施いたしました地域水産物供給基地整備事業がなくなったことによるものでございます。

163ページになります。

4目漁港建設費は増で、説明欄1番の水産基盤整備事業の増によるものです。

次に、7款商工費になります。167ページをお願いいたします。

1項2目商工振興費は増で、増の主な理由は、170ページの説明欄7番、ふるさと雇用再

生ふるさと産品ショップ運営事業を新規事業として計上したもので、中心市街地の活性化と雇用の創出を図るため、空き店舗を利用し地域産品を販売するアンテナショップを開設するもので、全額県補助金で実施するものでございます。

次に、8款土木費になります。少し飛びまして、182ページをお願いいたします。

2項1目道路橋梁総務費は増で、増の主な理由は、説明欄1番の道路橋梁事務費の中の13節の道路台帳統合業務委託料の増です。旧1市3町で別々になっていた道路台帳を統合するもので、2か年かけて実施するものでございます。

185ページをお願いいたします。

2項3目道路新設改良費は増で、増の主な理由は、186ページをお願いいたします。説明欄3番の排水路整備事業（西野地区）の地域排水工事、説明欄4番の蛇園南地区流末排水整備事業の道路排水工事等、それから説明欄5番の旭中央病院アクセス道整備事業の道路改良工事等、187ページになりますが、説明欄6番の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業の道路改良工事等が増になったことによるものでございます。

少し飛びまして、191ページになります。

3項2目街路費は減で、減の主な理由は、192ページの説明欄3番の街路整備事業（谷丁場遊正線）の用地購入費等が減になったことによるものでございます。

少し飛びまして、198ページをお願いいたします。

4項1目住宅管理費は増で、増の主な理由は、199ページをお願いいたします。一番下になりますが、説明欄4番の市営住宅改修事業の増と、200ページの説明欄7番の雇用促進住宅事務費、201ページの説明欄8番の雇用促進住宅管理費、説明欄9番の基金積立金の増で、新規事業として、21年度取得いたしました雇用促進住宅関係に係ります経費を計上したことによるものでございます。

次に、9款消防費ですが、204ページをお願いいたします。

1項1目常備消防費は減で、この説明ですが、206ページの説明欄3番、消防施設整備事業と説明欄4番の消防車両整備事業、これが減になったことによるものでございます。

207ページをお願いいたします。

1項2目非常備消防費は減で、減の主な理由は、209ページになります一番下の説明欄5番の消防庫整備事業と、210ページの説明欄6番の消防団車両整備事業が減となったことによるものでございます。

1項3目災害対策費は減で、防災行政無線統合整備事業が前年度終了したことによるもの

でございます。

次に、10款教育費でございます。214ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、1項2目事務局費は増で、増の主な理由は、217ページの説明欄5番の幼稚園就園奨励事業と、それから次の218ページの説明欄9番の学校いきいきプラン事業の増で、これは児童・生徒一人ひとりに生きる力をはぐくむため、市内小・中学校が主体的に特色ある教育活動を展開するための補助金を交付するものでございます。

少し飛びまして、221ページをお願いいたします。

2項1目学校管理費は増で、増の主な理由は、223ページの一番下の説明欄4番の中央小学校改築事業と、次の224ページの説明欄5番の矢指小学校改築事業で校舎等改修工事を行うことによるものでございます。

227ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、3項1目学校管理費は減で、減の主な理由は、前年度の第二中学校改築事業が終了したことによるものでございます。230ページをお願いいたします。説明欄4番の飯岡中学校改築事業は設計業務等の委託と、説明欄5番の第一中学校改築事業は屋内運動場改築工事を行うものでございます。

少し飛びまして、247ページをお願いいたします。

4項6目青少年憩の家費は増で、増の主な理由は、説明欄1番の青少年憩の家管理費の増で、老朽化した建物の解体と、解体跡地の県保安林部分へ植栽工事を行うことによるものでございます。

少し飛びまして、261ページをお願いいたします。

5項1目保健体育総務費は増で、増の主な理由は、新規事業として、市民の健康づくりと一体感の醸成を図るため、262ページの説明欄2番のスポーツ振興事業の19節の一番上になりますが、旭市民体育祭補助金を計上したことと、263ページの説明欄3番、国民体育大会開催事業が増になったことによるものでございます。

268ページをお願いいたします。

3目学校給食費は増で、増の主な理由は、270ページの上から6行目の15節の給排水設備設置工事と、274ページの説明欄9番の学校給食センター統合改築事業の造成工事等の増によるものでございます。

278ページになります。

11款災害復旧費は科目設定をしたものでございます。

また少し飛びまして、282ページをお願いいたします。

12款公債費になります。1項1目元金については増となっておりますが、2目利子については、19年度から21年度の3か年で行いました繰上償還を実施したことにより減となっております。

284ページになります。

13款諸支出金のうち1項1目土地取得費は科目設定でございます。

2項1目水道事業公営企業費は減で、減の主な理由は、説明欄1番の水道事業会計繰出金と、説明欄2番の水道事業会計出資金の減によるものでございます。

2目の病院事業公営企業費は増で、病院事業関係に対しまして交付税算入額が増となる見込みでございます。その繰出金が増となっております。

3目の国民宿舎事業公営企業費は、市営の観光拠点施設を支援するため、28節の繰出金に国民宿舎事業会計繰出金を計上したことによるものでございます。

少し飛びまして、288ページをお願いいたします。

14款の予備費は4,000万円を計上しております。

以上で、歳出の主な内容についての説明は終わります。

続きまして、289ページをお願いいたします。

ここから294ページまでは給与費の明細書となっております。今ご覧いただいております1の特別職の表は、長等、それから議員、その他の特別職について、本年度と前年度の比較をしたものとなっております。

次の290ページをお願いいたします。

2の一般職のうち(1)の総括は、一般職の職員数、給与費、共済費について前年度と比較したものでございます。職員数は前年度に比べて7名の減で、金額は合計で4,914万1,000円の減となっております。

このほかの内容は291ページ以降に記載のとおりでございますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、295ページをお願いいたします。

ここから297ページまでは債務負担行為の調書で、支出が翌年度以降にわたるものについての支出予定額を記載したものでございます。

最後に、298ページをお願いいたします。

この表は地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。一番下の計のところをご覧

いただきたいと思います。左から平成20年度末の現在高で261億4,912万7,000円、その右が21年度末現在高見込額で275億100万5,000円、その右が22年度中の起債見込額で47億4,550万円、そのさらに右が22年度中の元金償還の見込額で27億6,717万4,000円です。一番右側が平成22年度末の現在高の見込額でございまして、294億7,933万1,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第1号の補足説明は終わります。

○議長（林 一哉） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時 0分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第2号、議案第3号、議案第4号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 花香寛源 登壇）

○保険年金課長（花香寛源） それでは、議案第2号、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の299ページをお開きください。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を事業勘定は84億4,000万円、施設勘定は7,270万円と定めるものです。

第2条の一時借入金は、限度額を事業勘定1億円、施設勘定1,000万円と定めるものです。

第3条は、歳出予算中、款内において流用できる経費を保険給付費と定めるものです。

次の300ページから306ページは歳入歳出予算であります。これらの内容は、307ページ以降の国民健康保険事業特別会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

初めに、事業勘定からご説明いたします。

307ページと308ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので説明は省きまして、309ページの歳入から予算の内容について順を追って説明いたします。

それでは、309ページをお開きください。

1 款国民健康保険税は、合計額は310ページの上段となりますが、24億8,449万1,000円、前年度に対し5,502万5,000円、2.2%の減を見込みました。

総額の主なものとしては、309ページに戻りまして、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税が23億8,347万5,000円、これは一般被保険者に係る医療給付費分と介護納付金分、それと後期高齢者支援金分の合計であります。

2 目退職被保険者等国民健康保険税は1 億101万6,000円、これは退職被保険者等に係る医療給付費分と介護納付金分、それと後期高齢者支援金分の合計であります。

なお、国保税の税率ですが、前年度同様、医療給付費分は、所得割6.5%、資産割30%、均等割1 万2,000円、平等割2 万円で、課税限度額が47万円になります。後期高齢者支援金分は、所得割1.5%、均等割1 万2,000円で、課税限度額が12万円になります。介護納付金分は、所得割1.2%、均等割1 万2,000円で、課税限度額が9万円になります。

311ページをお願いいたします。

4 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金は、国の定率負担で19億8,443万円を見込みました。

2 目高額医療費共同事業負担金は、市が納付する拠出金に対して国・県がそれぞれ4 分の1を負担するもので、国の負担分を5,353万7,000円と見込みました。

3 目特定健康診査事業費等負担金は、特定健診に係る基準費用に対し国・県がそれぞれ3 分の1を負担するもので、国の負担分を1,396万7,000円と見込みました。

2 項 1 目財政調整交付金は6 億5,246万8,000円を見込みました。

312ページをお願いいたします。

5 款療養給付費等交付金は1 億7,312万6,000円を見込みました。これは、退職被保険者等の医療費等に対する交付金でありまして、65歳未満の該当者に係る交付となります。

6 款 1 項 1 目前期高齢者交付金は7 億3,534万1,000円を見込みました。これは、前期高齢者、つまり65歳から74歳までの方々のことですが、その加入者数が多い国民健康保険に対しまして、前期高齢者の占める割合が少ない社会保険等が医療保険者間の医療費負担の調整を図るという国の政策によりまして、国保財政への支援という名目で交付するものがあります。

7 款県支出金、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金は、国と同じ5,353万7,000円を見込みました。

313ページをお願いいたします。

2 目特定健康診査等負担金も国と同じ1,396万7,000円を見込みました。

2 項 1 目県財政調整交付金は4 億1,251万2,000円を見込みました。県財政調整交付金は三位一体改革の一環で、市町村国保財政の安定化に対する県の役割・権限の強化を図るためのものであります。

8 款共同事業交付金は11億352万円を見込みました。これは、高額医療に対する交付金で、対象が「30万円を超え80万円まで」と「80万円を超えるもの」の二本立てとなっております。

314ページをお願いいたします。

10款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は2 億8,281万6,000円を見込みました。これはすべてルール分の繰り入れであります。

2 項 1 目財政調整基金繰入金は2 億4,500万円を見込みました。

315ページをお願いいたします。

11款繰越金は1 億8,000万1,000円を見込みました。

12款諸収入、1 項延滞金及び過料は1,000万2,000円を見込みました。

316ページをお願いいたします。

3 項 1 目特定健康診査等受託収入は1,808万4,000円を見込みました。これは、国保の特定健診に併せて後期高齢者被保険者に係る健康診査を実施することに伴う費用として、千葉県後期高齢者医療広域連合からその分を補てんしていただく見込額であります。

4 項雑入、1 目一般被保険者第三者納付金721万4,000円は、交通事故等による第三者納付金であります。

5 目雑入の主なものは人間ドックの自己負担収入ですが、年間578件で478万4,000円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

317ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、レセプト点検や電算処理委託料を含む事務費で、2,991万5,000円を見込みました。

飛びまして、320ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、1 項療養諸費は、合計の欄は321ページになりますが、46億3,917万3,000円、前年度に対し2,903万4,000円、0.6%の増を見込みました。

2 項高額療養費は、1 目一般被保険者高額療養費に4 億7,000万円、2 目退職被保険者等高額療養費に3,500万円を見込みました。3 目一般被保険者高額介護合算療養費の300万円と

4 目退職被保険者高額介護合算療養費の100万円は、介護保険との合算により21年度より新たに生じることになったものであります。

322ページをお願いいたします。

4 項 1 目出産育児一時金の8,824万5,000円は、1 件当たり42万円に若干の事務処理手数料を加え、それを年間で210件と見込むものであります。

5 項 1 目葬祭費の1,400万円は、1 件当たり 7 万円で200件を見込みました。

323ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金は11億9,032万7,000円を見込みました。これは、後期高齢者に係る医療費を支えるために全国平均の 1 人当たりの年間医療費に該当数を掛けて算出するものであります。平成20年度の精算分として 1 億円程度の還付が見込めることになったことからその分を差し引き、対前年度比9.1%の減で計上するものであります。

324ページをお願いいたします。

6 款介護納付金は 5 億9,526万9,000円を見込みました。これは、国保加入者のうち40歳以上65歳未満の第 2 号被保険者分の納付金として支払基金に納めるものであります。

7 款共同事業拠出金は、325ページの上段に計の欄がありますが、11億6,854万4,000円を見込みました。これは歳入でも申し上げましたが、対象が「30万円を超え80万円まで」と「80万円を超えるもの」の二本立てからなるものであります。

8 款保健事業費は 1 億2,511万5,000円を見込みました。主な事業として、特定健康診査事業が8,539万円、326ページになりますが人間ドック検査費用の85%を助成する短期人間ドック事業が3,192万円、年 4 回発送の医療費通知事業が309万2,000円、健康優良家庭表彰事業が170万1,000円であります。

328ページをお願いいたします。

11款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金は747万8,000円を見込みました。これは過年度分の保険税還付金が主なものであります。

329ページをお願いします。

3 項 1 目他会計繰出金は800万1,000円を見込みました。これは、旭中央病院の医療相談室への国庫補助金を、国保会計を経由して旭中央病院へ繰り出すものであります。

330ページは給与費明細書であります。

続いて、施設勘定についてご説明いたします。

331ページと332ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので説明は省きまして、

333ページの歳入から予算の内容について順を追って説明いたします。

それでは、333ページをお開きください。

1 款診療収入、1 項外来収入は、ほぼ前年度並みの5,721万8,000円を見込みました。

334ページをお願いいたします。

2 項その他の診療収入、1 目諸検査等収入は360万6,000円を見込みました。これは、予防接種等の一般健康診査料が主なものであります。

335ページをお願いいたします。

6 款繰入金、1 項 1 目他会計繰入金は、一般会計よりルール分の繰入金710万1,000円を見込みました。

336ページをお願いいたします。

7 款繰越金は410万円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。338ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、前年度に対し224万円、5.9%減の3,604万7,000円を見込みました。

飛びまして、340ページをお願いいたします。

2 款 1 項の医業費につきましては、3 目の医薬品衛生材料費が、341ページにありますが、新たに新型インフルエンザワクチンの購入が加わってきたことから、前年度に対し146万6,000円、4.8%増の3,230万円を見込むものであります。

343ページから346ページは給与費明細書であります。

なお、本予算案につきましては、去る2月22日に開催されました国民健康保険運営協議会において審議いたしましたことを付け加えさせていただきます。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第3号、平成22年度旭市老人保健特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の347ページをお開きください。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を2,800万円と定めるものであります。

次の348ページ、349ページは歳入歳出予算であります。これらの内容は、351ページ以降の老人保健特別会計予算に関する説明書の中でご説明いたします。

351ページ、352ページは事項別明細書の総括ですので説明を省かせていただきます。

353ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款支払基金交付金は22万2,000円、前年度に対し84万9,000円、79.3%の減を見込みました。この大幅に減少する理由ですが、平成20年3月診療分を持ちまして老人保健制度が終了し、以後は過誤調整分等の精算のみが残されていることから会計規模が大きく縮小したためであります。以下の大幅な減少につきましても同じ理由となりますことをご了承いただきたいと思います。

1 款の内訳としましては、1 項 1 目医療費交付金に22万1,000円、2 目審査支払手数料交付金に1,000円を計上するものであります。

2 款国庫支出金と3 款県支出金は科目設定として1,000円のための計上となります。

354ページをお願いします。

4 款繰入金は、一般会計から18万3,000円を見込みました。

5 款繰越金は2,700万円を見込みました。

355ページをお願いします。

6 款諸収入、3 項雑入、1 目第三者納付金58万9,000円は、交通事故等による第三者納付金であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。356ページから357ページにかけてご説明いたします。

1 款総務費は15万円を見込みました。内訳としましては、老人保健事務費に13万9,000円、これは電算システムの業務委託料が主なものとなります。医療費適正化事業費に1万1,000円、これは第三者行為に係る求償事務委託料となります。

2 款医療諸費は42万1,000円、前年度に対し163万9,000円、79.6%の減を見込みました。内訳として、1 項 1 目医療給付費に12万円、2 目医療費支給費に30万円、3 目審査支払手数料に1,000円を計上いたしました。

357ページをご覧ください。

一番下になりますが、3 款諸支出金、2 項 1 目一般会計繰出金は、老人保健会計の清算に向けて一般会計から繰り入れておりました一部を返還するもので、2,000万円を計上いたしました。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第4号、平成22年度旭市後期高齢者医療特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の359ページをお開きください。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を4億4,600万円と定めるものであります。

次の360ページ、361ページは歳入歳出予算であります。これらの内容は、363ページ以降の後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

363ページ、364ページは事項別明細書の総括ですので説明を省かせていただきます。

365ページをお願いします。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1款保険料は3億1,715万円、前年度に対し4,820万1,000円、17.9%の増を見込みました。内訳として、1項1目現年度分特別徴収保険料に2億5,424万2,000円、2目現年度分普通徴収保険料に6,220万6,000円、3目滞納繰越分普通徴収保険料に70万2,000円であります。これらは、市町村が徴収事務を受け持つということから計上するものでありまして、介護保険料の徴収と同様に、年金受給額の規模に応じまして年金から天引きする方法と普通徴収に分かれるものであります。

また、保険料率ですが、2年ごとに千葉県後期高齢者医療広域連合で見直しを行い改定することになっておりまして、平成22年度がちょうど改定時期に当たっております。そこで、先般、広域連合議会において料率改定の議案が上程され、可決されたわけでございますが、その内容を申し上げますと、所得割が6.16%から0.48ポイント上げて6.64%に、均等割が3万2,400円から1,700円上げて3万4,100円になる見込みであります。ただし、賦課限度額につきましては50万円で、据え置きとなるものであります。また、各人の所得の状況によりまして、均等割では9割、8.5割、5割、2割の軽減措置がとられ、所得割でも5割の軽減措置がとられるものであります。

2款繰入金は、一般会計から1億2,164万6,000円、前年度に対し253万6,000円、2.1%の増を見込みました。内容としましては、徴収事務等に係る事務経費と、保険料の軽減分に対する県と市の負担分を繰り入れるものであります。

3款繰越金は500万円を見込みました。

366ページをお願いします。

4款諸収入、2項償還金及び還付加算金は108万6,000円を見込みました。これは、過年度における資格の喪失等に伴い、納め過ぎた保険料を精算するもので、広域連合より全額が補てんされることから計上するものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

367ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、広域連合に代わって各種届け出を処理するための事務的経費で、812万9,000円を見込みました。

2 項 1 目徴収費は保険料の徴収に要する経費で、305万5,000円を見込みました。

368ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目広域連合納付金は4 億2,873万円を見込みました。これは、徴収した保険料と、保険料の軽減分に対する県と市の負担分をそのまま広域連合へ支出するものであります。

3 款 1 項償還金及び還付加算金は108万6,000円を見込みました。これは歳入の4 款のところでも申し上げましたが、過年度分における資格の喪失等に伴い、納め過ぎた保険料を精算するものであります。

以上で、議案第4 号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第5 号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 渡辺輝明 登壇）

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 議案第5 号、平成22年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の371ページをお開きください。

第1 条で、歳入歳出予算の総額を37億2,000万円と決めました。

第2 条は、歳出予算中、各項において流用できる経費は保険給付費とするものです。

次の372ページから378ページまでは説明を省略させていただきまして、379ページの歳入から予算の内容について主なものを説明申し上げます。

1 款保険料、1 項 1 目第1 号被保険者保険料は6 億10万7,000円で、保険料基準額は3 万9,024円、納付義務者数は1 万6,451人と見込み、対前年度2.3%の増です。内訳は、1 節現年度分特別徴収保険料を現年度分の90%に当たる5 億4,670万1,000円とし、2 節現年度分普通徴収保険料に5,041万7,000円、3 節過年度分普通徴収保険料に298万9,000円をそれぞれ見込みました。

2 款国庫支出金ですが、1 項 1 目介護給付費負担金は6 億2,962万8,000円を、2 項 1 目調整交付金は介護保険の財政調整を行うために交付されるもので、保険給付費の6.47%、2 億3,149万8,000円を見込み、2 目地域支援事業交付金に1,650万7,000円をそれぞれ見込みまし

た。

380ページをお開きください。

3 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金は、第 2 号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で10億7,507万2,000円を、2 目地域支援事業支援交付金に788万7,000円を見込みました。

4 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金は 5 億3,503万3,000円を、2 項 1 目地域支援事業交付金に825万3,000円を見込みました。

381ページの中段になります。

6 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金は 4 億4,794万7,000円、2 目地域支援事業繰入金 2,960万4,000円、3 目介護保険事務費繰入金に4,685万9,000円をそれぞれ見込みました。

同じく 6 款繰入金の 2 項 1 目介護保険給付費準備基金繰入金7,700万円は、介護保険料の上昇を抑制するために不足額を繰り入れるものです。

382ページをお開きください。

2 目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金1,041万3,000円は、介護報酬の引き上げによる保険料上昇分の一部を補てんするために繰り入れるものです。

383ページになります。

8 款 2 項 2 目雑入の418万8,000円は、説明欄記載のとおり、地域支援事業の利用収入を見込みました。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

続きまして、384ページをお開きください。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は一般事務経費で652万2,000円を、2 項 1 目賦課徴収費は賦課徴収に係る事務経費で328万1,000円。385ページになります。3 項 1 目介護認定審査会費は、介護認定審査会開催を毎週 2 回、年96回と見込み2,289万2,000円。386ページをお開きください。2 目認定調査費は認定調査に係る経費を1,467万5,000円と見込み、それぞれ計上いたしました。

387ページの下段になります。

この表に記載はございませんが、2 款保険給付費の総額は35億8,357万9,000円で、対前年度2.5%の増を見込みました。

1 項 1 目居宅介護サービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具

貸与などのサービス給付費で12億4,150万5,000円を計上いたしました。

388ページをお開きください。

2目地域密着型介護サービス給付費は、原則として旭市民のみが利用できるサービスで、認知症対応型通所介護に11人、グループホームに40人、小規模特別養護老人ホームに45人の利用を見込み、2億6,345万9,000円を計上いたしました。

3目施設介護サービス給付費は、老人福祉施設338人、老人保健施設199人、療養型医療施設6人の合計543人の利用を見込み、16億854万3,000円を計上いたしました。

389ページの下段になります。

6目居宅介護サービス計画給付費は1億5,769万1,000円を見込みました。

390ページをお開きください。

2項介護予防サービス等諸費は要支援者の保険給付費で、利用者を223人と見込み、それぞれ計上しました。

391ページの下段になります。

3項1目審査支払手数料は、千葉県国保連合会が行う審査支払いに係る手数料で383万3,000円を見込みました。

392ページをお開きください。

4項1目高額介護サービス費は4,767万2,000円を計上いたしました。

393ページになります。

5項1目高額医療合算介護サービス費は1,062万4,000円を計上しました。

2目高額医療合算介護予防サービス費は30万1,000円を計上いたしました。

394ページをお開きください。

6項特定入所者介護サービス等費は、低所得者対策としての食費、居住費の補足給付分で1億2,942万8,000円を計上しました。

395ページになります。

5款1項1目介護予防特定高齢者施策事業費は、要介護状態になるおそれのある高齢者を把握するための事業で1,618万5,000円を計上しました。

396ページをお開きください。

2目介護予防一般高齢者施策事業費は、特定高齢者以外の一般高齢者を対象とした事業費、1,034万2,000円を見込みました。

397ページになります。

2 項 1 目包括的支援事業費は、地域包括支援センターが実施する特定高齢者の介護予防ケアマネジメント事業、総合相談等の経費と包括的支援関係職員の人件費を見込み、2,257万1,000円を計上いたしました。

399ページになります。

3 項 1 目任意事業費は2,756万7,000円を見込み、説明欄記載の家族介護用品給付事業、介護相談員派遣事業、配食サービス事業などを実施いたします。

401ページになります。

7 款予備費は1,000万円を計上しました。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、403ページから408ページは給与費明細書となっております。

以上で、議案第 5 号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

続いて、議案第 6 号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 佐藤邦雄 登壇）

○下水道課長（佐藤邦雄） 議案第 6 号、平成22年度旭市下水道事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の409ページをお開きください。

平成22年度当初予算の総額は、第 1 条にございますように、歳入歳出をそれぞれ11億2,700万円に定めるものです。これは、前年度比較 1 億5,000万円、11.7%の減であります。

第 2 条の地方債につきましては、第 2 表でご説明申し上げます。

第 3 条の一時借入金は、最高額を 2 億円に定めるものです。

410ページから412ページの第 1 表歳入歳出予算の各款項ごとの予算内容につきましては、下水道事業特別会計予算に関する説明書のほうで説明させていただきます。

413ページをお開きください。

第 2 表地方債であります。限度額 3 億3,400万円を計上するものです。内容であります。管渠、処理場及び中央ポンプ場等を対象とし、起債の算定をしたものであります。

417ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目下水道事業負担金は3,494万2,000円で、対前年度比較 1,624万1,000円、86.8%の増であります。これは下水道事業受益者負担金でありまして、平成21年 3 月までに供用を開始した156.3ヘクタールの区域で分割納付される方の22年度納付

分と、平成22年3月末に新たに供用開始する二袋地区の8.9ヘクタールの受益者負担金を推定し、計上いたしました。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目下水道使用料は5,555万7,000円で、対前年度比較326万6,000円、6.2%の増であります。これは下水道の使用料金でありまして、21年度の実績を基に推定して計上しました。

3 款国庫支出金、1 項 1 目下水道事業費国庫補助金は2 億6,672万5,000円で、対前年度比較3,977万5,000円、13.0%の減であります。これは国庫補助対象事業に対する国からの補助金であります。

418ページをお開きください。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は4 億1,221万4,000円で、対前年度比較3,302万8,000円、7.4%の減であります。歳入歳出の差し引き分を一般会計から繰り入れるものであります。

419ページをお開きください。

8 款市債、1 項 1 目下水道債は3 億3,740万円で、対前年度比較9,760万円、22.4%の減であります。これは、対象工事費から国の補助金を除き、補助対象分・単独事業分の起債区分により算定するもので、建設事業の工事費が起債の対象となります。

以上で、歳入関係の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

422ページをお開きください。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費、説明欄3 の下水道普及促進費、8 節報償費の報償金は305万5,000円で、受益者負担金の前納報奨金であります。受益者負担金を納期前に納付した場合、最高で10%、10万円を限度として報奨金を交付するものであります。

423ページをお開きください。

2 款事業費、1 項 1 目維持管理費は1 億4,185万8,000円で、対前年度比較875万7,000円で、6.6%の増であります。説明欄2 の施設維持管理費の主な内容といたしまして、424ページをお開きください。説明欄13節委託料、運転業務委託料6,531万円、水質分析委託料202万6,000円、汚泥等運搬処理業務委託料777万円、これらはいずれも下水道施設等の運転管理及び汚泥処分等に必要な業務であり、専門業者に委託するものであります。

425ページをお開きください。

2 款事業費、2 項 1 目工事費は6 億2,743万3,000円、対前年度比較1 億4,781万6,000円、

19.1%の減であります。主な内容といたしましては、説明欄 1 の下水道建設事業、13節委託料の処理場等整備委託料 2 億5,370万円は、処理場内の最初沈殿池及び水処理設備等の工事を行うものであります。また、ポンプ場等整備委託料は 2 億6,583万円、中央汚水ポンプ場の土木・建築工事及び機械・電気設備工事を行うものであります。426ページをお開きください。15節工事請負費の管渠工事は8,631万円で、イ網戸地先の2.4ヘクタールの面整備工事と、21年度に面整備工事を実施しました二袋地区の舗装本復旧工事を予定しております。

3 款公債費、1 項 1 目元金は 1 億7,586万6,000円で、対前年度比較1,831万2,000円、9.4%の減であります。これは下水道債の償還元金であります。

1 項 2 目利子は 1 億282万8,000円で、対前年度比較726万4,000円、7.6%の増であります。これは下水道債の償還利子であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

433ページをお開きください。

浄化センター建設事業及び中央汚水ポンプ場建設事業に対する債務負担行為で、平成23年度以降にわたるものについての平成22年度以降の支出予定額等に関する調書で、平成22年度以降の支出予定額は、浄化センター建設事業が 4 億8,120万円、中央汚水ポンプ場建設事業が 4 億7,689万円であります。

最後になりますが、434ページをお開きください。

地方債の現在高の見込みに関する調書であります。平成22年度末の現在高見込額はおおむね46億円となる見込みであります。

以上で、議案第 6 号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（林 一哉） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第 7 号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 林 清明 登壇）

○農水産課長（林 清明） 議案第 7 号、平成22年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の説明に入ります前に、農業集落排水事業の普及状況について申し上げます。

平成22年 1 月末における江ヶ崎地区の状況は、処理区域内人口1,465人に対して使用人口は1,069人で、普及率73.0%であります。琴田地区は、処理区域内人口698人に対して使用人口は442人で、普及率63.3%であります。

それでは、予算書の435ページをお開きください。

平成22年度当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,140万円と決めました。前年度予算額5,280万円に対しまして2.7%の減であります。

次の436ページの歳入歳出予算から440ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括までの説明は省略させていただきまして、441ページの歳入から予算の順を追ってご説明申し上げます。

441ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目受益者分担金は252万円で、前年度と同額であります。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目施設使用料は1,471万円で、対前年度22万円、1.5%の増であります。施設使用料は、現に農業集落排水施設を使用している世帯の実績及び新規に使用する世帯の見込みで計上いたしました。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は2,916万7,000円で、対前年度312万円、9.7%の減であります。これは、歳入歳出の差し引き不足額を一般会計から繰り入れするものであります。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金500万円は前年度繰越金であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

443ページをお開きください。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、農業集落排水事業に係る職員の人件費及び管理経費970万7,000円で、対前年度20万3,000円、2.0%の減であります。

444ページをお開きください。

2 款事業費、1 項 1 目維持管理費は1,788万9,000円で、対前年度8万8,000円、0.5%の減であります。説明欄1の江ヶ崎地区排水施設維持管理費は1,055万8,000円で、主なものは、光熱水費315万6,000円、修繕料331万9,000円、維持管理業務委託料281万1,000円であります。続きまして、説明欄2の琴田地区排水施設維持管理費は733万1,000円で、主なものは、光熱水費144万6,000円、修繕料280万円、維持管理業務委託料211万円であります。

446ページをお開きください。

2 目資源循環事業費46万6,000円は、農業集落排水処理施設から排出される汚泥を肥料として還元するための費用であります。

3 款公債費、1 項 1 目元金1,418万3,000円、2 目利子563万5,000円は、農業集落排水施設整備による借入金の償還金であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、449ページをお開きください。

給与費明細書でありまして、職員数、給与費、共済費、職員手当等について、前年との比較であります。

450ページから452ページにつきましてはご覧いただきまして、説明は省略させていただきます。

453ページをお開きください。

地方債の現在高に関する調書でありまして、表の右の欄ですが、22年度末現在高見込額は2億8,538万9,000円であります。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 横山秀喜 登壇）

○水道課長（横山秀喜） 議案第8号、平成22年度旭市水道事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条は総則です。

第2条は業務の予定量で、（1）給水件数を1万8,912件、年間給水量を615万7,667立方メートルとし、1日平均給水量は1万6,870立方メートルと予定いたしました。（2）主要な建設改良事業ですが、配水管布設工事に9,514万1,000円を予定いたしました。

次に、第3条では収益的収入及び支出の予定額を定め、次の2ページをお開きください。

第4条では資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり決めました。内容につきましては、5ページの実施計画により説明いたします。

次は、3ページをご覧ください。

第5条は企業債であり、水質や圧力改善等を図るための配水管整備事業として3,600万円、市内4配水場の一元集中管理を行う水道施設集中管理システム装置整備事業として2,990万円を借り入れるもので、起債の目的、限度額等を定めるものです。

第6条は、一時借入金の限度額を8,000万円と定めるものであり、第7条は、予定支出の各項目で流用ができる場合を定めるものであります。

次に、4ページをお開きください。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものであり、第9条は、高料金対策等のため一般会計から受ける補助金を2,780万2,000円とするものであります。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を297万円と定めるもので、これは量水器（水道メーター）の購入費です。

次のページからは予算に関する説明書であり、5ページをお開きください。

平成22年度旭市水道事業会計予算実施計画になります。

まず、収益的収入及び支出の収入の部ですが、1款水道事業収益は16億2,459万8,000円で、前年度に比べて6,580万7,000円、3.9%の減を予定いたしました。

1項営業収益は15億7,462万5,000円で、主なものは、1目給水収益15億6,013万7,000円の水道料金であります。有収水量を584万9,783立方メートルと見込みました。2目受託工事収益は、下水道工事などに係る水道管切り回し工事の受託収益で、3目その他営業収益は、一般会計からの消火栓維持管理負担金及び宅内工事検査等の手数料となっており、予定額はそれぞれ記載のとおりであります。

2項営業外収益は4,997万3,000円を予定いたしました。このうち主なものは、2目他会計補助金の2,780万2,000円、これは一般会計からの高料金対策等としての補助金です。3目補助金2,216万円は、県からの市町村水道総合対策事業補助金となっております。

次に、6ページをお開きください。

支出の部ですが、1款水道事業費用は14億5,182万2,000円で、前年度に比べて1億1,645万4,000円、7.4%の減を予定いたしました。

1項営業費用は13億9,247万7,000円です。主なものは、1目原水及び浄水費8億4,490万5,000円の受水費で、次に少し飛びまして、5目の固定資産の減価償却費2億3,649万円などです。それぞれ各項目の予定額は記載のとおりであります。

2項営業外費用は5,309万4,000円を予定いたしました。内訳は、1目企業債の支払利息及び取扱諸費、2目消費税及び地方消費税となっております。

3項特別損失は過年度損益修正損の325万1,000円、4項は予備費の300万円を予定いたしました。

次のページは、資本的収入及び支出です。

収入の部ですが、1款資本的収入で1億7,443万9,000円、前年度に比べて2億1,569万7,000円、55.3%の減を予定いたしました。

1 項 1 目企業債は配水管の整備等に充てる企業債、2 項 1 目出資金は合併特例債活用事業としての一般会計からの出資金、3 項 1 目負担金は消火栓設置に係る一般会計からの負担金、4 項 1 目給水申込納付金は水道加入申込金となっており、それぞれの予定額は記載のとおりであります。

支出の部は、1 款資本的支出は 6 億 9,704 万 6,000 円で、前年度に比べて 2 億 3,132 万 9,000 円、24.9%の減を予定いたしました。

1 項建設改良費は 1 億 9,562 万 8,000 円を予定し、1 目拡張工事費は配水管布設工事費等で、2 目改良工事費は配水管の布設替工事費、3 目固定資産取得費は水道施設集中管理システム設備費及び量水器の購入費などとなっており、予定額は記載のとおりであります。

2 項 1 目は企業債の償還元金で 4 億 9,941 万 8,000 円、3 項 1 目は予備費 200 万円を予定しております。

大変恐れ入りますが、2 ページに戻させていただきます。

第 4 条の中ほどの括弧書きになります。ただいまご説明申し上げました資本的収支の不足額 5 億 2,260 万 7,000 円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 797 万円及び過年度分損益勘定留保資金 5 億 1,463 万 7,000 円で補てんいたします。

また戻りまして、8 ページをお開きください。

この表は平成 22 年度の資金計画となっております。中ほどの列の当年度予定額の欄をご覧ください。受入資金と支払資金の差し引きを一番下に記載しており、4 億 5,854 万 4,000 円を当年度末の現金として予定いたしました。

次の 9 ページから 12 ページまでは職員給与費関係の明細となっております。職員の各種支給要件などは一般会計の職員と同じです。

13 ページです。債務負担行為に関する調書であり、旭市水道お客様センター業務委託に係る当該年度以降の支払義務発生期間及び予定額等を定めるものであります。

14 ページから 16 ページにつきましては、平成 22 年度末の予定貸借対照表となっております。16 ページをお開きください。

6 剰余金、(2) 利益剰余金ですが、当年度純利益が 1 億 6,466 万 5,000 円、前段の繰越利益剰余金年度末残高との合計で、2 億 6,879 万 3,000 円が当年度末の利益剰余金となる見込みであります。

次に、17 ページから 21 ページにつきましては、平成 21 年度の予定損益計算書及び平成 21 年度末の予定貸借対照表です。

21ページをお開きください。

6 剰余金、(2) 利益剰余金ですが、21年度で1億7,428万9,000円の純利益が見込まれますので、前段の繰越利益剰余金年度末残高マイナス7,016万1,000円、これが累積欠損金ですが21年度で解消し、21年度末利益剰余金は純利益との差し引き1億412万8,000円となる見込みであります。

以上で、議案第8号についての補足説明を終了させていただきます。

○議長(林 一哉) 水道課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 0分

再開 午後 2時15分

○議長(林 一哉) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第9号について、病院経理課長、登壇してください。

(病院経理課長 鈴木清武 登壇)

○病院経理課長(鈴木清武) 議案第9号、平成22年度旭市病院事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条は総則であります。

第2条は業務の予定量であります。1、事業量の(1)事業計画ですが、病床数は956床で、患者数は、イ、入院患者数27万7,111人、ロ、外来患者数79万5,316人を見込みました。介護老人保健施設は、イ、入所者数3万4,018人、ロ、通所者数6,406人を見込みました。2ページをお開きください。養護老人ホームは、イ、入所者数1万8,104人、ロ、短期入所者数620人、特別養護老人ホームは、イ、入所者数1万8,140人、ロ、短期入所者数730人、ケアハウスは入所者数1万4,235人、訪問看護事業は訪問患者数3,650人を見込んだところであります。

2、資本的支出の(1)建設改良計画についてであります。工事費152億5,539万8,000円は、再整備事業新本館建設工事や再整備事業改修工事設計料などを予定いたしました。

た。 資産購入費40億4,597万3,000円は、医療機械器具の購入やソフト開発費を予定いたしました。

3、職員計画は1,749人であります。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額及び第4条資本的収入及び支出の予定額についてであります。8ページからの実施計画により説明申し上げますので、8ページをお開きください。

平成22年度旭市病院事業会計予算実施計画であります。

収益的収入及び支出であります。収入につきまして、1款病院事業収益は323億6,336万2,000円を予定いたしました。

1項医業収益は291億5,900万2,000円を見込みました。主な内訳であります。1目入院収益は146億6,279万2,000円、2目外来収益は135億1,350万円を予定いたしました。積算に当たっては、患者数増減の傾向や診療報酬改定による診療単価の伸び、7対1看護基準取得による増収、神経精神科の診療縮小による影響等を勘案いたしました。

2項医業外収益は20億4,402万8,000円を予定いたしました。主な内訳であります。2目補助金1億7,163万5,000円は、臨床研修費補助金など病院の運営に対しての国・県からの各種補助金であります。3目負担金交付金15億7,718万4,000円は、病院事業に対する一般会計からの繰入金でありまして、交付税算定額を見込んで計上いたしました。

なお、このほかに看護学校に1億1,725万5,000円、養護老人ホームに2,071万8,000円、ケアハウスに2,196万4,000円が繰り入れられておりまして、市からの繰入金の合計は17億3,712万1,000円であります。

次に、9ページをお開きください。

3項看護師養成事業収益1億8,209万5,000円は、看護学生190人の授業料、寄宿舍費、繰入金などであります。

4項介護老人保健施設事業収益4億9,949万3,000円は、入所者、通所者の介護料などあります。

5項養護老人ホーム事業収益1億5,060万3,000円は、老人保護措置費収益、使用料、繰入金などあります。

6項特別養護老人ホーム事業収益2億1,575万8,000円は、入所者の介護料などあります。

7項ケアハウス事業収益6,689万2,000円は、入所者の使用料、事務費県補助金、繰入金などあります。

8 項訪問看護ステーション事業収益4,130万円は、旭こころとくらしのケアセンターの利用料であります。

9 項グループホーム・ケアホーム事業収益419万円は、22年度10月に開設予定であります神経精神科患者の社会復帰を目的としたグループホーム・ケアホーム事業の利用料であります。

次に、支出であります。10ページをお開きください。

1 款病院事業費用は321億9,304万5,000円を予定いたしました。

1 項医業費用は291億7,373万5,000円を見込みました。主な内訳であります。1 目給与費139億4,847万2,000円は病院職員に係る給与費で、7 対 1 看護基準取得に係る看護師増員分の影響を勘案し計上いたしました。2 目材料費97億6,248万9,000円は、薬品、診療材料、給食材料などであります。3 目経費33億1,407万1,000円は、光熱水費、修繕費並びに委託費などあります。4 目減価償却費は19億2,738万円で、建物、器具及び備品などの有形固定資産に対する償却費を計上いたしました。

2 項医業外費用は16億4,947万7,000円であります。主な内訳であります。1 目支払利息及び企業債取扱諸費 4 億2,600万円、3 目雑損失 6 億4,713万2,000円、4 目繰延勘定償却 5 億7,443万円などあります。

11ページをお開きください。

3 項看護師確保対策事業費用 3 億7,083万6,000円は、職員の給与費や学生の教育費、奨学金などあります。

次の4 項から9 項までは、いずれも各附属施設の職員給与費及び材料費、経費などが主な内容であります。4 項介護老人保健施設事業費用は 4 億7,183万8,000円、5 項養護老人ホーム事業費用は 1 億3,520万4,000円、6 項特別養護老人ホーム事業費用は 2 億2,813万5,000円、7 項ケアハウス事業費用は5,753万1,000円、8 項訪問看護ステーション事業費用は4,871万9,000円、9 項グループホーム・ケアホーム事業費用は756万9,000円あります。

また、11項予備費は5,000万円を計上いたしました。

次に、13ページは、資本的収入及び支出であります。

収入につきまして、1 款資本的収入は155億8,974万6,000円を予定いたしました。

1 項 1 目企業債135億円は、再整備事業に係る企業債借り入れであります。

2 項 1 目補助金20億8,869万6,000円は、再整備事業に係る県補助金や医療器械購入に係る補助金であります。

3 項 1 目固定資産売却代金は105万円を見込みました。

支出ですが、1 款資本的支出は205億4,753万4,000円を予定いたしました。

1 項建設改良費は193億137万1,000円を予定しております。そのうち、1 目工事費152億5,539万8,000円は、再整備事業新本館建設工事や再整備事業改修工事設計料などを予定したものであります。また、2 目資産購入費40億4,597万3,000円は、医療機械器具購入37億20万円、ソフト開発費 3 億2,445万円などであります。

2 項 1 目企業債償還金は12億4,616万2,000円であります。

ここで、次に 4 ページに戻させていただきます。

第 4 条資本的収入及び支出の本文括弧書きであります。これは、資本的収入155億8,974万6,000円、資本的支出205億4,753万4,000円により生ずる不足額49億5,778万8,000円を、損益勘定留保資金及び建設改良積立金などで補てんしようとするものであります。

第 5 条は継続費について定めるものであります。再整備事業新本館建設工事、総額194億8,475万円は、平成20年度から22年度までの 3 か年の継続事業として予定したもので、年割額は、平成20年度 1 億6,380万円、平成21年度43億1,900万円、平成22年度150億195万円であります。また、平成21年度から22年度まで 2 か年の継続事業といたしまして、再整備事業改修工事設計料、総額 1 億3,534万5,000円を予定しております。こちらの年割額は、平成21年度3,691万3,000円、平成22年度9,843万2,000円であります。

次に、5 ページをお開きください。

第 6 条は企業債について定めるもので、再整備事業新本館建設工事を目的として117億1,000万円、再整備事業改修工事設計料として9,000万円、医療機器購入を目的として17億円の起債を予定いたしました。

第 7 条は、一時借入金の限度額を135億円と定めるものであります。

第 8 条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる項を定めるものであります。

第 9 条は、職員給与費、交際費を議会の議決を経なければ流用することができない経費として定めるものであります。

6 ページをお開きください。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を115億5,000万円と定めるものであります。

第11条は、重要な資産の取得及び処分を定めるもので、記載のとおり、超伝導型磁気共鳴断層撮影装置の更新など29件を予定いたしました。

次に、14ページをお開きください。

平成22年度の資金計画であります。一番下の行のとおり、年度末の差し引き残高を37億3,572万8,000円と予定いたしました。

次の15ページからは平成22年度予定貸借対照表であります。19ページの下から5行目の八、当年度未処分利益剰余金は、当期利益金を含めて20億3,668万7,371円となる見込みであります。

以下、20ページからは平成21年度予定損益計算書、23ページからは平成21年度予定貸借対照表となっております。28ページからは給与費明細書、35ページからは実施計画内訳書、48ページは継続費に関する調書となっております。

以上で、議案第9号についての補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、国民宿舎支配人、登壇してください。

（国民宿舎支配人 堀川茂博 登壇）

○国民宿舎支配人（堀川茂博） 議案第10号、平成22年度旭市国民宿舎事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

業務の予定量は、客室数30室、広間1室、会議室1室を予定いたしました。利用者数でございますが、宿泊者を1万6,000人、休憩者を7,000人とし、1日平均利用者数を、宿泊者43人、休憩者19人と予定いたしました。

次に、第3条で収益的収入及び支出を、2ページの第4条で資本的収入及び支出をそれぞれ記載額のとおり定めました。内容につきましては、5ページからの実施計画により説明をいたします。

次は3ページでございます。

第5条は、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものでございます。

第6条は、職員給与費を、議会の議決を経なければ流用できない経費として定めるものでございます。

第7条は、一般会計からの補助金を1,443万2,000円と定めるものでございます。

第8条は、たな卸資産の購入限度額を6,060万4,000円と定めるものでございます。

次に、5ページをお開きください。

平成22年度旭市国民宿舎事業会計予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款国民宿舎事業収益2億4,373万4,000円と予定いたしました。

第1項営業収益2億2,812万2,000円の内訳につきましては、1目利用収益2億669万4,000円は、宿泊料、食事料などでございます。2目売店収益1,929万5,000円は、お土産品などの売店売上げでございます。3目その他営業収益213万3,000円は、配膳料等の雑収入でございます。

第2項営業外収益は1,561万2,000円を予定いたしました。この主な内訳につきましては、1目補助金1,443万2,000円は、一般会計からの観光拠点施設支援金と市営プールの運営補助金でございます。2目雑収益118万円は、臨時職員の雇用保険料等でございます。

次に支出でございますが、6ページをお開きください。

第1款国民宿舎事業費用は2億4,336万8,000円を予定いたしました。

第1項営業費用2億3,086万6,000円の主な内訳については、1目宿舎経営費2億539万6,000円は、人件費、食事材料費などでございます。2目減価償却費は2,520万5,000円を予定いたしました。3目資産減耗費は26万5,000円を予定いたしました。

第2項営業外費用1,150万2,000円は、1目企業債利息、2目繰延勘定償却、3目雑支出、4目消費税をそれぞれ記載額のとおり予定いたしました。

第3項予備費は100万円を予定いたしました。

次は7ページでございます。

資本的支出につきましては2,730万円を予定いたしました。

第1項建設改良費は630万円を予定いたしました。1目工事費525万円は、会議室と広間の改修工事及び給湯ボイラーの交換工事などでございます。2目資産購入費105万円は、会議室及び厨房等の備品購入費でございます。

第2項他会計長期借入金償還金2,000万円は、平成20年度の一般会計からの借入金の返済でございます。

第3項予備費100万円を予定いたしました。

この資本的収支の差額の説明は、恐れ入りますが、2ページへ戻らせていただきます。

第4条の中ほどになります。資本的収支の不足額2,730万円につきましては、括弧書きに記載されておりますが、当年度分消費税資本的収支調整額34万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1,633万7,000円、建設改良積立金1,061万5,000円で補てんをするものでございます。

次は、先ほどの続きに戻りますので、8ページをお開きください。

この表は平成22年度国民宿舎事業会計の資金計画となっております。本年度末の現金は3,379万5,000円を予定いたしました。

次の9ページから12ページまでは職員給与費関係の明細となっております。

13ページから15ページは平成22年度国民宿舎事業の予定貸借対照表となっております。予定では、この期間の純利益は1万9,000円、欠損金合計1億9万5,000円となる見込みでございます。

16ページから19ページにつきましては平成21年度末の予定損益計算書及び予定貸借対照表でございます。予定では、平成21年度で4,601万9,000円の純損失が見込まれるため、欠損金合計では1億11万4,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第10号の補足説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 国民宿舎支配人の補足説明は終わりました。

議案第11号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算（第4号）について、補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,200万円を追加し、予算の総額を279億6,000万円とするものでございます。

第2条繰越明許費の補正と第3条債務負担行為の補正、第4条の地方債の補正につきましては、後ほど別のところでご説明申し上げます。

2ページから5ページまでは歳入歳出予算の款項の補正額ですので説明を省略し、事項別明細書により説明いたします。

6ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正です。掲載しております25事業が年度内に完了しない見込みの事業となっております。この中には、新規事業として、国の第二次補正予算、これは地域活性化・きめ細かな臨時交付金に基づきます9事業でございますけれども、これが含まれております。この9事業につきましては、過日開催されました議会の全員協議会でも説明をしておりるところでございます。この事業内容につきましては後ほど歳出でご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

第3表の債務負担行為補正です。矢指小学校改築事業の債務負担行為の期間の変更で、補

正前の平成21年度から22年度の2か年間から平成23年度までの3か年に変更するものでございます。

8ページをお願いいたします。

第4表の地方債補正です。掲載いたしました8事業について、事業費の確定や国からの交付金等の変更により、起債の限度額を減額するものでございます。表のとおりとなっております。

次に、歳入について順を追ってご説明申し上げます。事業内容につきましては、主に歳出のほうでご説明したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

11ページをお願いいたします。

8款1項1目地方特例交付金1,204万1,000円の追加は、決定されました交付金のうち自動車取得税交付金が増になったことによるものでございます。

9款1項1目地方交付税1億3,748万1,000円の追加は、決定されました普通交付税の一部と、病院事業に係ります特別交付税の増額分を補正財源として計上したものでございます。

12款2項2目衛生手数料1,366万7,000円の減は、ごみ処理手数料が減になったことによるものでございます。

13款1項1目民生費国庫負担金140万9,000円の減は、国保の保険基盤安定負担金が減になったことによるものでございます。

12ページをお願いいたします。

13款2項1目総務費国庫補助金3億85万2,000円の追加は、説明欄1番、地域活性化・公共投資臨時交付金2,480万円の追加でございます。この臨時交付金は去年の国の第一次補正予算によるもので、交付限度額につきましてはまだ確定されておられません。したがって、今回の補正で臨時交付金の一部について数字の分かったものだけ計上させていただきました。

また、説明欄2番の地域活性化・きめ細かな臨時交付金2億7,605万2,000円の追加で、この臨時交付金は国の第二次補正予算によるもので、本年1月にこの予算が成立しておりますので、交付限度額につきましては市町村に示されました。これは先ほど申し上げました9事業に財源充当したいものでございます。

2目の民生費国庫補助金6,171万2,000円の減は、説明欄1番の子育て応援特別手当給付事業費補助金6,918万2,000円が事業執行停止になったことによるものでございます。

また、説明欄2番の子ども手当給付システム構築経費交付金747万円の追加については、平成22年度からの子ども手当給付事業を実施するための電算システム構築のためのものでござ

ざいます。

6 目教育費国庫補助金220万円の追加は、説明欄 1 番の安全・安心な学校づくり交付金（第二中学校改築事業）の増によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

14款 2 項 4 目農林水産業費県補助金6,837万7,000円の減は、説明欄 1 番の強い農業づくり交付金と、説明欄 2 番の地域バイオマス利活用交付金が事業費の確定による減になったものでございます。

15款 2 項 1 目不動産売払収入1,234万円の追加は、旭駅前広場等整備事業による代替地として、市有地を売却したものでございます。

14ページをお願いいたします。

17款 1 項 2 目介護保険事業特別会計繰入金は、介護保険事業特別会計から保険給付費負担等の精算分を繰り入れるものでございます。

19款 5 項 3 目雑入82万5,000円の減は、説明欄 1 番の青年海外視察研修参加者負担金の減で、青年海外視察研修が中止になったことによるものでございます。

20款市債につきましては説明欄に七つの起債を掲載してございます。すべて減額となっておりますが、これは事業費の確定や国からの交付金等の変更があったことにより記載額を減額するもので、合計で3億2,360万円の減額となります。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出でございます。主な補正内容を申し上げます。

16ページになります。

2 款 1 項 1 目一般管理費 3 億2,500万円の追加は、説明欄 1 番の庁舎改修事業2,500万円で、これは国の第二次補正予算に関する事業で、支所の有効活用を図るため海上支所へ電算のサーバー室を新たに設置することと、老朽化した消防海上分署を海上支所へ一時移転設置するための改修を行うものでございます。なお、業務の稼働につきましては平成23年度を目途としております。

説明欄 2 番の基金積立金 3 億円は、庁舎建設基金積立金でございます。

4 項 4 目市長選挙費852万9,000円の減と、18ページの 4 項 5 目市議会議員選挙費1,975万7,000円の減は、選挙の執行残によるものでございます。

19ページをお願いいたします。

3 款 1 項 4 目国民健康保険費2,121万9,000円の減は、説明欄 1 番の国民健康保険事業特別

会計繰出金の減で、出産件数等が当初の予定より下回る見込みとなったことによるものでございます。

20ページをお願いいたします。

2 項 2 目後期高齢者医療費1,636万5,000円の減は、説明欄 1 番の千葉県後期高齢者医療広域連合負担金、これが減になったことによるものです。

2 項 4 目介護保険費286万8,000円の追加は、説明欄 1 番の介護保険事業特別会計繰出金が配食サービス事業に係る補助対象経費の見直しがあったことによるものでございます。

3 項 1 目児童福祉総務費6,918万2,000円の減は、説明欄 1 番の子育て応援特別手当給付事業が事業執行停止になったことによるものでございます。

21ページをお願いいたします。

下のほうになります。4 款 1 項 4 目環境衛生費607万4,000円の減は、説明欄 1 番の環境衛生事務費の東総地区広域市町村圏事務組合負担金の減によるものでございます。

22ページをお願いいたします。

4 款 2 項 2 目塵芥処理費5,805万4,000円の減は、説明欄 1 番の塵芥処理施設運営費で、当初予定しました消耗品費と業務委託料が減になったことによるものでございます。

6 款 1 項 3 目農業振興費619万円の減は、説明欄 1 番の経営構造対策事業の事業費が確定したことによるものです。

6 款 1 項 4 目畜産振興費6,218万7,000円の減は、説明欄 1 番の地域バイオマス利活用推進事業で、一部事業の取り下げによるものでございます。

23ページをお願いいたします。

6 款 1 項 5 目農地費826万3,000円の追加は、説明欄 1 番の広域農業基盤整備事業で、県事業費の変更によるものでございます。

6 款 2 項 1 目林業総務費1,100万円の追加は、説明欄 1 番の保安林植栽事業で、これは国の第二次補正予算に関する事業で、飯岡地先海岸の防風柵設置工事を行うものでございます。

24ページをお願いいたします。

8 款 2 項 2 目道路維持費 1 億3,700万円の追加は、説明欄 1 番の道路維持補修事業 1 億円で、これは国の第二次補正予算に関する事業で、老朽化した舗装や破損した道路の維持補修を実施するための調査・設計・工事を行うものでございます。

また、説明欄 2 番の交通安全施設維持補修事業3,700万円の追加も国の第二次補正予算に関する事業で、市内の交通安全施設の整備等を行うものでございます。

2 項 3 目道路新設改良費 2 億4,875万円の減は、説明欄 1 番の旭中央病院アクセス道整備事業の工事請負費、用地購入費等の減と、説明欄 2 番の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業の調査・設計委託料の減によるものでございます。

25ページをお願いいたします。

2 項 4 目橋梁維持費5,600万円の追加は、説明欄 1 番の橋梁維持補修事業で、これは国の第二次補正予算に関する事業で、老朽化した橋梁の補強工事等を行うための調査・設計委託料を工事請負費としたものでございます。

8 款 3 項 1 目都市計画総務費7,404万2,000円の追加は、説明欄 1 番の駅周辺環境整備事業で、これは国の第二次補正予算に関する事業で、ＪＲ東日本への旭駅と干潟駅のトイレ改修工事委託料となっております。

2 目街路費5,116万8,000円の減は、説明欄 1 番の街路整備事業（谷丁場遊正線）5,304万9,000円の工事請負費等の減と、説明欄 2 番の旭駅前広場等整備事業575万1,000円のＪＲ所有地の用地取得による増、それと26ページになります説明欄 3 番の干潟駅前広場整備事業387万円の事業先送りによる減です。

4 目公園費6,119万4,000円の減は、説明欄 1 番の文化の杜公園整備事業7,421万5,000円の減で、工事請負費等の減によるものでございます。

説明欄 2 番の海岸環境整備事業1,302万1,000円の追加は、国の第二次補正予算に関する事業で、海岸周辺の環境整備としてトイレを設置するものでございます。

27ページをお願いいたします。

9 款 1 項 2 目非常備消防費3,844万6,000円の追加は、説明欄 1 番の消防庫整備事業3,844万6,000円で、これは国の第二次補正予算に関する事業で、消防団再編に伴い計画的に整備しております老朽化した消防庫 2 棟の建設を行うものでございます。

同じく下のほうになりますが、10款 1 項 2 目事務局費1,000万円の追加は、説明欄 1 番の公立学校施設整備事業で、これは国の第二次補正予算に関する事業で、教育環境の改善を図るための改修及び維持補修を行うものとなっております。

28ページをお願いいたします。

10款 3 項 1 目学校管理費ですが、全体としては4,969万1,000円の減ですが、説明欄 1 番の中学校施設改修事業は4,346万2,000円の増で、第一、第二中学校の自転車置場改修工事等を行うものです。

説明欄 2 番の第二中学校改築事業3,212万1,000円の減は、事業費の確定により減額するも

のでございます。

説明欄 3 番の飯岡中学校改築事業6,103万2,000円の減は、建設予定地の見直しに伴いまして、本年度の執行を見送ることにより、設計業務委託料を減額するものでございます。

29ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、13款 2 項 1 目水道事業公営企業費4,420万円の減は、説明欄 1 番の水道事業会計出資金の減によるものです。

2 目病院事業公営企業費9,172万9,000円の追加は、説明欄 1 番の病院事業会計繰出金9,172万9,000円で、特別交付税の病院事業分が増になったことによるものでございます。

それでは、最後の31ページをお願いいたします。

この表は地方債の現在高の見込みに関する調書です。事業費の確定等により 3 億2,360万円の起債を減額することで、平成21年度末現在高見込額は、右下になりますけれども、275億100万5,000円となるものでございます。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 花香寛源 登壇）

○保険年金課長（花香寛源） 議案第12号、平成21年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ373万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を86億1,584万9,000円とするものです。

2 ページと 3 ページは項目別にした歳入歳出予算の補正であり、5 ページと 6 ページはそれを事項別にした明細書の総括となっております。詳しい内容につきましては、7 ページ以降でご説明申し上げます。

7 ページをご覧ください。

事業勘定のうち、歳入についてご説明申し上げます。

4 款 2 項 1 目財政調整交付金につきましては、旭中央病院の医療相談事業及び施設整備事業への国庫補助金の確定により、459万3,000円を増額するものであります。

5 目出産育児一時金補助金は平成21年10月から新たに創設されたもので、出産育児一時金の支払いに際して、直接分娩施設へ支払った場合につき、1 件当たり 2 万円の補助金がなさ

れることとなり、190万円を計上するものであります。

7款2項1目県財政調整交付金は旭中央病院の診療施設への県からの補助金でありまして、国保会計を經由して旭中央病院へ入金するべく、決定額の230万円を計上するものであります。

10款1項1目一般会計繰入金ですが、1節の保険基盤安定繰入金は保険税の軽減分への繰り入れとなりますが、当初の予定よりも多く見込めることになったことから656万6,000円を増額するものであります。

3節の出産育児一時金等繰入金は、出産件数が当初の予定よりも下回る見込みとなったことから1,266万7,000円を減額するものであります。

4節の財政安定化支援事業等繰入金につきましても、当初の予定よりも下回る見込みとなったことから1,511万8,000円を減額するものであります。

8ページをご覧ください。

12款4項5目の雑入につきましては、平成19年度に概算で支払いました老人保健拠出金が、精算の結果、過払いになっていたことが判明し、このたび返還されることになりましたので869万円を増額するものであります。

続いて、9ページをご覧ください。

歳出についてご説明申し上げます。

2款4項1目の出産育児一時金は、出産件数が当初の予定よりも下回る見込みとなったことから1,708万円を減額するものであります。

5項1目の葬祭費は、死亡件数が当初の予定よりも下回る見込みとなったことから420万円を減額するものであります。

7款1項1目の高額医療費共同事業拠出金は、当初の予定よりも下回る見込みとなったことから2,227万3,000円を減額するものであります。

2目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、当初の予定よりも下回る見込みとなったことから8,672万7,000円を減額するものであります。

10ページをご覧ください。

11款1項3目の償還金は、過年度分の国庫補助金と県支出金の精算でありまして、概算額でだいぶもらい過ぎていたことから、国と県へ合わせて1億2,064万9,000円を返還するべく計上するものであります。

3項1目の他会計繰出金につきましては、右側の説明欄をご覧ください。1の病院事業会

計繰出金は、国保会計を経由して国及び県から旭中央病院の診療施設へおりてくる補助金でありまして、当初の見込みよりも確定額が上回ったことから589万5,000円を増額するものがあります。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 渡辺輝明 登壇）

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 議案第13号、平成21年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正額は、歳入歳出予算にそれぞれ5,726万円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億9,526万円とするものです。

飛びまして、7ページをお開きください。

歳入で、2款2項2目地域支援事業交付金は、191万2,000円を減額し2,597万2,000円とするもので、配食サービス事業の補助対象経費が変更になったことにより交付金が減額になるものです。

4款1項1目介護給付費負担金は、165万7,000円を追加し5億2,344万8,000円とするもので、平成20年度保険給付費に係る県負担分の不足額が追加交付されるものでございます。

2項1目地域支援事業交付金は、95万6,000円を減額し1,298万7,000円とするもので、2款2項2目の国庫支出金と同様の理由によるものです。

5款1項1目利子及び配当金は、23万2,000円を追加し23万3,000円とするもので、介護保険給付費準備基金利子を見込むものです。

8ページをお開きください。

6款1項2目地域支援事業繰入金は、286万8,000円を追加し1,681万1,000円とするもので、配食サービス事業の国・県交付金が減額されたことにより歳入に不足が生じることから、同額を一般会計から繰り入れるものです。

7款1項1目繰越金は、5,537万1,000円を追加し6,250万5,000円とするもので、前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

9ページになります。

4 款 1 項 1 目介護保険給付費準備基金積立金は、2,390万9,000円を追加し2,391万円とするもので、平成20年度の剰余金と今年度の介護保険給付費準備基金利子を合わせて積み立てるものです。これによりまして、平成21年度末の基金保有見込額は2億8,177万円となります。

10ページをお開きください。

6 款 1 項 2 目償還金は、3,335万1,000円を追加し3,335万5,000円とするもので、平成20年度保険給付費確定による国・県・市の交付金の返還金です。いずれもルール分の返還となります。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第14号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 佐藤邦雄 登壇）

○下水道課長（佐藤邦雄） 議案第14号、平成21年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、第1条にございますように、繰越明許費の設定であります。

2ページをお開きください。

第1表の繰越明許費であります。地方自治法第213条第1項の規定によりまして、翌年度に繰り越して使用できる経費として、その金額を1億5,344万8,000円とするものです。これは、旭市浄化センター及び旭中央汚水ポンプ場の建設事業が年度内に完成が見込めないことから繰り越し工事となるものであります。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第15号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 横山秀喜 登壇）

○水道課長（横山秀喜） 議案第15号、平成21年度旭市水道事業会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条では収益的収入及び支出を、第3条では資本的収入及び支出のそれぞれ補正額を記載してございます。内容につきましては3ページの実施計画で説明させていただきます。

次に、2 ページをお開きください。

第4条は、企業債について起債の限度額を変更するものです。変更内容としましては、建設改良事業費の減少に伴うものと、繰上償還に係る借換債の追加に伴う限度額の変更であります。

次は、3 ページをご覧ください。

平成21年度旭市水道事業会計補正予算実施計画であります。

収益的収入の部であります。第1款水道事業収益は、既決予定額16億9,040万5,000円に820万7,000円増額し、補正後の予定額を16億9,861万2,000円とするものです。

この内訳は、第2項営業外収益、3目補助金で、高料金対策に係る市町村水道総合対策事業補助金が確定したため増額するものであります。

次に、支出の部であります。第1款水道事業費用は、既決予定額15億6,827万6,000円を4,913万円減額し、補正後の予定額を15億1,914万6,000円とするものであります。

この内訳は、第1項営業費用の2目配水及び給水費4,321万1,000円の減額ですが、これは修繕費の減額でありまして、計装設備記録計や非常通報装置等の修繕内容の見直しによるものです。

次に、第2項営業外費用の1目支払利息及び企業債取扱諸費の1,401万5,000円の減額ですが、これは前年度企業債に係る支払利率が確定したことにより、支払利息が減額となるものです。

2目消費税及び地方消費税は809万6,000円を増額するもので、拡張工事費等の減額に伴い支払消費税額が不足するため増額するものであります。

続いて、資本的収入及び支出の補正についてご説明申し上げます。

収入の部ですが、第1款資本的収入は、既決予定額3億9,013万6,000円に4億1,090万円増額し、補正後の予定額を8億103万6,000円とするものであります。

この内訳ですが、第1項1目企業債の4億5,510万円の増額は、配水管整備事業の工事内容の見直し等により工事費の削減による企業債の8,500万円の減額と、利率5%以上の企業債の一括繰上償還に伴う借換債を5億4,010万円追加するもので、差し引き増額補正するものです。

第2項1目出資金4,420万円の減額は、合併特例債活用事業の対象事業費が削減されたので、一般会計からの出資金を減額するものであります。

次に、支出の部ですが、第1款資本的支出は、既決予定額9億2,837万5,000円に3億

9,358万1,000円を増額し、補正後の予定額を13億2,195万6,000円とするものであります。

この内訳は、第1項建設改良費、1目拡張工事費の1億4,666万2,000円の減額です。先ほど企業債の収入の部でご説明申し上げましたが、配水管整備事業の工事内容の見直し等により工事費が削減されたものです。

また、2項1目企業債償還金に5億4,024万3,000円を増額するものです。これにつきましても、先ほど借換債についてご説明いたしましたが、高利率の企業債の一括繰上償還を追加することにより償還元金が増額となるものであります。

次に、4ページをお開きください。

平成21年度旭市水道事業会計補正予算資金計画であります。

一番右側の下になりますが、年度末の差し引き現金残高を5億7,274万円と予定するものでございます。

なお、企業債の借り換えによって軽減される利息を約9,170万円ほど見込んでおります。

次に、5ページから7ページまでは平成21年度末の予定貸借対照表です。

以上で、議案第15号についての補足説明を終了させていただきます。

○議長（林 一哉） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第16号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

○病院経理課長（鈴木清武） 議案第16号、平成21年度旭市病院事業会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は総則であります。

第2条は収益的収支予定額の補正で、病院事業収益既決予定額313億2,507万円に対し、医業収益を外来収入単価の増加に伴う収益増1億2,745万5,000円、医業外収益を特別交付税の増額交付による負担金交付金の増9,172万9,000円の合計2億1,918万4,000円を増額し、315億4,425万4,000円に補正するものです。

また、病院事業費用既決予定額310億4,477万8,000円に対し、医業費用を人事院勧告に伴う給与費引き下げによる減、抗がん剤等の高額薬品の使用増加による材料費増を勘案し1億8,973万8,000円の増、医業外費用は材料費の増加に伴う消費税雑損失の増3,300万円、合計2億2,273万8,000円を増額し、312億6,751万6,000円に補正するものであります。

2ページをお開きください。

第3条は資本的収支予定額の補正で、資本的収入既決予定額62億2,420万5,000円に対し、企業債の減17億5,000万円、補助金の減1億938万円の合計18億5,938万円を減額し、43億6,482万5,000円に補正し、資本的支出既決予定額91億7,030万5,000円に対し、建設改良費の工事費を18億5,901万5,000円に減額し、73億1,129万円に補正するものです。

第4条は、再整備事業の新本館建設工事の継続費の年割額を補正するものであります。

3ページをお開き願います。

第5条は起債の限度額の補正で、再整備事業新本館建設工事として37億2,000万円に、再整備事業改修工事設計料として3,000万円とするものです。

14ページをお開きください。継続費に関する調書であります。

以上で、議案第16号についての補足説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで3時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時25分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第17号について、企画課長、登壇してください。

（企画課長 堀江隆夫 登壇）

○企画課長（堀江隆夫） 議案第17号について、補足説明を申し上げます。

首都圏人口への流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出することで人口の定住化を図り、地域が自立できる取り組みを進める定住自立圏構想の推進を本市において推進する中で、今後、広域的な合併を行った合併市のみが周辺市町との定住自立圏形成協定に代えて、人口最大の旧市を中心地域、他の旧町を周辺地域とした定住自立圏形成方針を議会の議決を経て策定することが必要であり、あらかじめ地方自治法第96条第2項の議決事件に定住自立圏形成方針を位置づけるための条例であります。

なお、本取り組みに際しましては、国より5か年間の財政支援等が講じられる予定となっております。

以上で、議案第17号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 企画課長の補足説明は終わりました。

続いて、議案第18号、議案第19号、議案第25号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 議案第18号、旭市雇用促進住宅整備基金条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、雇用促進住宅及び共同施設の建設、改修等の財源に充てるための基金設置について、必要な事項を定めるものでございます。

それでは、議案の条文についてご説明申し上げます。

第1条は、設置規定でございます。

第2条は、基金の積立額を予算で定める額とするものでございます。

第3条は、基金の管理に関する規定でございます。

第4条は、基金の運用益の処理に関する規定でございます。

第5条は、基金の繰替運用ができるようにするための規定でございます。

第6条は、基金の処分に関する規定でございます。

第7条は、委任規定でございます。

附則として、本条例の施行期日を本年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第18号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第19号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、独立行政法人雇用・能力開発機構から譲り受けました雇用促進住宅及び共同施設についての設置及び管理を行うため、必要な事項を定めるものでございます。

条文でございます。

第1条は設置の趣旨、第2条は用語の定義、第3条は設置規定。

次のページになりますけれども、第4条は住宅の名称、第5条は入居者の公募の方法に関する規定、第6条は入居者の公募の例外に関する規定、第7条は入居者の資格に関する規定。

続きまして3ページになります。中ほどですけれども、第8条は入居の申し込み及び決定に関する規定、第9条は入居者の選定方法に関する規定、第10条は入居補欠者に関する規定。

次のページになります。第11条は入居の手続きに関する規定、第12条は同居の承認に関する規定、第13条は入居の承継に関する規定。

その次の５ページになります。第14条は家賃の額に関する規定、第15条は家賃の減免または徴収猶予に関する規定、第16条は家賃の納付に関する規定、第17条は督促及び延滞金に関する規定。

６ページになります。第18条は敷金に関する規定、第19条は修繕費用の負担に関する規定、第20条は入居者の費用負担義務に関する規定になります。

次の７ページ、第21条は入居者の保管義務に関する規定、第22条は迷惑行為の禁止に関する規定、第23条は住宅を使用しないときの届け出に関する規定、第24条は住宅の貸与等の禁止に関する規定、第25条は住宅の用途変更の禁止に関する規定、第26条は住宅の模様替えの制限に関する規定、第27条は住宅の明渡しに関する規定。

次の８ページになります。第28条は住宅の明渡し請求に関する規定、第29条は住宅の管理人に関する規定、第30条は立入検査に関する規定。

９ページの第31条は入居者について警察署長への意見聴取に関する規定、第32条は入居者について警察署長が意見することに関する規定、第33条は委任規定、第34条は罰則規定であります。

附則といたしまして、本条例の施行期日を本年４月１日とすること、それから３月31日以前の雇用促進住宅の契約者が引き続き入居する場合の入居要件について経過措置を設けておるものでございます。

以上で、議案第19号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第25号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

お手元に新旧対照表がいつているかと思ひます。一番下にあつたと思うんですけども、この12ページになります。これを見ながらご説明をしたいと思います。

本案件は、ここにございますとおり、神西住宅の一部、それから西野住宅の一部、それから双葉団地の一部を用途廃止するため、条例のこの別表に規定されております住宅の戸数を、神西住宅は37戸から15戸へ、西野住宅は58戸から52戸へ、双葉団地は64戸から53戸へそれぞれこの表を改めさせていただくものでござひます。

用途廃止をする理由でござひますが、神西住宅の22戸、それから西野住宅の6戸、それから双葉団地の11戸が空き家となっております。この住宅は築後40年以上が経過しておりまして、耐用年数、これは30年でござひますけれども、これも大幅に過ぎておりまして建物の老朽化が著しく、防犯・防災などの面から、順次解体撤去を行う予定で用途廃止をするもので

ございます。この結果、現在415戸の公営住宅がございますけれども、それが376戸になるものでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 財政課長の補足説明は終わりました。

続いて、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第31号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 平野哲也 登壇）

○総務課長（平野哲也） 議案第20号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

行政に対する住民ニーズの多様化や少子化の進展等に即応できる組織・機構体制の整備を図るため、平成22年4月1日に行政改革推進課及び子育て支援課を新設するため、条例を改正するものでございます。

お手元の新旧対照表、先ほども使いました新旧対照表のほうをご用意いただきたいと思えます。新旧対照表の1ページをご覧くださいと思います。

改正の内容でございますけれども、同条例の別表に課の名称及び主な事務分掌を加えるものでございまして、秘書広報課の次に「行政改革推進課」を、社会福祉課の次に「子育て支援課」を加えるものであります。

以上で、議案第20号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第21号をお願いいたします。

議案第21号、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正は、職員の定数管理を適切に行うため、所要の改正を行うものでございます。

やはり先ほどの新旧対照表の2ページをご覧くださいと思います。

改正の内容でございますけれども、第3条の各号に規定する職員の定数について改正するものでございます。

第1号の議会事務局の職員を9人から8人に、第2号の市長事務部局の職員を590人から525人に、第3号の選挙管理委員会事務局の職員を18人から9人に、第4号の監査委員事務局の職員を4人から3人に、第5号の教育委員会事務局の職員を110人から105人に、第6号の農業委員会事務局の職員を9人から7人に、第7号の消防職員を138人から130人に、第8号の水道事業企業職員を19人から15人にいずれも減員するものでございます。これによりまして、1号から8号までの定数は従来の897人から802人ということで、95人の減員となりま

す。

減員の理由につきましては、定員適正化計画等に基づき職員の削減を進められたこと、また、今後の適正な職員数を考慮したものでございます。

次に、第9号の病院事業企業職員につきましては、1,748人から1,800人に52人増員するものでございます。

増員の理由につきましては、現在、病院において7対1看護基準へ向け順次移行を図っていることから、今後も看護師などの増員が見込まれるということでございます。

以上で、議案第21号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第22号でございます。

新旧対照表も両方使いますので、よろしくお願いいたします。

議案第22号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例及び旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、昨年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に伴い、所要の改定を行うものでございます。

今回の改正内容は、時間外勤務手当について、月60時間を超える時間外勤務に対し、超過した勤務1時間につき25%の割増賃金を支給するというものと、その割増分の支給に代えて代替休暇を取得できるというものを基本とする改正でございます。関連する旭市一般職の職員の給与に関する条例と旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の二つの条例を一緒に改正するものでございます。

それでは、まず改正条例第1条の旭市一般職の職員の給与に関する条例の改正について、新旧対照表のほうの3ページをご覧くださいと思います。

第16条第3項の次に、新たに「第4項」及び「第5項」を追加するものでございます。

第4項は、時間外勤務の時間が1か月につき60時間を超えた職員について、60時間を超えて勤務した時間に対する支給割合を定めたもので、第1号では、正規の勤務時間外について、その支給率を通常の100分の125に100分の25を加算した100分の150とするものでございます。また、括弧内ではありますが、その勤務が午後10時から翌日午前5時までの深夜に対する支給率につきましては、通常の100分の150に100分の25を加算した100分の175とするものでございます。

第2号の「割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務」とは、消防職等の交替制勤務職員の時間外についてございまして、この支給率については、通常の100分の25に100分の25を加算した100分の50とするものでございます。

次の第5項は、改正条例第2条の旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正と関連しますが、加算された時間外勤務手当が支給される職員について、その時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置としての代休時間を取得した場合については、時間外勤務手当の加算分は支給されないというものでございます。

続いて、改正条例第2条の旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正について、ご説明申し上げます。

新旧対照表の5ページをご覧くださいと思います。

第8条の次に、新たに時間外勤務代休時間として「第8条の2」を追加するものでございます。

第8条の2第1項は、改正条例第1条の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正において、第16条第4項の規定により、時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、その時間外勤務手当の加算分の支給に代えて時間外勤務代休時間を取得できるというものでございます。

第2項は、時間外勤務代休時間を指定された職員は、休日の代休日と同様に、時間外勤務代休時間においても、特に勤務を命ぜられる場合を除き、勤務することを要しないというものでございます。

第11条第1項の改正は、第8条の2の改正による文言整理と、休日に勤務した場合における代休日の指定についてであり、代休日の指定は休日を除くこととなっていますが、今回の改正により、時間外勤務代休時間が指定された日についても代休日の指定から除くこととしてございます。

続いて、新旧対照表6ページをご覧くださいと思います。

第16条第3項の改正は、第8条の2の改正による文言整理でございます。

それでは、もう1回、改正条例の本文のほうに戻っていただきたいと思います。本文の3ページになります。

附則の第1項では、本条例の施行期日を平成22年4月1日とするものでございます。

また、附則第2項では、旭市職員の育児休業等に関する条例について、本条例の一部改正と併せて改正するものでございます。

以上で、議案第22号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第31号のほうをお願いしたいと思います。

議案第31号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての補足説明でござ

います。

やはり新旧対照表の16ページをご覧いただきたいと思います。

この協議につきましては、千葉縣市町村総合事務組合の組織団体であります組合立国保成東病院及び鴨川市南房総市環境衛生組合が平成22年3月31日に解散するため、千葉縣市町村総合事務組合を組織する団体数の減少等に伴う規約の変更をすることについて、あらかじめ関係地方公共団体の議会の議決を求めるものでございます。

条文について説明いたします。

別表第1の改正は、規約第2条の組合を組織する団体についての改正でございます。

別表第2の改正は、規約第3条の共同処理する団体についての改正で、第1号は常勤の職員に対する退職手当の支給、第3号は議会の議員等の公務災害補償、次のページになりますが、第11号、これにつきましては公平委員会についての事務でございます。

なお、附則においては、本規約の施行期日を平成22年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第31号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 総務課長の補足説明は終わりました。

続いて、議案第23号、議案第24号、議案第29号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 在田 豊 登壇）

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第23号、旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、事務事業の見直しによる効率的で効果的な行財政運営を図るため、実施をするものでございます。

それでは、改正部分のご説明を申し上げます。

新旧対照表の9ページによりご説明を申し上げます。

第2条の改正は、現行では80歳以上の方全員に祝金の支給を行っていたものを、改正案の各号に掲げたとおり、当該年度中に節目の年齢を迎えた方々にそれぞれ支給をするよう改めるものです。それぞれの支給額は、第3条で、80歳を迎えた方は5,000円を、88歳の米寿を迎えた方は1万円を、99歳の白寿を迎えた方は2万円を、100歳以上の方は3万円とするよう改めるものでございます。

施行期日は、平成22年4月1日といたします。

また、経過措置といたしまして、平成21年9月2日から平成22年3月31日までの間で80歳

及び88歳に達した者も対象といたします。

続きまして、議案第24号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

同じく新旧対照表の10、11ページをお願いいたします。

本条例の一部改正は、大きく分けて2点の改正となっております。1点目といたしまして、事業の助成の対象に新たに精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者を加えること、そして2点目として、住所地特例の規定の整備のために所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明を申し上げます。

第2条の改正は、今まで助成の対象としていなかった精神障害者につきまして、障害者自立支援法の目的にのっとりまして、身体障害者や知的障害者と同様に重度の障害に当たる精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者を助成対象に加えるというものでございます。

なお、本条の施行は、受給資格証の更新期であります平成22年7月1日からといたします。

次に、第2点目が第3条の改正でございます。

医療保険制度による被保険者の住所地特例の規定と同様に、本条例におきましても住所地特例の規定を整備するものでございまして、加入する医療保険が後期高齢者医療保険の場合などの規定を加えまして、整理をいたしたものでございます。

本条の改正は、公布の日からの施行といたします。

続きまして、議案第29号、干潟シルバー活力センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

干潟シルバー活力センターは、高齢者の福祉の増進を目的に、昭和42年及び昭和53年に建設されました旧干潟町西保育所を平成元年に改修をいたしまして設置されました。その後、平成14年に工芸ができる施設に改修を行いまして、現在は陶芸クラブが利用をしておりますが、耐震基準を満たしていない老朽化した建物であり、また急傾斜地に建設されているばかりでなく、用地は借地であり所有者からの返還要望もございますので、本センターを廃止するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 社会福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第26号について、都市整備課長、登壇してください。

（都市整備課長 伊藤恒男 登壇）

- 都市整備課長（伊藤恒男） 議案第26号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表は13ページに掲載してございます。

現在、飯岡地区三川地先に整備を進めております下宿ふれあい公園、1.16ヘクタールを市立公園とするため、所要の改正を行うものであります。

条例第3条に定める名称及び位置につきましては、別表第2の都市公園以外の公園の末尾に一文を追加するものでございます。

なお、公園の名称でありますが、これまで予算等におきましては、仮称などを含めまして「下宿ふれあい公園」と称して予算等を執行してきたものであります。三川地区の公園ということもありますので、地元の区長さん方からご意見を伺いまして、この際、公園の名称を「三川ふれあい公園」として提案するものでございます。

附則は、本条例の施行日を定めるものでございます。

議案第26号の補足説明は以上でございます。よろしくお願いします。

- 議長（林 一哉） 都市整備課長の補足説明は終わりました。

議案第27号、議案第30号について、生涯学習課長、登壇してください。

（生涯学習課長 野口國男 登壇）

- 生涯学習課長（野口國男） 議案第27号、大原幽学遺跡史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、大原幽学遺跡史跡公園キャンプ場を廃止することとしたため、所要の改正を行うものでございます。

大原幽学遺跡史跡公園キャンプ場は、平成元年度にレクリエーション施設として設置し、現在20年を経過しておりますが、電気設備の全面改修が必要となるなど施設の老朽化による不具合が起きております。また一方、昨年4月に千葉県より海上キャンプ場が委譲されまして、旭市海上キャンプ場としてオープンしております。したがって、老朽化の度合いや維持管理コスト、利用状況等を勘案いたしまして、所期の目的を維持できなくなったため、大原幽学遺跡史跡公園キャンプ場を廃止することといたしました。

今回の条例改正は、大原幽学遺跡史跡公園の設置及び管理に関する条例のうち、キャンプ場に係る部分を削るとともに、併せて合筆による公園の代表地番の変更を行うほか、附則により、関連する条例となります旭市使用料及び手数料に関する条例の別表第1その1中の大原幽学遺跡史跡公園の項を削るものであります。

なお、本条例の施行期日は、平成22年4月1日とするものであります。

続きまして、議案第30号、旭市青少年憩の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、旭市青少年憩の家を廃止することとしたため、旭市青少年憩の家の設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

旭市青少年憩の家については、昭和50年に青少年の健全な育成を図る施設として設置され35年間その活用を図ってまいりましたが、1階部分がピロティという壁がなく柱と梁のみで2階部分を支える構造となっており、この部分の数か所に老朽化による大きな亀裂が見つかるなど施設使用が危険な状況にあります。老朽化の度合いや維持管理コスト、利用状況等を勘案し、所期の目的である研修・交歓及び宿泊の場としての機能を維持できなくなったため、廃止することといたしました。

なお、附則により、関連する条例となる旭市使用料及び手数料に関する条例の別表第1その1中の旭市青少年憩の家の項を削り、本条例の施行期日を平成22年4月1日とするものであります。

以上で、議案第27号、議案第30号についての補足説明を終わりとさせていただきます。

○議長（林 一哉） 生涯学習課長の補足説明は終わりました。

議案第28号について、国民宿舎支配人、登壇してください。

（国民宿舎支配人 堀川茂博 登壇）

○国民宿舎支配人（堀川茂博） 議案第28号、旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例第2条第1号の名称中「食彩の宿いいおか」を「食彩の宿いいおか荘」に改め、本年の4月1日から施行しようとするものでございます。

この条例の改正に当たりましては、昨年9月16日、国民宿舎運営委員会に諮問を行い、審議を尽くされた結果、同年12月28日付けで、以前の名称変更を踏まえながら、施設の呼びやすさや親しみやすさを考慮し、「食彩の宿いいおか荘」と名称を改めることは適当であるとの答申をいただきました。

なお、経営に当たりましては、これを機に利用者のリピーター化や集客力アップにつなげ、一層の営業努力を行う所存でございます。

以上、議案第28号についての補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- 議長（林 一哉） 国民宿舍支配人の補足説明は終わりました。

議案第32号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 神原房雄 登壇）

- 商工観光課長（神原房雄） 議案第32号、旭市土地開発公社定款の変更について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、土地開発公社の透明性の確保の観点から、平成17年1月21日付けで改正された土地開発公社経理基準要綱に基づく経理に移行するに当たり、定款中の規定の整備を行うものでございます。

新旧対照表を併せてご覧いただきたいと思います。

具体的には、理事会の議決事項について規定した第16条第3号中にキャッシュフロー計算書を付け加えるものであります。

次に、公社の資産について規定した第21条第1項中「基本財産及び運用財産」とあるのを「運用財産」の表記を削除するものでございます。

次に、毎年設立団体である旭市に対し提出する財務諸表について規定した第24条に、キャッシュフロー計算書を付け加えるものでございます。

また、附則については、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、設立団体の議会である旭市議会の議決を経て千葉県知事の許可を受けなければその効力を生じないとあることから、施行期日にその旨を定めたものでございます。

以上で、議案第32号の補足説明を終わります。

- 議長（林 一哉） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

議案第33号、議案第34号について、秘書広報課長、登壇してください。

（秘書広報課長 米本壽一 登壇）

- 秘書広報課長（米本壽一） 議案第33号、第34号について、補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

本市には現在、人権擁護委員が10名おりますが、このうち2名が6月30日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

議案第33号で推薦したい方は、旭市神宮寺5168番地1にお住まいの林秀和氏、昭和22年11月6日生まれの方であります。

次に、議案第34号で推薦したい方は、旭市三川9058番地にお住まいの石毛昭夫氏、昭和22年5月20日生まれの方でございます。

林秀和氏は平成16年から、また石毛昭夫氏は平成19年から人権擁護委員として積極的に活動されており、ともに誠実な人柄で地域での信望も厚く、委員として適任の方ですので、引き続き推薦するものでございます。

なお、お二人とも、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては該当する事項はありません。

また、委員の任期は3年間でございます。

以上で、議案第33号、第34号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 秘書広報課長の補足説明は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 4時 2分

再開 午後 4時 3分

○副議長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

地方自治法第117条の規定により、議案第35号に関係いたします林一哉議員、高橋利彦議員、林俊介議員、日下昭治議員、木内欽市議員の退席を求めます。

（ 2 2 番 林 一哉 退席 ）

（ 2 0 番 高橋利彦 退席 ）

（ 1 8 番 林 俊介 退席 ）

（ 1 7 番 日下昭治 退席 ）

（ 1 5 番 木内欽市 退席 ）

○副議長（嶋田哲純） しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 4時 3分

再開 午後 4時 4分

- 副議長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第35号について、都市整備課長、登壇してください。

（都市整備課長 伊藤恒男 登壇）

- 都市整備課長（伊藤恒男） 議案第35号、あさひパークゴルフ場の指定管理者の指定について、補足説明を申し上げます。

現在指定しております指定管理者の指定期間が来る3月31日をもちまして満了となりますので、次期の指定管理者を指定するに当たり、あらかじめ議会の議決をいただくものでございます。

現在の指定管理者は、財団法人旭市福祉協会を指定しているものでありますが、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条を適用しまして、公募は行わず、現在の指定管理者であります同協会からの申請に基づきまして、旭市指定管理者候補者選定委員会において審査をいただいたところでございます。審査の結果、財団法人旭市福祉協会が指定管理者の候補者として適任として選定されましたので、引き続いて同協会をあさひパークゴルフ場の指定管理者として指定をしようとするものでございます。

なお、指定期間につきましては、近接するあさひ健康福祉センターの指定管理者が同協会でございますので、この施設の指定期間との整合を図るために指定期間を平成23年度末までの2年間と予定するものでございます。

議案第35号の補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 副議長（嶋田哲純） 都市整備課長の補足説明は終わりました。

ここで林一哉議員、高橋利彦議員、林俊介議員、日下昭治議員、木内欽市議員の入場を求めます。

（ 22番 林 一哉 入場 ）

（ 20番 高橋利彦 入場 ）

（ 18番 林 俊介 入場 ）

（ 17番 日下昭治 入場 ）

（ 15番 木内欽市 入場 ）

- 副議長（嶋田哲純） しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 4時 6分

再開 午後 4時 7分

- 議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第36号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 北村豪輔 登壇）

- 建設課長（北村豪輔） それでは、議案第36号、市道路線の認定、廃止及び変更について、補足説明を申し上げます。

認定する9路線は、道路整備事業に伴い2路線を、宅地造成により市に帰属された7路線を認定するものです。

廃止する3路線は、重複する路線等について廃止するものです。

変更する3路線は、都市計画公園事業等により変更するものです。

以上で、議案第36号の補足説明を終わります。

- 議長（林 一哉） 建設課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

-
- 議長（林 一哉） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は4日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時 8分

平成 22 年旭市議会第 1 回定例会会議録

議 事 日 程 （第 2 号）

平成 22 年 3 月 4 日（木曜日）午前 10 時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

第 3 常任委員会陳情付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程 議案第 33 号、議案第 34 号直接審議（先議）

日程第 2 常任委員会議案付託

日程第 3 常任委員会陳情付託

出席議員（21 名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英
13 番	嶋 田 哲 純	14 番	柴 田 徹 也
15 番	木 内 欽 市	17 番	日 下 昭 治
18 番	林 俊 介	19 番	嶋 田 茂 樹
20 番	高 橋 利 彦	21 番	林 正 一 郎
22 番	林 一 哉		

欠席議員（1 名）

16 番 佐久間 茂 樹

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	増 田 雅 男
教 育 長	多 田 哲 雄	病 院 事 業 者 管 理 者	吉 田 象 二
病院事務部長	渡 辺 清 一	総 務 課 長	平 野 哲 也
秘書広報課長	米 本 壽 一	企 画 課 長	堀 江 隆 夫
財 政 課 長	加 瀬 正 彦	税 務 課 長	野 口 徳 和
市 民 課 長	増 田 富 雄	環 境 課 長	平 野 修 司
保険年金課長	花 香 寛 源	健康管理課長	小長谷 博
社会福祉課長	在 田 豊	高 齢 者 福 祉 課 長	渡 辺 輝 明
商工観光課長	神 原 房 雄	農 水 産 課 長	林 清 明
建 設 課 長	北 村 豪 輔	都市整備課長	伊 藤 恒 男
下 水 道 課 長	佐 藤 邦 雄	会 計 管 理 者	高 山 重 幸
消 防 長	菅 谷 衛 一	水 道 課 長	横 山 秀 喜
庶 務 課 長	浪 川 敏 夫	学校教育課長	平 野 一 男
生涯学習課長	野 口 國 男	国体推進室長	高 野 晃 雄
監 査 委 員 長 事 務 局 長	林 久 男	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	伊 藤 浩
国 民 宿 舎 支 配 人	堀 川 茂 博	病院事務次長	石 鍋 秀 和
病院経理課長	鈴 木 清 武		

事務局職員出席者

事 務 局 長	加 瀬 寿 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1 議案質疑

○議長（林 一哉） 日程第 1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第 1 号から議案第36号までの36議案を順次議題といたします。

議案第 1 号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○ 20 番（高橋利彦） 20番、高橋です。

それでは、質問いたします。

まず、72ページ、固定資産評価基礎調査委託料ですか、ちょっとこれは質問の趣旨が最初とは変わってしまいましたが、せっかく出しておりますので質問させていただきますが、まず、この基礎調査というのはどういうことをやるのか。それで、あえて委託に出さなければならぬのか、その辺お尋ねします。

それから、170ページですか、説明欄 7 番のふるさと雇用再生ふるさと産品ショップ運営事業ですか、これにつきましては、雇用の創出と中心市街地の活性化等を図る、いろいろあるわけでございますが、これによってどのように雇用が生まれるのか、それから、この地域の特産品ですか、そのブランド化が図れるのかお尋ねします。

それから、186ページ、説明欄 5 番の旭中央病院アクセス道整備事業ですか、この旭中央病院アクセス道整備委託料、これはどういうものなのかお尋ねをします。

それから、196ページですか、説明欄 5 番、袋公園整備事業の17番の公有財産購入費、土地購入費ですか、これが5,200万円ほど計上されておりますが、この買収の場所、それから坪

単価、それから鑑定の価格等についてお尋ねします。

それから、197ページ、説明欄 6 番の17、公有財産購入費ですか、これが4,300万円ほどありますが、袋公園と同様に、坪単価どのくらいか、鑑定価格、それから買収場所等についてお尋ねします。

それから、ページ217、説明欄 5 番の幼稚園就園奨励事業ですか、この内容についてお尋ねします。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは、予算書72ページの説明欄 4 番の緊急雇用創出固定資産台帳整備事業についてご回答申し上げます。

まず、この事業内容でございますけれども、現在、税務課で管理しております土地台帳、家屋台帳につきまして、全部で、支所を含めまして土地台帳については1,043冊、家屋台帳については257冊ございます。筆数にしますと、土地台帳は23万4,000筆、家屋については5万1,000棟ありますので、この膨大な台帳につきまして、1 か所で管理できませんので、支所のほうでも置いているということで、この台帳につきまして、利用者の方が見えたときに、支所のほうの分につきましては、支所のほうに行かなければならないと大変不便なことになっていました。この台帳につきまして、マイクロフィルム撮影をしまして、これを画像データに処理しまして、電子化、システムのほうで動かすということを予定しております。

それと、委託しなければならないかということで、先ほど申し上げましたように、この台帳が1 か所で見られないということで、これを電子化すれば可能であると、どこの支所、本庁へ行っても見られるということが1つの理由であります。

それから、まずこの膨大な土地台帳、家屋台帳について、将来的にこれらについては電算のほうへ行けば、一定の期間をおけば削除とか廃棄とか、そういうのが可能になってくるのではないかということで、スペースもとれるということになるかと思います。

それと、今までこの事業については、導入については検討してきたんですけれども、なかなか多額な経費がかかるということで、今回のこの緊急雇用創出でやると100%補助ですので、有利な事業でもってこの際整備しようということが委託しようということの理由でございます。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

- 商工観光課長（神原房雄） それでは、170ページ、説明欄 7 でございます、ふるさと雇用再生ふるさと産品ショップ運営事業についてお答えをいたします。

この事業につきましては、新規事業でございまして、事業の目的としましては、雇用の創出と市街地の活性化、地域の特産品の P R ということでございます。

具体的には、ふるさと雇用再生基金を利用いたしまして、雇用の創出と市街地の活性化を図るということで、空き店舗を活用し、地域の特産品を紹介、販売するアンテナショップを開設するものでございます。地域の特産品を P R することで、旭市の持っているよさ、潜在能力の高さを市内外に発信してまいります。

このふるさと雇用基金につきましては、補助事業ですので、期間については22年、23年の2 か年を予定しているところでございます。

ショップの運営方法につきましては、市から商業団体等に委託を行いまして、委託を受けた商業団体が事業主体となりまして店舗を借り受け、店長、それから店員 2 名、スタッフとしては 3 名になりますけれども、雇いまして、商品等を市内事業者等から提供してもらいまして、P R、販売を行うものでございます。

以上です。

- 議長（林 一哉） 建設課長。

- 建設課長（北村豪輔） それでは、予算書186ページ、説明欄 5 の旭中央病院アクセス道整備委託料についてお答えいたします。

どのような内容かということですが、これは J R に委託します 1 億5,504万3,000円の J R 部分をまたぐ橋梁上部工の工事を委託するものでございます。

- 議長（林 一哉） 都市整備課長。

- 都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

質問項目の 4 点目、196ページ、説明欄 5 の袋公園整備事業の17節公有財産購入費につきましてお答えをいたします。

当初予算には5,271万8,000円を計上しております。その内訳でございますが、購入を予定する土地は 4 筆でありまして、袋公園西側の土地になります。合計面積は4,132.78平方メートルでありまして、この土地を取得することによりまして、袋公園の現計画の区域内の土地はすべて終了することになります。

予算に計上しました土地の単価につきましてですが、これまでの鑑定価格を参考にいたしまして、1 平米当たり 1 万2,000円から 1 万3,000円を上限として予定したものでございます。

なお、実際に買い取りを行うに際しましては、改めて不動産鑑定を行いまして、土地の買い取り価格を決定することになるものでございます。

それから、5点目の197ページ、文化の杜公園整備事業の17節でございます。

予算には4,300万7,000円を計上したものであります。その内訳は、土地は2筆でございまして、面積は3,105.46平方メートルでありまして、そのすべてが市の土地開発公社からの買い戻し分でございます。

なお、市の土地開発公社とは公有地の先行取得につきまして委託契約を締結しているわけでありまして、先行取得した土地につきましては、これまでまちづくり交付金を効果的に充当することを念頭に置きまして、計画的に年次計画により取得しているものでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、217ページ、説明欄5番の幼稚園就園奨励費補助金についてお答えを申し上げます。

本事業は、国の子育て支援策として、幼稚園児を持つ保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減を図ることを目的に、文部科学省が定めた幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づき、旭市内の園児が通園している市内4か所及び市外2か所の私立幼稚園に対し、園児数を基準に補助金を交付するものでございます。

平成22年度予算は、国の制度改正により、平均5%の補助単価の引き上げと第2子以降の保護者負担の軽減により、平成21年度と比較し1,381万6,000円、50.7%の増となっております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 1つ質問漏れがありましたので、これは230ページですか、説明欄4、飯岡中学校改築事業で、設計業務委託料4,100万円出してありますが、そういう中で、今、学校建設用地と予定される三川西部の整備の状況ですか、進捗状況、それを説明いただきたいと思います。

そういう中で、まず先ほどの72ページ、固定資産台帳の整備の件でございしますが、マイクロフィルムにおさめるようにするということですが、これは土地・家屋ですか、これは特に所有者とか、それから地目変更がある中で、1回マイクロフィルムにおさめた場合、それが今度は修正がきくのかどうか。それから、支所でこの土地台帳ですか、これは見られないと

いう話ですよ。しかしながら、今、法務局なんかでは謄本ですか、あれを行かなくてもとれるんですよ。そういう中で、なぜ事業所ごとにやらなければならないのか。1か所でとる方法を、やはり考えるべきだと思うんですね。

それからあと、170ページですか、この事業、ほとんど委託してしまうようなんですが、市は全然関与しないですね。本来なら、やはり市がきっちり関与してやるのが本当だと思うが、その辺どういうふうに具体的に考えているのか。

それからあとは、旭中央病院のアクセス道ですか、これは委託ということでございますが、結局、JRの関係があるから、まるっきり市は関与できないと、ただ金を出すだけだということなんです。これが中央病院のアクセス道にかかわらず、これからはいろいろ出てくると思うんですね。そういう中で、どういうふうにこれからそれらを検討していくのかお尋ねします。

それからあと、公有財産の関係でございますが、袋公園、それから文化の杜ですか、ありますが、土地の購入に対して、せっかく不動産鑑定しても、市はその不動産鑑定を無視している場面が往々にあると思うんですよ。それというのは、私は詳しく内容は知りませんが、この間の議会だよりに出ていました。海上の給食センターですか、不動産鑑定、平米1,300円であったのが、今度はそういうのは全然関係なく、平米4,000円で買っていると。それで、当時というより、今回の給食センター用地ですか、その地権者に前の中学校の地権者もいたから、それで買わざるを得なかったと。土地の価格でも何でも値段は変わっているんですよ。それと同時に、不動産鑑定もしている中で、今後これらをどういうふうに関与していくのか。

それだけとりあえずご質問します。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） まず、修正についてお答えいたします。

まず、本年度の22年度に委託するわけですが、年度途中のどこかでもって切って画像処理するものと、それからそれ以外のものと分かれるわけですが、新たに修正する部分につきましては、今度はコンピューターでもって色のついているところを入力することになります。それは、今までは手書きでやっていたもので、それを電算入力して、それを一緒にできるようにするということになります。それはこれから先、毎年度それは生じるということで、次年度以降については、そのソフトの保守経費が数十万円程度かかる程度かなと思っております。

そういうことで今、台帳が各支所に置いてあるわけで、毎月、法務局から移動の通知を職員が受け取りに行きます。だいたいこれが、20年度の例で言いますと、移動件数が全体で1万5,600件ほどあります。月にすると1,300件。この移動については、職員が手書きで台帳整理していたということで、それを電算で一元化すれば、本庁でも全部できるということで、今までは、どうしても台帳がそこに置いてあるために、各支所で職員がやらざるを得なかったということで、かなり事務の効率化が図れると思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 飯岡中学校改築事業に関連いたしまして、飯岡西部地区の土地改良の進捗状況ということであります。

何度か説明をしまいましたが、県、国との事前協議を終えまして、現在、土地改良法による手続き、例えば事業計画の縦覧ですとか、そういったことをやっているところであります。これが終わりますと、事業参加者が決まるということになりまして、結果、これから本同意を再度いただきまして、採択を目指すということになっております。

以上です。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） アンテナショップ、すべて委託ということで、市の関与といたしますか、そういう部分がないという部分でございますが、これにつきましては、常々市の特産品のPR、それから市街地の活性化、空き店舗対策、こういったものをどうしたらいいかという部分の中で、財源も必要なわけでございます。その手法として、今回このふるさと雇用という部分の手法をとらせていただきました。

これは、国の緊急雇用とふるさと雇用という2本立ての雇用のための補助金という関係がございます。緊急雇用については、直接市が雇用という部分もございますけれども、ふるさと雇用については、市は直接事業ができないということの中で、商業団体に委託をするという形をとるという、手法の中でそういう形をとると。この事業実施につきましては、全額県費でございますので、2年間、市の一般財源を使わずに県費のほうで対応できるということの中で、手法としてこういう形を選んだと。

当然、特産品をPR、販売するわけですので、形上は委託をしますけれども、当初の、当然そこに品物を集めるわけですので、農業関係、それから商業関係の皆さんと話し合いをした中で、どういうものを並べたらいいかという部分もあります。当然、その当初から、設置

場所から市が関与していくつもりであります。

以上です。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、ＪＲ工事の関係ですけれども、鉄道の運転保安上の問題で、作業事故等による賠償責任があるために、やはりＪＲに関してはＪＲに委託せざるを得ないのかなというふうに見ております。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 不動産鑑定についてお尋ねがございましたので。

私どもの所管している事業につきましては、ほとんどが都市計画事業として国庫補助事業を対象としてやっております。ですから、少なからず、不動産鑑定がなければ、補助対象としての補助金がいただけないというのが実情でございますので、今後も不動産鑑定価格をいただきまして、買い取り価格を決定して事業を進めていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そうしますと、先ほどの1番の固定資産の台帳の関係ですか、これはこれからは支所でもとれるということなるわけですね、将来的には。

それからあと、次に、ふるさと産品ショップの件ですが、ただいまの説明ですと、市はまるっきり構想を持っていないというように受け止められるわけです。

それからあと、公有財産の購入の件ですか、ですから、不動産鑑定の結果があるわけですね。ですから、それに基づいてこれから買収していくのか、まるっきりあれを無視した中で、それとも買収をしていくのか。

それから、230ページの設計業務の委託の件でございますが、三川地区、これが土地整備ですか、それがもう既にどういうふうに進んでいるのか。せっかく学校の設計をしても、整理が進まなければ、この設計は何もなくなってしまうわけですね。そういう中で、三川地区の整備の今の進捗状況、その辺をお尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） お答えいたします。

謄本の件でございますけれども、市のほうの法務局からの連絡があるものについては、これは法務局の副本的なものですので、謄本を出せるものではございませんで、閲覧できると

ということでございます。要するに、法務局の通知でもって、土地台帳と言っていますけれども、これは法務局からの副本的なものでございますので、法務局と同じように謄本とできるものではありませんので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） ふるさとショップでございませけれども、地区懇でも皆さんから、旭にはいろいろな特産物がある、あるけれども、その物を旭市内の人も知らない人も大勢いると。そういうものを内外にPRしていく、そういうものが必要だろうというふうに考えているわけございまして、そのPRを行うためにそういうショップを開くと。それについては、商業団体、農業団体とともに市も一緒になって相談しながらそのショップ運営にかかわっていくということで考えております。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、都市計画事業につきましては、国庫補助事業をいただいて事業を執行しているということでありまして、当然ながら、国庫補助事業を受けますと、会計検査というものがあるわけでありまして、基本的には不動産鑑定を逸脱した取得価格というのは全くあり得ないという状況の中でこれまでも執行しておりますし、今後も執行をしたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 土地改良事業のほうの進み具合ということでよろしいですか。

先ほども申しましたとおり、事業参加者が決まりますと、本同意をいただいて歩くことになります。

現在、事前の中で仮同意というのを約97%の方々からいただいておりますので、本同意をいただく中で、これをできるだけ100%に近づけるということが、まず第一かと考えております。

それが終わりましたら、来春に予定されています国の採択をいただいた中で事業が始まって、換地計画、換地設計に入ることとなります。

よろしいでしょうか。

（「来年採択」の声あり）

○農水産課長（林 清明） すみません、来年度、この春の予定です。22年の春に採択をいた

だくということで予定しております。

- 議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

- 議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

- 議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

- 議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

- 議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

- 20番（高橋利彦） それでは、425ページ、説明欄1の13ですか、ここに下水道事業計画見直し業務委託料が約200万円ほど組まれておりますが、議会当初、市長の施政方針では、これ以上は下水道はやらないという中で、なぜこの事業計画の見直しをしなければならないのか。そういう中で、この業務は自前でできないのか、また、委託であれば、どこに、どういう系統に業務委託してあるのか、その辺まずお尋ねします。

- 議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

- 下水道課長（佐藤邦雄） 予算書の425ページ、2款2項1目、説明欄1、13節に記載してあります下水道事業計画見直しの業務委託料についての業務内容についてご回答申し上げます。

今回の見直し業務は、平成23年度をもって事業認可期間が満了するために行う期間延伸の変更認可申請に伴う業務でございます。

これは、公共下水道の現認可は、認可区域202ヘクタールを平成23年度までに整備することとしておりますが、平成21年度末の整備済み面積は165.2ヘクタールとなっております。残り36.8ヘクタールを平成23年度末までに完了することは非常に困難な状況にあります。このため、現認可の完了年度である平成23年度末までに認可区域202ヘクタールは変えずに、整備期間のみ3年から4年間の期間延伸を図る予定でございます。

期間延伸を図るに当たっては、現在、千葉県で見直しを進めている本市の下水道計画の上位計画であります九十九里・南房総流域別下水道整備総合計画における人口や計画汚水量等の計画値が、現在の全体計画にどのような影響を及ぼすかを精査するものでございます。

以上でございます。

- 議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

- 20番（高橋利彦） もう一つ、どこへ業務委託するのか、委託先。

- 議長（林 一哉） 下水道課長。

- 下水道課長（佐藤邦雄） これにつきましては、先ほど市の職員で直営でできないかというふうなお話ございましたが、これにつきましては、かなり専門的な観点から検討しなければいけないという部分がございますので、なかなか直営ではできません。したがって、これにつきましては、専門のコンサルタントに競争入札をお願いするというふうなことでございます。

以上でございます。

- 議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

- 20番（高橋利彦） この問題につきましては、計画書ですか、ちょこっと見せていただきましたが、その区域内ではなく、旭市全体を網羅した計画書になっているわけなんですね。これでは、将来的にもやるという計画になるんですよ。そういう中で、やはり県も出されれば、今度は全然やらなかったら、また事業見直しの計画を出しなさいと、こういう無駄金がかさんでいくわけです。と同時に、これら予算ですか、それについては当然、課長だけが決めたのではなく、執行サイドとの予算査定をしていると思うんですが、どういうふうにこれ

を認定したのか、その辺、執行サイドでお答えいただきたいと思います。

- 議長（林 一哉） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

- 市長（明智忠直） 高橋議員の再質問に答弁をいたします。

下水道につきましては、就任当時から私の方針としまして、202ヘクタールの区域、下水道整備の区域が終わったら、取りあえず凍結をすると、やらないというようなことを言ったわけでありまして、その中でも、先ほど答弁がありましたように、21年度末までには、この202ヘクタールはできないというようなことの中で、30数ヘクタールの延伸の期間、その期間を延ばすための計画変更だというように聞いておりまして、この間、県のほうからの指示のあった総合下水道計画といいましょうか、そういったものとは別な、35ヘクタールをこの三・四年間で延ばすための事業計画というようなことでやるというようなことで聞いておりまして、国から、県から指示されました総合下水道計画ということとは違うということでありますので、そういう部分で認識しております。

よろしくお願いします。

- 議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

- 20番（高橋利彦） まるっきり答弁が違うんですけれども、この前の全協のときにも、この下水道の事業計画を出されたわけですね。それには、市内全域の計画が網羅されているわけですよ。それと同時に、市長は議会冒頭には、もう下水はやりませんよと。そういう中で、なぜ予算は組んでいるのか。その辺ちょっと答弁漏れがありますので。まるっきり違うんですよ、言うこととやることが。

- 議長（林 一哉） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

- 市長（明智忠直） あくまで202ヘクタールの部分はやらなければ、いろいろなこれまでの事業についての、いろいろな国、県からの補助をもらっているということもありますし、202ヘクタールはやらなければならないということは、私も最初から言っているところでありまして、そのための事業計画の見直しといいましょうか、そういった部分で今回の計画をつくるということに聞いておりますので、よろしくお願いします。

- 議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第6号の質疑を終わります。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

滑川公英議員。

- 12番(滑川公英) 12番、滑川です。

22年度の旭中央病院の事業計画の8ページですね。

先日、全協の中で配られた今後の収支見込みということで、だいぶ大幅に収入がアップしておりますが、その金額の料金収入、その辺が約9億円ほどアップしているので、その明細をご報告願いたいと思います。

- 議長(林 一哉) 滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

- 病院経理課長(鈴木清武) お答え申し上げます。

平成22年度予算での好転要因なんですが、収支の増が挙げられ、具体的には、当初23年度から実施予定でありました7対1看護、これが1年前倒しで実施できる見込みになりました。ここで4億1,000万円ほどの収入増を見ております。それから、診療報酬の改定で、今回1.55%アップしております。それから、診療報酬マイナスの年であっても、自然増というものがあまして、この辺は合わせて4億8,000万円ほどの増を見ております。それからさらに、負担交付金の増で2億円等の増収を見ております。合わせて12億円ほど増加を見ています。

以上でございます。

- 議長(林 一哉) 滑川公英議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

- 20番（高橋利彦） それでは、国民宿舎の関係、5ページ、営業外収益ですか、ここで補助金1,400万円ほど組んでありますが、これはほかの会計からの借り入れ分を返済するために予算計上したのか、その辺お尋ねします。

- 議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

- 国民宿舎支配人（堀川茂博） 借り入れの返済ということではございません。補助金の内訳を申し上げますと、社会教育施設、市営飯岡海浜プールの補助金412万2,000円、それから観光拠点施設としての支援を受けるための補助金1,031万円でございます。

- 議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

- 20番（高橋利彦） 今までではそういう観光拠点等の絡みはいいおか荘としてやってあるんですかね。その辺お尋ねします。

- 議長（林 一哉） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

- 国民宿舎支配人（堀川茂博） 初めてでございます。よろしくお願いいたします。

- 議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

- 議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

- 議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第18号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第19号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第20号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第21号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第22号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第23号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第24号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第25号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第26号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第27号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第28号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第29号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第30号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第31号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第32号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第33号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第34号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

ここでしばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

○副議長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

地方自治法第117条の規定により、議案第35号に関係いたします林一哉議員、高橋利彦議員、林俊介議員、日下昭治議員、木内欽市議員の退席を求めます。

（22番 林 一哉 退席）

（20番 高橋利彦 退席）

（18番 林 俊介 退席）

（17番 日下昭治 退席）

（15番 木内欽市 退席）

○副議長（嶋田哲純） しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時46分

○副議長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案質疑を行います。

議案第35号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○副議長（嶋田哲純） 質疑なしと認めます。

ここで、林一哉議員、高橋利彦議員、林俊介議員、日下昭治議員、木内欽市議員の入場を求めます。

（22番 林 一哉 入場）

（20番 高橋利彦 入場）

（18番 林 俊介 入場）

（17番 日下昭治 入場）

(15 番 木内欽市 入場)

- 副議長(嶋田哲純) しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時47分

- 議長(林 一哉) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案質疑を行います。

議案第36号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

追加日程 議案第33号、議案第34号直接審議(先議)

- 議長(林 一哉) おはかりいたします。議案第33号、議案第34号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(林 一哉) ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号、議案第34号は委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第33号、議案第34号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第33号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第33号は同意することに決しました。

議案第34号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第34号は同意することに決しました。

日程第2 常任委員会議案付託

○議長(林 一哉) 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第11号中の所管事項、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第25号、議案第31号の10議案であります。

文教福祉常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第9号、議案第11号中の所管事項、議案第12号、議案第13号、議案第16号、議案第23号、議案第24号、議案第27号、議案第29号、議案第30号の15議案であります。

建設経済常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第10号、議案第11号中の所管事項、議案第14号、議案第15号、議案第26号、議案第28号、議案第32号、議案第35号、議案第36号の13議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、16日にまでに審査を終了されますようお願いいたします。

日程第3 常任委員会陳情付託

○議長(林 一哉) 日程第3、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第1号から陳情第4号までの4件であります。配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 配布漏れないものと認めます。

これより各常任委員会に陳情を付託いたします。

総務常任委員会は、陳情第3号の1件であります。

文教福祉常任委員会は、陳情第1号の1件であります。

建設経済常任委員会は、陳情第2号、陳情第4号の2件であります。

以上のとおり付託いたしました。

付託いたしました陳情は、16日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長(林 一哉) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は8日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前10時53分

平成 2 2 年旭市議会第 1 回定例会会議録

議 事 日 程 （第 3 号）

平成 2 2 年 3 月 8 日（月曜日）午前 1 0 時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（ 2 2 名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	1 0 番	向 後 悦 世
1 1 番	景 山 岩三郎	1 2 番	滑 川 公 英
1 3 番	嶋 田 哲 純	1 4 番	柴 田 徹 也
1 5 番	木 内 欽 市	1 6 番	佐久間 茂 樹
1 7 番	日 下 昭 治	1 8 番	林 俊 介
1 9 番	嶋 田 茂 樹	2 0 番	高 橋 利 彦
2 1 番	林 正一郎	2 2 番	林 一 哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	増 田 雅 男
教 育 長	多 田 哲 雄	病 院 事 業 者 管 理 者	吉 田 象 二
病院事務部長	渡 辺 清 一	総 務 課 長	平 野 哲 也

秘書広報課長	米 本 壽 一	企 画 課 長	堀 江 隆 夫
財 政 課 長	加 瀬 正 彦	税 務 課 長	野 口 徳 和
市 民 課 長	増 田 富 雄	環 境 課 長	平 野 修 司
保険年金課長	花 香 寛 源	健康管理課長	小長谷 博
社会福祉課長	在 田 豊	高 齢 者 長 福 祉 課 長	渡 辺 輝 明
商工観光課長	神 原 房 雄	農 水 産 課 長	林 清 明
建 設 課 長	北 村 豪 輔	都市整備課長	伊 藤 恒 男
下 水 道 課 長	佐 藤 邦 雄	会 計 管 理 者	高 山 重 幸
消 防 長	菅 谷 衛 一	水 道 課 長	横 山 秀 喜
庶 務 課 長	浪 川 敏 夫	学校教育課長	平 野 一 男
生涯学習課長	野 口 國 男	国体推進室長	高 野 晃 雄
監 査 委 員 長 事 務 局 長	林 久 男	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	伊 藤 浩
国 民 宿 舎 人 支 配 人	堀 川 茂 博	病院事務次長	石 鍋 秀 和
病院經理課長	鈴 木 清 武		

事務局職員出席者

事 務 局 長	加 瀬 寿 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長（林 一哉） 日程第 1、一般質問。

一般質問を行います。

林 七 巳

○議長（林 一哉） 通告順により、林七巳議員、ご登壇願います。

（ 9 番 林 七巳 登壇 ）

○ 9 番（林 七巳） おはようございます。9 番、林七巳です。どうぞよろしくお願いいたします。

このたび 3 月議会に質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

きょうはまた大勢の傍聴人の方、ご苦労さまでございます。

オリンピックで活躍した日本の選手にありがとうと、またご苦労さまと申し上げたいと思います。

また、世界ではハイチ、チリと二つの大きな地震に遭われた被害者の皆さんにお悔やみ申し上げます。

今、世界では、ギリシャにおいて経済破綻に近いとのニュースも流れておりました。日本も、また旭市も対岸の火事ではありません。いつ旭市に降りかかるか分かりません。慎重に旭市の運営をしていただきたいと思います。

私は、大きく 4 項目質問させていただきます。また、細かく 9 項目の質問もいたします。

第1に、旭中央病院につきましては、昨年の議会におきまして、臨時職員は1年限りと答弁がありましたが、今回どのようなになったかお聞きしたいと思います。

次に、工事の進捗状況について伺いたいと思います。

それと、何か医療廃棄物が出てきたとか、工事中に、そういうことも何かに書かれていたと思います。

また、飯岡診療所については、今、飯岡では、飯岡のお医者さんが高齢になり休診が多く、とても困っているとのことで、できれば1日診療をしていただけないかと市民から要望がありましたので、それも質問にさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、市営住宅について伺いいたします。

市長は、日本一住みやすいまちにするとっております。あの市営住宅が日本一住みやすい住宅に私は見えませんので、その辺のところをお聞きしたいと思います。また、問題点が何点かありましたらそれもお伺いしたいと思います。

次に、職員の健康管理について伺いしたいと思います。

いつぞや新聞に、職員がミスされてしまったと書かれておりました。また、休んでいる職員がかなり多いとのこともお聞きしたので、その辺のところをお聞きしたいと思います。また、その健康管理について改善する箇所がありましたら、その箇所もお聞きしたいと思います。

それに、あと飯岡西部区画整理について伺いしたいと思います。

今どのくらい進んでいるのか、それから、今後どのようにしていくのか質問したいと思います。

以上4項目について質問させていただきます。再質問は自席にて伺いします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） ただいまの林議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の臨時職員についてでございますが、4月以降の対応ということで申し上げます。

看護助手業務の臨時職員につきまして、21年4月に採用し、半年後に更新をいたしまして3月までということで契約をしてございます。4月以降につきましては、看護助手につきまして、1年を超えての臨時的任用は行わないようにしていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、中央病院の工事の進捗状況でございますけれども、新本館建設工事の進捗につきましては、順調に推移しているところでございます。21年1月の着工から現在まで順調に工事が進みまして、現在4階部分の躯体工事を行っているところでございます。3月中には5階部分に着手する予定となっているところでございます。

それから、3点目の飯岡診療所の診療についてでございますが、飯岡診療所につきましては、現在、当院から5名の医師が交代で出向きまして午前中の診療を行っているところでございます。患者数につきましては、平均で1日当たり24.1人ということで、今のところ午後の診療については、この患者の状況から見て考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、市営住宅に関する質問につきましてお答え申し上げます。

まず、市営住宅が日本一住みよいまちにふさわしくない住宅ではないかと、そのように感じているところ、確かにあるのかもしれませんが。一番古い住宅が昭和36年に建設されたもの、それから昭和40年代の住宅が多数ございます。一番新しいものは平成10年でございますけれども、そういった中で、これは（１）、（２）併せてご回答になってしまうと思うんですけれども、問題点、確かに老朽化が著しく進んでおる所があると。

そういう問題点を改善していくのにどういうことをしたのかということもあるかと思えますので、その辺をお答えしたいと思いますが、まず、現在11か所ございます。この11か所の木造の建具で、要するに外壁の中で木造の建具、そういったものをサッシ化しております。それから、外壁の塗装、そういったところも順次実施してきた。それから、屋根の改修、こういったものも実施して、今まで風が吹き込んで困っていた、そういった住宅が今改善されているところであります。

ただ、ここの住宅の中で、神西住宅、それから西野住宅、それから双葉団地、ここの住宅につきましては、今回議会でもご提案させていただいておりますけれども、空き家になりましたら政策空き家という取り扱いにさせていただきまして順次取り壊していきたい、そのように考えておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

これでご回答になっているかどうか分かりませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、大きい3点目の職員の健康管理というところでございます。

休んでいる職員が多いということでございますけれども、1点目の、これは長期の病気休暇者について申し上げますと、平成22年1月1日現在で7人いらっしゃいます。その改善する箇所というところでございますけれども、今取り組んでいる対策を少し申し上げさせていただきますと、合併してから衛生委員会というのを設けまして、その中に産業医ということでお医者さん2名入っていただきまして、衛生委員会を立ち上げてございます。これは18年12月1日、立ち上げさせていただきまして、いろいろ職員の健康増進といったところに努めているところでございます。

主なものを申し上げますと、時間外勤務が相当数超える場合には、長時間勤務職員に対して産業医の方からご指導、相談をしていただいているというところでございます。それから、心の病等による長期療養者、これにつきましては、この方が復職する場合には職場復帰訓練制度、いわゆるならし出勤制度、これは徐々に徐々にということで、そういった形でそういった職場復帰訓練制度を実施しております。それから、全体の職員になりますけれども、心の病等を防ぐための参考にとということで、セルフケアにかかわります参考図書、こういったものを全職員に配布しています。一応こういった対策を行っているところでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 飯岡西部地区の土地改良事業について、その進捗と今後というご質問にお答え申し上げます。

飯岡西部地区の土地改良事業につきましては、昨年5月に地元工区が設立され、地元工区のご協力を得て、採択申請に必要な事業参加者の仮同意を取得いたしました。その後、各種計画の策定が行われ、現在は、国の事業計画審査が終了いたしまして、県営土地改良事業として平成22年度の新規採択に向けて、事業主体となる海匠農林振興センターの指導をいただきながら土地改良法の手続きを行っております。今まさに、事業施行申請に添付する本同意の取得が始まるところであります。

今後の予定につきましては、事業参加者の本同意率を限りなく100%に近付けることが最重要課題と考えております。地元工区役員、それから大利根土地改良区など関係機関が一体となり、同意率の向上に向け鋭意推進しているところであります。

本同意取得後には、県営土地改良事業の施行申請を行い、補助採択を受け、県営土地改良事業として決定していただきますと、地区界の確認、それから地区界測量、実施設計委託業務が平成22年度に行われる予定であります。地元工区では、換地委員会による換地計画原案

の作成と権利者説明会等が行われ、換地計画原案決定後、平成23年以降になると思いますが、区画整理の面工事が着手される予定となっております。

以上です。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、区画整理に関連する排水整備について、今どのくらい進んでいるのか、今後どのようにしていくのかの2点についてお答えいたします。

まず、今どのくらい進んでいるかということですが、現在、関係機関との協議及び測量、詳細設計を行っております。

次に、今後どのようにしていくかですが、今後の予定につきましては、詳細設計及び関係機関との協議終了後に、海側から今年度中に工事を実施したいと考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、飯岡西部区画整理の今後に関連します飯岡中学校の建設予定につきましてお答え申し上げます。

市長の施政方針にもありましたように、飯岡中学校の建設予定地につきましては、このたび見直しをいたしまして、飯岡西部地区土地改良事業で創設される予定の非農用地のみを利用することで今後の計画を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） ただいまの質問で答弁漏れがありました。医療廃棄物が出てきたという件について。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 失礼いたしました。

工事現場の掘削中に発見された混入物についてでございますが、工事現場の中から点滴用ガラス瓶等の破片などが出てきたということでございまして、これにつきましては、廃棄物処理業者に渡しまして適正に焼却処理をいたしております。

以上です。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） それでは、また何点が再質問させていただきます。

それでは、臨時職員について、前の伊藤部長ですか、これはもう臨時職員については考えていかなければならないという答弁があります。それはどうしてかということ。3年前に派

遣に移して、これでまた臨時に戻して、そういうことを何回もやらないために派遣に移して、
昨年質問では、もう1年以上は使わないという答えだったんです。それがまた再度そうや
って臨時職員で使っていくということは、じゃ、何で派遣会社へ移したかということになる
わけですよ、無駄なお金を使って。そのまずお答えをひとつ。

その後、工事につきまして、そういう医療廃棄物が出てきたのは適正に処理したというこ
とで、分かりました。

飯岡診療所は、やはり午前中に行けない患者もあるわけですよ。だからそこでぜひともで
きないかと住民の要望がありましたので、お願いというか、それをしたものであります。

以上です。

○議長（林 一哉） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 再度お答えさせていただきます。

臨時職員の取り扱いでございますが、昨年度、そういった経緯を踏まえまして、4月以降
の看護助手につきましては、1年を超えての臨時的任用は行わないようにしていきたいと、
現在そういうふうを考えているところでございます。

それから、飯岡の診療所でございますが……

○議長（林 一哉） 一問一答ですので。

じゃ、林七巳議員。

○9番（林 七巳） そうすると、またずっと臨時で使っていくということですか。

○議長（林 一哉） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 失礼いたしました。

1年を超えての臨時的任用は行わないようにしていきたいという趣旨は、要するにこうい
った臨時的任用という形で変則的に雇用が継続していくような、こういう形そのものをこれ
からは看護助手についてやめていきたいということでございます。したがって、現在は
必要な数について正規雇用として確保していきたいと、こういうことでございます。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） よく分かりました。それでは、働く人が環境よく働けるようにお願いし
たいと思います。

これで病院のほうは終わりにしたいと思います。

次に、市営住宅について伺います。

私、市長にお答えを求めたんですが、財政課長がお答えになったので。市長は、市民に対

して下水道に入るようにと言っていますよね。それなのに、市に責任のある市営住宅には下水道を入れないで、どうして市民に対して入れと言うのでしょうか。そのところ、市長に答えをお願いいたします。

○議長（林 一哉） 市長。

○市長（明智忠直） お答えいたします。

下水道に入れというような発言はしたことはあまり記憶にはないんですけれども、下水道を今、202ヘクタール、区域内ということで申請している中で、今、着々と工事を進めて、165ヘクタールを今完了しているわけでありましてけれども、その区域内の方々には入っていただきたいということは、どこかでは言った記憶はあると思いますけれども、区域外の人に下水道に入ってくださいというふうなことは言った記憶はありませんけれども、そういった部分の中で、住宅の中では今、先ほど財政課長からお話がありましたように、いろいろと問題があると思います。とにかく老朽化したということが一番の問題だと思しますので、その辺の対応につきましては、これからも担当とよく相談をしまして改善をしていきたいと、そんなように考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） 間違っていたら困る。未加入の方に入っていただきたいと、そういうことです。

それと、結局、まず市が市の持ち物に対して入って、それから市民に対して入っていただくような、それが順番じゃないんでしょうか。

それともう一つは、どうしても私があの市営住宅を見て、ただ、今回、周り、ペンキを塗ったりいろいろしたことは分かります。でも、トイレはくみ取り式で、まずこれでは、一番人間として最後に処理するところですけども、臭くてしょうがないと思います。その点のところでもってその下水道のことを言ったんですけれども、市長はどのように、またこの直す気があるんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（林 一哉） 市長。

○市長（明智忠直） 林議員のお尋ねの下水道に入ってくれと市長のほうから言ったということは、今の住宅11か所あるわけでありましてけれども、下水道区域内にある住宅はないわけでありまして、下水道の計画区域202ヘクタールの中にある市営住宅はないということでありまして、その市営住宅を優先して下水道に加入するというようなことは、今、計画の中ではありませんので、できませんので、よろしくそのところをお願いをしたいと思います。

それから、合併浄化槽といいたしましょうか、くみ取り式の部分につきましては、いろんな部分で財政、そしてまた部屋代といいたしましょうか、そういった使用料の問題等を総合的にいろいろ考えながら担当とよく相談しましてこれから改善していきたいと、そんなように考えております。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） それじゃ、また市営住宅の耐震についてお伺いしたいと思います。

市営住宅は耐震を調べてあるのでしょうか。今このように地震でいろいろ騒がれている中、市営住宅の目的は、低所得者が住宅に入れるというのが目的ですけれども、やはりそれにも耐震というものは考えて、弱い立場の人はそれさえも必要ないという意味ではないでしょうか。やはり弱い人の立場になって耐震をしていただき、安心して住める市営住宅、そういうことは考えていないのでしょうか。これは市長でなくても副市長でも誰でも構いませんけれども、答弁をお願いいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 耐震の調査をしているかということでございます。耐震については、昭和56年以降の住宅が実際に萬歳、鎚木しかございません。その以前の住宅ということで、双葉団地のA棟4階建ての住宅、それから下永井団地の4階建ての住宅、これについては耐震調査をいたしましたところ、0.73と0.79ということで耐震基準を満たしております。それ以外の住宅につきましては、非常に確かに老朽化が進んでおって、これらの住宅については、今現在まだ耐震を実施しておらない状況でございます。確かに安心して住まえるということが重要だと思います。

ただ、相当もう四十数年を経過しておりますので、実際には耐震のための助成にも当たらない住宅になってしまいますので、仮にこれを問題として改善していくということになると、今度改築という、要するに建て替えを進めるということになるかと思いますが、現実として仮に建て替えを進めたときには、家賃が多分、今入っている方の家賃で四・五倍、下手をすると、一番安いところであれば六・七倍になってしまうという、そういうことも想定されます。実際に入っている方、今、現実には370戸ぐらいだと思うんですが、そのうちの170戸ぐらいは収入認定でゼロ収入の方なんです。こういった方が、なかなか、暮らしていく住宅ということで、建て替えてしまうとその先の状況も厳しいことが想定されると。今現在、もう長年暮らしている方が実際にいらっしゃいますので、そういっ

た方は非常に今の住宅に愛着があって、なかなか動けない状況もあると。

そういうことを総合的に勘案いたしまして、少なくとも、より住みやすくなれるようにということで、平成19年度から21年度にかけまして、少なくとも雨漏りであるとか外部のサッシ化であるとか、雨戸のきちんとした直し、それから外壁の補修、そういったものを実施してきた。そういう状況でございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） それでは、問題点のほうで、私たち議員の立場で、耐震もしなくてもいい、そういうことは言えません。やはり市民に安全で安心して住んでいただける、できるだけそういった、耐震までもいかなくても、もう少しは地震に多少強くなるとか、そういった、ペンキを周りに塗るだけじゃなくて、その強度の面でも考えてほしいということをお願いして質問しているわけなんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 具体的な数字でお出しすることはできませんけれども、例えば木製の建具、これをサッシ化にしたときに、改めてその枠のところに木の補強を入れたりしている。それから、ドアのところ、その周辺についても、木製のもの、それで枠どりをしながら補強していく、そういったことを実施しているところであります。少なくとも今住んでいる状況よりは非常によくなっているだろうと。それから、当然、床等の傷み、そういったところも材木を取り替えながらきちんと直していく、そういったことを実施しているところでありますので、ご理解いただければと思います。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） 壁にベニヤですか、厚いベニヤを1枚張っただけでも少しは耐震になるとかいろんな考え方がありますので、そこはコンサルタントやいろんな大工に聞いてしてもらいたいと思います。これは答弁いりません。

それでは次に、職員についてお尋ねいたします。

市長はアクションプランで職員適正数をこの前お示しになりましたが、どのくらいの職員が今休んでいたりして、その職員数を引いてアクションプランで出すのか、また入れて出すのか、また、今何人くらい、先ほど言いましたが、1年、半年、3か月、また1か月と、産休や育児を除いた中でいるのか、もしできれば文書にて議員の皆さんに配布していただきたいと思います。その中でこの適正数をどのように、この休みの数を入れて出したのかお聞き

いたします。

- 議長（林 一哉） 林七巳議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

- 総務課長（平野哲也） 休暇している職員を引いてアクションプランでそういった形で定員適正化計画を見ているのかということでございますけれども、休暇の職員の数、引いたベースで計算はいたしておりません。含まれておりますので。

それから、人数の関係でございますけれども、それでは、たまたま長期休暇取得、病気休暇、それから長期休暇ということで、申し上げます。この資料についてはまた後ほど提出したいと思っておりますけれども、3か月以上のいわゆる長期休暇取得状況でございます。これは22年1月1日でございますけれども、全体では26名でございます。このうち、いわゆる産休、それから育休というものがございまして、これはもう必然的なものなんですけれども、この方が19名。したがって、残りの7名の方が病気休暇という状況でございます。

- 議長（林 一哉） 林七巳議員。

- 9番（林 七巳） そうすると、課によっては、職員が休んで、少ない人数でやっている課もあるということですよ。そうすると、その1人のために1人がサポートするだけでは足りないわけですよ。やはり二・三人がサポートしなければその仕事はできないということになりますので、その辺はどのように考えて配置があったんでしょうか。

- 議長（林 一哉） 林七巳議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

- 総務課長（平野哲也） そのサポート体制等あるわけですが、それは状況によってまた変わってくると思います。その職員がやはり長きにわたるという場合には、例えば産休とか育休、これは最近では育休の方の場合には1年2年という長いスパンで休暇をとられる、そういう制度になっているわけでございます。そういった場合には、職員の補充という形で、異動の段階では補充をしたりします。

ただ、その病休で3か月、あるいは半年という場合には一概に補充ということにもなりませんので、その辺は、現下の体制の中で協力をし合っていて仕事を進めていただく。これはまた長きにわたるということであれば、また補充等も考慮しながらやっているのが現状でございます。

- 議長（林 一哉） 林七巳議員。

- 9番（林 七巳） なるべく職員が環境よく働けるような場所を、仕事をできるようにして

もらいたいと思います。

それは総務課のほうの担当で、副市長のほうは全然関係ないんですか、その職員の健康管理については。もしよかったらお願いいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（増田雅男） 職場の環境の質問でございますが、どこの課でも環境は、私どもはよくしているつもりであります。その中で、職員が体調を害するということであれば、その辺も踏まえてまたさらにその辺の環境をよくするように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） ありがとうございました。それでは、ぜひそのようにしていただきたいと思います。

それでは、最後になりましたが、飯岡西部についてもう少し伺いたいと思います。

ぜひとも私たちは飯岡西部を早く区画整理していただきたいという立場から、今回、学校の選定について、学校の建て替えの選定についてですけれども、今まだ本同意ももらっていない中、このように学校をそこに建てるという意思表示をしちゃってよかったものなのか、また悪かったものなのか、私もちょっと今考えがつかないんですけれども、まず本同意があった中で、それから位置選定というものがないと、事業を進めていく中で支障が来ないかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 飯岡中学校の建設する場所の決定等についてのお尋ねでございます。

我々は、その飯岡西部の土地改良事業に伴う非農用地の創設地に学校を建設したいという計画でありますけれども、本同意がなされないのにそこに決定していかかというお尋ねでございます。我々は、土地改良事業がスムーズに運ぶものと考えて、それを祈ってそこに選定をしたということでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） いろいろ学校の建設に関しては、現在地で建て替えるという人、それが

ら、前は、公園に建てるということで、つい前まではそういうお話だったんですよ。それがこの3月議会になって非農用地に全部建てるというお話になりましたもので、だから区画整理の法の網で、ここからここまではもう整理地でございますよと、それからここは学校用地に売却しますよと、そういう整理の法の網がかかっていないうちにここへ学校を建てますよといった場合に、少し問題が出てくるんじゃないかということで質問したもので、もしよかったら農水産課の課長に答弁をお願いいたします。

以上です。

- 議長（林 一哉） 林七巳議員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

- 農水産課長（林 清明） ご質問のとおり、同意を完全に得たわけではないということでありますけれども、計画の縦覧、公告等の中には、予定ということで中学校用地が入っております。そんな中で、最終的に事業の施行申請をする前には、市町村長に対する協議というのが参りまして、そのときには、学校用地として買い取りますということで返事をするようになりますので、事前に決めることが必要なんだということになるかと思います。

以上です。

- 議長（林 一哉） 林七巳議員。

- 9番（林 七巳） ぜひとも学校も区画整理も一日でも早く進めてくださいと思います。

それから最後に、排水路は、区画の役員に聞きますと、もう少し大きいほうが後々管理もしやすいのではないかというお話があるんですが、その辺は今後どのように進めていくかの中できょうお聞きするんですけれども、お願いします。

- 議長（林 一哉） 林七巳議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

- 建設課長（北村豪輔） 排水路の断面につきましては、現在調査及び測量を行っておりますので、その成果を基に関係機関と協議をしまして断面を決定したいと考えておりますので。

（「どうもありがとうございました」の声あり）

- 議長（林 一哉） 林七巳議員の一般質問を終わります。

木 内 欽 市

- 議長（林 一哉） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（15番 木内欽市 登壇）

- 15番（木内欽市） 15番、木内欽市です。平成22年旭市議会第1回定例会において一般質問を行います。市長並びに担当課長の前向きな答弁を期待して、順次、通告に従い質問を行います。

まず最初に、市の所有する未利用市財産について伺います。

現在活用されていない土地が相当あるものと思われます。時代の移り変わりとともに建物の移転等により、これからもこういう土地が増えることが予想されます。これらの管理、これからの利用、予定を含めて伺います。

次に、市内の経済の状況について伺います。

長引く不況の影響で、基幹産業である農業をはじめとするあらゆる業種で不景気感がただよっております。農業、商業、水産、建設業、その他の業種の経済状況をどのように認識しておられるのか伺います。

続いて、定住自立圏について伺います。

大都市圏への人口流出防止と地方圏への人口の流れの創出を主たる目的としたこの構想は、日本一住みよいまちづくりを目指し、東総の中核都市を自認する本市にとって、大いに活用すべき構想だと思われます。千葉県では館山市と旭市だけがこの要件を満たしております。旭市で考えられる具体的な取り組み、市内道路交通網の整備、旭中央病院を核とした地域医療の整備について、どのようにこの構想と併せて進めていくのか伺います。

次に、滝郷診療所について伺います。

地域唯一の医療機関でありますこの診療所、経営内容もよく、毎年黒字を計上している医療機関であります。この施設も既にここに移転して40年がたちます。建物も老朽化が目立ち、建て替えを望む声が多いのですが、執行の理解と議会の同意がなければなりません。

そこで改めて伺います。収支の状況を単年度ごとにお示してください。併せて、早期の建て替えを望む声が多いのですが、市の考えを伺います。

最後に、市内人口減少に対する対策を伺います。

5年ごとに行われる国勢調査を見ても分かるように、世帯数は増えているのですが、人口は毎回毎回減っております。これに対する対策を伺います。

以上で私の第1回目の質問を終わります。再質問は自席で行います。

- 議長（林 一哉） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 木内議員の質問に対してお答えを申し上げます。

私のほうから、2番目の市内の経済状況ということについての質問の中、農業と水産業についてお答えをしたいと思います。それと4番目の滝郷診療所についての早期の建て替えを望む、市の考え方ということでお答えをしたいと思います。

最初に、市内の経済状況について、農業につきましてのお尋ねであります。

本市の農業経営を取り巻く環境は、非常に厳しい状況と認識しております。原因といたしましては、直接的には鋼材や原油の価格上昇や輸入野菜の増加、間接的には経済不況と安売り競争が影響していると思います。園芸産地に不可欠な燃油をはじめ、化学肥料やビニールなどの農業資材価格が上がり、新たな設備投資も難しくなっている現状であると認識しております。一方では輸入野菜との価格競争も激しくなっており、依然として低迷しているのが実情であると思っております。家畜飼料についても、需要が増大している中、ピーク時から比べると多少値下げがあるものの、肉価は依然として低迷状態となっているのが現状であります。これから生産コストの上昇や景気の低迷、消費の減少などと重なり、経営面への影響は大変大きいと思っております。

こういう状況の中、市としましては、農業者に対し、国・県補助事業の情報提供やつなぎ資金などの相談など、そしてまた、旭市の農産物が全国でもっともっと知っていただくためのPRや産直等を積極的に農業支援に取り組んでいきたいと考えているところであります。

また、水産業についてであります。水産業についても、農業同様に取り巻く環境は厳しい状況と認識しております。輸入魚介類の増加や消費者離れが進んでいることなどから、魚価が低迷し、漁業関係にも大きな影響を及ぼしています。しかし、飯岡漁港の主要魚種でありますカタクチイワシの平成21年度の漁獲高は全国1位と報告され、本年度も昨年を上回る水揚げになっていると聞いております。しかしながら、売上げはそれに比例しているものではなくて、魚価の低迷もあり、経営の安定につながっていないというのが現状であるということでもあります。

漁業経営者のさらなる所得向上と経営の安定には、安全な就業環境と豊富な資源の確保が必要とされていることから、市といたしましても、国・県の補助事業の支援をいただき、漁港の整備、魚礁の設置、稚魚・稚貝の放流などを行い、つくり育てる漁業に取り組んでいきたいと考えております。

次に、4番目の滝郷診療所の問題であります。

滝郷診療所の建て替えに関しましては、これまで何度も木内議員からの要望もあります。

そしてまた、地元の地区懇談会やら地元の有志の皆さん方からも要望がなされておりまして、十分承知していることであります。しかし、滝郷診療所を移転させるということは、隣の保育所も含め、間違いなく余剰地ができるわけでございます。これまでも公共施設の移転に際して幾つか余剰地が生まれ、そのたびに余剰地をどうするつもりかというご意見をちょうだいしているわけであります。

そこで私といたしましては、平成22年度中に滝郷診療所に係る整備検討委員会を設立し、諸々の案件に関しましてご審議をいただいた上で、積極的に前向きに遂行してまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 木内議員の質問にお答え申し上げます。

まず、1番目の未利用市有財産につきまして、管理、利用、それから今後ということでございます。

未利用市有財産、これは市全体で把握しているものということで、28.3ヘクタールございます。この28.3ヘクタールにつきまして、計画的な除草の管理、それから市民が自由に使える広場として一部開放するなど、各地域の実情に合った管理、利用を進めているところであります。

今後のところなんですけれども、個々具体の方針のうちで最も効率的に運用するための利用形態を考えていきたいということで、できれば平成22年度から始まります行政改革のアクションプラン等にも沿った形で検討してまいりたい、そのように考えております。よろしくお願いいたします。

それと財政課のほうからは、市内の経済状況の中で（４）の建設業、その他ということで、うちのほうで公共事業等の契約事務を扱っている関係から、ここの点についてお答えさせていただきたいと思います。

国の経済報告等でも、景況判断としては依然として厳しい状況にあると、そのような報告がなされております。民間の受注等をうちのほうでは把握をしているわけではございませんけれども、市内建設業の状況ということで一つ、この2月15日に千葉県内の建築着工の統計が出されました。これは昨年の1月から12月の累計ということでございます。県内全体では、平成20年と平成21年で比較いたしますと32.2%の大幅な減になっていると、そういう状況であったんですけれども、実は旭市に関しましては、平成20年度の新築着工が316件だったの

が、平成21年は393件ということで、実は77件増えていると。その前年の関係もちょっと心配であったので調べてみましたが、平成19年度は実は275件ということで、ここも19年度対比で、20年度でプラス41件というような数字がちょっと出ておりました。

あと公共事業の発注に当たりましては、うちのほうは、受注機会の拡大ということで市内の業者を中心に発注しているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、経済状況の認識ということで、商業のほうでございます。

市内の景気動向を把握できるものというものにつきましては、総務省が平成21年7月現在で調査した経済センサスがございます。速報値の発表につきましては、残念ながら平成22年6月末ということになっておりますので、その数値については今のところ分かりません。商工観光課で景気を探る資料を強いて挙げれば、中小企業に対する市の制度融資による資金融資と、それからセーフティネット保証による融資状況が考えられます。セーフティネットによる融資につきましては、平成18年は18件でございました。平成19年は28件だったんですが、平成20年につきましては124件、平成21年度につきましては357件と増加の一途をたどっております。これは今まで経験のない融資状況というふうになっております。これにつきましては、ご存じのとおり、一昨年秋のリーマン・ショックからの厳しい経済状況を反映し、運転資金として利用しているものと考えます。

平成21年、357件のうち主な業種でございますけれども、建設業が128件、製造業は67件、卸売業が49件、小売業が43件の順というふうになっております。建設業、製造業が特に厳しい状況がうかがえるところでございます。

このセーフティネット保証につきましては、2月15日から今まで緊急経済対策という部分でございましたけれども、景気対応緊急保証に衣替えをいたしまして、対象業種につきましては、農業など一部を除きまして全業種に拡大されるというふうになりました。そういうことで、さらに利用しやすくなるということで、今後も増えることが予想されます。

また、市の制度資金の融資状況につきましても、平成20年は47件、3億877万円、平成21年は44件、3億410万円となっております。こちらにつきましても、業種については、セーフティネットの保証とほぼ同様というふうになっております。

以上です。

○議長（林 一哉） 企画課長。

- 企画課長（堀江隆夫） それでは私のほうから、定住自立圏の関係と最後の人口の問題、2点につきましてご回答をさせていただきます。

議員のほうからご質問にありましたように、都市圏への人口流出を食い止めまして地方への人の流れを創出することで、人口の定住化を図り、地域が自立できるような施策、定住自立圏構想、これが今、国で進めておるところでございます。千葉県内では本市と館山市が、この要綱に基づきます中心市宣言ができる要件に該当していると。千葉県ではこの2市のみがこの事業にできるということでございます。

この事業につきましては、国からの支援もいろいろあります。この支援等を使いまして、本市につきましては、合併前の旧旭市を中心地域としまして、旧3町を周辺地域とした旭市定住自立圏の構築に掲げた中心市宣言を3月末に実施したい、そういうふうに考えております。

その後、議会で議決をいただきます定住自立圏形成方針、これを策定しまして、さらに、民間の方々や地域の関係者の方々を構成員としました懇談会、こういうものを設置しまして、各種の意見を集約しながら、定住自立圏の共生ビジョン、これを策定することになっております。この策定したビジョンに基づいて施策を実施することによって、国がいろいろ支援をする、そういう中身でございます。

当然、この中で、地域道路網の整備とか、あるいは議員からおっしゃいました医療の関係、これが問題の主になるかと思われます。この施策を使いまして、日本一住みよいまちづくり、これの実現に向けて進んでいきたい、そういうふうに考えております。

もう一点、人口の関係でございます。

本市の総人口につきましては、実は平成7年、合併前ですけれども、この1市3町の7万1,382人、これをピークに毎年減少の傾向にございます。本市の総合計画の中では、目標年次であります平成28年、この総人口を6万7,800人と推計しております。これは平成7年比で比べますと3,582名、5%の減、これが推計をしているところでございます。

この人口減少の傾向の主な要因、これを総合計画の中では、出生率が低下していること、あるいは若年層を中心として転出が多いこと等とされておるところでございます。特に10歳代後半から20歳代の若年層の転出は出生率の減少につながり、人口の減少に大きな要因となっているのかなというふうに思われております。

人口減少は、消費市場の縮小による経済への影響が大きく懸念され、大きな社会問題というふうに認識をしているところでございます。原因の一つとして、安定した雇用の確保、あ

るいは若年層の晩婚化、あるいは未婚化等からの少子化問題、こういうものがあるのかなというふうに思われております。

この問題は本市に限らず全国的な問題でありまして、非常に難しいのかなと。とはいいながら、先ほどの定住自立圏の推進の中で議論しながら、旭市においてできます施策を今後進めてまいりたい、そういうふうに考えております。

特に本市につきましては、人が住む上で本当に必要な安心、この部分で旭中央病院がありまして大きな力となっている、こういうことを理解しております。旭中央病院の力をかりながら、人口の増加、これにつきましても対策を講じてまいりたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、4番目の滝郷診療所における収支の状況を単年度ごとにとということの回答をいたします。

まず、合併後から言いますと、平成17年度歳入の合計が8,622万9,000円、歳出が6,547万1,000円、剰余金は2,075万8,000円で、そのうち1,042万4,000円を基金に積み立てております。平成18年度が、歳入8,409万8,000円、歳出6,478万円で、剰余金が1,931万8,000円で、そのうち970万円を基金に積み立てております。平成19年度は、歳入合計が8,127万3,000円、歳出が6,446万4,000円で、剰余金は1,680万9,000円、基金の積み立てがそのうち900万円。平成20年度が、8,121万1,000円、歳出が6,195万円で、剰余金は1,926万1,000円、そのうち1,000万円を基金に積み立てております。

また、その2月末現在の基金の保有については、現在5,020万4,000円となっているところでございます。また、平成21年度におきましても、このままの推移でいきますと1,000万円程度の剰余金が見込めることになっております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時15分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き木内欽市議員の一般質問を行います。

木内欽市議員。

○15番（木内欽市） それでは、再質問を行います。

まず最初に、市の未利用の土地の件ですが、これは売却も当然これからは考えていっていいと思うんですけども、場所によって、いきなり公売をかけてもいいような土地に関しては、公売で売りに出してもいいんじゃないかなと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 売却を考えるのかということで、それに当たっての方法として公売ということでございます。アクションプランの中でも、公売方式の導入というのは一つ項目として入れさせていただいております。その辺を十分検討しながらいくということでございます。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） その場合にあくまでも慎重にお願いしたいのは、例えば海上中学校が移転して、あそこに広大な実質3ヘクタールぐらいの土地がありますけれども、これに関しても、前回も申し上げましたが、あれは旭中央病院の東西線が開通しますと、旭中央病院から2キロぐらいの非常に一等地です。JRからも800メートルしかないんで、こういうやつは慎重に考えていただいて、それは構わないんですが、例を申し上げますと、例えば滝郷地区でも、滝郷の駐在所が移転をしました。その跡地、50坪ぐらいしかないんですけども、そういうのだとか、依然そのままなんです。そういうところは公売をかければ、近所の人だとか利用する人が当然もう買ってくれると思うんですが、そういったところは使う予定がないでしょうから、なければそういうところはどんどん売りに出してもいいなと思うんですが、そんな土地はきっとこの広い旭市の中にはたくさんあると思うんですよ。筆数で相当あるでしょう。そういったことはお考えになっていないんでしょうか。

○議長（林 一哉） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） お答え申し上げます。

まず、確かに未利用資産、先ほど28.3ヘクタールあるということでお答え申し上げましたけれども、主なものとして、海岸部の防砂林、防風林、そういったものが実は19.5ヘクター

ルほどございまして、今お話の出ました海上中学校の跡地、これが2ヘクタールございます。それから、ため池等で使用している部分が2ヘクタールほどございまして、今、駐在所の跡地ということでお話がございましたのは、小規模宅地等ということでございます。これらも2ヘクタールほどございます。

こういったものを、じゃ、どういうふうに持っていくのかということで、22年度におきましては、未利用資産の活用方針の策定をいたしまして、その中でも、公売方式の導入、先ほど申し上げましたとおり、それから、施設の移転とか統廃合によって生じた不用地の処分の検討という形で考えていきたいと思っております。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） そうすると、先ほど市長の答弁にもやはり診療所の件であったんですが、そここれはつながるんですけれども、その保育所の跡地、診療所の跡地云々であと検討するという話ですが、ですから、これも当然その時代によって土地の利用度というか、環境が変わってまいります。滝郷診療所もあそこへ来るまでは、旧滝郷小学校のプールの近くに診療所があったんです。そこでは場所が時代の変化で変わりますから、ですから、今のところに来て40年です。今のもう40年、そこも時代の変化によってやっぱり変わりつつあるので、私は移転をしてほしいということです。その跡地があるから移転できないとか、跡地の始末があれが移転ということになると、じゃ、この今、合併特例債が切れる前に、例えばその庁舎を移転するという問題が出た場合に、もう既に基金の積み立ては始まっているんですから、そうした場合に、じゃ、この跡地をどうするんだと、その回答が出ないからには移転もできないという、そういった論理も成り立つんじゃないかなと、こんなふうに私も思うので、場所がある、これは診療所の問題とかぶっちゃいますが、一応そういったことで質問させていただきました。

それと、例えばその公有地を売った場合、当然収入が入りますね、市に。そうした場合に、これは入っちゃうと交付税が逆に減らされる、そんなことはないんですか。そこがちょっと心配なので。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） これは一時的なものでございます。財産売却収入ということで一般財源の収入はなりますけれども、交付税に影響するとは考えておりません。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○ 15 番（木内欽市） それじゃ、2 項目めの市内の経済の状況について伺いいたします。

まず、この農業の問題から、やはり想定したとおりというか、大変厳しいというお答えですが、実際は想像以上に厳しいと感じております。というのは、昨年の暮れに、物すごい精農家の家で、内容がいいはずですが、そうしたら、やはり暮れにお金を、資材費を払うのに、今まで1年間やってきたその売上げでは払えないというんですね、安くて。それで、自分の共済を担保に今お金を借りてその資材代を払ってきたというんです。1年間働いて残らないんです、手元に。資材代、段ボールだとか肥料は暮れに何か精算するらしくて、そうするとそのお金が、1年間まじめに一生懸命、家族、力を合わせてやってきた、堅実にやってきた農家の経営の方が、暮れになったらその払えない、自分の共済を担保にお金を借りる、こういう状況なんです。

それで今年になっても、今、幾らか寒波が来ていますので、野菜も幾らか上がっているようですけれども、これは野菜に限らず、畜産も聞きますと、豚も鳥も牛もすべて安いんだと。こういうことは今までなかったそうなんです。これは飼料メーカーの話ですが、例えば豚が安ければ鳥がよかったりとか、鳥が安くても牛がいいとか、今すべてが悪いそうなんです。それで、先日も新聞にありましたが、鶏卵の基金も底をつくという話、そしてあと、豚の場合にもその基金がもう底をつくのではないかという話でございます。

農業に対しても、今、補助金という市長のお答えがあったんですが、補助金も意外と農家の方は知らない面が多いんです。ですから、前回も質問をしましたが、例えば燃料費の軽減を図るための免税軽油というの也有りますが、これも手続きが面倒くさいとかで、実際に使っている人は何割もないと思うんです。ですから、こういった有利な補助金の制度等をもう少し農家の人たちに教えてあげてもいいんじゃないかと思うんですが、さまざまな補助金があると思いますが、こういったことは考えていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○ 農水産課長（林 清明） 補助金等の制度について、まだまだ知れ渡っていないというご指摘であります。

旭市では、認定農業者が900人を超える数でいるわけですがけれども、国・県の補助制度等については、出た時点をとらえまして認定農業者の方々にはご連絡申し上げているところであります。連絡の方法としても、例えばファクスのいい方はファクスにしてほしいとか、メ

ールができる方はメールでもお送りしますというようなこともPRしながら、補助制度のPRに努めているつもりであります、今のお話ですと、まだまだ知らない方が多いということとでありますので、今後なお一層PRに努めたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 農業は基幹産業で、これに従事している戸数、人口も非常に多いわけで、やはり農家が経営が成り立たなくなるということは、当然その後継者も後を継がないわけで、なお人口減に加速がついてしまい、やはり農家の長男が農家をやっていけるような、こんな経営をぜひしていただければなと、こう思うわけであります。

同じような意味で商業にも同じようなことが言えると思います。商業も大変厳しい状況が続きつつあると思います。また、隣の市では大きなショッピングセンターが間もなくオープンをいたします。恐らく半年や1年はお客がだいぶそちらへ流れてしまうのではないのかなと、半年、1年間の間に、この市内の業者は小売業を含めて大変厳しいときが来るのかなと、こんな気がするわけであります。

そういった意味で、融資等いろいろな補助策もあるでしょうけれども、これに関してはやはりどのように認識しておられますか。買い物とか行くのに、今ほとんど成田市へ行っちゃったり、このときにまた今度銚子市に大きなのができると、市内は少し大変厳しくなるのかなと、こんなふうに感じておりますが、どのように認識しておられますか。

○議長（林 一哉） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 今お話がございました。非常に厳しいということで、私のほうもそのように受け止めております。

中小企業につきましては、当面は中小企業の皆さん、運転資金、それからつなぎ資金が必要というふうに考えておりますので、市の制度融資についても、一昨年のリーマン・ショックを受けまして、平成21年度につきましては、市内中小企業者を支援するという実効性のあるものにすることで、融資枠を2億円増やしまして10億円といたしました。また、これに付随する借入利率につきましても、各金融機関にお願いをいたしまして、0.2%下げて実行しております。また、利子補給につきましても、利率が2.5%ということで、県下でトップクラスの利率と、利子補給ということで対応しております。

今後も中小企業向けのセーフティネット保証と併せまして、金融支援を強固に行いまして

経営を支援してまいりたい。

一方、商業でございますけれども、商業に限定しますと、確かに売上げも下がっております。リーマン・ショック以前の数字を見ましても、毎年、16対19で見ますと、小売でも10億円ぐらい下がっていると。旭市の卸売と小売業の部分につきましては、トータルで1,400億円の売上げといたしますか、消費販売額があります。これは、基幹産業である農業につきましても産出額412億円ですので、1,400億円というのはかなり大きな数字になります。その中で10億円という部分が16対19でも下がっていると。これはどこに影響があるかという、今、議員ご指摘のとおり、ロードサイドショップであったり大型店という部分がかなり影響しているという部分がございます。

また、今一番心配しているのが、お話がありましたとおり、3月16日に銚子市にイオン銚子ショッピングセンターがオープンするという部分で、今以上に厳しくなるというふうに危惧しております。

その対策という部分でございますけれども、非常に難しい問題でございます、難しいという話をしても始まらないわけでございますけれども、一つには、これは小さなものかもしれませんが、プレミアム商品券の発行事業という部分を今実施しております。これにつきましては、平成21年度の緊急経済対策として実施した部分、2億2,000万円、昨年4月に発売いたしました。使用期限については10月までということで限定しまして、そのものが99.7%の換金がされております。半年間で約2億2,000万円の消費ができたということ、このことにつきましては、地域経済への刺激する効果もあるというふうに考えております。また、それからその後に通常のプレミアム商品券1億3,200万円も11月に発売をいたしました。これも完売しております。

このようにきっかけがあれば、3億5,000万円という昨年の金額でございますけれども、消費が促されるという部分もございます。そういった意味からも、平成22年度も、使用期限を設けたプレミアム商品券約1億3,000万円の発行を計画しまして、少しでも景気の回復につながればというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 最近、気のせいかどうか分かりませんが、今までは確かにこの東総地域では旭市が一番活況があったように感じていましたが、ここへ来てちょっとやはり元気がないなとちょっと感じているのは私だけではないと思います。現実にはそのオープンします銚

子市のショッピングセンターなどを見ても、何か雇用もあそこだけで2,000人くらい見込む、そして何か電子マネーというんですか、そこで使ったお金の1%は市に還元してくれるとか、さまざまな方策があるようでございます。お客さんが半年、1年で帰ってきてくれればいいんですがね。

それで、例えば、どこの市だか忘れたんですが、空き店舗に入ってくれた人に対して家賃を何か市が補てんして活性化を図るといったようなことを見たんですが、そのようなことは現在旭市ではどうなんでしょうか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 空き店舗のお話でございます。確かに空き店舗は毎年増えております。これにつきましても、その対策という部分でございますけれども、中心市街地活性化委員会というのを商工会の中につくっております。そこには、消費者であったり、商店であったり、いろんな方が入っているわけですが、その中におきまして、空き店舗対策としまして、銀座通りも3軒の空き店舗にお店が入っております。これについては、当然、市のほうでもどういう助成ができるかという検討をしているわけですが、取りあえずは今の段階では、金額的に低い中で、商工会等がその2分の1の負担をしているという部分がございます。当然、うちのほうとしまして、これからその空き店舗対策の中でどのような助成ができるのか検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 先ほど課長のお答えで、融資が18年は18件しかなかったのが、実に21年は357件も申し込みがあったと。いかに皆さん苦しんでおられるかということが分かるんですが、この中で、先ほど聞きましたら、建設業が128件ですか。やはり建設業も大変だと思えます。この建設業の方々も、市内に占める従業員のウエートというのはかなりあると思えます。農業も基幹産業であります。やはり建設業の方々にも頑張ってもらいたいと市の活性化には結びつかないと思います。

そこで質問するんですが、意外と思ったのは、住宅の着工件数が316件から393件に増えたということですが、これは恐らく大手の住宅メーカーの建てる建物が増えたということで、私の知り合いの大工なんか、ほとんどもう仕事はありません。廃業しちゃっています。もう昔から棟梁のところでもいい腕を磨いた大工でも、今、仕事ないんです。ですから、この住宅

の着工戸数が増えたとはいえ、一般の大工はほとんど仕事がない状況です。

建設業についても同じようなことが言えると思います。今、いろいろな入札制度が変わって、誰でも入札できるということで、非常に安く落札する業者もおるようですが、反面、安いということは、その元請の業者も相当利益が圧縮するわけでしょうから、当然その反動というのは、下請業者なり材料屋とかにかかってくると思うんです。ですから、当時、これは民意というかみんなの声でその入札制度の見直しということで執行が採用したんですが、果たしてこれがどうなのかなと今私は疑問視をしているんですが、ちょっと難しい問題でしょうけれども、このままではその地元の建設業者は、だいたいもう遅かれ早かれ皆つぶれちゃうというんですね。

そうすると一番困るのは、その下請とかの仕事の材料屋とかが一番困るそうなんです。例えば民事再生法とかで守られる会社はいいんですが、下請はそういうのは守られませんから全部自分のあれになっちゃうと、そういう悲鳴のような声が聞こえているんです。この工事に関して、やはり適正な値段というか、安ければいいというのも一つどうかなと私は考えているんですが、担当としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、財政課のほうからは、公共事業の発注の関係で、安ければいい、当然それはうちのほうも思っていないわけでありまして、ちなみにデータのものをちょっと申し上げれば、この2月末、平成22年2月末で現在、財政課が契約事務の依頼を受けまして発注いたしました工事の件数なんですけれども、125件ございます。契約の金額は20億1,000万円を超えるわけなんですけれども、この受注の内訳なんですけれども、市内業者の受注の件数が、市内の本店ですね、123件でございます。受注の割合は、98.4%が市内の業者というような状況でございます。

それで、あと確かに落札率、今、ダイレクト、郵送によります事後審査の一般競争入札ということが中心でございまして、単純平均の落札率は71.48%、21年度はそういう状況になっています。ちなみに20年度は単純平均幾つだったかと申し上げますと、79.52%です。ダイレクト入札だけで申し上げればそういう状況になっているということで、うちのほうも安ければただいいというふうに考えていないということでございます。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 農業とか商業とかにはいろんな補助政策があります。建設業も大きな

雇用場でございますので、ぜひそういう人らも生き残っていけるような、そういったようなまた考えもいいのかなどということで提案をさせていただいたわけでございます。

それと関連しますが、続いて、定住自立圏の道路問題とも関連しますが、例えば発注も、大きな道路、何十億円もする道路もいいんですが、やはりまだ未舗装の生活道路が相当市内にありますので、そういったところにも、雇用対策と言ったらいいのか、何かそういうのでも仕事を出してやればいいのかなど。これも私の提案です。

続いて、定住自立圏に入ります。

やはりこの旭市を中心として近隣の合併した町を、周辺町というんですか、これでやっぱりこの構想、これはいろいろな補助政策等がありますので、やはり旭市が生き残っていくためには大変いい構想だと思います。

そこで、この市の構想の中に市内道路網の整備というのがありますから、そこでお尋ねをするんですが、市内の国道、県道はすべて100%舗装になっております。市内市道に関しては、まだまだ舗装率が非常に低いと思います。60何%ですか、これ見ると、ちょっと私の資料によりますと、17年が65.8%、18年が66.3%、ちょっと19年がないので、20年が66.9%、1年に0.5%ぐらいずつしか舗装率がアップしていないんです。

というのは、毎回、よく同僚議員の滑川議員からも質問が出ますが、4メートル未満の道路はまだ市のあれで舗装しないのかというお答えですが、生活道路はほとんど4メートル未満が多いと思うんですよ。15億円、20億円もする道路も、これも必要でしょうけれども、現実困っている人たちがいるのに何でこんな舗装率が上がらないのかなと。これはやはり定住自立圏と併せてこの舗装をアップすることはできないのか、ちょっとお伺いします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 毎回、4メートル未満、4メートル以上という形で質問があるんですが、全体で申しますと、今、旭市の舗装率は66.8%でありまして、地区別に言いますと、旭が76.8%、海上が47.8%、飯岡は73.4%、干潟は60.8%で、海上地区が一番低いわけですが、これは土地改良区内の道路が入っておりまして、今後、土地改良区内が整備されれば舗装率が上がってくると思います。

それとあと4メートル未満の道路を整備しないのかということですが、取りあえず原則は4メートル以上という形になっておりますので、先に4メートル以上を行いまして、どうしても生活に不便だとか、要綱というかそういった状況に応じまして、絶対4メートル

以上じゃなければやらないということではありませんけれども、その状況に応じて整備するような形になると思いますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） この舗装率66.9%というのは、よく分かりませんが、近隣市と比べて舗装率が多いのかな、少ないのかな。私は地元の人たちには言うんですね、旧海上地区の人たちには。少し待ってくださいよと。旧旭市だって、駅の裏のあんな一等地だってまだ舗装になっていないんですよ。ですから我慢してくださいよというようなことを言うんですけども、駅の裏のああいいうところが何で舗装できないのかなと、そんな疑問がありますので、旭市の舗装率は近隣と比べて高いのか低いのか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、旭市は66.8%です。20年度末の舗装率ですけども、旭市は66.8%、銚子市が59.7%、匝瑳市が75.7%、香取市が80.9%です。

以上です。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） やはり銚子市が低いというのは、これも農道の関係だと思うんです。ですから、よそから思うと、匝瑳市が75.7%、香取市が80.9%。先ほども言いましたが、1年に0.5%ぐらいしか舗装率がアップしないということは、これは全部で市道の面積が1,092キロぐらいあるんですかね、そうするとこれの0.5%というと、これを舗装するまで何十年もかかっちゃって、田んぼの中とかこれは望みませんが、やはり生活道路に関しては舗装をしていただきたいと。

その先ほどの建設業の方々も仕事がなく困っているんで、こういったところの舗装であれば、生活道路、大型車が当然入れないわけで、そんなに舗装だって厚くやる必要ないので、恐らく、よく分かりませんが、1億円や2億円をかけたら相当のキロ数を舗装できちゃうと思うんですよ。新たに造る道路ではないですから、もともとある生活道路、下もかたいわけでしょうから、上にその簡易舗装程度でもいいからこれをやっていただいて、市民にも喜ばれて、建設業の人らも幾らか仕事が増えればいいかなと、こういう考えです。

これが現実人口減にも影響あるんですよ。自分たちの地域のことを言って申し訳ないんですが、やはり狭い道路で、狭い道路って、家へ進入する道路で、雨が降っちゃうと畑の土がみんなそこへ落ちちゃって、この間も建設課の皆さんには見てもらったんですが、そうす

ると、朝行くときにだんなが、スコップで畑から入り込んだ泥を全部払いのけないと出社できない。来たお嫁さんが、いたくない、もうほかへ出ようって、これ本当に深刻な問題なんです。ですからお願いしたんですけれども、現実にはそういう問題もあるんです。毎日毎日こういう道路でもう住んでいたくない。そういうような問題もあるので、その生活道路の問題、そういう具合にやっていただけないでしょうかね。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 財源がありますので、財源と相談しながら整備していきたいと思えます。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） よろしくをお願いします。

それでは、次の（3）旭中央病院を核とした地域医療の整備、これも定住自立圏構想に入っています。それを見ますと、構想で、中央病院があって、それで診療所と周りに書いてあって、お医者さんが、こう、ぶっ飛んでいくような絵があるんですが、そうすると、この構想に滝郷診療所は本当に合っているんじゃないかなと思うんですが、この定住自立圏の構想と併せて滝郷の診療所の整備、市長はその検討委員会という言葉いただきましたが、検討していただくのは大変ありがたいんですが、別に検討しなくても、中央病院だって、建てるのに別に検討委員会を立ち上げたわけではなく何百億円の工事をやっているんですから、この定住自立圏の構想と併せて、これは診療所の構想は無理なんでしょうか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） それじゃ、定住自立圏の中での滝郷の診療所ということでございますけれども、これは企画課の内部で今議論しているということでお聞き取りいただきたいと思います。まだ病院とも詰めているわけじゃないですけれども。

例えば、今、いろいろ国の中では、ICTという情報通信技術、これを使って、例えば大きな病院にはいろんな医療施設が、いっぱい高度な機械があるだろうと、それを診療所にまた同じようにセットするというのは、これは難しいと。これを光で結んで、例えば電子カルテを滝郷の診療所と中央病院を結んで、中央病院でいろいろ診断していただいて、そのデータを滝郷の診療所のほうへ共有できるような形、そうすることによって、手術等は中央病院でやっていただいて、その後の術後のいろんなケアですか、そういうものについては滝郷の

診療所のお医者さんと情報を共有しながらうまくやっていけないかなと、それが一つの連携になるかなと。そんなことも含めてひとつ委員会の中でも議論していきたいなと、そういうふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） この定住自立圏の構想に書いてあるこの図は、交付税措置を受けるとか財政的な援助が受けられるということとは違うんですか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） 定住自立圏の構想につきましては、国のほうでは、千葉県では旭市と館山市のみにいろんな支援をします。この支援の中身につきましては、実は5か年間いろいろビジョン等を作りまして、この5か年間支援をしていきますよと。そうした中で、中心市としましては年間4,000万円、周辺町としましては年間1,000万円、合計7,000万円、年間来るのかなというふうに今考えていますけれども、ただ、国のほうのいろんな面積、あるいは中心市の数だとか、あるいは昼夜間、昼間と夜の人口の比率、そういうところでやると、どうもその試算的には年間4,500万円程度かな、そういうふうに総務省とはちょっと今詰めております。これが5か年間。あるいはいろいろな形で、実は国の施策の中でも、いろんな交付金の中でも、中心市宣言をやったところについては補助金の係数を1.2倍にしますよとか、そういう手厚い支援になっております。

そういうようなことで、使える財源についてはなるべく使っていきながら、作ったビジョンが5年間できるようにしていきたい、そういうふうに考えております。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） そうですね、企画課長は大変補助金を持ってくるのが上手ですから、出会いコンシェルジュも千葉県で旭市だけ国から200万円いただいてきたわけですから、恐らく定住自立圏も、ここにうたってあるわけですが、診療所だってこれは併せていい制度があると思いますし、ぜひそういった意味でよろしくお願いします。

そして、じゃ、診療所について同じような質問ですが、利益も相当出ています。お医者さんには1日幾らお支払いなんですか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） お答えいたします。

滝郷診療所の医師の報酬ですけれども、1日5万6,000円を支給しているところです。

以上です。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） この5万6,000円、高いのか安いのかよく分からないんですが、やはり人件費は幾らも占めていませんね、総売上げに対して。ですから、いかにその内容がいいかということだと思っんです。いっぱいなんですよ、患者さんが。週に火曜日、水曜日、半日しかやらなくて、実質週に4日しか診察していなくてこれだけの利益を出してくれている診療所ですから、それで40年前の建物ですから、皆さんも何人か見てもらって分かると思いますが、待合室があって、そこであと事務室があって診察室なんです。普通のどこの診療所も今、予備診察室があって、すぐその前で待っているでしょう。廊下を回って診察室まで患者さんは入ってくるんですが、時間のロスだって結構ありますよ。それで建物も古いですから、恐らく、先生はよくやってくれているなど、診察だって今のやり方には合わないんじゃないかなと思っていますが。

ですから、建物を建て替えてもらえば、今風の効率のいい診療所ができて、利益はもっともっと増えると思っんですよ。ですから、例えば私が個人的な会社の社長であったとしたら、こんないいもうかる所、どんどん増やして、すぐにでも建て替えて、より収入を増やそうと、こう思っんです。みんなにも喜ばれて、なおかつ利益が出ている。まして、今、皆さん認識を変えていますからね、何でもかんでも中央病院へ行けばいいんじゃないというんじゃないで、やはり風邪だとかインフルエンザの注射だとか花粉症の注射だとか薬は、みんなもう診療所へ行こうよというようなもう流れになりつつあります。ですから増えているんじゃないかなと思っますよ。これは中央病院にとってもありがたいことだと思っんです。軽いのは全部診療所で診てもらってと。

ですから、早期の建て替えをもう、すぐにでもやってもいいんじゃないかなと私は思っんです。自分の積み立てたお金が既にもう5,000万円もあると。先ほどの課長の答弁では、また今年も1,000万円ぐらい積み立てができると。もう6,000万円も積み立てできちゃうんですから、市のお金を一円も使わなくてもできるわけですから、そのところを、市長からは検討委員会をやってくれということで、大変前向きに検討していただけるということですが、これ以上、市長から答弁をいただいちゃったので、この質問はこれでやめようと思っますが、アクションプランにも書いてありますように、スピードアップしてやる事業とスピードダウンしてやる事業、ですから、診療所なんかはむしろスピードアップして急いでやる事業じゃ

ないかなと、こう考えていますので、ぜひまた検討委員会のほうでも、どういう方を検討委員に選ぶのか分かりません、人数も分かりませんが、それはやはりそういった要望ということとを十分反映させていただきたいと思って、よろしく願いをしたいと思います。

最後に、市内の人口減少に対する対策を伺います。

今まで質問してきたのは、すべてこれと関連があります。農業、商業、建設業、すべての跡取りが、例えば農家であれば、農家の戸数、例えば3,000戸あった場合、私らが育ったところはだいたい農家の長男は後を継ぎましたので、全員ほとんどうちに残りました。ですから3,000人は残ったわけです。それと役場とか市役所も、やはり地元にいる人にとっては、就職先と言っちゃ、ちょっと不謹慎かもしれませんが、地元にとっては大きな雇用の場でした。そういうのが今、職員もどんどん人員を削減、この大きい1市3町で新規の職員は数名しか今採ってもらえない。旧町に振り当てると、旧町で1人公務員になれるかなれないかなんです。ですから、もうそういった意味では、非常にその人口の減る要因の一つだとも思います。

ですから、人口が減るということは、物すごい危機感をやっとな政府も持ち始めましたけれども、シックスポケットという言葉聞いたことがあると思いますが、両方のおじいちゃん、おばあちゃんがいて、ひとりっ子でまた子どもが1人。4人のおじいちゃん、おばあちゃんと両親が1人の子どもを面倒見る。ですから、入学式でも何でも、何でも買い与えて、その子どもは本当にいいんですが、それがやがては1人の子どもが両方のおじいちゃん、おばあちゃん、両親を面倒見るということで、この人口減というのはもう日本は危機的状況を招くわけですから、どうしてもその少子化と併せて後継者、そんな問題、そういった意味で質問させていただくわけであります。

人口の減少の原因は、当然、出生率と死亡率を合わせたら死亡率が多い、出生率が低いわけですね。転入転出でも転出が多いから人口が減るんですが、これに対する対策というのは市はどのようにお考えですか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） 人口減少の市の一つの対策ということで、本当にこれは市だけでなく国全体の問題、そんなことで考えております。特に、冒頭、1回目の質問でお答えしましたように、担当の今、企画課の中で本当に議論しているのは、やはり一番は、今、議員が言いましたように、雇用の確保、やはり旭市内で就業、本当に勤める先がないと、大学を出てもなかなか地元に戻ってこないとか、そういうこともよく聞きます。第1には雇用の確

保、本当に地元で働ける場所が一番重要なというふうに考えております。

それとその次には、先ほど言いましたように、やはり結婚をされ、結婚が遅いという、あるいは高齢になってもなかなか結婚できない、そこが一つ、これもまた全国的な問題ですけれども、そういう問題をとらえております。

少しでもその問題解決というようなことで、先ほどの定住自立圏の中でもこれから議論して、旭市でできる施策、これを早急にとということで考えて進めていきたいというふうに考えています。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） やはり人口減の大きな一つ、雇用だと思います。帝国データバンクという調査機関があって、2010年に正社員を採用するかどうか2万7,000社にアンケートしたら、採用ゼロと答えた会社が47.5%もあるそうなんです。旭市内にも高校が二つありますが、ちょっと聞きましたら、就職の求人が非常に少ないと、もう働くところがないんですね。新聞で皆さん見たと思いますが、大阪市では20人に1人が生活保護を受けている。そうすると、大阪市は6,091億円しか税収がないのに、生活保護が2,863億円もかかっちゃっているんです。これはもうやがて夕張市と同じになるというんです。日本もやがて東大阪市と同じようになっていくというんです。

やはり、先ほど林七巳議員が言いましたが、日本も経済破綻、やっぱり人ごとではないなと、こんな気がしているわけであります。日本の国自体が37兆円しか税収がないのに、92兆円も予算を組まなければならないと。本当に旭市でもこの先どうなるのか心配なわけであります。

いろいろそういった面で産業、雇用とか、くどい質問になりますが、行政としていろいろサポートしたり、行政としての役割もあるうかと思いますが、改めて伺います。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 木内議員の人口問題に対する考え方、本当に参考にしていかなければならないと思っております。私もつい先日、自分の出身校でありますけれども、矢指小学校が21人しか今年の入学生がないということを聞きまして、啞然としたような状況でありまして、足川浜から西足洗浜まで戸数としては相当あるところでありまして、あそこの地帯から5人しか入学生がいないと。人口減少が本当に進んでいるのかなと、そんなように感じているところでありまして、その一因は、先ほども申されておりましたように、玄関からの

入り口からその生活道路のそういった部分での狭いとかいろんな原因があると思います。後継者が自分の地域に住まないで、結婚したら違うところへ行っちゃうと、そんなようなことも考えられますし、この人口減少問題は本当に官民一体となって考えていかなければならない大きな出来事だと、そんなように感じているところでありまして、そのためには、雇用の創出の機会、あるいはまた、木内議員が関係しております出会いコンシェルジュ、あるいはまた少子化の歯止めをかける対策、そういった部分できちっとみんなで協力してやっていきたいと、そんなふうに考えているものありますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） どうもありがとうございます。市としてできるだけことはやっていただいていると。感謝を申し上げるところであります。

今、出会いコンシェルジュの話も出ましたが、とにかく若い人たちに何とか結婚をして少子化にも歯止めをかけたい、その一存で皆さん一生懸命やっております。たまたま出ましたので言わせていただきますが、バレンタインデーのパーティーでは、男19名、女19名、9組のカップルができました。この人たちが何とか結婚まで結びつけていければなと、こう思っで一生懸命頑張っているところであります。ぜひそういった予算も、この間は福島瑞穂大臣とお会いしたんですが、そのことも訴えました。国から200万円ずついただいておりますが、この予算もぜひ切らないでほしいと言いましたら、続けたいと、こうおっしゃっておられましたので、この予算もまたいただけたらと思いますので、そういった意味を併せて頑張っていきたいなと、こう思っています。

ソフトバンクが、余談になりますが、やっぱり少子化、もう企業も力を入れてきたんです。びっくりしました。1年以上勤めた人に対して、第1子は5万円ですが、第2子になると100万円、第4子になると300万円、5人目の子どもには500万円、もう企業がくれるというんです。それだけもう企業も少子化には本気になっているんです。ですから市は、出産祝金をそんなにあげたら市が破綻しちゃうでしょうから無理でしょうけれども、一応そういったような状況で、少子化は最大の危機です。

長々と質問させていただきましたが、やはり経済が元気を取り戻して、定住自立圏の構想を生かしつつ、農業、商業、建設業、水産業、あらゆる業種が元気を出して、そして旭中央病院を核として滝郷診療所辺りの充実も図っていただければなと再度お願いをして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後 1 時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 5 分

再開 午後 1 時 1 0 分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

滑 川 公 英

○議長（林 一哉） 続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（ 1 2 番 滑川公英 登壇 ）

○ 1 2 番（滑川公英） 平成22年旭市議会第 1 回定例会におきまして一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

昨年12月に行われた市議会議員選挙で、26名の定員が22名になり、新しく 4 名の方が議席を確保されました。今後のご活躍を期待しております。

国政は、政治と金、普天間基地問題等で不透明さを増してきております。旭市の一般会計予算269億円に占める市税収入が67億円で、3 割以下です。我が旭市も事業仕分けが必要なのではないでしょうか。

大きく分けて 3 点ありますが、1 点目、市長の政治姿勢について。

明智市長誕生から半年が過ぎ、22年度予算でその真価が問われる時期が参りました。今予算で市長独自の学校いきいきプラン、乳幼児おむつ事業等があります。大変ありがとうございます。

では、1 番として、地域医療再生交付金事業のその後。

市長は選挙戦で、地域医療再生交付金事業でバラ色の未来をうたっていましたが、予算も削減され、東総地域全体で25億円との話です。東総地域の自治体では、どこも期待外れと聞こえてきます。この詳細な内容をお示し願いたいと思います。

2 番目として、企業誘致、農家所得の向上について。

明智市長は、企業誘致に、トップセールスもいたします、農家所得の向上には、旭ブランドの確立、アンテナショップ、道の駅ないし直売所等の推進も答えておられますが、その後

の企業誘致とか所得向上策について詳しい計画をお示し願いたいと思います。

3 番目として、実質公債費比率の削減について。

20年度は、前年度より地方債の減少により、イエローカードすれすれの18.6%になりましたが、21年度の決算予定では公債費比率はどのように変化するのでしょうか。また、旭市の今後4年間の対応をお示し願えれば。

4 番目として、生活道路の整備について。

市長は生活道路の整備にも力を入れる旨の発言をしておりますが、予算的には何ら昨年と変わらぬ体質です。遊正線の南延伸は19年、22年、24年と計画変更され、いまだJRをまたぎ井戸野地区に至る陸橋工事は日の目を見ず、また、新市建設計画になかった蛇園地区東側道路排水路整備計画でJRトンネル西側の貫通、中央病院南北アクセス道で旭警察南側に陸橋工事と、JR絡みで3本の大工事が行われようとしています。選択と集中により、生活道路の整備や福祉、子育て等に配慮すべきではないのでしょうか。国でさえ、60%進んだ工事を見直しているのではありませんか。市長の方針をお願いいたします。

5 番目として、水道普及について。

水道普及については、市民が申し込んでも、工事をしていかなければ普及率を上げることはできません。21年度事業と比べて、ループ化、未普及地区解消水道管工事が9,200万円から1,400万円に激減されております。胃がんの原因となるヘリコバクターピロリ菌は、汚染された飲料水によると言われています。なぜ予算を削り市民の負担を多くする、また健康に影響する水道予算が出てきたのか、説明を求めます。

大きい二つ目として、コンプライアンスに欠けた過去の市政の懸案事項について。

1、昨年5月に行われた袋公園西側入り口土地取得について。

昨年の3月ころ、建設経済委員に、県道小見川線に袋公園の入り口がどうかと地権者からの申し入れがあり、県に公園用地に申請するとの報告が委員会にございました。

21年3月12日、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、地権者より土地買取希望申出書が提出され、都市整備課が受理しています。千葉県県土整備部長は、3月16日に旭市長あてに買い取り協議決定を通知しています。

しかし、同じ3月12日、市内の大手不動産会社が仮登記をしております。地権者の権利より仮登記者の権利が優先するのは当たり前のことです。この取引の2月から6月までの詳細な説明を求めます。

2 番として、萬力 期支区、三川西部地区の土地改良事業について。

両方の地区に耕地整備がただでできるという触れ込みで非農用地を造り、行政に買ってもらい、同意率を上げるということを考えていたのではないのでしょうか。

萬力 期については、非農用地を造り、旭市開発公社に4ヘクタールを2億円で、また、民間の方に買っていただく、スーパーに2ヘクタール、花の流通センターに1ヘクタール等、前農水課長は、質問するたび、同じ答弁はありませんでした。

旭市開発公社には、転売条項などありません。ハウス事業の基礎工事やり直し、ハウス作付が6か月以上遅れる工程ミス等、行政の指導ミスも考えられます。

また、三川西部地区においては、換地作業前から非農用地を設定して掲げております。4ヘクタールの非農用地の地権者は、三川西部整備事業に本同意を果たして本当にしていただけるのでしょうか、甚だ疑問です。

非農用地に中学校を移転するという発想のもとに、合併した旭市の中で一番早く生徒の安心・安全に対処すべき飯岡中学校が、合計で7年間も24年まで据え置かれます。誰が作ったシナリオなのでしょうか、お答え願います。

3番目として、食彩の宿いいおかについて。

前年9月議会で質問させていただきましたが、核心に触れる答弁はいただけませんでした。県の改善勧告を忘れたという答弁でございましたが、市長はそのとき、公営企業常任委員会の副委員長だったはずで、4億円近い改修費用が経営を圧迫するのは必然です。20年度までの繰越欠損金は5,400万円、21年度末の赤字は4,600万円予定しているそうです。約1億円の未処理欠損金に対し、市長はどのように対処するのかお示し願いたいと思います。

大きい三つ目として、消防団再編について。

1市3町のうち3町部分については、団の編成だけが再編になりました。私は、10年ほど前から消防団の再編を行政にお願いしてきました。議会でも何度も質問しましたが、取り上げてもらえませんでした。

当時の明智消防団長は、合併まで待つてほしい、合併したらやると答えていただきました。しかし、合併協議会ではそのことについては何も協議されず、再編は名誉団長の市長がやることで、団長ではない。合併前2年、合併後4年、都合6年先送りされてきました。

消防団員の約75%がサラリーマンです。また、1戸当たりの消防負担金は2,000円から7,000円くらいまでです。団員の任期は、おおむね2年から7年くらいです。また、旭市の人口7万人に対し1,052人の定員は、極めて多いと思います。どこの分団でも定員確保に大変苦労しているのは、市長自らお分かりだと思います。名誉団長になった明智市長には、ぜひ

再編をお願いいたしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 滑川議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、市長の政治姿勢ということで五つばかり質問があります。順次お答えをしたいと思います。

まず、地域医療再生交付金事業のその後ということであります。

本事業は、平成21年度第一次補正予算において、地域医療再生基金として、地域の医療確保、救急医療の確保など地域における医療課題の解決を図るために、県に地域医療再生基金を設置するものであります。従来の病院ごとへの支援ではなく、県が策定する地域医療再生計画に基づく国からの支援でありまして、香取・海匝地区に支援を受けるものであります。

議員ご承知のように、当初は厚生労働省の予算として総額3,100億円が予定をされておりました。100億円10地区、25億円84地区ということですが、千葉県としては、当初、香取・海匝医療圏に100億円、山武・長生・夷隅医療圏に25億円の2地区を申請と聞いておりました。しかしながら、政権が交代されたということでありまして、その事業は減額をされまして、それぞれ均一に全国に25億円を支援するというような事業になったわけでありま

す。

香取・海匝医療圏での再生計画は、旭中央病院に地域支援機能の強化、ほかの自治体病院は役割分担に応じた機能強化が大きな柱となっており、旭中央病院を核とした計画と理解しております。本事業は、旭中央病院への患者集中と診療機能のパンク寸前の状況を解決するための大きな力となるものと確信しております。

国からの事業計画の決定も既に本年1月29日におりており、今後は、県で設置される地域医療再生本部で定期的な進行管理、成果の評価を行うこととなっており、私も海匝地区の代表として参加することになり、積極的に旭中央病院を核とした事業の推進について提言していくつもりであります。

次に、企業誘致、農家所得の向上についてお答えをいたします。

あさひ鎌数工業団地、いわゆるあさひ新産業パークへの企業誘致につきましては、施政方針でも申し上げましたように、今年度2社の操業が開始されました。現下の厳しい経済状況

の中、工業団地に対する問い合わせも減少しており、企業においても新たな投資や設備投資を控えている状況であります。

昨年12月の日銀短観によると、「製造業主導の景況感は続くが、先行きは不透明感が強まる」ということから、今後ともしばらくは不安定な状況が続くのではないかと考えられます。早く海外経済の回復や国の新たな経済対策の効果が表れることを期待しておるところであります。

お尋ねの企業立地強化の取り組みでございますが、9月議会でも申し上げました、あさひ鎌数工業団地、あさひ新産業パークへの優良企業の誘致は、本市の産業経済の発展につながることから、今までの政策を踏襲して企業誘致に全力で取り組みたいと考えております。

あさひ新産業パークは、あくまでも県土地開発公社の工業団地でありまして、県または県土地開発公社と連携を深めながら優良企業の誘致に積極的に取り組んでいくのが基本でありまして、県公社の理事長とも定期的に企業立地動向の把握、企業誘致に関する情報交換、協同での企業訪問など誘致活動を行っているところであります。しかしながら、現下の厳しい経済状況を考えると、市独自でも企業誘致の取り組みが必要と考えております。

最近の企業誘致に結びついた2社の事例を見ましても、農畜産物の関連した企業であることから、今後とも本市の特性に合った食品分野への誘致や、旭中央病院を軸とした医療福祉関連企業の誘致に力を入れていきたいと考えております。

そのためのトップセールスが必要な場面であれば、自ら先頭に立ってセールスを展開していきたい。また、その取り組みの一つとして、企業誘致懇談会の開催や市内金融機関6行を直接訪問し、企業誘致に結びつく情報提供をお願いしているところであります。また、県庁にも出向き、企業への働きかけを強力にお願いしていくつもりであります。

また、農家所得の向上ということですが、昨年の第3回定例会で取り組んでいきたいとお答えしたその後のということでお尋ねがありました。

ほ場整備については、飯岡西部地区の平成22年度の新規採択を目指しまして、現在、土地改良法の手続きをとっております。

施設・機械に対し支援される「園芸王国ちば」強化支援事業（県補助事業）が、平成21年度は18件も採択がされました。これは千葉県の中で旭市が一番多いというようなことであります。また、平成22年度は20件を予定しており、全件採択できるよう県へ要望しております。

P R活動については、昨年の11月にイトーヨーカ堂で実施したちばみどりフェアに同行し、P Rに努めてまいりました。

また、3月24日には、フレッシュフード海匠と称した見本市商談会を浜松町で開催し、PRに努めてまいります。

今後も引き続きこのような取り組みを行っていく考えであります。

ブランド化については、平成22年度、市内農畜水産物が有利販売や販路拡大につながるよう、「新たな旭の顔」づくりのために、こだわり旭ブランド創出支援事業を創設し、市内産農畜水産物を扱う生産者や加工業者へ支援してまいります。

水稲の裏作も土地の有効利用と併せ所得の向上につながり、現在、富浦地区においてブロックリー4.8ヘクタール作付されております。

水田農業の安定では、転作作物を組み合わせた対策を進め、中でも飼料用米については平成21年度は58ヘクタール、平成22年度の計画面積は70ヘクタールと拡大をしているところであります。

さらに、今年は、政府の新たな施策でもあります農家への戸別所得補償法が実施されるということで、この飼料米の計画ももっともっと多くなることも予想されておりまして、市の助成としても、最高100ヘクタールまで上限で補正も視野に入れているところであります。

また、担当は企画課であります。昨年末、フードフェスタということで5日間、銀座通りで市内の農水産物を直売やPR活動を実施してまいりました。また、これからではありますけれども、商工観光課の所管であります。アンテナショップを空き店舗を利用して開設していただきます。また、いいおか荘での浜辺の駅と称しての直売等も連携を図りながら、これからの旭市の農業の横のつながりをしっかりとしていき、全員一致団結して旭市の農業をPRしていきたいと、そんなように考えているところであります。

なお、直売所についても、私の任期中に、地産地消を推進するために地元の農水産物を取り扱う道の駅等を考えておるところでありまして、その検討委員会設置のための予算を計上させていただきました。

次に、実質公債費比率の削減であります。

実質公債費比率は、財政健全化判断比率の一つで、市の公債費の状況を把握する大切な率であると理解しております。平成20年度の決算に基づく旭市の実質公債費比率は18.6%で、19年度決算による19.2%に比べて0.6%改善し、幾らかではあります。財政の健全化が図られたところであります。しかし、引き続き18%を超えていますので、起債を起こすためには県の許可が必要となってまいります。このため、平成21年度においても、起債許可に必要な公債費負担適正化計画を作成し、県に対して許可を申請したところであります。

ご質問にありますその後の状況ということではありますが、平成21年度につきましては、つい先日の2月23日に起債が許可されました。旭市の実質公債費比率はまだ高い状況にありますので、これからも引き続き財政健全化に向けて公債費負担の削減に取り組んでいきたいと考えております。

次に、生活道路の整備につきましてお答えをいたします。

これも滑川議員たびたびの質問でありまして、私も先ほども木内議員のときにもお話ししましたように、生活道路の舗装を本当に考えているところであります。生活道路の整備につきましては、9月議会においてもお答えをさせていただきましたとおり、各地区からの要望を基に、地域事情及び整備後の効果等を考慮し、整備を進めているところであります。平成22年度においても、幹線道路の整備とともに、各地区から要望の多い生活道路についても、緊急性や整備後の効果、地域バランス等を考慮しながら整備を実施してまいりたいと考えております。

先ほどの質問で、基本計画にはなかった飯岡海上連絡道路でありますけれども、これも基本計画にはのっていると理解をしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

水道普及のことでご質問がありました。

今後の進め方について、水道の普及については、個人へ給水するために行う配水管布設工事は、原則全額個人負担をお願いをしているところであります。市が行う場合は、既設の給水区域における水質、水圧に支障がある場合に、これを改善するための配水管のループ化、または管の増径等の工事としております。

平成22年度からは、個人への給水要望については、市の水道経営に影響のない予算の範囲内で、一定額を市が負担して個人の負担を軽減するルールを作り、水道の普及に努めてまいりたいと考えております。

次に、大きなBであります。消防団再編について、その前にいいおか荘の問題でありますけれども、当時、私も議員として公営企業常任委員会でリニューアルに4億円というような話でありましたけれども、たしかそのときのいいおか荘のリニューアル化については、2億8,000万円くらいが一応リニューアル化の予算だというように認識しております。また、そのことは議会全体でも議決をしていただきまして、リニューアルはしていこうというようなことになったように記憶しております。その点もご理解いただければと、そんなように思っております。

次に、消防団の再編でありますけれども、団長として、それから市長となって名誉団長と

というような話もありましたけれども、団長をやめるときに、団の再編ということにつきましてはきちっとやったつもりであります。18分団64個部であったものが、16分団の47個部に再編をしたわけであります。以後、木内団長に団長をお任せしているわけでありますけれども、私としましては、この16分団47個部ということにつきましては、徐々にもう再編がかなってきて実現をしているのかなと、そんなように感じているところでありまして、消防団の全体の再編計画には間違いがないと、順調に進んでいるということを申し上げておきたいと思えます。

また、人員の削減でありますけれども、私は、旭市全域を一部一部全部、統一的、均一的な消防団編成でなくても構わないというようなことは担当の方々にも申し上げておりまして、一部、最低限の機械を運転するための人数は必要でありますけれども、10名から20名、25名ぐらいの、各部によっては違うと、地域的な問題も抱えておりますし、いろんな部分で問題があるわけありますので、その団編成は、人員削減の問題は各地域に任せる以外はないと。統一的に市から命令をして15人に絶対にしろとか、こことここが編成して10人にしろと、15人にしろということは、やはり差し控えなければならないのかなと。地域の実情に合わせた団編成をしていただきたい、そのように思っている中で、人員につきましては、10人から20人、25人くらいでもいいのではないかと今思っているところでありますので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

質問項目Bの1点目、袋公園西側入り口の土地取得について、その取得経過等についてお答えをいたします。

昨年1月に、袋公園に隣接する土地所有者から、公有地の拡大の推進に関する法律に基づきまして、土地の買い取りの協議を申し出たいという相談があったものと伺っております。この制度は、都市計画区域内の土地であって、かつ、200平方メートル以上の土地を市町村等を買っていただきたいという希望を市町村長を経由して知事に申し出ることができる制度でありまして、この申出書が提出されますと、市長は知事に対して進達することになるわけでありまして、この進達書には、申し出のありました土地を市が買い取りを希望するか否かを記載することになりますので、あらかじめ市としてこの土地の処遇について検討を行ったものであります。

その結果、都市計画公園の区域外ではありますが、現状において公園西側からのアクセスの手段がほとんどないという状況にありましたので、この土地が活用できれば、公園を利用される市民の利便性にもつながることから、この際、市の有益になると判断をいたしまして、この買い取りの申し出を受けることとしたものと伺っております。

その後、昨年3月12日付で土地の買取希望申出書が提出されまして、3月16日付で、ご質問のように、千葉県から決定通知を受領しているものであります。

その後、不動産鑑定評価を行いまして、買い取り価格を決定いたしまして相手方と交渉したものでありまして、結果として協議が整いましたので、所有権以外の権利を抹消されることを条件としまして土地売買契約を締結したものであります。そして最終的には、所有権以外の権利がすべて抹消されたことを確認いたしましたので、市の土地開発基金条例を活用しまして先行取得をしたものでございます。

なお、この件につきましては、昨年の第2回定例会における所管の常任委員会におきまして経過報告を行っているところでありまして、次の議会、昨年の第3回定例会におきまして、当該地に係る用地費と工事費等について補正予算を計上いたしまして、議会のご承認をいただいているところでございます。

ご質問中に、3月12日に仮登記が設定されているというお話がございましたが、不動産につきましては、抵当権などにも代表されますように、少なからずさまざまな権利が設定されている場合がございます。先ほどもご答弁しておりますように、土地所有者に対しましては、所有権以外の権利がすべて抹消されなければ土地は取得できないということを申し上げてきているものでありまして、ご質問の仮登記につきましては、あくまでも土地所有者の問題であるというふうに理解しているところでございます。市としては、この土地を取得するまでの過程におきまして、これら所有権以外のすべての権利が抹消されることが第一義であると、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 萬力 期地区と飯岡西部地区の土地改良事業についてお答え申し上げます。

萬力 期地区の土地改良事業については、平成19年度に着工され、24年度の完成を目指して工事が進められているところであります。事業費の負担割合は、国50%、県35%、市10%の95%補助金でありまして、5%が地元負担となっております。また、この地区についまし

ては、事業の実施に伴いまして、ビニールハウス等の施設の移転費用など多くの経費がかかる予定でした。そのことから、合併前の事業推進の最初の段階では、受益者の合意形成同意が得にくい状況でした。そこで、事業への参加を容易にするために、受益者すべてから共同減歩による土地を提供していただき、創設非農用地として売却し、利益を事業費負担金に充てるということで事業の推進が図られたものであります。この非農用地の換地については、事業計画の中で約3.1ヘクタールが計画され、雇用促進施設用地及び交流施設用地として最終的に民間へ売り渡し、利用される予定であります。

なお、非農用地協議を進める中で、千葉県から市の土地開発公社を利用する旨の指導があり、早期の事業採択の関係から、協議・調整等が十分行われず採択に至ったという経過があります。

現在、非農用地協議の変更をお願いする一方で、非農用地の引き渡しが進むよう、干潟土地改良区、萬力 期支区、旭市等の関係機関で、仮称ですが、創設非農用地検討協議会の組織を立ち上げ、この協議会の中で非農用地の処分について検討することとしております。

次に、飯岡西部ですが、この地区の土地改良事業につきましては、作業の効率化、省力化、それから遊休地の解消、さらには海上蛇園地区の排水問題の解決のため、ぜひとも実施したい事業でありました。地元からも再三にわたり、ぜひやりたいんだというような申し出をいただいております。

そんな中で、現在、平成22年度の新規採択を目指して土地改良法の手続きを行っているところでありますが、事業費につきましては、国50%、県が30%、市が10%、合計90%の補助金ということで、他地区に比べ5%高い地元負担ということになります。市内他地区の事業と比べ5%負担増となることから、創設非農用地を設定し、受益者自らの共同減歩による土地を提供していただき、事業費の軽減を図ろうというものであります。

本地区は、過去の事業推進でもその受益者負担、それから、先ほど申しました排水等の問題から合意形成がなかなか得られなかった経過がある中で、非農用地の設定ということで負担の軽減を図るということで事業が進んだということになっております。この非農用地につきましても、再度申し上げますが、受益者すべてから共同減歩による土地を提供していただき、創設非農用地として売却し、利益を事業費の負担金に充てるということで事業の推進が図られたものであります。

地元要望に応えるため、地元工区では、この非農用地の利用については、受益者の総意に

より計画が作成され、市といたしましても、県、大利根土地改良区等関係機関と連携を図り、事業を円滑に進めてまいります。

それから、萬力 期のほ場整備事業の中でありましたハウス等の補助事業であります、6か月の遅れということであります。原因につきましては、以前にも申し上げたと思いますが、契約後の詳細設計の協議と工程会議等に非常な時間を要したということが一つ、それから、結果として基礎工事の業者の技術が未熟だったということから大きな遅れが出たということでもあります。

以上です。

○議長（林 一哉） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 飯岡西部土地改良事業に絡んで、飯岡中学校の改築事業のお尋ねがございました。これにつきましては計画そのものは、19年度からスタートした前期の基本計画の23年度で飯岡中学校の改築をする旨、計画してございました。昨年度は、そういった計画に従いまして、スポーツ公園の一部を利用し、校舎、あるいは屋体等はそこにあらかじめ建て、その次の年に、土地改良事業で創設される非農用地に屋外の運動場を建てて、3年間を経て完成という考えでございました。

ただ、都市計画法等のことから、全体的な計画のもとにすべきだろうという解釈に立ちまして計画をしようと。そうすると、いわゆる非農用地が、まだそこには市の権利が生じないといえますか、申請ができない状態であるということから、その権利が生ずる平成24年の一時利用の協定をした後ということになることから、全体事業を24年度、25年度という2か年で終えようとするものでございます。結果として、1年間、去年の話から遅れて遅延してしまう。そういったことでございます。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、大きい1のほうから再質問させていただきます。

再整備計画では、建設基金の融資計画の中で、財政投融資資金により75%ぐらいの調達は可能だとありました。残りの資金も財政投融資資金と同じような金利で調達したいとの要望を国会議員に陳情したと言われていますが、本当なのでしょうか。この地域医療交付金事業と絡めてお答えをいただければ。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） この地域医療再生交付金事業とその再整備事業は全く関係あ

りません。したがって、これに絡んでという話ではございませんし、そちらの話につきましては、常々、なるべくすべてを財投で見てもらいたいと、こういう願いは各方面にしております。最初からです。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 再整備計画の中には、医療機器とかそういうのもこれからたくさんあると思うんですが、その辺の整備についての金額につきまして、この地域医療再生交付金の補助金の中でできるものがあるんじゃないかと思うので、今質問したわけです。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 地域医療再生基金の一部をそういう病院再整備事業に使えるかということ、おっしゃるとおり、一部の機械については流用は可能だと思います。ただし、最初からこれを使うということで計画を立てたものではありませんので、もし使えればもっと楽になるだろうと、このようには思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） ということは、もし使えれば使えるし、そうでなかったら、もっと機器の充実とか、それからソフトの充実のために使うという考えでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） それはそのように思っております。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、企業誘致、農家所得の向上についてですが、今回予算に出ておりますアンテナショップは、雇用対策で2年間と伺っていますが、普通、アンテナショップというと、代表地に造るのが常道だと思うんです。将来にわたり旭ブランド確立に邁進するのであれば、2年間ということではなくて、もっと長くやっていただきたい。なおかつ、常道の要するに1,300万人の人がいるところで情報発信していただきたい。それで、商工観光、農水課だけでなく企画課、そういう面も入れた行政としての横の連携もっていただきたいと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

- 商工観光課長（神原房雄） 確かに一般的にアンテナショップと言われるものは、都市部、都会にという部分が一般的でございます。名前はアンテナショップという名前で実施しますが、これはあくまでも、旭市には特産物がいっぱいあると、今までそういう紹介が市内外にあまりされていないという部分がありましたので、今回はこういった雇用の資金を活用してそういう内外に特産物を広げていこうというふうに考えたものでございます。

それから、２年間ではなくてというご質問でございますが、当然、私もそのように考えております。できれば永久的にできればというふうに思っております。ただ、やってみなければ分からないわけですが、そのもの、商品を一般に販売しながらPRしていくという部分については、利益を追求している部分ではございませんので、その中で続けていくという部分については非常に難しい部分もございますけれども、雇用を考えても、当然、そのものは続けていけば雇用も膨らむわけですので、ぜひそういう形に持っていきたいというふうには考えておりますけれども、今申し上げましたけれども、利益を追求する部分ではございませんので、２年間やった中で、またどういうふうにやっていったらいいかという部分を検討していきたいと、そんなふうに考えております。

- 議長（林 一哉） 滑川公英議員。

- １２番（滑川公英） どうもありがとうございました。

既存の商店街に対する影響ですか、悪影響のないような方向でのこのアンテナショップをぜひつくっていただきたいと思います。

それから、海匠野菜見本市ということで、過去に黄鶴で２回、それからユートピアセンターで１回開催されましたが、名称に一貫性がなく、今回、３月２４日、東京浜松町で開催予定の見本市では、やっと同じようなタイトルになりました。過去３回の開催で商談が実際の販売にどのように結びついているのか、農水は掌握しているのでしょうか。しているのであればお示し願いたいと思います。

- 議長（林 一哉） 農水産課長。

- 農水産課長（林 清明） おっしゃるとおり、昨年からフレッシュフード海匠ということになっております。商談がまとまったかということでもありますけれども、農水産課のほうに、あの会のおかげで商談ができたというような報告等は入っておりません。ただ、たくさんの方が見てくれる中で、例えば小さな漬物屋なんだけれども、安定的に供給してくれるような農家がありますかとか、そういった問い合わせは入っておりますので、何回かやる中でやがて商談にも結びつくのかなと、そんなふうに考えております。

それから、これとは別にアグリフードＥＸＰＯという、金融公庫が東京でやっている会があるんですが、そこでは農協のちばみどりのキュウリが大手の商社と商談になったと。ただ、まだ契約に至ったということはお聞きしておりませんが、商談はしているというようなことも聞いておりますので、やるだけのことはあるんだろうと、そんなふう考えております。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○１２番（滑川公英） どうもありがとうございました。

生活道路の整備についてですが、狹隘道路の整備については、毎年、道路、排水路、側溝等で300件ほどあるように聞いています。狹隘道路要綱を使った道路整備というのは毎年どのくらいあって、どのように変化しているのかお示し願いたいと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 狹隘道路の数というのはちょっと調べてございませんけれども、21年度の生活道路の整備の個数ですけれども、88か所、４月から２月までで工事の本数はやっております。そのうち旭地区で30か所、海上地区で20か所、飯岡地区で16か所、干潟地区で22か所の工事をやっております、旭地区におきましては８か所ぐらいの狹隘道路の関係の工事を21年に行っております。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○１２番（滑川公英） 生活道路関連の整備についての優先順位というのはもう何回も聞いていて、五つくらいあるように聞いております。市長とか有力議員の要望により決まるのが見受けられますが、国の事業仕分けではないですが、要望している市民にも分かるような透明性のある決定の仕方を市民にお知らせすべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） これといったはっきりとした決まりということはないかと思いますが、けれども、地区から要望されますと、区長にその地区ではどこが一番の要望ですかねというような形を聞いて、地区の要望の中の一番だということに関しては、そこから整備するような形で計画しておりますけれども。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○１２番（滑川公英） 先ほどのＪＲをまたぐ３本の道路工事なんですけれども、これを同時

に進めることによって、ここにかかる資金総額と、もしそれにかかる公債費を発行するんであれば、そのパーセントというのは掌握しておられればお示し願いたいと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今、手元でその集計は持っておりませんので、必要であれば、JRをまたぐ3本の道路の総事業費ですか、これと、パーセンテージというのはちょっと意味があれなんですけれども、借り入れたときのパーセンテージであれば、それはそのときの利率によって変わりますので、実際に合併特例債を予定しておりますから、その辺は15年でございます。20年度の借り入れの状況で見ますと、1.4%程度の借り入れができるのかな、そのように思っております。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、水道普及についてお尋ねいたします。

給水申し込みに係る配水管布設事業というのは、10メートルを超える部分に対して申請者と市は2分の1ずつ負担になっていますが、これ、1件が100メートルとか1,000メートルであれば、本管より離れている人はすごく得する話でございますが、もし100メートルの中に複数申請者があるとしたら、市は昨年までの半分の費用で100メートルの本管を布設することができると思うんですが、これは普及の妨げになるとは思いませんか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（横山秀喜） 今まで、市長の先ほどの答弁のとおり、全額個人負担というようなことから、なかなかその費用が大きくなるというようなことが逆に妨げになっていたというふうに感じています。少しでも申請者の方々の負担が少なくなるという、しかも公平公正な方法がないかというようなことから、千葉県の実況ですとか全国の状況の配水管布設のそういったような要綱を調べまして、旭市に合ったものという形で定めています。

複数あった場合というようなことですが、複数あった場合は、個人負担も、例えば100万円を負担するんであれば、2軒で申請されれば、その50万円、半分で済むというようなことで、申請者も複数で申請していただいたほうが負担も安くなるというふうに考えていますので、そのようなことは妨げになるというようなことはないと思っています。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

- 12番（滑川公英） 市長、議員、職員は、すべて公僕です。前伊藤市長は、普及率アップ、特に旧旭地区は悪いということでアップをうたっておりまして。給水の陳情に訪れた市民に対し、水道普及にも費用対効果が必要だとのお話ですが、本当でしょうか。

そうでないとしても、加入申請者の神経を逆なでするような説明ではなかったのでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

- 議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

- 水道課長（横山秀喜） 費用対効果というお話は、もしかしたら説明の中で使ったかもしれませんが。それを逆なでするというようなことで受け取られたとしたら、わびたいと思います。よろしくお願いします。

- 議長（林 一哉） 滑川公英議員。

- 12番（滑川公英） じゃ、よろしくお願いします。

1番目ですね、それから、建設経済常任委員会、旭市土地開発公社、議会との手続きを得ず、旭市土地開発基金の基金により小見川線入り口は買収しております。条例の何条を根拠として開発基金から買収したのでしょうか。

- 議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

- 都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

まず、根拠ということでご質問がございましたので、土地開発基金で取得をした根拠につきまして申し上げます。

旭市土地開発基金条例というものが設けられているわけでありまして、その第1条、公用もしくは公共用に供する土地、または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため基金を設置するという、この条文を適用いたしまして、先ほど申し上げましたが、所有権以外の第三者の権利がすべて抹消されたことを確認いたしまして、5月25日に登記を完了し、5月29日に土地売買代金を相手方の指定口座に支払ったものでございます。

以上です。

- 議長（林 一哉） 滑川公英議員。

- 12番（滑川公英） この条例につきましては、第7条に、資金の管理に関して必要な事項は市長が別に定めるとありますが、これは定めてあるとしたらどのようなことを定めてある

のでしょうか、お聞きしたいと思います。

- 議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

- 財政課長（加瀬正彦） 基金条例ですので、財政課のほうからお答え申し上げます。

この管理に必要な事項ということでございますが、ここの基金から当然お金を出すわけ
でございますので、その部分で支出の手続き、例えば起案をしてきちんと決裁を受けて支出
する、その手続きをほかの基金と同様、定めたものでございます。

（発言する人あり）

- 財政課長（加瀬正彦） ここの部分については事務手続きですので、その形で実施するとい
うことで、書面を示してあれば、それは定めたことになるのではないかと思います。

- 議長（林 一哉） 滑川公英議員。

- 12番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、萬力 期支区について、萬力と三川西部ですね。

まず、三川西部なんですけれども、中学校移転計画は、21年3月議会で前市長は、最終的
にはまだ流動的だという答弁をしておりますが、9月議会、11月議会、3月議会になります
と、非農地に確定して物事が進んでいるようになっていますが、これはそのたった1年にな
るかならないかのうちでなぜこのようになったのか、もうちょっと詳しくお知らせ願いたい
と思います。

- 議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

- 庶務課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

飯岡中学校の改築につきましては、昨年3月議会で、いわゆるスポーツ公園の一部1万
5,000平米と、今回、この西部土地改良事業で創設する非農用地3万平方メートル、その面
積の中で移転改築をしたいというご説明をしてきましたけれども、先ほども申し上げまし
たとおり、やはり公園の中は、市の公園ですから、土地でございますので、開発の申請がで
きるんですけれども、非農用地につきましては、まだ市の使用ができない土地といえますが、
そういったことから開発の申請ができないと。一方で、その建物と屋外運動場、いわゆるグ
ラウンドは、一体的に開発すべきだろうという考えもございますので、それを一体にする
ということになりますと、やはり非農用地を使うことができる、いわゆる一時利用ができる平
成24年以降になるということから、市は、その公園の一部を利用しようとしていたものにつ

いても、現在の公園の利用者等からいろいろなご指導、ご助言がございまして、できるならば非農用地だけに、じゃ、学校を移転しようと、そういった計画に変えたということでございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） そうすると、三川西部にまだ土地が決まっていないけれども、二股かかってはしょうがないから、じゃ、やりますと。それで、去年の答弁では25億円、今回、4ヘクタール買っても1億円しか増えない。本当にそんなに安い金額でいいんですかね。

その前に質問したときには、海上中学校が総額でも18億円くらいになっていると。あまりにも大きい金額ではないですかと言ったら、大ざっぱな金額だからこれから精査しないと分からないと、そのような答弁をしているんですが、どこを信用したらいいんですか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

たしか昨年、25億円程度の概算の予算ということで盛らせていただきまして、予算といましては設計だとか調査費をお願いしたところでございますけれども、その時点、今でもそうですけれども、まだ正式な設計等をやらないと、その見積もりといえますか、総事業費等につきましては分かりませんので、今までの他の学校で要した費用等を参考に昨年度は予算の見積もりといえますか、そういったものをつくらせていただいたと。全員協議会での資料に使わせていただいて、現実としては、海上中学校とのこともありますので、入札をした後に、場合によっては変わってくるであろうというような説明をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、いいおか荘についてなんですが、一度上げた料金を値下げし、名称もまた復活する。宴会場、客室などの削減は、再投資しなければ復活できない。先ほど2億8,000万円と言いましたが、その前に、もう持ち込んできた建設改良資金をほとんど投入しておるんですよ。だから私は、4億円近い金額だと言ったんです。その4億円近い大金をかけた大改修は、今になると、皆さんご存じのように、大失敗ですよ。

JTBに3,000万円以上のコンサルタント料を払いながら、なぜコンセプトが高級化路線に振っていったのか検証する必要があると思いますが、市長のお考えをお示してください。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 市長に答弁を求められましたけれども、リニューアルする時期は議員でありまして、私どもも、合併をして、旭市にとっての最大の観光資源の飯岡地区のそのいいおか荘をやっぱり大事にしていかなければならないのかなと、そんなような思いの中で、そのときはそういった部分でありました。

リニューアルも、高級感を添えた値段を設定したわけでありますけれども、そのときもいろいろ議論がありまして、国民宿舎の中でそんなにも高く設定してもいいものかというふうなことは、私にもそういう感じがありました。

そんな中で経営を１年間、リニューアルをしてやったというようなことの中で、やはり拠点ということでは大事だと、旭市にとっては宝だと、そんなような思いもありまして、地域の皆さん方も本当に大事にしているものでありまして、そういった中で、今回、客室の改善等いろいろ、また再改築をしているわけでありますけれども、最小限の出費の中で最大限の効果を上げるようにと支配人のほうにも申ししているところでありますので、これからはそういった部分の中で経営を改善していただきたいと、そんなような思いで今いるところであります。指示をしているところであります。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○１２番（滑川公英） どうもありがとうございました。

県の改善勧告のほかに、コンプライアンスに欠ける事項というのは今までにもあったのでしょうか。よく、一つあることは二つあると言われておりますが。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（堀川茂博） 現状におきましては、ないというふうに認識しております。ただ、過去におけるものにつきましては、私のほうとしてはお答えできません。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○１２番（滑川公英） 先ほどから言っていますように、コンプライアンスの欠如によって行った行動や判断によって、いろいろな混乱や厳しい運営状況を強いられている、常識では到底考えられないようなことが発覚している昨今です。市では、過去のポストの不始末で何らかの処分を受けた職員がいると聞いています。上記の３点について、明智市長は全然何でも

ないと思っているのでしょうか。それとも、明智市長の明確なお考えをお示し願いたいと思います。

○議長（林 一哉） 滑川議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） いいおか荘の問題でコンプライアンスが欠けたというようなことの中で責任というような問題のとり方といいましょうか、そういったご質問だと思いますけれども、職員は2年3年でいろいろなポストに出向くわけでありまして、その中で自分の精いっぱい努力をしながら職場をやっているわけでありまして、そのことについて、まずすべての責任というような部分では、なかなかその責任のあり方について、私の中では、ある程度の決着はついているのかなと、そんなような思いの中で今いるわけでありまして、昨年ですか、異動もありまして、そういった中で決着は、ある程度の指導はしているのかなと、そんなようなとらえ方を今しているところでありまして、今後はそういった部分ではきちっと職員にも指導していかなければと、そんなように思っているところであります。

そしてまた、国民宿舎の問題につきましては、今、国民宿舎運営委員会もありますし、いろんな部分で、これから本当に地域の観光拠点として維持管理していくのにはどうあるべきかということなども議論していただきながら、これからの健全経営を目指していきたいと、そんなように考えておりますので、ご理解をいただきたいと、そんなように思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。一番頭が痛いのは、市長、副市長だと思います。どうもご苦労さまです。

最後の消防団再編についてですが、今の消火活動は、ほとんどを常設消防にゆだねているのが現状だと思います。防災と消火活動の任務のすみ分けをこれから考えていかなければ、消防団員の負担は増加するばかりだと思いますが、その辺について市長は見直しの考えはあるのでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） ご質問の内容が、消防団と消防本部との任務の分担ということでもいいでしょうか。

ご承知のように、最近、火災がだいぶ減ってきております。出動回数もかなり減るというようなことでありますし、常備消防は、それなりの火災だけではなくて救急とか交通事故と

かいろんな部分で出動しているわけでありまして。消防団も、非常備の消防団につきましては、昔よりそういった思いであると思いますけれども、団員の士気の高揚といいましょうか、地域愛護、郷土愛護、献身奉仕といいましょうか、消防精神の高揚、そういったものの精神的な生涯学習をさせるところの一つでもあるというような認識を私はしておりまして、そういった部分で、この消防団というのは生活の中で大事な一つだなと、そんなようにいつも思っているところでありまして、そういった部分での活動、またそのほかに、やはりあまり起きてほしくはありませんけれども、せんだっての津波、そしてまた大災害、大自然災害、そういった部分では、消防本部だけではもう到底防御、防災はできないわけでありまして、いわば保険みたいなと言ったら怒られますけれども、そういった部分でも消防団は防災に対する支えが必要でありまして、そういった意味でとらえておりまして、対外的には、消防団の中でポンプ操法などの精神教育といいましょうか、技術の大会もありますし、そういった部分も本当に大事なものの一部だと、そんなように思っておりますので、そういうような認識であるところでありまして、よろしく願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。

私が言いたかったのは、やはり消火活動のほうについてはプロのほうをどんどん活用していただいて、消防団活動というのは、どっちかという、規律は当然大事だと思うんです。消防団は絶対必要だと思うんです。ただ、それを防災のほうに重点を移したような方向にしていけないと、これからは経費もかかりますし、消防だけが聖域ではないと思うんです。そういう面で申し上げたんですから、ぜひ、伊藤市長には経験豊かな消防団長を……

（発言する人あり）

○12番（滑川公英） 昔、昔ですね、経験豊かに消防団長を何期もやられたんですから、明智市長についてはその辺のことも重々ご存じだと思いますので、その方向でいけると、消防団、本当に今、市長が言われましたように、この地域の防災のためにもうちょっと、全然フリーで、要するに、消防団はやらないで経験する人がいっぱいあるんですよ。その辺も含めてぜひ活用していただければと思うので言っている話ですから、よろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、2時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時40分

- 議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高 橋 利 彦

- 議長（林 一哉） 引き続き一般質問を行います。

続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20番 高橋利彦 登壇）

- 20番（高橋利彦） 20番、高橋です。1年ぶりに一般質問をします。今回は、大きく分けて3点質問いたします。

明智市長、昨年7月に就任しました。しかし、3分の2の有権者の方々は、市長の市政執行にノーという答えを出しています。それゆえに、これからは住民の代表としての最終意思決定権を持つ議員、議会の責任は重いものがあります。それというのも、執行者は、住民の意に沿わない事業、また結果的に失敗事業であっても、議会が議決したことだからという責任の転嫁ができます。しかし、我々議員、議会は、責任の転嫁するところがありません。それだけに、議決に当たっては是々非々の対応が肝要となります。市長はそのためにも、今、市民が何を求めているのかを認識しなければなりません。それが、今回の選挙戦で市民が市の実態を知り、今までの市政では困るということの表れであります。

そのことを踏まえた中で、まず、市長の政治姿勢について、初めに、財政についてお伺いします。

国も地方も借金漬け、我が旭市、借金の多いのでは県内56市町村でワースト5、近隣の市町村と比較しても断トツに悪く、起債の許可団体となっています。市長は就任時、ハードからソフトへということを言っていますが、それにもかかわらず、学校建設をはじめ、道路の新設工事、まさに旭市は合併バブルに踊っていると言われるゆえんであります。どのようにしていつの時点までに健全財政にするのかお尋ねします。

次に、中央病院問題についてお伺いします。

病院の本館の完成を来年春に控えていますが、22年度予算では、患者が従来より大幅に減っていますが、収益は伸びています。それはともかく、病院建設は今後の旭市の命運をかけ

るものと私は思っています。

そこで単純にお尋ねしますが、建設から古い建物の解体までの総事業費とそのための自己資金及び借り入れ金額、そして、市長になる前、地域医療再生臨時特例交付金約100億円が入ると断言していましたが、それが全くなくなってしまった現状で資金繰りに問題はないのか、また、選挙前は民営論者でありましたが、それが公営でなければならなくなった理由等についてお尋ねします。

次に、農業問題についてであります。旭市は農業地帯であり、これという産業がない中で農業を基幹産業としていますが、日本農業の縮小版で、後継者不足、そして高齢化の一途をたどっています。そういう中で、G A T T ウルグアイ・ラウンドの予算において、国際競争力に打ち勝てる、また、多面的に活用できるほ場整備ということで基盤整備事業が進められていますが、せっかく整備しても、米以外作れない、作っても採算に合わないということで、目的とは乖離したものとなっています。

そこで、旭市の農業を守る、また、就労の場を作るということでどのような対応を考えているのかお伺いします。

次に、大きな2点目として、袋公園について、まず初めに、県道からの進入路の計画時期と事由についてお尋ねします。

袋公園は、1期、2期工事に分けて整備計画がされ、2期については平成18年に県に申請し、地権者説明会も開催されましたが、平成19年の私の一般質問に対して前伊藤市長は、どのような理由が分かりませんが、急遽事業の先延ばしをし、平成20年には県への申請も取り下げてしまったので、新たに認可申請をしなければ、南側の2.8ヘクタールの2期工事はないわけですが、平成13年度から始まり、今年が最終年度の1期工事の計画においても、そして、計画がなくなった2期工事にも全くなかった、県道旭小見川線からの進入路、いつの時点でどのような事由で決まったのかお尋ねします。

次に、市が土地を取得するには、買収に赴くのが一般的です。そして、税の優遇措置等のために県または税務署への申請、そして予算の計上などいろいろなプロセスを経なければなりませんが、事業が始まってからでも10年、当初計画を含めて全くなかった計画、つまり全く必要がなかった進入路、いつの時点で話が持ち上がり、どのような経過で取得に至ったのか、詳しい経過についてお尋ねします。

次に、市が取得するとなれば予算も必要です。いつ予算を計上し、いつ取得したのか、その上で、公平公正を原則とするためにも何を基準にしたのか、取得面積と取得価格等につい

てお尋ねをいたします。

大きな3点目の飯岡中学校の移転問題について、移転の事由についてお尋ねします。

学校建設、耐震という錦の御旗のもとに続々と行われています。今回の飯岡中学校の移転建設計画も、耐震に加えて津波、交通安全上というもっともらしい理由付けとなっていますが、旧飯岡町時代には現在地での建設計画が、三川地区の基盤整備計画とともに整備地区への移転計画、その事由についてお尋ねをします。

次に、旧飯岡町から建設計画は進んでいましたが、その経過について詳細に説明をいただきたいと思います。

3点目として、各学校の児童・生徒数の現状と将来予測についてであります。まず、中学校1年生、3年生の数、それから小学校は4年生から6年生までの数、また3年生から1年生までの数、それから入学前児童については6歳から4歳までの人数、3歳から1歳までの人数、同様に、飯岡の現状について人数をお伺いします。

次に、4番目でございますが、少子化を見据えた校舎等の建設でございますが、今、市内には小・中学校を含めてかなり数がございますが、そういう中で、現状、空き教室、これが小学校、中学校別にどのくらいあるのか、その点についてお尋ねします。

次に、職員の長期休暇についてであります。長引く不況の影響から、うつ病患者が100万人を超え、この10年間で2.4倍に急増、東京の大手事務機メーカーでは、1万2,000人の従業員中、心の病による年間休職者、10年前までは年間数人だったのが2000年を境に急増し、今では70人、従業員の0.6%を超えて、対応に苦慮しているということが報道されましたが、民間と比較して給与、労働面すべてにおいて恵まれている公務員ですが、旭市にも多くの長期休暇者がいるということですが、現状と対応策についてお尋ねいたします。

これで私の1回目の質問を終わります。再質問は自席でいたします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから、市長の政治姿勢ということでお答えをしたいと思います。

最初に、市長選につきましてかなり現実味を帯びたご指摘をいただきましたことを感謝申し上げます。これから一生懸命頑張って、旭市民のために頑張っていくつもりでありますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思います。

財政についてであります、市の借金を減らしていくべきではないかという質問であります。当然のことでありますけれども、借金につきましては、あらゆる方策をとりながら、減らしていく努力は常にしていかなければならないと考えています。

合併して間もなく5年がたちます。この間、合併したからこそやれる、やらなければならない、そんなような事業を、国・県の補助金や交付金、交付税算入のある有利な起債で、社会資本の整備を中心に多くの事業を実施してきました。

これからの5年間につきましても、合併特例債の期間、施政方針でも述べましたように、合併の効果や財源などを最大限に生かすとともに、合併による国の財政支援の終期を見据えながら、継続してよりスピードアップしてやるべき事業と、財政状況や市民ニーズに照合してスピードダウンすべき事業を的確に判断し、次の世代へ負担を残さないような財政運営を行ってまいりたいと思います。

先ほどご指摘がありましたように、ハード事業からソフト事業へというようなスタンスをこれからも堅持して、いろんな部分で事業仕分けをしていきたいなと、そんなように考えております。

ご指摘の学校建設、道路新設工事、そういった部分で、財政が厳しいのになぜやるかというような部分があります。ご指摘がありました。学校建設につきましては、耐震診断のもとに、耐震ができない校舎につきまして、順次改築、修築を行ってきたわけでありまして、残った学校につきましては大変申し訳なく思っておりますけれども、そのあと2校、3校をやることによって全部が耐震化を図られると、そんなような思いの中で今継続をしてやっていくつもりであります。

道路新設工事につきましても、前期の基本計画にのった事業を主体にやっているわけですが、いろんな部分で、そのほかにも、やらなかったらいけないその道路を、連絡道の問題やらいろいろありますから、そういった部分については、いろんなこれからの市の連絡網といいましょうか、アクセス道等、そういったものも大事にしながら精査をして、道路改築工事を進めていきたいと、そんなふうに思っております。

中央病院の問題につきましてお尋ねがありました。経営形態ということもお尋ねがありました。先日2月21日に、日曜日にもかかわらず、千葉県森田知事が旭中央病院を視察していただきました。知事も本当に、5階から見おろしながら、今の進捗状況を見ながら、香取・海浜地区の中核病院としていろんな面でできる限りの応援はしたい、そんなような約束をしてくれた次第であります。

今、外来患者 1 日平均3,507人と、全国自治体病院でトップ、入院患者数も、あるいはまた総収益も第 2 位とすばらしい実績に加え、県内の県立病院の赤字が続く中、設立以来56年間黒字経営を堅持している中央病院であります。地域の宝であり、旭市の大きな経済の波及効果もあるわけであります。また、24時間365日休むことなく患者に接していただく中央病院は、地域の安心のかなめであります。その結果、1 人当たりの医療費の安さは全国第 4 位であり、大切な病院であります。

ということから、経営形態のお尋ねがありましたが、現実には今黒字路線でずっとやっている中で、あえて今いろんな議論をする必要はないと、公設公営を堅持していくと、そういったことで今後も続けていきたいと、そんなように思います。

今、今年も21年決算が出るわけでありますけれども、中央病院は、当初のシミュレーションの中では、21年度、22年度、23年度、何年かは赤字に転落するというようなことでありますけれども、今回も黒字になりましたし、来年度もその黒字にするための努力はするというような、事業管理者のほうからのお言葉も聞いております。そういった部分で、当分といいますより、この再整備されることがまず第一だと、私の仕事だと、そんなように考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

農業問題についてであります。先ほど滑川議員から質問がありました。いろんな部分でお答えをしております。また重複すると思っておりますけれども、答弁をさせていただきたいと思っております。

本市の農業は、多種多様な農産物が生産され、農業産出額は418億円と、先ほど商業の話がありましたが、商業の一千数百億円に比べて420億円でありますけれども、県下第 1 位、全国第 9 位を誇っております。統計的には、最近では統計はとっていないということで、平成18年度の統計だそうでありますけれども、この農業は市の基幹産業となっておるのは、ご承知のとおりであります。

今後、農業のさらなる振興を図るためには、やる気のある担い手への農地の利用集積を積極的に進め、農業経営の安定化を図っていかねばと思っております。また、生産力の向上や労働力削減を目的とした施設・機械類の導入に対する補助事業、例えば「園芸王国ちば」強化支援事業など、先ほど「園芸王国ちば」は千葉県の中でも旭市がトップだと申し上げましたが、そのとおりでありまして、この「園芸王国ちば」などを十分活用しながら積極的に応援をしていきたいと、そんなふうに考えております。

旭市産農産物の P R と販路拡大のため、トップセールスや見本市商談会、都市住民との交

流事業を開催して、今後も続けていきたい。できるならば、東京へ年に2回くらい出張してトップセールスをやりたいと、そんなふうにも思っているところであります。

また、旭市産農・畜・水産物を使い、「新たな旭の顔」としてブランドづくりに取り組む組織に対し、こだわり旭ブランド創出支援事業を新設させていただき、支援してまいります。

地産地消を推進するため、地元の農水産物を取り扱う直売所などを検討する検討委員会設置のための予算を計上させていただきました。

担い手については、基本的な構想にある、1経営体600万円の所得、休日のとれる農家、結果的には後継者の育つ農業にしたいと、そんなように思っております。

また、基盤整備事業について申し上げます。

現在、県営土地改良事業として経営体育成基盤整備事業が市内7か所で実施されております。水田を整備することにより、所有農地の集団化や大型機械の導入を可能にし、農業生産性の向上が図られ、担い手の育成、担い手への農地利用集積により農業経営の安定が実現し、地域の農業構造の改善が期待されております。

また、土地利用の秩序化や国土保全・防災の役割も果たしており、非農用地の計画的創設により、地域の活性化とか農村アメニティの向上といった農村地域政策の中で重要視されております。

市内の土地利用動向を見ますと、農業者の高齢化や農地の整備水準が低い未整備地区では耕作放棄地が増加しているため、農地の再整備と併せ、耕作放棄地を原資とした、地域活性化のための公共施設用地や地域農業の振興に必要な施設用地を地元受益者の総意により、優良農地の確保と将来的な土地利用秩序の形成を図ることを目的に事業計画が策定されております。

以上のことから、基盤整備事業は必要なものと考え、推進してまいります。

先ほどの財政健全化の問題でありますけれども、今は確かに県下でワースト5ということであります。許可団体というようなことでもありますけれども、今年度、21年度決算、まだ先の話でありますけれども、18%を切る見通しが出ておりますので、付け加えてご答弁申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 旭中央病院につきまして、今後の収支見通しの関係で、若干、市長の答弁の補足をさせていただきたいと思います。

まず、再生基金の絡みで、その100億円を当てにしていたというお話がありましたけれど

も、先ほどこれは事業管理者のほうからお答えさせていただいたとおり、再整備計画につきましては、初めから地域再生基金を当てにしているものではございません。

次に、全体の事業計画とその自己資金の状況ですが、24年度までの再整備事業費全体といましては326億円ということでございますが、このうち起債については205億円。この起債額につきましては、昨年3月に改革プランのご説明でさせていただいたときには199億円ということで予定をしておりましたけれども、医療機器を新棟完成に合わせまして購入年度を動かして22年度に買うということに予定しております、それに合わせて起債を充てたいということで、6億円の増額を今予定しておりますけれども、それを合わせまして205億円ということですが、このほかに県の補助金31億円を除きますと90億円が自己財源で賄うという予定でございますけれども、これにつきましては、19年度3月末時点で、現金、それから国債、これが60億円ございました。運転資金を除いて40億円ほどがこの再整備事業に充てられるというふうに計算しております。

それから、期間中の各年度の減価償却費等の内部留保資金から起債の元利金を支払った後の返済余力金と、こういうものが期間中に約81億円程度と。これはまだ診療報酬のアップを計算したものではございませんので、さらに余裕が生まれると思いますけれども、こういったものから自己財源は十分確保されているというふうに考えているところでございます。

それから、起債の償還でございますけれども、先ほどお話ししたとおり205億円を計画しておりますけれども、この当初からこの増額をした分を再計算いたしました。この元利金のピークにつきまして、当初、改革プランのときには、市民だよりでも先日お示しして、さきの全員協議会でもご説明差し上げましたけれども、平成29年度、約19億円ということでピークを想定しておりましたけれども、これが4年間早まりまして、25年度に約17億7,300万円ほどというふうに計算しているところでございます。これは、医療機器の償還年数が短いことによって前に来ているというふうになっております。

この返済でございますけれども、現状のいわゆる支払い額、元利返済金額が20年度で約18億5,200万円ほどございます。この金額からして、若干減額になることから問題はないものというふうに考えているところでございます。

なお、この返済原資につきましては、減価償却、それから繰延勘定償却、それから資産減耗費、当年度利益金、こういうものを予定しているところでございます。余裕があるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 2点目の袋公園についてのご質問3点についてお答えをいたします。

なお、この件につきましては、先ほど滑川議員のご質問にもお答えしておりますので、多分に答弁が重なる部分もあるかと思いますが、ご理解をお願いいたします。

ご質問の1点目は、計画時期とその事由であります。

袋公園は都市計画公園でありますので、都市計画上におきましては計画はなかったものがありますが、昨年1月に袋公園に隣接する土地所有者から、公拡法に基づいて土地の買い取りの協議を申し出たいという相談があったと伺っております。先ほどもご答弁を申し上げておりますが、市としてこの買い取りの申し出を受ける段階において、あらかじめこの土地の処遇について検討したものでありまして、申し出のありました土地は都市計画公園の区域外ではありますが、この土地を取得することができれば公園利用者の利便性向上が期待できるなど、市の有益になると判断したものでありまして、ご質問の計画時期につきましては、この買い取り希望の申し出を市として受けると判断した時点が、計画の時点であるかとも言えると思います。

次に、2点目の取得に至るまでの経過についてお答えいたします。

経過につきましては先ほどもご答弁申し上げておりますので、ここでは取得に至るまでの日付等に沿ってお答えをさせていただきます。

平成21年3月12日付で土地所有者より、土地の買取希望申出書が提出されております。市では、この土地の買い取りを旭市が希望する旨を知事に進達したものでありまして、3月16日付で決定通知書を受領しましたので、この土地の買い取り価格を決定するため、不動産鑑定業務を委託したものであります。

その後、買い取り価格を決定いたしまして交渉を行った結果、協議が整いましたが、その時点において登記簿に第三者の権利が設定されておりましたので、土地所有者に対しましては、所有権以外のすべての権利が抹消されなければ契約することはできないということを申し伝えたものでございます。

その後、ご本人から直接、抹消ができることとなったとの連絡がありましたので、その事実関係につきまして担当する司法書士から確認をいたしまして、5月15日付で土地売買契約を締結したものでございます。

その後の5月25日に法務局におきまして、所有権以外の権利がすべて抹消されていること

が確認できましたので、同日付で所有権移転登記を嘱託いたしまして、登記完了後の5月29日に土地所有者の指定口座に土地代金を振り込んだものでございます。

3点目の土地価格等についてお答えいたします。

先ほども申し上げておりますが、県からの決定通知を受けまして、その後に不動産鑑定業務を委託しまして、この鑑定評価額に基づきまして土地の買い取り価格を決定したものでございます。土地は、旭市鎌数字袋下3827番2、宅地、469.17平方メートルほか3筆でありまして、合計面積は1,058.90平方メートルでございます。売買代金は2,054万円でありまして、1平方メートル当たりの単価は1万9,400円となっております。

なお、ご質問の中で予算の時期等についてご質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

先ほどの滑川議員へのご答弁でも申し上げておりますが、この予算については、昨年9月定例会において補正予算を計上して、議会のご承認をいただいているものであります。

なお、土地の先行取得につきましては、先ほども申し上げましたが、5月25日に市の土地開発基金により先行取得を行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは私のほうからは、飯岡中学校の移転の関係で、まず、1点目の移転の事由でございます。

移転の事由でございますけれども、飯岡中学校の現状でございますが、校舎と運動場の間に、学校敷を東西に分断する形で市道が通っております。道路を横断中に交通事故に遭うなど、生徒の活動時には大変危険を伴っております。また、災害時の避難場所に指定されておりますが、市の津波ハザードマップにありますように、学校の敷地はほぼ全体が50センチメートル以内の津波区域に入っており、特に校舎のある東側敷地は市道より1メートル以上低地となっているため、非常に危険度の高い場所となっております。

このようなことから、旧飯岡町におきましても、その解消をすべく、学校の移転そのものも手段の一つとして議論に上げられたこともあったようでございます。したがいまして、これらの問題を解消するためには移転改築が最良であるものと考えます。

続きまして、2点目の旧飯岡町からの経過についてでございます。

旧飯岡町では、平成15年度に基本設計、平成17年度に実施設計を終了しております。

なお、この間、千葉県教育庁から、平成16年4月に平成17年度建築の計画について、及び

平成17年4月及び6月に平成18年度の建築の計画についてと事業要望調査がございましたが、いずれにも該当なしとして報告をした後に新市へと引き継がれるとともに、合併後策定の前期基本計画に位置づけをしたところでございます。

続きまして、4番の少子化を見据えた校舎等の建設についてお答え申し上げます。

小学校、中学校の設置につきましては、それぞれ児童・生徒数を基本とした最低基準が、国の省令により次のように定められております。

小学校、中学校とも1学級40人以下とすること。校舎には教室、図書室、保健室及び職員室等を備えること。また、必要に応じ特別支援教室を設けること。その他の施設として運動場及び体育館を備えることとされております。一方で、国の補助等を受け改築の場合には、国の運用細目により、学級数に応じた特別教室、多目的教室、少人数教室及び普通教室の総面積が定められております。この総面積が補助対象となります。

以上のことから、校舎等を建設する際には、申請年度における当該学校の現有児童・生徒数を基準にその面積を算定することとなっております。したがって、現在、改築予定の矢指小学校並びに飯岡中学校におきましても、現行の児童・生徒数を基本といたしまして、適正な学級数及び面積を確保して計画を進めていくところでございます。

なお、空き教室がどれだけあるかというお尋ねがございましたけれども、学校等をお聞きしましたところ、現在のところ空き教室という部屋はないというお答えをちょうだいしてございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、各学校の児童・生徒数の現状と将来予測についてお尋ねがございましたので、お答え申し上げたいと存じます。

高橋議員からは、中学校1年生から3年生まで、その後3年区切りでの児童・生徒数というふうに解釈をさせていただいて、まずお答えを申し上げたいと存じます。

現在の中学校1年生から3年生までの生徒数でございますが、1,980名でございます。小学校4年生から6年生までは1,953名でございます。これは15校を足したものでございます。小学校15校の合計1,953名。小学校1年生から3年生までは1,852名でございます。次からの数字につきましては、住民基本台帳のものを基にお答えをさせていただきたいと存じます。いわゆる就学前の3歳以上の年齢になりますでしょうか、これが1,772名、ゼロ歳児から3歳までのその次の3年間の区切りは1,655名となっております。

なお、飯岡の現状についてのお尋ねもございましたので、お答え申し上げたいと存じます。同じように3年区切りで申し上げたいと存じます。

現在の飯岡中学校の生徒数は317名、その次、小学校4年生から6年生までの三川小学校と飯岡小学校の児童数294名、1年生から3年生までの三川小学校、飯岡小学校の児童数が262名、続いて、4歳から6歳までの三川・飯岡地区の住民基本台帳による子どもの数でございますが、225名、ゼロ歳児から3歳までの区切りで申し上げますと227名となっております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、4番目の職員の長期休暇に対する現状と対策ということでございます。これは午前中の林議員の質問と答えが重なりますけれども、ご了承願いたいと思います。

長期休暇者の現状でございますけれども、平成22年1月1日現在で3か月以上の長期休暇者でございますけれども、これは全体で26人、このうち産休と育休ですが、この方は19人、残りの7人の方が病気休暇というところでございます。

対策ということでございますけれども、これは今までの取り組みを申し上げさせていただきたいと思います。合併後には産業医というものを2名委嘱いたしまして、この2名のお医者さんにも入っていただいた衛生委員会というものを立ち上げてございます。こういった中で、職員全体に対する取り組み、あるいは部分的な取り組みということで申し上げさせていただきたいと思います。

まず、これも先ほど申し上げたんですけれども、時間外勤務が相当数を超える職員、こういったものに対しては、産業医の方による指導、相談というものを実施いたしております。また、長期療養から復帰する場合に、その復帰する際の職場復帰訓練制度と、いわゆるならし出勤制度、こういったものも適用いたしております。また、全職員になりますけれども、心の病を防ぐためのセルフケアに係る参考図書、図書といいますかパンフレットですね、そういったものを配布いたしております。それから、定期の健康診断の実施、あるいは心身のリフレッシュのために、毎週水曜日というのをノー残業デーということで、一応これは全員にメール等で周知をいたしております。それから、心の健康管理のための管理職を対象としたメンタルヘルス研修、こういったものにも取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、まず、財政の問題についてお尋ねします。

先ほど市長は、22年には健全財政になるというようなお話でありましたが、しかし、この臨時財政対策債、21年11億8,000万円であったものが22年17億6,700万円、1年間で5億8,000万円も、率にして約5割増えちゃうわけですね。この臨時財政対策債というのは、結局、交付税が国で地方行政に払えないから、早い話、簡単に言いますと、親が子どもに仕送りできないと、足りない分は、おまえ、自分の名前で借りておくよと、あとは親が毎年少しずつ払ってやるからと、そういう仕組みのものなんですよ。

そんな中で、今の日本の国の経済、それから財政を含めた中で、来年はさらにこの臨時財政対策債が増える中で、果たして本来に来年健全化になるのか、私は全く疑問だと思うんですよ。

それと同時に、この臨時財政対策債は何の担保もないわけですね。

それと同時に、また、来年は、一括交付税ですか、こういう方式になるという中で、旭市の財政、建物を建てる、それからこの臨時財政対策債が増えたら、ますますやりようがなくなってしまうと思うんです。その辺、どういうふうに考えているのか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） ご質問の中で、特に臨時財政対策債について言及がございました。国の財政、本当に厳しいというのは周知の事実でございます、これを否定するつもりもありません。確かに将来的に本当に交付税に算入されて、返ってくる保証があるのかどうかといったところが問題になろうかと思えます。

ご存じのように、この臨時財政対策債なんですけれども、平成13年度から、地方に配分する地方交付税が不足した場合に、その不足分について国と地方が折半して対応することになって、地方分については個々の自治体が特例的な地方債ということで発行することができます。これについては、後年度で100%交付税算入させて国のほうが面倒見ますと。そういうことで、国のほうでは実質的な地方交付税というような呼び方をしておるところでございます。

この全額後年度地方交付税で補てんするということの保証なんですけれども、これについても地方財政法の中で規定されておりますので、国の保証があるものというふうに現時点でうちのほうは考えておるところでございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 結局、これが全額例えば補てんされても、国の交付税のパイというのは年々小さくなっちゃうわけですよ、今の現状では。例えば幾ら景気が回復しても、今の税制の中では、7年間は税制の中で税金の相殺制度があるわけですね。そうすれば、国は全然収入が増えない。増えない中で交付税を出すとなれば、結局、市の借金はなおさらかさむわけですよ。そうしましたら今度はそのしわ寄せはどこへいくかといいますと、千葉は既に財政が厳しくなって職員給与を減らしたと。そこまでいかざるを得ないと思うんですよ。それで、なおかつそれは市民に負担がかかる。

そのためには、この臨時財政対策債をいかに減らすか。そのためにはいかに歳出を減らすかなんですが、その辺はどういうふうに思うのか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 臨時財政対策債を減らすということでございますけれども、現実にも、各地方公共団体、この臨時財政対策債については、地方交付税の身代わりということでそれぞれ数字が示されております。こういう中で、じゃ、ちなみに、今21年度ですけれども、20年度の決算を見た中で、例えば借りなかったところってあるのかなと思って確認をしたところ、やはり成田市、浦安市、この辺は非常に財政が豊かです。それこそ1.5、1.7というような財政力指数のあるところ、そういうところは確かに借りておりません。しかし、市川市でも20億円、船橋市は38億円程度の臨時財政対策債の数字が示されまして、その満額を借りている。当然、我孫子市、富津市、松戸市、そういったところもすべて満額を借りているという状況の中で、旭市が借りないでいけるかというのは、非常に厳しいところだと思います。

当然、有利な起債にすべて特化していく、いわゆる一般公共を逆に減らしていくとか、そういうことは十分考えていく必要があると思いますけれども、どちらが有利かということで取捨選択した中で有利な財源に求めていくということであれば、臨時財政対策債というのは、今のところどうしても必要になってしまうのではないのかなと、そのように考えております。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そうすれば、有利な財源、結局、これ100%補てんされますから、それなら、じゃ、なるべく普通債ですか、借りないでこの中でやっていく。これが一番理想じゃないんですか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

- 財政課長（加瀬正彦） 確かに今、平成22年度の予算をお示したところでございます。その中で実際に臨時財政対策債17億6,700万円、これを盛り込んでございます。じゃ、それを除いた起債をどうするのかということで、実際には27億5,980万円、これがやはり交付税算入の多く見込める合併特例債でございます。この率は、一般事業の中での割合を申し上げますと、92.7%という形でございます。ですので、極力もう交付税算入のない起債は借りないで、できれば、その次に有利なものは合併特例債であるということで、そのところを特化して借りているということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

- 議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

- 20番（高橋利彦） 次に、中央病院についてお尋ねしますが、答弁いただいた中で、いや、昔から見たらだいぶ内容がよくなったなと私は思うわけですよ。それは二・三年前は、いつの間にか自己資金がなくなっちゃった感じなんですね。ただ、そういう中で、結局、一時借入金ですか、従来、たしか10億円だったものが、去年は50億円ですか、また今年も百何十億円ということになっているんですが、この一時借入金、行政の場合であれば年度内に処理するというところでございますが、公営企業の一時借入金というのは処理の方法が違うわけですね。

こういうことになるわけです。年度内の繰り入れをもってしなければならない。しかし、公営企業については年度を越えて借り替えることができるようになっており、財政が悪化した公営企業では一時借入金の依存が高まり、その返済に迫られ、財政をさらに悪化させるということになると。そういう中で、一時借入金を中央病院はしているわけなんです、本体のほうの市として、この一時借入金をぴしっと検査といいますか、確認したことはあるんですか、どういうふうに使われているか。

その辺と、それから市長、先ほど答弁漏れがあったわけですが、それは私が、民営論者であったものがなぜ公設論者になったかと、それがちょっと漏れていましたので、その辺をお願いします。

- 議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

- 市長（明智忠直） 11月議会、第3回定例会でも、議員からそんな話がありました。民営論者であった者が何で公設公営論者になるのかというような話がありましたけれども、議員ご

承知のとおり、一昨年(2016)の12月議会ですか、この旭中央病院の改革プランを去年(2017)の3月までに
出さなければならないというような、市長のほうから提案がありまして、そのときに改革検
討委員会を作るというような話が出ました。一昨年の5月ごろですか。そのときにちょうど
議長をやっておりまして、議会を全然関係なく検討委員会がどちらかの方向へいっちゃった
ら困るというようなことで、議長と公営企業常任委員長をその検討委員会に加えたわけであ
りまして、最初から公設民営論者だということではなくそこへ参加したわけでありまして、
公設民営の方向が検討されたということは確かでありますけれども、私はその中で何回か、
きちっとその検討委員会の中で発言をしております。議会を関係なくここで幾ら検討しても、
最終的には議会の議決だから、そのところを十分認識してくださいというようなことはき
ちっと言っておるわけでありまして、議事録にもそれは恐らく出ていると思います。

そういうことでありますが、今、民営化というようなことでありますけれども、私は一切、
民営のほうがいいと自分で言ったことはありません。そんな中で、公設公営というような
ことで今、再整備ができ上がりつつある中で、黒字経営が56年間、今後も黒字でやっていこう
というような事業管理者の熱い胸の内を聞きまして、もう本当に黒字でいけるんだと、そん
なような私も感じを持っている中で、今この時期に公設民営にしていかなければならない理
由はないというような思いで、そういったことで公設公営でいきますというようなことで申
し上げたものでありますので、よろしくお願いします。

○議長(林 一哉) 病院経理課長。

○病院経理課長(鈴木清武) 先ほど議員から一時借入れについてということで質問があり
ました。一時借入れにつきましては、21年度予算では予算書のほうに約50億円という枠取
りをしてあります。ただし、先般でもちょっと説明しましたが、21年度については一時借り
入れをしなくても支払いができるようになりましたということでお答えしてあります。

ふだん何も無い年でも、一時借入れの枠としては約10億円程度を病院の場合には予算書
のほうに計上させていただいています。さらに、22年度については再整備事業の本館の建物
自体の最終年度ということで、起債の借入れを135億円予定しています。そういった中で、
まず22年度の手付け、工事の前払金ですが、これが30%の支払い、それから中間での出来高
による支払い、最終年度の支払いという中でのその一時借入れの枠として、今年度22年度
は135億円を予算書のほうに計上させていただいています。

これについては、ほとんどがこの起債の借入れをもって返済をする予定であります。先
ほど議員から繰り越し云々という、期を越えてという話がありました。これについては、県

からの補助金というのが約31億円ございます。これは一応22年度の中で最終的にはもらえる部分があります。そういったものが、22年度、予算書のほうに約20億円ぐらい入れてありますけれども、これは会計の、要は出納閉鎖という形で、県の場合に22年度ではちゃんといただけるんですが、実際のお金の支払いは、出納閉鎖の関係で翌年の5月になりますというふうな形で、約2か月ほど実際にいただく時期がずれるというケースもあります。こういったものは、一時借りで、返済原資としては県からの補助金で返済できるということになります。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 市のほうで一時借入れ等の確認をどのようにしているかということでございますけれども、今お答えしたとおり、借入れは今までなかったと。あと月々の業務の状況につきましては、当然、監査資料、監査を受けております。その中で財政課にもその合い議が回ってきておるものでございます。報告を受けているということでございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 先ほど出納閉鎖が3月という話でありましたね。

（「5月です」の声あり）

○20番（高橋利彦） 5月ですか。それならいいですよ。ちょっと私、3月と聞こえたものでね。

それから、やはりこれだけの中央病院の300億円の予算ですね、それからまたそれに加えて今度は一時借入れ百三十何億円ですか、これだけの事業をやっているところに本体から誰も入らない自体が、私はおかしいと思うんです。どこの企業だって、子会社へは必ず本社から行くんですよ。

それからもう一つ、先ほど市長が、私は民営論者じゃなかったということでございますが、議事録を見た関係では議長は、まさに民営論者の一番の先頭を切っていたと私は思うんですよ。そういうのは今さらいいですけどもね。

そういう中で、市から病院への職員の配置、これはどういうふうに市長は考えているのか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 11月議会ですか、議員からそういう同じような発言がありました。旭中

央病院は大きな経営体ということの中で、市の職員にとっても、大変、両方市の職員なのか、役所の職員にとっても勉強することは必要なのかなというようなことで、交流を始めようというようなことで、22年度から交流をするということにしております。取りあえずは今1人の交流ということでありますけれども、徐々にそういった部分で方向性をつけていきたいと、そんなように思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、次に農業問題についてであります。市長は、利用集積を図る、トップセールス、担い手農業云々ということでありましたが、私が就労の場ということをお答えいただきませんが、結局、利用集積をする、それから担い手育成となると、一部に農地が集積してしまう。そうした場合に、なおさら農業をやる人が少なくなっちゃうと思うんですよ。そんな中でまた、今、基盤整備していますが、結局、基盤整備しても、じゃ、何を作るかといっても、これというものが無いわけですね。やっぱりみんな今、旭の農業者も高齢化していますから、もう重量野菜はつくれないわけですよ。それと同時にまた、幾ら暗渠排水しても、例えばこの上のほうで裏作に野菜作ろうと、全然駄目なんですよ。米以外作れないのが現状なんですね。

そしてまた、農業を守るという中で、基盤整備した中へ何で非農用地を造るのか、あえて。優良農地を造ろうということなんですよ。全く逆行しているんですが、その辺、答弁いただきます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今、議員からお話がありました、土地整備事業をやってそこへ集積をしたら、余計雇用どころではないというような部分ができてくるんじゃないかというような話がありましたけれども、最近、いろんな講演会やら集会やら出て感づいたことでありますけれども、21世紀といいましょうか、これから雇用創出の機会は、やはり農業、環境、福祉、そのところが雇用創出をしていかなければ日本の経済も成り立っていかないのかなと、そんなように改めて感じているところでありまして、行政が農業に対してどこまで支援をして、どこまで踏み込んで支援をできるのかというような部分は、非常に難しい部分があります。集会、講演会でちょっと思ったことは、やはり農業者自身が旭市の農業の中でもっともっと農園自体を大きくしていただいて、そこへいろんな交流人口を吸収できるような農園産業を、

そしてまた、花でもいい、野菜でもいい、総合的な農園をつくってそこへ雇用できるような、そんなことも旭市の農業者の中で出てほしいなと、そんなような思いで、そのためには相談相手になりますし、支援もしていかなければと、そんなようにも今考えているところであります。

どこまでその応援できるのかという部分は、先ほど飼料用米、あるいは「園芸王国ちば」、あるいはまた基盤整備に対しても10%、5%補助をしておりますし、行政としては、最大限、旭市は基幹産業は農業ということでありますので、そしてまた、道の駅やら都市部でのPR事業、そういったものをこれからどんどんやっていきまして、旭市の農産物、旭市の産出物に対しまして全国的に知っていただく、PRをしていきたいと、そんなような思いで今農政に取り組もうとしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

(発言する人あり)

○議長(林 一哉) 農水産課長。

○農水産課長(林 清明) 基盤整備事業につきましては、国の農地政策の中で、農業の多面的な機能、例えば国土保全ですとか防災の役割も果たしているという中で、非農用地を計画的に創設しまして、例えば、今回、萬力で言えば、地域の活性化、雇用創出ですとかそういったものにも生かしていきたいという中で計画されている、そのように考えております。

○議長(林 一哉) 市長。

○市長(明智忠直) なぜ非農用地を集積するのかというような質問だと思いますけれども、やはり萬力 期、飯岡西部、この2地区、何十年來の思いがあります。耕地整備につきましたの思い、そういった部分は私も聞いておりまして、その地帯が、基盤整備事業、土地改良事業が本当に進んでほしいなというような思いは今も持っているわけでありまして、そういった部分の中で、少しでも地権者に有利なものがないかというようなことで、行政は応援して支援をしたものと思っております。それがまたいろんな部分で農産物の自給率の問題とかいろんな部分で問題があるのかもしれませんが、これから農業をやる人にとって、やはり基盤整備をやっていない農業には誰も就農しないと、そんなような思いの中で行政が支援をしたと、そんなように思って解釈をしているところであります。よろしくお願いします。

○議長(林 一哉) 高橋利彦議員。

○20番(高橋利彦) しかし、せっかく優良農地を造る、また今、国も自給率向上の中で、農振の見直しはかなり厳しくしているわけですね。それなのにあえて、結局、先ほど答弁で

ありましたけれども、その基盤整備地区の受益者負担を減らすということなんですが、それなら逆に、例えば萬力なら萬力3町歩をその地区の農家に売って、それでその差額を市で出してやってもいいと思うんですよ。やはり旭市は農業を基盤としているわけですから、ほかでは1億円くらいすぐ使っちゃうでしょう。例えば旭市は、どこですか、萬力ですか、3町歩、例えばそれが500万円で売れたって1億5,000万円でしょう。3町歩、あそこが今度は150万円くらいですか。例えば150万円にしたら、約5,000万円。1億円出してやる、それがやはり旭市は農業が基幹産業だと言われる一番の要因であると思うんですが、その辺、どう思いますか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 負担の軽減という制約のある中で、市長が申し上げましたように、どうやって軽減していくかというようなことで考えられたのが非農用地ということは、まず第1の理由ですが、そのほかには、先ほど私が申し上げましたとおり、国の中でも、農村アメニティですとか地域の活性化をどのように図っていくのかというところで、その新たな雇用の創出等を作るためにはこういった手法もあるということで、国も重要視している部分だと、そのように考えております。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 果たして、じゃ、あれをあそこへ造って、どういう施設を作るかわかりませんが、本当にそれだけの雇用の創出を図れるんですか。具体的にお持ちなんですか。持っていてそれを言われるならいいですよ。何もなくてただ役人が作った作文じゃ、これは何にもならないわけですよ。それと同時に、やはりこれをやろうとなったら、結局、予算はぼちぼち少しずつ使うんじゃないく、一気にかけてやる。それがやはり政治だと思うんですよ。そんな中で道筋を作ってやる。どう思いますかね。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 必ず来るのかと言われると返事のしにくいところではありますが、計画を進める前提としては、あの地域に小売業を始めたいという声もあったということも聞いておりますし、今現在、土地改良区ですとか地区の役員のところには何件か問い合わせもあるということですので、所期の目的のとおり、雇用促進施設が建つものというふうに考えますし、また自分たちもその方向に向かって努力していきたい、そんなふうに考えて

おります。

- 議長（林 一哉） 一般質問は途中ですが、4時まで休憩いたします。

休憩 午後 3時46分

再開 午後 4時 0分

- 議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋利彦議員の一般質問を行います。

高橋利彦議員。

- 20番（高橋利彦） では、袋公園の県道からの進入路の問題についてお尋ねしますが、普通、市は、必要とあればもう地権者に無断で断りなく線引きするわけですね。それが1期、2期でなぜやらなかったのか。最初から線引きをしておけばまた補助金の対象にもなったんじゃないかと思うんですが、その辺、お尋ねします。

- 議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

- 都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

最初から計画すればよかったんじゃないのかというご質問であります。袋公園というのは、現在の整備区域、平成22年度まででございますけれども、今のが第2期というふうに承知しております。袋公園は、東溜と西溜の中通りから西側にかけて第1期、第2期と現状まで計画を広げていったものでありまして、当初、西側からというのは全く想定がされていなかったというのは、計画といえば計画ということがございますので、最初から西側を含めて計画をしていたとすればもうちょっと違う計画になったかもしれませんが、現状の計画では、そういう、順次東側から西側に計画を広げていったという状況でございます。

以上です。

- 議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

- 20番（高橋利彦） ですから、1期、2期で既にもう公園計画がきちっとできたわけですね。そのときになぜ線引きをしなかったのか。変える変えないは別ですよ。市はそうでしょう、道路を造るときだって地権者に全然断りなく線を引いちゃうでしょう。それから買収に入るわけですよ。ですから、それをなぜやらなかったのか。ですから、これは全く必要のな

かったもの。それをどういう力学が働いたか知りませんが、そこで買収になったんじゃないかと私は思うんですが、いかがですか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 現在の事業認可の区域につきましては、平成13年度に第2回目の計画変更を行っておりまして、その際に、今のお話のような状況の中で、西側からの入口を含めて検討がなされなかったということが今の事実でありまして、また、その今お話がありましたけれども、土地所有者の権利を無視して一方的に都市計画の区域を定めるということは基本的にはできないということでありまして、一定の都市計画の説明会、公聴会等を経まして都市計画決定という手続きがありますので、一方的にはできないというふうに理解しております。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そういう答弁であればいいですけどもね。ただ、私が見たところでは、何でももう地権者に関係なく線引きしているのは私の見た目なんです。

それでは次に、2番目の問題ですが、買い取りの申し出があったから買ったということでございますが、たしか申し出制度がありますね。これにつきましては、土地譲渡の制限期間というのがありまして、申し出を行った日から3週間はほかの者に譲り渡してはならない。また、協議期間中の3週間内にもほかの者に譲り渡してはならないという中で、申し出した日に売買の仮登記、契約してあるわけですね。これは全くこの条例に違反するわけですよ。それをなぜ行ったのか。これは条例とか、例えば土地開発公社ですか、あそこの定款がありますが、早い話が、国であつたら憲法と同じです。それをなぜやったのか、まずお尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

仮登記が設定されたというご質問だと思いますけれども、先ほどの滑川議員のところでもお答えしておりますが、土地につきましては第1に所有権というのが最優先されるわけでありまして、私どもとしては、第1の土地所有者であります、今の土地を求めました土地の相手方、こちらと交渉しているわけでありまして、仮登記等、あるいは抵当権等につきまして

は市のほうで関与する立場にはございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 抵当権であつたらやむを得ないと思いますよ。しかしながら、仮登記というのは、もう既に売りますよと書類上で契約することなんです。ですから、もう既に売るという意思表示をしたわけですね。そういう意思表示をした土地であるにもかかわらず、なぜこれに反して買ったかということです。これではまるっきり条例とか何とかを無視しているわけです。法律違反なんです。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

私どものほうとしては、仮登記についてが所有権移転登記とはみなしておりません。基本的にはあくまでも売買の予約という形の仮登記だと承知しておりますけれども、基本的には、その第1の土地所有者があくまでも土地所有者でありまして、第1の所有権の欄が変わるのであれば、これは議員のおっしゃることはあるかと思いますが、第2順位者でございますので、私どもとしては、それらと同じように所有権以外の権利というふうにしてとらえております。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それはちょっと詭弁なんです。普通、たしかそれは双方が権利を持っていますよ。持っていますけれども、その持っている中で、買い人はだいたい、所有者、仮登記権者、またそこに抵当がつけば、3者集めてこれをやるのが本当なんです。それで、仮登記というのは抵当権よりもっと強いわけなんです。抵当権であれば、例えばその借金を裁判所でも供託すればそれで終わると。仮登記の場合は、これはそうはいかないんですよ。それは全く詭弁なんです、課長。

その辺、市長はどう思いますか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

（「市長に答弁を求めているんです」の声あり）

○都市整備課長（伊藤恒男） 失礼しました。

○議長（林 一哉） 市長。

○市長（明智忠直） 法律の問題ということでありまして、私も7月31日に就任したということで、その以前の問題ということもありまして、詳しくその状況についてその当時は把握していなかったということもあります。今、都市整備課の課長のほうから聞きまして、間違いなくやっているというようなことを聞いておりますので、それだけご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 次に、取得価格についてお尋ねします。

この価格は先ほど答弁いただきましたが、結局、5月に売買して、なぜ6月に補正を組めなかったのか。これは、私も6月はいましたよ。そんな中で9月に組んだということは、むしろ故意にやった。それと同時に、9月に組むということは、これは職務怠慢なんですね。

それから、鑑定したということですが、9月の補正予算を見ますと土地の代金しかないんですよ。いつ鑑定したか、その鑑定料はいつの時点で補正を組んだのか、その辺、まずお尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

土地の取得の期日が5月の末でございまして、6月定例会には予算等について間に合わなかったと。ですから、先ほど申し上げましたように、市の土地開発基金条例を活用いたしまして先行取得を行ったというものであります。

それから、お尋ねの鑑定料について補正にないというお話ですが、私も昨年4月に引き継ぎを受けたわけでありまして、それまでには、先ほど申し上げておりますが、3月の末に、24日でしたか、不動産鑑定業務を委託しておりますので、当該業務委託料につきましては20年度予算で執行されたと、このように思っております。

以上です。

（「何月の補正」の声あり）

○都市整備課長（伊藤恒男） 委託料ですか。

（「委託料」の声あり）

○都市整備課長（伊藤恒男） 補正ではなくて現計予算の中で支払ったというふうに聞いております。20年度の現計予算です。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） もう一度。

○都市整備課長（伊藤恒男） 20年というのが、そこに3月と4月の分かれ目が年度でございます。これはご案内のとおりだと思います。先ほど来ご答弁申し上げておりますのは、申し出から決定、それから不動産鑑定委託に至るまでは20年度の予算でありまして、取得をしたのは21年度の予算ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そんなばかな話はないでしょう。21年3月に売りたいと相手が来たものを20年の予算で何で組むんですか。全然相手が売る意思を示していないでしょう。そんなばかな、普通、予算はないでしょう、誰が聞いたって。普通だったら、売る意思があって来てから鑑定したならいいですよ。それを全然そういう売るか売らないか分からない、それなのに、買えるか買えないか分からない、それがその鑑定をするんですかね。市は、そういう、今までもほかでも事務等をやるんですか。副市長、どうですか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（増田雅男） それでは、鑑定の委託料の件でございます。

先ほど来、担当課長のほうが答弁しておりますように、3月12日に本人のほうから買い取りの申出書が提出された。それで県のほうへ市のほうから進達して、3月16日付で千葉県より決定通知が交付されたということです。20年度のまだ3月31日まで執行できますので、20年度の現計予算の中で鑑定を委託したと、こういうことでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 私は、その辺、ちょっと全く意味不明なんです。ただ、この土地の取引については、もう20年の夏過ぎに話があったということです。総務課長、総務課長もこの話は聞いているでしょう。私も風評でこれを聞いています。総務課長、それからおやめになった島田課長、それから当時の総務課長ですか、この辺はもう20年の夏過ぎにこの話はあったと、それが延び延びになって、それで最後は、よく私は分かりませんが、何か天の声とか何とか、それで決まったという話は聞いた。まあいいですよ、もうそれ以上話してもしょうがないので。

次に、飯岡中学校の移転問題について、初めに移転の事由についてであります。この飯岡中学校の三川整理地区へはもう移転ありきなわけなんです。そんな中で、先ほど市長は

木内議員の答弁に対して、滝郷診療所を移転したときにさらに未利用地が増えるので、しかも未利用地が多い中でということ答弁しているわけですね。そういう中で、未利用地が増えるのを承知の上で三川の整理地区へ移転計画したわけですね。これでは市長の言うこととやることが全く逆じゃないんですか。その未利用地が増えるのを承知の上なら、三川地区へ移転は絶対できないわけですよ。

それと同時に、たしか旭市は未利用地はありますよ。未利用地があった中に、さらに、結局、飯岡中学校の用地が増えちゃうでしょう。それと同時に、私には目につかない、土地開発公社には、定款に違反した塩漬けの土地がいっぱいあるわけですよ。

私が思うのには、あえて飯岡中学校を三川へ移転する必要があるのか。移転するとなれば、先ほどは耐震とか、それから津波とか云々言っていましたけれども、現状地との中で、現状地に建てると三川へ建てる、どういう検討をしたのか。それで津波云々ということになれば、今度は学校の建物だって違うわけですね。津波対策となれば、3階建て以上のものを建てる、これは階段も外階段を作ったり、いろいろと今度は現状の建築よりコストがかかっちゃうわけですよ。そういう中でどういうふうに考えているのか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

先ほどの答弁の中で津波のお話もさせていただきましたけれども、現在の飯岡中学校のところで先ほどのお答えをさせていただきます。今回、現在、飯岡支所の西側に当たるところを予定しておりますけれども、そこであれば津波の現在は心配はないとされているところになると考えております。

以上でございます。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 市長。

○市長（明智忠直） 未利用地の問題は、これから22年度から作る第2次行政改革アクションプランの中で慎重に検討していかなければならないことでありますし、処分はしていかなければならないと私も思っております。

ただ、この計画は、いろんな部分で考えた上の結果というようなことで聞いておりまして、これももう19年度、20年ころからの計画ということもありまして、いろんな条件を備えながら、考えながら、この土地がいいのではないかという結論が出たというように聞いておりま

すので、そういうように理解をしております。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そういうことで三川へ建てるという話なんです、しかしながら、例えば三川へやるのはいいですよ、三川の整理地区。そうなった場合、今度は、その周りは農地ですね。そうしたら、農薬を使ったり何だりして、子どもの健康にもいろいろな問題が出ると思うんですよ。

それとあとは、今の現在地で交通安全云々という、今までどれだけ事故があったのか。それとともに、ですから、現在地に建てれば、まだ既存の建物で使えるのもあるわけですよ。しかし移転となれば、例えば海上の中学校のように、せっかく使えるものを使えなくしちゃうわけですね。ただ、結局、担当の方々、おれのときにあそこの中学校を造ったじゃなく、やはり、税金を使うんですから、その辺はぴちっと検討した上でやるのが当然だと思うんですが、どういう検討をしたのかお尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

海上中学校もそうでございますけれども、周囲に農地もございます。農薬というような話がございましたが、その辺は、現在、海上中学校もそういったことで問題になっているとは聞いておりませんので、その辺については、まだその農家の皆さん等にお話をしたりとかそういったことはしてございませんけれども、安全ではないのかなということで承知しております。

それと、市道が東西を分けて走っているということから交通の事故等に心配であるということは、当然として、常時東西を子どもが行ったり来たりしているわけで、専用の地下道路もないし上の道路もないということから、これは必然的にそのように考えるのが当然なのかなということで考えております。それと津波の状況だとか、あるいは潮の問題だとか、そういったものをいろいろ勘案して、現在のちょうど飯岡と三川地区の間になるんですかね、境目のいわゆる創設される非農用地へ移行と、そういった計画を立てたところでございます。

（「コストの計算はしなかったんですか」の声あり）

○議長（林 一哉） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） コストでございますけれども、先ほど滑川議員にもお話ししましたけれども、現在、今まで何校かそういった改築をしてございまして、そういったものを参考

に、現在は計算はしています。それが結果として幾らになるのかということはまた別でござい
ますけれども、今までの事例を参考に、予想といいますか、概算ははじいておると、そう
いうことでございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それからあと、結局、この三川の整理ですか、採択された後に今度は
本同意を取りつけるわけですね。本同意を取りつけるわけでしょう。取りつけないですか。
取りつけるわけでしょう。

そうなったときに、結局、その学校建設の土地に当たる人が、例えば、おれはもう学校建
設が決まったんだ、高く売れるんだから入って整理しないよと言われた場合は、どういうふ
うにするんですかね。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 事前に仮同意をとった中で計画が公告、縦覧され、その計画をも
って本申請をするわけですから、これから本同意をとっていただくんですが、その時点で反
対はないというふうに今考えております。

（「反対のあった場合」の声あり）

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（林 清明） ですから、反対はないと考えております。

○議長（林 一哉） じゃ、高橋利彦議員、次へ移ってください。

○20番（高橋利彦） 次に、学校建設、2番目の飯岡町からの建設計画の問題でございま
すが、飯岡町の当時に建設のための設計が進んでいたわけですね。そういう中でまた設計を
作るということは、税金の無駄遣いじゃないんですか。その辺、どう思いますか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたけれども、いわゆる15年度に基本設計、17年度に実施設計という
ことで、両方合わせますと結構な額になるわけでございますけれども、それが一方で千葉県
等からの要望の調査に対しては、うちの町では来年度、学校を直す計画がございませんよ、
建てる計画がございませんよという答えを17年度、あるいは18年度に向けて同じ返事をして
ございます。そういったことを受けて、その最中といいますか、合併協議会が開かれている

わけでございますけれども、その中の教育部会の学校教育分科会等で、それぞれ1市3町がどういう仕事を今後やっていこうかというたたきをしておりまして、その中で、いわゆる17年度7月の合併でございますから、17年にやっているものはそのまま17年度でやってくださいよと、それぞれ。18年度以降については新市でそれぞれ計画を作りたいという申し合わせができておりまして、そんな中で飯岡中学校も、新市にゆだねられる事業となって合併協議会で決定をされているということで、それを受けて現在の総合計画に位置づけてある。そういったことでございます。

したがって、その飯岡町時代の設計費が無駄であると言えは無駄でありますけれども、それが一方で、建設を、あるいは改築、大規模改修だとかいろいろありますけれども、そういったものの意思はございませんよという、事務上はそうになっているという事実を申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） しかし、せっかくそこまで飯岡町がやって、それで新市に引き継がれなかったということですね、新市の中で計画がなかったということは。それは事務上のミスとか何とか、そういう問題じゃなかったんですかね。

それと同時に、皆さん方は、予算、例えばこの設計、かなりの金額をかけても全然感じないんですよ、それを無にしてもね。例えば自分の金でこれだけの金を捨てるとなったら、どういう感じがしますかね。やはり自分の金を使うような気持ちで事業の執行をしてもらいたいと思いますよ。

次に、3点目の各学校の児童・生徒数の問題でございますが、先ほど答弁いただいたように、この児童・生徒数、入学前はかなり減ることが予想されるわけですね。そういう中で、今回、矢指の小学校ですか、市長になった中で、やはり地元には立派な学校をうちのおじいさんが建てたと言われたいように、建てたいと思うんですが、しかし、市長、ここで見ますと、矢指の学校で、1歳、2歳、何人もいない。複式学級というんですか、その学年では1クラスできなくなっちゃうのができるんですよ。これは矢指だけじゃなくよそにもいっぱいできるわけですよ。

そういう中で学校建設と言われれば、我々もあまり反対はできないんですが、やはりその辺の将来を見越した学校建設、例えば商売している人、農家をやっている人でも、もう5年後にうちでは後継者も百姓をやらないからとなれば、ほとんど投資しない、そのまま例えば

直すとか何とかで使うわけですよ。それと同じで、やはり行政もある程度将来を見越した学校建設が必要じゃないかと思うんですが、その辺は市長はいかがですか。これは学校建設にかかわるんですよ。

○議長（林 一哉） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 高橋議員から指摘がありました、自分の実績で孫らにというような部分、そういった部分の前にこの矢指小学校の改築の問題がありました。私が市長は昨年ですけども、一昨年辺りから矢指小学校の改築の順番といいましょうか、そういった部分は、我々が議員のときに、いつやれるのかなというような部分で検討を加えてまいりました。

その中で、矢指小学校建設検討委員会ということで、全区11区の区長さん方に集ってもらいまして、地元の議員、そしてまた有識者の中で話し合いまして、50年、100年の計の中で、せっかく改築をするんだったら、将来の少子化というよりは、少子化に歯止めをかける、この学校へ来てもらえると、そんなような学校を建てようというような地域の熱い集約があったわけでありまして、そういった部分の中で今回そういった計画になっているわけでありますので、その点をご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 複式学級のお話がありましたので、現在、先ほどお答えした住民基本台帳に絡んでの人数で、矢指小学校の、現在、平成27年度に入学する児童数が41名、その前の年が確かに20名というふうに大変少なくなっておりますが、平成27年度に入学する児童・生徒の中で、複式学級というものを今視野に入れていることはないというふうにお答えを申し上げたいと存じます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員に申し上げます。残りの質問時間はあと6分でございますので、ひとつ簡潔にお願いいたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 私が調べたところでは、これは保育園、それから幼稚園関係を調べたので、学校関係ではちょっと分からないでしょうけれども、かなりそういう複式ができちゃうわけですね。まあそれはいいでしょうけれども、いずれにしても、効率のよい学校建設を進めていただきたいわけですが、そういう中で、少子化を見据えた校舎等の建設の

問題でございますが、先ほど空き教室はないということでございますが、私が調べた中では、小学校で28、それから中学校でも14あるんですね。それで各学校には、それぞれ音楽教室から始まって、もうパソコン教室までいろいろそろっていますけれどもね。いずれにしても、少子化の中で学校を建てる、これはいいことだと思いますが、しかしながら、教育がなくちゃ何もならないと思うんですよ。

昔、干潟町、私は干潟町ですから、萬歳の小学校に工業団地が来るからということで立派な学校を建てたら、やはり会社の幹部は誰も家族でこっちへ引っ越してこないんですね。みんな単身赴任なんですよ。それはやはり教育がないからなんですね。

先ほど市長は、立派な学校をつくって矢指の学校へと言いますけれども、結局、教育がない、つまり、仏作って魂入れず、それが現状なんですよ。ですから、やはり旭市の教育、ぬくぬく子どもを教育するのもいいかもしれませんが、やはり子どもでも何でも同じ、競い合う、そういう教育がこれからは大事じゃないかと思うんです。

そういうことで、私の一般質問はこれで終わります。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

大 塚 祐 司

○議長（林 一哉） 続いて、大塚祐司議員、ご登壇願います。

（ 1 番 大塚祐司 登壇 ）

○1番（大塚祐司） 1番議員、大塚祐司です。22年3月議会において一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。多数の傍聴人にもお越しいいただき、身が引き締まる思いです。若干早目に原稿を読みつつ、通告書の順に従い質問いたします。

まず、旭駅前広場等整備事業についてです。

先日開かれました全員協議会にて提示された資料によりますと、駅前広場に幅3.5メートルの歩道、幅1.5メートルの停車帯、タクシープールがつくられる予定です。また、東側から駅に入る新設予定の一方通行路には、6台の自家用車がとまれる停車帯と144台の自転車の収容が可能となる自転車置き場が新設される予定です。しかしながら、バス停が1台しかなく、他にバス専用の待機場所がありません。まず一つ目の質問は、この待機場所をどのようにするのかということです。

駅に停車するバスは、千葉交通の路線バス、旭市コミュニティバス、中央病院、海上療養所、京友会病院、かんぼの宿の送迎バスがあります。利用者の中には、お年寄り、病気や

障害を持った方が多数いらっしゃる、バスを運行する各団体は利用者に配慮してきました。例えば中央病院や海上寮のバスは、電車が駅に着く前に駅前にバスを待機させて、電車が着くと、おりた乗客がそのままバスに乗り込める態勢にあります。かんぽの宿の送迎バスも、15時20分、旭駅発かんぽの宿行きにつきましては、東京からの特急列車到着に合わせて宿泊客を駅前で待っています。千葉交通、旭市、中央病院、海上寮、かんぽの宿の各バスが旭駅を出発する時刻は同じになることが1日4回、それとは別に出発時刻の差が5分以内のほぼ同一時間帯となることが1日8回あり、バス停以外の待機スペースを確保しなければ、お年寄り、病人、旭市に来てくださっているお客様を真冬の寒い中、あるいは真夏の暑い中、待たせてしまうことになります。

駅へのアクセスは、歩き、自転車、自家用車による送迎、タクシー、バスがありますが、全員協議会にて示された資料では、バス利用者だけが本事業により不利益をこうむる可能性があります。したがって、不利益をこうむる人が出ないように、駅利用者本位の設計の修正が必要だと思います。二つ目の質問は、この点についてです。

次に、滝郷診療所についてです。

滝郷診療所は、旭中央病院より1年早い昭和27年、旧滝郷村に開院し、昭和46年3月、現在の場所に移転しました。開院以来、地域にとっては必要不可欠な診療所であり続け、住民の皆様に信頼されています。

この診療所の話題については、海上地域審議会で毎回のように取り上げられており、海上地域の方々の総意は、診療所の存続であります。しかし、建物の老朽化が進み、木内議員が昨年の3月議会と本議会にて提案されているとおり、早期建て替えが望まれるところです。

質問は二つです。

一つ目は、現在の医師の勤務体制と曜日別受診者数です。

二つ目は、できるだけ速やかに移転新築が可能となる条件についてお聞かせ願います。

最後に、移住政策についてです。

少子・高齢化、人口減の対策として、地方にある自治体は、都市部からの移住及び2地域居住支援を行っています。移住候補地として千葉県は人気が高く、館山市、鴨川市、いすみ市などでは、市役所に担当部署を設置し、官民協働で移住者を誘致しています。東京から比較的近く、気候温暖で農畜産物、魚介類の種類が豊富であり、海があり自然が豊かで、医療施設が多く都市部よりも充実している旭市は、日本一移住に適したまちと言っても過言ではありません。

しかしながら、知名度が低いため、宣伝しなければ移住してもらえません。移住政策は、お試し移住、移住体験ツアーなどの移住関連事業だけでも経済効果が大きいとされているため、積極的に行うべきではないかと考えています。

質問は以上です。以後の質問は自席にて行います。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、旭駅前広場等整備事業に係る２点のご質問についてお答えをさせていただきます。

１点目のバス停以外のバスの待機所についてご回答いたします。

現在、県事業によりまして、平成９年度から駅前広場及び駅前通りの整備を進めているところでありますが、今般、地権者の協力をいただきまして、平成22年度からは本格的に駅前広場の整備を行ってまいります。現在の計画では、先ほど議員のご質問にもありましたが、駅前広場3,000平方メートルのうちに、タクシープールを９台、タクシーの乗降所が３か所、身障者用の送迎用で１台分、路線バス等のバス停は１か所という計画となっております。

現在、広場内に乗り入れておりますバス車両は、千葉交通をはじめ六つの事業所でありまして、バスの大きさはそれぞれ異なっているわけですが、これらをすべて合計いたしますと、１日当たり延べ62台のバス車両が駅前に乗り入れている状況となっております。これらの路線バス等につきましては、ご質問にもありましたように、総じて電車の発着時間を念頭に運行されているケースが多いものでありまして、時間帯によりましては駅前広場がかなり錯綜することが懸念されるところでございます。

このような運行状況からしても、現計画の駅前広場内のバス停が１か所という状況ではとてもさばき切れないということは、ある程度予測されるところでありますので、市としても、事業主体であります県当局をはじめ、県警や所轄の旭警察署と新たなバス停を確保するための計画変更についてこれまで協議を行ってきたものであります。最近における感触といたしましては、関係機関との協議は前向きに進展しているものと考えているところであります。ぜひ実現できるように取り組んでいきたいと、このように思っております。

3,000平方メートルという限られた区域の中でありますので、駅前広場を利用される皆様方が共存をしていただきまして、有効に活用していただきたいと思っているところであります。今後も、関係する事業者をはじめ関係機関と連携を図りながら、駅前線の環境整備に取り組んでまいります。

次に、2点目の駅利用者本位の設計が必要ではないかというご質問ですが、ご質問の趣旨は送迎車両ということを主眼にしてお答えをさせていただきます。

駅利用者の待機場所でございますけれども、現在の計画では、専用の待機場所は計画はされていない状況にあります。朝夕の現状の送迎車両の数を考えますと、待機場所は必要ではないかとは思っておりますが、物理的な問題もございまして、専用の待機場所は設けることができない状況となっております。

計画では、広場内に斜線で区切った区域、通称ゼブラゾーンと言われておりますが、この区域を設けておりますので、一時的な停車は可能でありますし、また、駅前線の本線におきましても、道路の両側に1.5メートルの停車帯を整備いたしますので、こちらも一時的な停車は可能となるものでございます。

また、ご質問にもありましたが、現在、駅東側に整備を進めております通路におきましても、一方通行とはなりますが、何台かの停車帯は設けることとしております。

なお、駅前広場におきましては交通規制が適用されますので、利用される皆様方が基本のルールを守っていただきまして、駅前広場を共存する中で有効に利用していただくことが望まれるものと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） 私からは、滝郷診療所についてのご質問にお答えいたします。

まず、医師の勤務体制でございますが、1週間のうち、主治医であります磯村先生には、月曜日と金曜日の各1日と木曜日の午前中、合わせた2日半の診療をお願いしております。また、その他の日につきましては、旭中央病院から医師を派遣していただきまして、火曜日と水曜日それぞれ午前中と木曜日の午後、合わせて1日半の診療をお願いしているところであります。したがって、1週間当たりの診療日数は正味4日となっております。

次に、曜日別の受診者数でございますが、昨年の4月から今年の1月までの実績を基に、それを月平均に換算して申し上げますと、月曜日が185名、火曜日が49名、水曜日も49名、木曜日が125名、金曜日が242名となり、1か月当たり650名の受診者となっております。

続きまして、早期に移転新築が可能となる条件は何かというご質問ですが、そのためには、移転先をどこにするかという問題をクリアしなければなりません。移転先としましては、今の滝郷診療所の駐車場に建てるということも決して不可能ではございませんし、隣接する保育所の運動場も候補地になるわけです。あるいは新天地を探すという発想もございます。い

ずれにしましても、午前中の市長の答弁にもありましたように、この先、整備のための検討委員会を立ち上げるということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） それでは、私のほうから、移住政策につきまして積極的に旭市でということにつきましてのご質問に対しましてお答えさせていただきます。

都市から地方への移住の推進が新たな地域活性化の手法としまして注目されていることは、うちの課の中でも理解しておるところでございます。人口の減少や、あるいは高齢化、地域経済の衰退等の中で、地方は極めて厳しい状況が続いている一方で、物質的な豊かさ、あるいは経済的な豊かさのみならず、心の豊かさ、生活の質の充実を求める方向へ人々の価値観が変わりつつあると、そういうふう考えております。

移住は、豊かな自然環境や文化、歴史などに恵まれた地方を新天地としまして、心豊かな健康的な生活を望む都市住民等のニーズを満たすとともに、受け入れる側の地方においても、経済的な面を含めまして地域の活性化に結びつくような取り組み、これが重要と考えております。

移住を考える中で、議員のほうからありましたように、幸い、旭市、本市は、食なら何でもそろ、農業、漁業、これが盛んな地域でございます。また、移住の重要なポイントであります地域の安心感、これには旭中央病院があります。温暖な気候と併せまして旭市のよさをPRすることで大きく進展する、そういうふう考えております。

具体的には、来年から始まります定住自立圏構想、この推進の中で、これまで旭市で実施をしてきました交流事業の成果、こういうものを活用しながら、行ってみたい、住んでみたい、住んでよかった、そういう旭市に向けまして、具体的な施策の展開、可能な施策等を検討してまいりたい、そういうふう考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） ご回答ありがとうございました。

順に再質問を行います。

バス停以外のバスの待機場所については、都市整備課長をはじめとするスタッフの方が県や警察等と交渉中ということですので、今後とも引き続きバスの利用者に不利のないようによろしくお願いいたします。

駅利用者本位の設計の修正、これについては、おっしゃるとおり、歩道が広くて車はどうするのかと思っていたのですが、それなりに停車であればスペースが確保されておりますので、これについても質問は終了いたしまして、旭駅前広場等整備事業の質問を終了いたします。

次に、滝郷診療所についてです。

勤務日が多い磯村先生が診療される日に患者の受診者数が多く、地域医療にさらに貢献するために、将来的には常勤医の勤務が必要ではないかというふうに考えていますので、こちらのほうは提案ということでさせていただきます。

また、早期移転に対しては、場所の設定ということが.....

- 議長（林 一哉） 大塚議員、今、提案と言っていますが、答弁はいいですか。
- 1番（大塚祐司） 答弁は、はい、いいです。

次に、滝郷診療所の早期移転の問題についてですけれども、今、場所のことを触れられましたが、私は、むしろ医師の待遇の改善が必要ではないかと考えています。そしてそれを実現するためには、診療所の人件費の配分の見直しと、移転新築に当たって導入する医療機器を必要最低限とする、いわゆる軽装改良とすることが必要だと考えています。

現在、診療所には、磯村先生をはじめとする非常勤医師、非常勤看護師に加え、常勤の看護師1名、事務職員1名が勤務しています。医師と非常勤看護師の人件費の年間総額は約1,270万円、常勤の看護師と事務職員の人件費の年間総額は1,830万円となっています。常勤職員は、給料のほかに職員手当、共済費、負担金補助が支払われ、人件費総額は医師よりも高くなっています。

ここで最大の問題は、滝郷診療所の医師の日当5万6,000円が、平均的な日当に比して低いということです。病院や診療所で働く非常勤医師の賃金の相場は、1時間当たり1万円、半日勤務で4万円、1日勤務で8万円です。多くの医療機関は相場に沿った賃金を支払っており、交通の便が悪い、あるいは忙しい医療機関では相場以上の賃金を、その逆の医療機関では相場以下の賃金を支払っていることがあります。滝郷診療所の医師の日当は相場の7割であり、医師求人欄ではほとんど見かけない賃金です。

したがって、医師確保のため人件費の配分を変えて、まずは医師の日当を相場どおりに支払うことが大切だと思います。そして、いずれは常勤医師に働いていただけるのが理想です。よい常勤医に来ていただければ受診者数が増え、経営もさらに安定します。もちろん、滝郷診療所の評判がよいのは、看護師と事務職員が親切かつ臨機応変な融通のきく対応をしてく

ださっているからでもあり、これまで頑張ってきた職員を大切にしなければなりません。

よって、今後は、ご本人たちの意向を踏まえつつ、転勤や定年退職などを機に非常勤職員の割合を増やし、段階的に医師の賃金を引き上げ、最終的には常勤医に標準的な賃金を支払うことができるようにするとよいのではないかと考えています。さらに、経営が今以上に安定した後に、再び看護師や事務職員を民間の診療所と同等の待遇で常勤として雇用することが望めます。診療所は当直勤務がないため、標準的な賃金を支払い、医師の希望に応じて勤務日の調整や中央病院での研修などを設定すると、必ず医師が来るものと確信します。

また、医師の待遇をよくするためには、軽装開業が必要です。現在診療所に置いてある比較的高価な医療機器は、心電計と超音波検査装置しかなく、エックス線撮影などが必要になれば、磯村クリニックや中央病院で対応しています。移転新築に当たって、基本的には現在保有する医療機器に準じた装備で十分であり、必要なものは、心電計、超音波検査装置、中央病院と共通の電子カルテシステムのみと考えます。軽装開業にすれば、初期費用のみならず維持費用も少なく済み、その分、医師の人件費に充てることができるようになります。

ここで再質問です。人件費配分の見直しによる医師の人件費の適正化は可能でしょうか。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） 賃金の改定のことだと思いますけれども、現在、ご承知のとおり、滝郷診療所は黒字になっております。その辺のところは、余剰金が生まれているのは、やはりこの賃金によるところが非常に大きいということだと思います。

現在、即改善するということはちょっと難しいように思われますが、議員の意見を参考にしながら、この先、検討されるような時期、予算の範囲内で検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 実際、私、磯村先生にお会いしまして、さまざまなこととお話しさせていただきました。磯村先生はこの人件費については何らコメントはされていませんが、もし磯村先生が何らかの事情でおやめになったとき、今の賃金体制では人を探すのに苦労しますので、急にとは申し上げません。ほかの職員のこととも思いやらなければいけないので、段階的に少しずつ人件費の配分を変えていただければと思います。

これで滝郷診療所の質問は終了いたします。

最後に、移住政策についてですけれども、こちらからも提案なんですけれども、旭市に移住していただくに当たって最も大切なことは、旭市にお誘いするということと移住後のサポートです。南房総を中心に3,000件以上の不動産物件を販売してきた東拓建設という会社が、東足洗浜にあさひロングビーチヴィラという分譲地を販売しています。そこにいる社員にどのような場所が人気かと聞いたところ、住めば都、積極的に誘ってくれるところにお客様は行きますとおっしゃっていました。これまで旭市では官も民も、他地域の方が旭市へ移住するように積極的に誘ってきたことはありませんでした。したがって、今後は、旭市へ誘うという行動が大切になってくると思います。

移住政策のもう一つの柱は、移住後のサポートです。移住を行っている自治体や企業の多くは、移住者のサポートをしています。例えば鹿嶋市の大和ハウジングという不動産会社は、東京都市圏の方に鹿嶋市の物件を多数販売していますが、なごみの会という移住者の会を作り、なごみ館という建物を中心に、忘年会、新年会、手打ちそば作り教室、農家の方との野菜作りなど、さまざまなイベント、サークルを設け、移住者が孤立しないよう配慮しています。

車がなくても旭市じゅうからアクセスできるのは、駅前と中央病院です。したがって、駅前商店街の空き店舗を活用して、移住者交流会などのイベントを催し、旭市に行けば楽しいことがあると思われるようになると、さらに移住希望者が増えるものと思います。

移住政策は、何もなしの砂漠のまちを大都市に変貌させるほどの強力な経済効果を持っています。旭市は、移住政策、医療の産業化、農畜産物の高付加価値化により大きく変わる可能性のあるまちだと思います。ぜひ積極的な移住政策の展開をお願いいたします。

○議長（林 一哉） 答弁は。

○1番（大塚祐司） 一言何か言っていただければ。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） 旭市で具体的に移住についての誘致ですか、そういうこと、あるいはサポートということでご質問をいただきました。

先ほど最初の答弁の中でお話ししましたように、行ってみたい、住んでみたい、住んでよかったと、今までは行ってみたいという部分で交流の部分で旭市は力を入れてまいりました。先般もパークゴルフの大会等で、遠く北海道から来ていただきまして、旭市のよさを市長のほうからもPRしていただきまして、ぜひ来るだけじゃなくて住んでという、そういうこと

も話があったわけでございます。

そんなことで、今までの交流の成果を活用しながら、来てくれた方々に旭市のよさをさらにPRしながら、これからは来ていただいただけじゃなくて、これから移り住んでみてどうですかという、そういうPRに努めてまいりたい、そういうふうを考えています。

それとサポートの件でございます。企画課の中でも、いろいろ何か支援できないかな、例えばいろいろ相談の中に、空き家がないかなという方もいます。そういうところで農家暮らしをしてみたいとか、そういう空き家等の情報もまだ旭市はちょっと情報不足かな、そんなことで、そういうものを把握しながら、できる中でのサポートをしてみたい。あるいはこれから住んでいただくためには、農業という部分、いやしの中でやってみたいという方も数多くいます。そういうことで、そういう部分についても取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の一般質問を終わります。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（林 一哉） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時59分

平成 2 2 年旭市議会第 1 回定例会会議録

議 事 日 程 （第 4 号）

平成 2 2 年 3 月 9 日（火曜日）午前 1 0 時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（ 2 2 名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	1 0 番	向 後 悦 世
1 1 番	景 山 岩三郎	1 2 番	滑 川 公 英
1 3 番	嶋 田 哲 純	1 4 番	柴 田 徹 也
1 5 番	木 内 欽 市	1 6 番	佐久間 茂 樹
1 7 番	日 下 昭 治	1 8 番	林 俊 介
1 9 番	嶋 田 茂 樹	2 0 番	高 橋 利 彦
2 1 番	林 正一郎	2 2 番	林 一 哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	増 田 雅 男
教 育 長	多 田 哲 雄	病 院 事 業 者 管 理 者	吉 田 象 二
病院事務部長	渡 辺 清 一	総 務 課 長	平 野 哲 也

秘書広報課長	米 本 壽 一	企 画 課 長	堀 江 隆 夫
財 政 課 長	加 瀬 正 彦	税 務 課 長	野 口 徳 和
市 民 課 長	増 田 富 雄	環 境 課 長	平 野 修 司
保険年金課長	花 香 寛 源	健康管理課長	小長谷 博
社会福祉課長	在 田 豊	高 齢 者 課 長	渡 辺 輝 明
商工観光課長	神 原 房 雄	農 水 産 課 長	林 清 明
建 設 課 長	北 村 豪 輔	都市整備課長	伊 藤 恒 男
下 水 道 課 長	佐 藤 邦 雄	会 計 管 理 者	高 山 重 幸
消 防 長	菅 谷 衛 一	水 道 課 長	横 山 秀 喜
庶 務 課 長	浪 川 敏 夫	学校教育課長	平 野 一 男
生涯学習課長	野 口 國 男	国体推進室長	高 野 晃 雄
監 査 委 員 長	林 久 男	農 業 委 員 会 長	伊 藤 浩
事 務 局 長	堀 川 茂 博	農 事 務 局 長	石 鍋 秀 和
国 民 宿 舎 人 支 配 人		病院事務次長	
病院經理課長	鈴 木 清 武		

事務局職員出席者

事 務 局 長	加 瀬 寿 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（林 一哉） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

伊 藤 房 代

○議長（林 一哉） 通告順により、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（8番 伊藤房代 登壇）

○8番（伊藤房代） おはようございます。平成22年第1回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今回、私は大きく分けて6点の質問をさせていただきます。

まず1点目、防犯灯の管理一切を市で見ることができないかどうか、2点目、がん対策について、3点目、医療費の無料化について、4点目、放課後児童健全育成事業について、5点目、地上デジタル放送の簡易チューナーの給付について、6点目、火災警報器の徹底について質問いたします。

まず1点目、防犯灯の管理一切を市で見ることができないかどうか。

（1）防犯灯の設置の要望について。

現在の防犯灯の設置の要望は、区長からの提出で受け付けています。しかし、区員として所属していない人からの要望については、受け付けていないとのこと。区員として所属していない人でも旭市の市民です。防犯灯の管理一切を市で見ることとなれば、広く市民の

声を聞くことができ、犯罪の予防にもつながるのではないかと考えますが、質問いたします。

(2) 防犯灯の修理について。

防犯灯の電球の切れ、風水害にての被害で修理しなければならないこととか起こったときに、市で管理をしていれば、電話 1 本で工事、修理のことも、市の中の工事をする業者に公平に発注ができるのではないかと考えます。

(3) 電気代の費用について。

旭市として、何本の防犯灯があるのか把握をしているのでしょうか。何本あるか分かれば、東京電力と交渉をして、市として防犯灯の電気代一括支払いができないか質問いたします。

2 点目、がん対策について。

(1) 女性特有のがん検診推進事業について。

子宮頸がんは、多くの女性がワクチン接種することによって予防できると言われています。しかし、費用が 1 回につき 1 万円以上で、3 回の接種が必要なため、4 万円から 6 万円かかると、高額な経済的負担がかかる。その予防ワクチン接種の費用は助成できないか質問いたします。

また、一定の年齢に達した女性に対し、市区町村で行う子宮頸がん及び乳がんについて、検診の無料クーポン券と検診手帳を配布する事業に財政支援を行うとなっています。対象者は全国で 740 万人となっております。旭市としては 4,525 名がいます。早期発見、早期治療を推進するためにも、検診率アップのためにも、市として周知を徹底し、女性の健康を守るために応援していただきたいと考えます。

3 点目、医療費の無料化について。

(1) 小学 3 年生までの医療費の無料化について。

旭市として、現在、平成 20 年 4 月 1 日から乳幼児医療費の助成を小学校就学前までに対象者を拡大されました。しかし、千葉県森田健作知事は、2010 年度の予算案の発表で、医療費の無料化を小学校 3 年生まで拡大するとしました。旭市としては、県、近隣市町の動向を見て対応と言われておりましたが、県としての方針が発表がありました。旭市としては、何月より実施の方向か質問いたします。

(2) 中学 3 年生までの入院費の無料化について。

次に、子ども医療費助成では、現行の就学前までの入院費を中学卒業時まで無料化を発表しているところもあります。我が旭市としても、県の方針にのっとった助成がいつから実現できるのか、また、中学 3 年生までの無料化については、市としては考えているのかどうか、

質問いたします。

4 点目、放課後児童健全育成事業について。

(1) 放課後児童クラブの受け入れについて。

下校後、家庭において、適当な保護を受けられない児童の生活指導を行い、児童の健全な育成と事故防止を図るとなっています。平成21年度、中央小学校において試行した小学4年生から6年生までの児童を対象にした放課後子どもサポート事業を統合し、受け入れ可能な児童クラブにおいて、適当な保護を受けられない児童の生活指導を行い、児童の健全な育成と事故防止を図ると、本年度事業内容に書かれております。

国としては、放課後児童クラブガイドラインを踏まえ、現行は補助単価242万6,000円、40人以上は302万6,000円と予算が出ています。そして、受け入れ可能なクラブは決まったのでしょうか。

先日、テレビで放課後の児童クラブの様子が放映され、興味深く見た話を聞きました。その内容は、子どもたちの個性に応じて内容を変え、本を読みたい子どもが年間30冊読みましたと言っていたようです。また、珠算の希望者については、4けたの暗算を5分以内で10問やり切る子ども、書道クラブでは、筆の動きも鮮やかでとても頼もしく思った。その上に、各クラブごとに教師はついておらず、生徒が自主的に取り組み、ときどき教師が見回るという放送だった。未来の卓球の愛ちゃん、ゴルフの石川遼を見る思いがしたと言っていました。放課後の児童クラブの理想的な成功例ではないかと考えます。

5 点目、地上デジタル放送の簡易チューナーの給付について。

今までのテレビ放送（地上アナログ放送）は平成23年7月で終了し、その後は地上デジタル放送になります。そして、現在のテレビに簡易チューナーをつけなければ放送を見ることができなくなります。たびたびの広報でお知らせはしておりますが、どの程度施行されたかわからない状況です。見られなくなってからでは遅いと考えます。お互いに声をかけ合って、徹底をしていかなければと思います。無償で給付できる世帯に対して、周りで声をかけてあげて、安心をさせてあげたいと思います。

対象者はNHKの放送受信料が全額免除世帯、障害者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持つ人）がいる世帯で、かつ世帯が市民税非課税の世帯、生活保護などの公的扶助を受けている世帯となっています。各区に声をかけて、周知徹底ができないか質問いたします。

6 点目、火災警報器の設置の徹底について。

旭市では、平成20年6月1日にすべての住宅の寝室部分に設置が義務化されました。先日より火災による死亡事故が多発しています。まだ警報器を取りつけていない世帯があるのではないかと考えます。警報器を取りつけるにも費用がかかります。その補助金は、65歳以上低所得者の寝たきり老人、ひとり暮らしの老人、障害者等級2級以上の人に給付となっています。火災のときに逃げ遅れるのもこの対象の世帯ではないかと考えます。やはり先の質問と同じく、各区に声をかけ合って、周知徹底を急ぐことを各区長へ声かけできないか質問いたします。また、市全体でも火災警報器の設置が全世帯にできるように、再度、周知を徹底してはと考えます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁をいたします。

私のほうから、3番目の医療費の無料化についてということでお答えをさせていただきます。あとの質問に対しましては、担当の課長のほうから答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

医療費の無料化についてというご質問がありました。

小学校3年までの医療費の無料化について、このことでありますが、乳幼児医療費の助成につきましては、現在、小学校就学前までを対象としておりますが、千葉県において、本年12月より子ども医療費助成事業と改称して、補助対象を小学校3年生まで拡大することとなりました。これに合わせて、旭市においても12月診療分より小学校3年生まで助成対象を拡大したいと考えております。

2番目の中学校3年生までの入院費の無料化についてであります。子ども手当の支給など、子育て支援策を実施することから、現在のところ、無料化するという考えはありませんが、今後とも千葉県及び近隣市町の動向に留意をしながら、引き続き検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、1点目の質問でございます。

防犯灯の管理を一切市で見ることができないかというご質問の中で、1点目に、防犯灯の

設置の要望の関係でございます。防犯灯の設置要望につきましては、地元の区長が区の要望を取りまとめまして、市のほうに申請をしていただいて、現地の調査をした後に、防犯灯を設置する、現在のシステムはこういうような形になっております。また、ご質問の中で、区に所属していないと防犯灯は設置できないということでしたけれども、これは一概に全部駄目ということではございません。市としましては、区に加入していない方からの要望があった場合でも、市で現地を調査いたしまして、後に区長と協議をいたしまして、また申請をしていただいて、設置する場合もございます。

それから、防犯灯の設置手続きについては、防犯講演会あるいは防犯組合役員会の会議席上などで事あるごとに説明をして広く要望が出るようにということで、啓発をいたしております。また、設置後の維持管理につきましては、現在のところ、地元区において適正な維持管理をお願いしているというところでございます。

質問が2番、3番とつながりますけれども、2番目ですけれども、防犯灯の修理について、維持管理費を市でとのことでございますけれども、維持管理費につきましては、防犯灯設置を要望された地元区において、修繕を含めまして適正な維持管理ということで地元でこれはお願いしております。また、維持管理費につきましては、合併の平成17年度から年額1灯2,000円を助成しております。これは年間で二千四・五百円ということですので、8割方補助をいたしております。

維持管理費につきましては、防犯灯の電球交換、あるいは電気代を賄う費用となりますけれども、区が防犯灯の維持管理を行うことによりまして、防犯灯の場所を把握したり、あるいは地区における危険な場所等を確認していただくということになりますので、地域における安全意識の啓蒙にこれがつながっているんじゃないかということで私どもは考えております。ですから、当面は現行の制度で対応したいということでございます。

次に、3点目でございますけれども、防犯灯は何本あるのか、あるいは電気代の費用についてということでございますけれども、防犯灯の数、平成22年1月現在の防犯灯設置件数ですけれども、全体で4,670灯でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは私のほうからがん対策について、女性特有のがん検診推進事業についてですけれども、2点ご質問にございましたけれども、1点目の子宮頸がんの予防接種費用の助成はできないかというご質問でございますが、平成21年度国内で助成

を実施している市町村はございませんが、平成22年度から全国で7市町村が実施を予定しているような状況でありますので、今後の国内及び県内の市町村の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、2点目の女性特有のがん検診推進事業については、旭市においても子宮頸がん及び乳がんに関する検診手帳及び無料クーポン券を送付し、女性特有のがん検診における受診促進を図るとともに、早期発見と正しい健康意識の普及・啓発を図ることを目的として、子宮頸がんについては20歳から40歳までの5歳ごと、乳がんについては40歳から60歳までの5歳ごとの女性を対象として、平成22年度事業の実施を予定しております。

また、受診率の向上のためにも周知徹底をということでございますが、3月号及び4月号の広報紙への掲載、健康カレンダーを市ホームページに掲載するとともに全戸に配布、また、防災無線等によりまして周知を図ってまいりたいと考えております。

さらに、20歳から30歳までの2歳ごとの女性に受診勧奨通知を発送したところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 放課後児童健全育成事業について、放課後児童クラブの受け入れについてお答えを申し上げたいと存じます。

放課後児童健全育成事業については、小学校1年生から3年生までの児童を対象に実施しておりますが、平成22年度より受け入れ可能な児童クラブについては、小学校4年生以降の児童も受け入れ、下校後家庭において適切な保護を受けられない児童の健全な育成と事故防止を図ってまいります。

平成22年度の申し込みでございますが、4年生以降の児童の申し込み数は2月末現在、4年生37名、5年生6名、6年生はありませんでした。計43名でございます。ほかに、夏休み等長期休業中のみの利用希望者が8名ございます。一部の児童クラブでは定員を超過している申し込みがありますけれども、指導員の配置等により、できる限り受け入れていきたいと、このように考えているところでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、5番目の地上デジタル放送の簡易チューナーの給付についてご答弁申し上げます。

議員からお話をいただきましたように、平成23年7月以降、各家庭で地上デジタル放送を視聴するためには、地上デジタル放送に対応したテレビを購入するか、または専用チューナーを購入して、現在のアナログテレビに接続するなどの対応が必要となってまいります。

国におきましては、地上デジタル放送の受信機器につきましては、視聴者の自己負担、これを原則としているところでございます。経済的な弱者に対する支援としましては、NHKの放送受信料が全額免除となっている世帯に対し、簡易なチューナーの無償給付を行います。具体的には、給付の対象となる世帯を訪問し、簡易チューナーを設置するものでございます。

この支援の対象となる世帯は議員からお話が合った世帯でございまして、繰り返しになりますが、生活保護の公的扶助を受けている、そういう世帯、それから障害者がいる世帯でかつ世帯全員が市町村民税の非課税の世帯などとなっております。

この制度のPRにつきましては、既に広報でお知らせをしているところでございますけれども、今後とも申し込みに遺漏のないように、広報を活用したPR、また障害者福祉会などの当事者団体、保護者団体などを通じたPRを積極的に行ってまいります。

なお、生活保護世帯に関しましては、直接面談をする機会、これを通じまして、現在までに個別に申し込み手続きの支援を行ってまいりましたけれども、今後とも、毎月の面談の機会を通じ、漏れのないように個別に支援をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 消防長。

○消防長（菅谷衛一） それでは、住宅用火災警報器の設置状況と普及活動についてお答えをいたします。

まず、旭市における住宅用火災警報器の普及率につきましては、毎年市内4地区で行われております水産まつり、産業まつり等で、昨年、一昨年に設置状況等についてアンケート調査を実施いたしました。その結果、設置の義務化については74%の方が知っているとの回答を得ておりますが、設置率につきましては43.5%となっております。

現在の設置推進の対応としましては、広報あさひへの掲載及び春と秋の火災予防運動には消防本部発行のしょうぼうだよりを全世帯に配布し、早期設置を呼びかけております。

また、事業所における救急講習や避難訓練、各種イベント会場での広報、市内公共施設、巡回バス車内へのポスターの掲示等、視覚的な広報活動を実施しております。

また、小・中学生を対象とした防火ポスター展には、一昨年から住宅用火災警報器を題材に募集し、市内4か所で展示をしております。

当市における普及率は、国の52%、県の55.7%を下回っておりますので、今後も各種イベント等、積極的に参加をいたしまして、全世帯への早期設置を目指して、普及活動を展開してまいります。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 高齢者世帯への火災警報機の設置についてお答えいたします。

高齢者への助成策として、旭市高齢者日常生活用具給付等事業において実施しております。対象者は寝たきり高齢者やひとり暮らしの高齢者世帯で、かつ所得要件が生活保護世帯や前年度の所得税非課税世帯でございます。

事業の周知については、これまでも高齢者とかかわりの深い民生委員、介護支援事業所のケアマネージャー等に周知を図ってまいりましたが、今後さらに市の広報あさひなどを通じまして周知を徹底いたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） それでは、何点か再質問をさせていただきます。

まず、1点目の防犯灯の管理一切を市で見ることができないかの（1）の防犯灯の設置の要望についてのことでございます。これは提案でございますが、やはり市が窓口となって、設置の要望を広く市民の要望を聞いていただきたいと思います。

また、特に子どもたちが通う通学路ですが、まだまだ暗い道がたくさんあります。先日も不審者が出たとのこと。生徒が集団下校で帰りますが、最後は一人になったとき大変心配です。市としても、もっと積極的に考えていただきたいと思います。犯罪が起きてからでは遅いのではないかと考えます。いかがでしょうか、質問いたします。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） 具体的に通学路というお話でございますけれども、まだまだ足りないところもあるという認識は私どもも持っております。それはまた地元の区長、あるいは学校関係者、そういったところで協議しまして、できるだけできるような形で努力をしてまいりたいということで考えております。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） やはり通学路の暗い道でございますが、別に柵をとって、教育費だとか、

またいろんな面で今の枠では少ないのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

- 議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

- 総務課長（平野哲也） 予算枠ということでございますけれども、今のところ、だいたい定期的に、すぐやってくれということですが、すぐということとはできない場合もございますけれども、これは今のところ、要望いただいたところはだいたい消化できているんじゃないかなということ考えております。

ただ、市全体を見たときに、いわゆる田んぼの中の道までもということになると、この辺はまた、どこまでやったらいいのかというところがございます。この辺はまた、研究課題ということにさせていただきたいと思います。

- 議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

- 8番（伊藤房代） 次に、（2）の防犯灯の修理について質問させていただきます。

防犯灯が壊れたりしたとき、費用は全額区で支払うようになるので、ぜひとも市で管理していただけたらと考えます。

区の負担も軽くなるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

- 議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

- 総務課長（平野哲也） これは、先ほど1回目の答弁でも申し上げましたように、だいたい定額灯でございますので、場所によって若干違いますけれども、年間の電気代が2,400円から2,500円ということのようでございます。これにつきましては、今2,000円ということで打ち切りの補助なんですけれども、換算しますと約8割ぐらいになろうかと。修理代というところでございますけれども、この辺につきましては地元区でお願いしているというところでございます。

これは、合併前に旧1市3町で制度がばらばらでございました。維持管理費を持つところ、補助金で出すところ、設置を全部市町でやっているところ、設置についても、1万円くらいしか補助でやらないところ、実際2万5,000円くらいかかるんですけれども、これを全部市で持っているところ、旧旭市とかですね、旧飯岡町ですか、ここはもう全額市で設置をしていたということで、ほかの2町が1万円の補助で、そういったものがばらばらでしたけれども、設置、維持管理、これを合併後に統一しまして、今の設置は全部市、それから維持管理については2,000円ということで定着しております。しばらくこの形でやりたいなというこ

とで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） （3）の電気代の費用について再質問させていただきます。

今、1基に対して2,000円の助成金が入るとのことですが、その電気代を、一括支払いを市でやっていただいたほうが経費がかからないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） これは先ほども申し上げましたように、定額灯でございますので、市が全部払ったから安くなるとかそういうものではないと思います。

これを全額市が持てばというお話ですが、これは先ほどの話に通ずることになってしまうんですけれども、そうしますと、やはり地元での意識といいますか、そういった地元の安全意識というところがどうなのかなと、あそこもつける、ここもつけるというような形に全額丸抱えというところになりはしないかと、この辺はもう少し勉強させていただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） 例えば、東京電力への一括支払いのほうが振込料とか、そういう面ではいかが安くなるのか、その辺伺いたいします。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） これは市が全部持つてということは市に一本で請求が来ますから、市からの払い、今現在は各地区で確かに払っていただいている。そうすると、ちょっと差額は出るのかどうか、ちょっと私も勉強不足で持っておりませんけれども、今は市のほうから区のほうへ補助金という形で、これは区長にお出ししているという状況でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） 一括支払いのほうが、やはり振込料なども安くなるのではないかというふうに思いますけれども、また調べていただきたいと思います。

大きな2点目に移らせていただきます。

（1）女性特有のがん検診推進事業についての子宮頸がん予防ワクチン接種について、再質問させていただきます。

国に先んじてワクチン接種への公費助成を表明する自治体が全国で今広がっております。例えば、年12月にいち早く助成実施を表明した新潟県魚沼市では、12歳の女子を対象に、費用の全額助成を検討しています。また、埼玉県志木市、兵庫県明石市でも、小学6年生から中学3年生の女子を対象に全額助成を行う方向です。さらに、名古屋市や東京都杉並区、同渋谷区、栃木県大田原市、同下野市、同日光市、新潟県南魚沼市が次々に助成実施を表明するなど、予防ワクチンへの関心が高まっています。

ぜひ旭市としても子宮頸がん予防ワクチン接種への費用の全額助成はできないか、小学6年生から中学3年生の女子を対象にできないかどうか質問いたします。

- 議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

- 健康管理課長（小長谷 博） 議員も申し上げられましたけれども、全国でまだ7自治体ぐらいということで、ワクチンの承認も昨年12月に承認されたばかりでございまして、実施自治体がまだ少ないという状況でございます。今、少子化の状況等、そういう対策などからも、母体保護という観点からも、必要性については認識はしておりますが、もうしばらく、近隣、国内、県下でもまだほとんどない状況などで、もう少し様子を見させていただきたいと、このように考えております。

- 議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

- 8番（伊藤房代） 子宮頸がんはワクチンと検診でほぼ100%予防できるとあります。ですので、ぜひとも市としても考えていただきたいと思いますと思いますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

- 議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

- 市長（明智忠直） 今、課長のほうから答弁がありましたように、前向きに検討をしていかなければならないことだとは認識をしております。そしてまた、旭市の市内の中で子宮頸がんがどのくらい今発病しているのかということも、まだ詳しい内容につきまして掌握をしておきませんので、そういった部分で、いろいろ対外的な部分も含めまして検討を加えていきたいと、そんなように思っておりますので、よろしくお願いします。

- 議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

- 8番（伊藤房代） 子宮がん及び乳がん検診の無料クーポン券と検診手帳を配布する対象者に対して、期間内に受診されるよう周知徹底をしていただきたいと思います。期間内にでき

るように、これからいろいろな方法で周知徹底をしていただきたいと思います。

6点目の火災警報器の再質問をさせていただきます。

先ほど、高齢者福祉課長のほうで、民生委員やケアマネージャーを通じて再度申告をして、火災警報器の設置について徹底していただきたいと思いますので、その辺を再度徹底をお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 議員おっしゃられたことにつきましては、再度私どものほうで、地域ケア会議という、ケアマネージャーのお集まりがございます。そういう中で、この事業について徹底を図りたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） 先ほど、消防長のほうからいろいろ対策をお聞きしましたけれども、今後、火災警報器の設置のための対策で、ほかに何か今後やっていくものはございますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（菅谷衛一） 啓発活動ですけれども、いろいろあるかと思いますけれども、近隣の状況を見ましてもほとんどこのような活動でございまして、これからも啓発活動につきましては検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） 市全体でも、もっともっと火災警報器の設置の重要性を訴え、PRしていく必要があると思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

向 後 悦 世

○議長（林 一哉） 続いて、向後悦世議員、ご登壇願います。

（ 10 番 向後悦世 登壇 ）

- 10番（向後悦世） 10番、向後悦世です。平成22年度第1回定例議会において一般質問をいたします。

市長の政治姿勢についてお尋ねするものであります。

事業見直しについて。

私が平成22年度の予算編成の基本的な考え方をお聞きしましたら、市長は、事業の取捨選択をしながら新規事業やソフト事業にも力を入れていく。そして、市債を財源とする建設事業は厳選し、必要最小限の発行にして、実質公債費比率を下げていきます、今後の事業展望等を詳しく打ち合わせをし、公園事業や下水道事業等、いろんな部分で交付金があるからやるということだけでなく、やらないというような我慢をするよう指示し、各事業も見直しを指示したということですが、一方では、継続事業は計画どおりきちっとやれという指示もしています。

これは見直しはせずにやれということです。旭市には優秀な職員がいっぱいいます。職員は市長の本音を見抜いて予算編成をした結果が22年度の予算案であると思います。職員は責任はありませんよ。責任はすべて市長です。市長は選挙公約の最重要部分で市民に対し大うそをついたわけです。重大な責任があります。市長は選挙公報でも公園、下水道、人件費等をはっきり見直すといったことを忘れましたか。ちゃんと旭市選挙公報にここに公約として書かれております。鳩山首相も何度も国民に謝罪していますが、市長は市民の皆さんに謝罪しますか。それとも責任をとって辞任しますか。明確な答弁をお願いします。

市長は、市民を一堂に集める場所や施設を作りたいと話をしていますが、どんな構想があるのか具体的にお尋ねいたします。

市長は地区懇談会などでも、市民の皆さんに、国も県も我が市も財政が厳しいので我慢してほしいと言っていますが、どのような我慢が必要となるのか具体的にお尋ねいたします。

市営住宅A棟、これは双葉町ですが、これ以外は耐用年数が超えたとして空き家になると解体してきましたが、木造の空き家8戸、ブロック空き家が3戸、空き家になっても約2年以上解体もしない理由をお尋ねいたします。

飯岡中学校整備について。

土地条件の調査はどんな内容だったのかお尋ねいたします。

教育環境の調査内容はどんな経緯で決定したのかお尋ねいたします。

観光の拠点づくりについて。

旧飯岡町の計画、漁港の売店施設は、旭市にとって何よりも最優先と考えてもおかしくな

い事業と提案したら、市長もそのとおりだと思っているとのことでした。検討委員会、各分野から選ばれました皆さんに検討していただきたいとの答弁でしたが、今どのような段階になっているのかお尋ねいたします。

いいおか荘のリニューアル工事について。

いいおか荘支配人に見学依頼を受けて、説明を受けました。早急に修繕が必要な箇所が何か所がありました。リニューアルしたと言える状態まで整備したなら、もう2億円ぐらいはお金がかかるとの説明でした。市長はどう思うかお尋ねいたします。

質問の内容は市長の政治姿勢についてであります。

1、各事業の見直しについて。

(1) 市民を一堂に集める場所や施設。

(2) 国も県も我が市も財政が厳しいので市民にどのような我慢が必要になるのか。

2番目として市営住宅についてお尋ねします。

大きな3番目、飯岡中学校の整備について。

(1) 土地条件の調査は。

(2) 教育環境の調査は。

4番目、観光の拠点づくりについて。

旧飯岡町の計画、漁港売店施設は。

(2) いいおか荘のリニューアル工事であります。

なお、答弁は市長にお願いいたします。

再質問は通告書の順に自席で行いますので、よろしくお願いします。

○議長(林 一哉) 向後悦世議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長(明智忠直) 向後悦世議員の一般質問にお答えをいたします。

市長の政治姿勢ということで、かなり厳しい口調で質問がありました。

経済、財政が非常に厳しい中で、最初に公約したようなことがやっていないのではないかなというようなことであります。

今回の予算案につきまして、当初は予算編成の中で、各課長に昨年の予算を下回るような予算を編成してくれというような申し入れをしました。正直言って、今年、子ども手当13億円ぐらい増えました。その中で差し引きますと、だいたい昨年並みの予算というようなこと

で予算編成ができたわけであります。そのことも、一つはそれぞれの担当課の方々が見直しをしての予算編成だと、そんなように理解をしているところであります。

また、公園、下水道、道路につきましてもご指摘がありましたけれども、一応の見通しは立てました。公園は平成22年度事業で一応凍結をする。下水道事業は今最初の都市計画決定をされます一時的な範囲内で、その先のことは拡大はしないと。その下水道は202ヘクタールを終わったらやめるということも伝えております。道路は、やはり必要でもあるし、いろんな部分の生活道路の問題もあります。そういった部分で、なかなかこれは縮減はできない部分であります。前期基本計画にのっているもの、新市建設計画の中で取り上げたもの、そういったものを精査をしながら、順次、スピードを上げてやる部分というようなことで検討していただきまして、今、そういった予算づくりになったわけであります。

また、一堂に集める場所や施設ということではありますが、施設を作りたいということは言った覚えがありませんけれども、合併して4年半が過ぎた今、新旭市に一番必要なことは、7万人市民一人ひとりが合併してよかった、旭市に生まれ、そして住んでよかったと感じられる、心が通い合うまちづくりが必要と考えております。合併後5年を迎えるわけでありませうけれども、今までは、合併したからこそやれる事業、合併したからこそやらなければならない事業をこの5年間でやってきているわけであります。

そしてまた、いつも言っていることでありますけれども、国の支援の終期がもう5年で終わるわけであります。そういった部分を見据えながら、今やらなければその5年先、10年先といったらやれないというような部分の事業が大変多くあるわけでありまして、そういった部分で今、取捨選択、精査をしながら、取り組んでいるところであります。

旭市は、全国的に見ても大変恵まれている地域であり、平坦な地形と温暖な気候のもと、豊かな食に恵まれ、優れた医療・福祉環境が整っております。このすばらしい市をさらに豊かにするためには、先ほども申しましたように、市民一人ひとりの力を結集し、心の一体感、人と人とのつながりを欠かせないと考えておるところであります。

新たな施設を作るのではなく、既存の場所を最大限に利用していき、全体が一緒にやれる文化事業やスポーツ事業を推進していきたいと、そんなように考えて、市民を一堂に集める場所でのそういった一体感の構築のための事業をやりたいということであります。

先日、東総工業高校での卒業式に臨みました。生徒の代表の答辞の中で、入学して、いつもは10月にやるスポーツ大会を5月にやったということでありました。1年生というのは、どこから来るのか分からない大勢の知らない人同士が仲間になる、クラスになるわけであり

ます。5月にスポーツ大会をやったということでコミュニケーションがとれ、一気に仲間意識ができた、学校の楽しい学園というものができ上がった、そんなような答辞がありました。

そういったことも考え合わせてみまして、東総運動場は干潟町時代に大変な苦勞をして作った運動施設であります。今、旭市が合併して、あのところへ行ったことがある人が何人くらいいるのでしょうか。そういった部分でも、やはり旭市の住民が今ある施設を十分に利用しながら一体感を作ると、そういったものをやっていかなければならないと、そんなように思っているところであります。併せて、水産まつりや産業まつり、文化祭など、多くの一体感を持てる、そんなきずなづくりを醸成していきたいと、そんなような思いでいるところであります。

市営住宅については、担当の課のほうが詳しいと思いますので、担当課のほうに答弁をいたさせます。

飯岡中学校の整備につきましては、昨日、大勢の皆さん方からご質問がありました。私の時代になって、今年、公園施設、スポーツふれあい公園を使わないというような決断をいたしました。それは、きちんと法をクリアしてから、法を遵守してからでなければやれないと、行政が法を怪しいようなときにその施設を作ってはいけなないと、そんなような思いの中で、きちんと法をクリアしてから、学校、そしてまた学校整備はやっていこうというような思いで、スポーツふれあい広場は使わないということに決定をしたわけであります。

次の観光の拠点づくりでありますけれども、計画でありました飯岡町の漁港売店施設ということでお尋ねがありました。

合併前1市3町それぞれにおいて、道の駅構想やいろんな部分での直売所の構想があったと思っております。建設構想があったと聞いております。旧飯岡町についても、いいおかみなと公園を拠点とする飯岡漁港交流施設整備基本計画が平成17年6月に策定されておりますが、建設主体や運営主体についての検討がかたまらなかったため、合併以来進んでいませんでした。私も直売所が必要だと考えております。平成22年度においては、直売所等の検討委員会を設置するため予算を計上させていただきました。農産物をはじめとする本市特産物の販売促進を図り、商工業と連携した地産地商の推進と市外から来訪される方々の交流の場、観光客誘致の拠点としての直売施設の建設に向けた検討をしてまいりたい、そのように考えております。

今後、検討委員会の中で、市民が交流し憩える場、旭市のPRの場、農水産物が求められ

る場、車の流れなどの交通量の問題、さまざまな視点から建設場所も含めて検討していただくことになります。

観光拠点のいいおか荘の問題でありますけれども、いいおか荘の問題は、私はきのうの質問でもありましたように、観光拠点の最大の施設だと考えております。そういった部分で、それが今後の運営についてはいろいろ議論があると思います。運営協議会やら地元やら、議員の皆さん方いろいろ議論があると思いますが、今、旭市が合併して、いいおか荘のリニューアルをしまして、あそこが観光拠点の施設として本当に重要な位置を占めているわけですので、できるだけ旭市の運営として頑張っていかなければと、そんなように考えておりますので、よろしくお願いします。

以上、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、市営住宅につきまして財政課よりお答え申し上げます。

市営住宅の件で、特に双葉団地ということでございました。確かに、双葉団地は木造が現在8戸、それからブロックづくりが3戸空いております。この廃止、これは用途廃止をしなければ取り壊せないということがございましたので、今回、3月議会におきまして用途廃止する旨、一部改正の条例をお出ししたところでございます。

指摘があったとおり、平成18年に2戸、それから平成19年度に1戸を取り壊しして以降そのままになっていたというところでございますけれども、これにつきましては、国のほうで地域住宅交付金制度というのができておりまして、ここの中で、既存の住宅をストック化する、要するに、長持ちするものは改修をして少し長持ちさせましょうという事業があるんですけれども、その中で地域住宅計画を作りましてまいりますと、この廃止した住宅の取り壊しも、実は提案事業として一部少し補助金の対象になるということがございましたので、まとめて実施することが必要かなと、そういうことがあったと思います。

あと、いわゆる連棟の住宅ですね。これにつきましては、すべての方が退去しませんと実際に取り壊せないという状況があるということで、木造の一戸建てがあるのは、現実としては双葉団地だけでございます。そのほかの住宅等いろいろ勘案しながら、取り壊しの機会を待っていたというのが現状であります。

この辺は、今後速やかに取り壊してまいりたいと考えております。

○議長（林 一哉） 答弁漏れがありますので、市長、市民にどのような我慢が必要になるのかということについて、ひとつ答弁を願います。

市長。

○市長（明智忠直） どうも失礼をいたしました。

我慢をしていかなければということは確かに申しました。

我慢をするということは、財政が厳しいということの中で予算も昨年並みに抑えると、いろんな部分で、スピードはアップしなければならない部分もありますけれども、そんなにも要望どおりにいかないというような部分もあります。そういった部分でも我慢もしていただければと、そんなように思っておりますし、また具体的には、財政が厳しくなれば市税等の滞納整理の強化、あるいはまた各種補助金の見直し、またあるいは各種使用料、手数料の見直し、競合する施設の統廃合、各種市単独事業の見直し、そういった部分で市民に我慢をしていただかなければならない部分が出ようかと思えます。

それよりも何よりも、それを我慢をしていただく前に、やはり行政改革、そういったものは、きちっと役所の内部の中でしていかなければ、方向性をつけなければと、そういったような意味で、平成22年度から行政改革アクションプランの中できちっとそういった方向性を出していきたいと、そんなように考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、私のほうから教育環境の調査というような観点からご答弁させていただきたいと存じます。

教育の目的は人格の完成が基本理念であることですから、教育基本法の趣旨にのっとり、教育行政の推進と教育環境の整備に努めているところでございます。

教育委員会といたしましては、千葉県教育委員会の示す千葉県教育の戦略ビジョン、千葉県の学校教育指導の指針、さらには旭市の基本計画を踏まえ、各市内小・中学校には、旭市学校教育の指針といたしまして、人と地域が輝く教育を目指す、これを示しまして、確かな学力を育てる、思いやりのある豊かな心と健やかな体をはぐくむ、発達段階に応じたキャリア教育により勤労観・職業観をやしなう、地域とともに歩み、安全で開かれた学校づくりを進めるの四つの重点目標や施策を示すとともに、指導体制の充実と推進を図っておるところでございます。

これに対しまして、各学校では各学校の教育目標を設定をいたしまして、その具現化のために、目指す学校像、目指す教師像、そして目指す子ども像を決定をし、毎日の指導そして活動に努めているところでございます。そういった内容について、各学校を訪問し、その実行がどれだけ子どもたちのものとなっているか等々については、訪問をさせていただいたり、

または指導主事と学校での指導に当たっているところであります。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（林 一哉） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、飯岡中学校の整備について市長の答弁がありましたけれども、補足してご説明をさせていただきたいと思います。

土地条件の調査というお尋ねでございまして、まず建設場所の決定についてでございますけれども、平成20年10月、飯岡中学校の校舎建設委員会より要望書が提出され、その内容につきましては、飯岡支所西側付近に飯岡中学校を移転改築していただきたい、そういったものでございました。その後、委員会との検討を経て、ふれあい公園の一部と隣接する土地改良事業により創設される非農用地が最適であろうとの結論を出していたところでございましたけれども、しかしながら、先ほどの市長の答弁でありましたように、今回建設場所を見直し、非農用地のみを使用し、建設しようとするものでございます。

また、建設の条件といたしましては、国の補助基準等に基づいて建設をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 3分

再開 午前11時20分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き向後悦世議員の一般質問を行います。

向後悦世議員。

○10番（向後悦世） では、再質問いたします。

事業見直しのところで市長に答弁いただきましたが、市長は、子ども手当などを見直したというような答弁でございましたが、自分が市長にお尋ねしている部分は、市長の選挙公約であります公約の中の2番目、財政の健全化、公園、下水道、人件費を見直ししますと市民の皆さんに約束したことについて、お尋ねしているものであります。この部分を明快なお答えをいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほども申しましたように、健全化に向けて、公園の整備、そしてまた下水道、そういった部分では一応の区切りをつけまして、公園は平成22年度、そしてまた下水道は、今202ヘクタールの申請区域の中で打ち切ると、そういうような決断をして、課長の皆さん方にも指示をしました。また、財政健全化に向けては、やはり一番大事でありますので、このことは当初申し上げましたように、今年は昨年を下回るような予算編成をしてくれと、それというようなものも子ども手当が13億円増えたということで、だいたい昨年と同じ並みの予算に抑えられたということは、健全化に向けて一步一步進めていっていると、そんなような認識をしておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） では、（1）の市民を一堂に集める場所や施設についてお尋ねします。

市長が言葉が非常にあいまいであったり、紛らわしく表現されるので、市民は戸惑います。これからは分かりやすい表現をお願いします。

市民を一堂に集めて、一人ひとりが連帯感を感じ、合併してよかったという思いが持てますか。市長は、公園事業について見直しの公約がありますので、公約違反を意識して紛らわしい表現になったのではないか。これはペテン師のやることと変わりません。もう少し真摯に取り組んでください。今後の取り組み姿勢を答弁願いたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 一体感を持てる事業というようなことで、紛らわしい発言だというような話も今、質問がありました。公園事業をカモフラージュするために一体感を持てる事業をやるというようなことは全然違まして、私は大きな目標としては、市民のスポーツ大会、そのことを大きな目標として一体感の醸成のために、それが一体感が醸成できるのかできないのか、それはまたやってみなければ分からないことでもありますけれども、私はそれが一番大事だなと、そんなように感じて、そういった事業に取り組みたいと、そんなように予算化をさせていただいたわけであります。

公園事業は先ほど見直しと言いましたけれども、一応平成22年度で凍結をしますので、このところは見直しは完全にできたと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後議員に申し上げます。

ひとつ言葉遣いに注意していただきたいと思います。

向後悦世議員。

○10番（向後悦世） では、再々質問をいたします。

市長が言う市民を一堂に集めてスポーツ大会をやる場所とは、どこをいつているんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） いろいろあると思いますけれども、今も申し上げましたように、新たな私の思いといたしましては、東総運動場を使つての市民の体育の祭りといひましようか、スポーツの祭りをやってみたいと、そんなような思いで今予算化をしているところであります。提案したところであります。

そのほかにはやはり、一体感を醸成できるということであれば、やはり各地区で行われている産業まつり、港まつり、そしてまた文化祭、そういった部分で多く一体感を作れる、老人クラブでありますれば老人クラブの一体感が持てますし、スポーツといひましようか、そういった部分では体育協会が主催しておりますいろんな部門で、また一体感を醸成できると思います。しかし、私が、一回はやってみなければ結果は分かりませんが、スポーツ大会はぜひ、スポーツと祭りがやはり心をつなぐ最大のものと私は思っておりますので、そういった部分でやらせてもらいたいと、そんなように思っているところであります。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 今、市長の答弁で、やってみなければ分からないというような答弁でございましたが、ちょっと無責任じゃないかなと思います。敬老大会にせよ、やっぱり一堂に集めようとして失敗したり、実際に人は集まっていたのかというような根拠がどこにあるのか。また年に何回くらい企画するのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 文化祭、芸能発表大会、老人クラブの敬老大会、そういったものは今、各地区で行っているということで、それを一堂に集めてやるということは、今考えておりません。

それと市民スポーツ大会ですけれども、これは年に1回というようなことでやっていき

いと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） では、（2）のところの国も県も我が市も財政が厳しいので、市民にどのような我慢が必要になるのかのところでお尋ねします。

長寿祝金なども市民に我慢の部分でしょうか。お年寄りには残り時間が少ないです。ある程度の削減は、財政健全化のため少しはやむを得ないが、切り過ぎですよ。現在の祝金5,000円を増額して、節目節目に支給しても、もらわずに亡くなってしまう人が非常に多くなります。恨まれますよ。ほかの補助金と違って個人個人に手渡すわけですから、喜ぶのですよ。減額しても全員に支給することが市長の信条である「ふれあい、まごころ、思いやり」にマッチするはずですよ。市長の決断一つです。市長が減額して、申し訳ありません、財政健全化のために協力してくださいと言って支給したら、やっぱりよい市長だと感謝されますよ。どうですか。考え直す気はありませんか。お尋ねします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） その点は全くそのとおりだと思います。

ただ、今、財政健全化の方向へ向けるために、この議論は昨年以来、議会の中でもかなりあったわけでありまして、今後の対応について苦渋の選択といいたいでしょうか、いろんな部分でそういった選択をさせていただいたわけでありまして、お年寄りの皆さん方には本当に心苦しい選択だと、そんなように考えておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思えます。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 再々々質問をいたします。

そんなにまでしてお年寄りに我慢を押しつけるのですか。少しは感謝の気持ちがないのですか。やっぱり高齢者から我々はいろんなことを学んで、やっぱり高齢者には恩返しするということがすばらしい旭市を作っていくことにつながると思いますので、ひとつ市長、慎重な取り組みをよろしく願います。

答弁はいりません。

○議長（林 一哉） 次に進んでください。

○10番（向後悦世） では、大きな2番目として、市営住宅についてお尋ねします。

平成19年11月以降、空き家の解体が実行されていないが、今後、台風などのときには危険

と思えるものが何か所も見当たりますが、先ほどの説明では、この3月予算で解体の作業を進めるということですが、実際の解体作業はいつごろになるのかご答弁願いたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） ちょっとお答えの仕方がまずかったのかもしれませんが、この3月で解体を進めるということではございません。この3月議会に廃止の一部改正の条例を出したということでございます。まずその廃止の条例が可決されて初めて市営住宅としての管理が外れますので、その先の解体になります。ですので現実としては、少なくとも22年度では一部地域住宅計画に基づきます国庫補助の申請をしておりますので、その中でできるのかどうか、実際にはその中でやはり予算化させていただいておりますけれども、住宅のストックということで、基幹として下永井住宅の改修を当て込んでおります。

そういった中で、全体の中で、解体については提案事業でございますので、その部分でうまく持って行けるのかどうかということで、仮に早くても22年度の後半になるんだろうと思います。それまで確かに危険な住宅はあるかと思っておりますので、うちのほうは毎月月末に必ず各戸徴収に行っておりますので、その部分できちんと見回しまして、危険のないよう、もし危険であれば、さらに少し外部からの侵入はできないような手当てをさせていただきたい、そのように考えております。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 自分も双葉町住宅はよく見回ったりしていますけれども、ちょっと大風など吹いたら、もう吹っ飛んでしまうようなものもあります。もし飛び散ったりなんかした場合には、あの辺には結構人も歩くことも多いので、事故等に巻き込まれる経緯も感じられますので、早急な対応が必要と思われます。

それと、もう既にこの赤い部分だけが空き家になっています。国のほうとしても、ある程度空き家が出た場合には新たな施設を作りなさいとのことですが、市としては何の計画もないのでしょうか。どんなふうに取り組んでいくのか、今後の取り組みについてお尋ねします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） お答え申し上げます。

確かに住宅が著しく不足している、そういうところでは新たな建て替えというのが必要になってくるんだと思います。ただ、旭市におきましては、このほかにも県営住宅が189戸ご

ざいますし、今回、新たに雇用促進住宅も加わりました。実際に今415戸ありまして、今回廃止が39戸ですので、それでもまだ公営住宅が376戸あるということでございます。今現在は、この住宅をうまく長寿命化させながら使っていく形になります。

今回、国のほうに出しております計画の中でも、当面平成23年度までは住宅のストック、これを長寿命化させるという形がまず優先されるのだろうと。そういう中で、個々に住宅を改修してきております。19、20、21ともう既に3か年実施してきておりまして、22年度には下永井住宅をさらにやる、その先には、また少し計画を立てながら、場合によっては鋼木のほうの修正をかけながら、今ある住宅を少しでも長く使っていくという、そういう形も国のほうが今認めてきておりますので、そこに乗って、うちのほうは進めていきたいと考えております。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 自分も見ていると、双葉町住民が、やはり市のほうが説明してきて、出たら壊すと。やっぱり空き家になったものがちょっといろいろ問題がありそうな部分が目についています。そしてこの双葉町の跡地、今後だいが空いて、管理も大変になっていくことと思いますが、この跡地利用を何か空いた部分を考えているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の4回目質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今まで空いていた部分、これは当然、草刈り等の維持管理をうちのほうが適正にやらせていただいております。さらに今、個々の住宅には駐車場がございませんでしたので、空いたところを少し整地して駐車場として、双葉団地におきましては貸しつけをしておる状況でございます。

あと、その先、長期的な話になりますと、現在まだ住んでいらっしゃる方がいらっしゃいますので、特に南側に面したところは非常に日当たりがいいのかもしれませんが、あそこの住宅についてはほとんどが住んでいらっしゃる、そういう状況もあります。今後やはり出て退去された場合には、取り壊していくという方針はあるんですけれども、では全体としての利用というのは、すこし長期に考えていかなければならないだろうと、そのように思いますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） では、大きな3番目の飯岡中学校整備についてお尋ねします。

（1）の土地条件の調査についてお尋ねいたします。

土地条件といいましても、台風とか大雨とか、いろんな天候を想定した調査が行われたのか、また、周辺の道路による調査は行われたのか、また隣接地に対する調査は行われたのか。また排水条件の調査が行われたのかどうかお尋ねいたします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

ただいまのいろんな雨の条件だとか排水の条件だとかにつきましては、今後、いろいろな設計とか開発の関係の調査とか、そういったものの中でやっていくものと考えております。したがって、現在までに調査が済んでいるということではございませんで、今後していくと、そういったことでございます。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） やっぱり場所を選定するに当たり、その辺の調査がまず第一ではなからうかと考えます。自分は、調査不足でいろんな失敗した事業を見てきました。やっぱり手順が狂えば、市民の皆さんに多大な迷惑をかけることになります。もっと行政は計画を立て、慎重に取り組んでいていただきたいと思います。

その辺、市長、どうお考えですか。お尋ねします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 全くそのとおりだと思います。よく調査をして場所を選定して、それからいろいろ計画に入っていくということは手順だと思います。その調査というのは、段階までまだ行っていなかったというようなことでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） では、（2）の教育条件の調査についてお尋ねします。

教育にはいろんな条件が伴わなければ、いい教育ができないと自分も思っております。まず生徒に与える騒音の調査など、また登下校時のさまざまな影響に対する調査だとか、スポーツの条件に対する調査とか、また学生がいろんな意味で交流の条件の調査とか、そういう部分はどれくらい行っているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

- 学校教育課長（平野一男）　さまざまな条件があるということでご指摘をいただいたところでございます。登下校、スポーツ、さまざまな交流というお話でございますが、文部科学大臣官房の文教施設企画部が学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計において必要となる留意事項を定めております。その中に、校地環境としてすべてをここで挙げることはできませんが、留意する主なものとして、こういったようなことがございます。例えば、生徒が疲労を感じない程度の通学環境であること。それから、良好な日照及び空気を得られる健康的な環境であること、そしてまとまりのある適正な形状であることが望ましいと、そういうことが挙げられております。条件整備というようなことで、これらのことがさまざまな条件ということに値するものかなと、このように考えます。

以上でございます。

- 議長（林　一哉）　向後悦世議員。

- 10番（向後悦世）　では、再々質問をいたします。

国に定められた条件といたしますが、でも今、国も教育に伴う条件の見直しを進めているところであります。今、国が求める教育とは、やはりちゃんと社会に送り出して、立派な社会の一員となれるような教育が必要だと改正しつつある状態でございます。実際に教える側も社会周辺をよく理解して取り組んでいただきたいと思います。

4の観光の拠点づくりについてに移ります。

（１）旧飯岡町の計画、漁港の売店施設は。九十九里町では観光リーダー養成講座を開いたりして、イワシなど地域の魅力を活用して、観光商品や体験交流の場づくりに知恵を絞ったり、99通りのイベントを用意するなど、さまざまなアイデアが提案されています。我が旭市は、どのような計画を基に進めているのかお尋ねします。

- 議長（林　一哉）　向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

- 商工観光課長（神原房雄）　観光拠点づくりの中でのイベント等含めた観光という部分をどういうふうに考えているかということだと思います。

市の観光拠点に対する考え方という部分だと思いますけれども、旭市には今お話があったとおり九十九里浜、屏風ヶ浦といった景勝地、それからパークゴルフ場、長熊釣堀センターなど、豊富な観光資源があります。そのほかにも刑部岬展望館、大原幽学記念館など、県内外から多くの人々が訪れる施設もございます。またイベントでございますけれども、イベントにつきましても、YOU・遊フェスティバル、砂の彫刻美術展、七夕市民まつりなど、数多

くの催しも実施しているところでございます。

ご質問の観光拠点ということにつきましては、旭市における観光の形態という部分につきましては、海を活用した夏季集中型の観光地という部分でございます。観光客の入り込み数を見ましても、平成20年度は年間で121万人と、そのうちの日帰り客が109万人、宿泊客が12万人と、日帰り客が全体の90%は占めている状況でございます。その内訳としまして、日帰り客のうちの50%、54万人ですが、そのほかにも宿泊客の30%という部分につきましては、7、8月に集中しているということでございます。そういった意味で、飯岡刑部岬展望館、それからみなと公園を含めた飯岡海水浴場周辺、それからパークゴルフ場を含めた矢指ヶ浦海水浴場周辺、そういうものが拠点地区というふうに考えているところでございます。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 再々質問をいたします。

観光の拠点づくりに当たりましては、やはりそういう観光リーダーと申しましょうか、そういう人材育成がまず第一でないかなと自分は思います。何をやるについてもやはり人であります。九十九里町はもう既に観光リーダー養成に当たっています。市長はよく、検討委員会、検討委員会、検討委員会が大好きなようでございますが、逆に市長、何かあまり自分の個性も出さない、市長の存在感が失せてしまっているのかなと自分は感じます。もっとリーダーシップをしっかりと発揮して、ちゃんとした人材育成を私は求めたいと思いますが、市長、どう考えていきますか。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） いろいろな考え方があると思いますが、私は新しい施策として、直売館やら道の駅みたいなものもやる、体育祭もやりたい、いきいきプランもやる、それからおむつの2歳までの無料化、そういった部分も新しく取り入れて、この議会にかけているわけでありまして、そういった部分の中で、観光拠点の問題、あるいはまた直売館の問題、そういった部分では確かに人材が必要であります。その部分は、これからどうやって持っていくのかという部分も含めまして、人を探すというようなことも十分やっていかなければならないことだと思っておりますけれども、観光づくり、産業づくりのために行政がそういった部分まで踏み入れなければならないのかというような部分もいろんな議論があると思いますので、その辺はこれからいろいろ研究をしていかなければならないことだと、そんなように思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） では、（2）のいいおか荘のリニューアル工事についてお尋ねします。

完全リニューアルした状態にするのには、もう2億円は必要とお聞きしました。議会としてもリニューアル工事が4億7,000万円の費用が必要と議会に議案とされたなら、どのような判断になったことでしょうか。市長は工事した場所がはがれたりしたところが何か所かあることを知っていますか。今後どのような対応を考えているのかお尋ねします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） リニューアル後のいいおか荘につきましては、皆さんどれだけ行き会っているかわかりませんが、かなりいいおか荘には行って現場を見ております。そういった中で多少修理をしなければならない部分、変えなければならない部分、支配人からよく聞いておりまして、その部分はよく相談をしながら修築をしているというのが現状であります。

よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 再々質問をいたします。

自分もリニューアルした外壁といいましょうか、霧よけの部分といいましょうか、2か所はがれて、リニューアルした直後に修繕したのを知っていますが、これは市長としても、市民の皆さんのお金を使っているわけですので、やはりクレーム対応なり、何かどういうふうに取り組んでいくのかお尋ねしたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（堀川茂博） 修理の関係なんですけれども、先ほどの霧よけの部分につきましては、工事の対象外となっていた部分でございます。リニューアルの概要でございますけれども、主なものは内装と外壁の塗装というふうになっております。塗装につきましては、これは下処理をしてごさいませんので、クレーム期間1年、場所によっては2年という場所もございます。内装については2年間ということで、一部雨漏り等が発見された場所については、業者のほうにクレームをとってごさいます。2件ほどそういう場所がございます。そういう場所については、もう1年ごさいますので、リニューアルの際の工事の関係で出た場合は、今後対応していきたいと、そのように思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） では、再々質問をいたします。

自分もいいおか荘リニューアル工事で、建物が全部リニューアルできるのかと思い、議案を採択いたしました。しかし終わってみると、もう2億円必要というような話を聞きました。やはり実際に議会に判断しやすいような状態で、予算を計上していただきたいと思います。

市長、いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほども申しましたように、国民宿舎いいおか荘の問題は、今後、市といたしましても大きな課題だと思っております。これから2億円かけてリニューアルするのがいいのか、いろんな部分を議論をしなければならない部分がありますし、国民宿舎運営協議会、そしてまた地元のお考え、議会の考え方、そしてまたいろんな部分での市民の皆さん方のご要望、そういった部分を含めながら、これから決断をしていかなければならないと思います。

しかし、近い将来といいましょうか、一・二年の間は、市で経営をしていくということは間違いありませんので、そういった部分での修理が発生しましたら、議員の皆さん方にも修理につきましてその都度都度、ご説明を申し上げたいと、そんなように思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時 0分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

太 田 將 範

○議長（林 一哉） 引き続き一般質問を行います。

続いて、太田将範議員、ご登壇願います。

（４番 太田将範 登壇）

- ４番（太田将範） 私は、特別職としての地方公務員として、国の最高法規である日本国憲法を尊重し、遵守することをお誓いして、一般質問に移らせていただきます。

私たち民主商工会というのは、商工業者の団体でございまして、そこで私、事務局をやっているわけなんです。毎年、県下の民主商工会の人たちがアンケート調査ということで、営業と暮らしのアンケート調査を行っております。その中で幾つか紹介させていただきます。

暮らしで困っていることはどれですかとの質問について、税金の支払いが38%、国民年金の支払い29%、老後の生活不安47%となっております。税金や保険料での滞納があると回答した方は全体の26%となっており、その内訳は、国民健康保険税が50%となっております。現在滞納のないと答えた方も60%を超える方々が支払いに困っている、こういう状況がございます。だいたい回答数は600世帯ちょっとぐらいの回答数なんですけれども、データとしては結構使えるデータになっていると思います。

次に、私は社会保障推進千葉県協議会の一員としまして、毎年、旭市の市役所を訪れまして懇談をさせていただいております。その中のお答えになった市のほうからのアンケートでも、ほぼ同様の結果が出ております。平成20年度に一度でも税金を滞納した方というのは、国保加入世帯 1 万3,490世帯のうち3,845世帯、28%にもなっております。そのうち年度がまたがりまして資格証明書、これは窓口で10割払うという証明書です。その交付世帯が525世帯、短期保険証と申しまして、使える期間が1か月から3か月間というような短期保険証が同じく1,630世帯となっており、滞納による制裁措置が加入者世帯の60分の1、2,100世帯にも及んでおります。また、ご回答では、滞納のあった世帯の所得水準の状況なんですけれども、3,800世帯のうち約3,100世帯、81%の世帯が所得額で200万円以下となっております。普通、年間所得が200万円を下回るという世帯というのは、最近の言葉で言うとワーキングプアと、こう呼ばれている世帯でございます。

このアンケートによりますと、旭市の国保税の滞納者の世帯の8割がこの状態にあるわけなんです。また、保険料率も特に所得割の課税に関しましては、基礎控除の33万円を超える部分が課税されますので、大変保険税の金額実態そのものも高くなっております。こうした滞納というのは、国税では消費税、同様に地方税では、国民健康保険税が大変滞納として多く生じてきていると思います。

こうした滞納について、国税庁あるいは各地方自治体は、大変滞納に対する徴収という権

限は強いものがございます。督促状を発送して10日過ぎましたら、差し押さえ等の強権的な取り立てができると。その差し押さえた物件を換価して収納することができる。裁判を省いて簡単にやることができるという規定になっております。ですから、大変強い力のある法律でございます。そのことが国税のほうでは、消費税に関してはかなりいろんな形で、預金の差し押さえや売掛金の差し押さえ、こういったところに随分出てきております。その結果、取引先から営業停止をされた業者の方がいらっしゃいますし、生命保険を解約された方が抗議して自殺しようとしたけれども、自殺しても生命保険が入りませんのでやめましたというような笑えないような実態が今各地で起きております。

これは国税も地方税も同様に行われております。ですからこうした滞納についての考え方をどうしていくかということなんですけれども、幸いなことに旭市におきましては、社会保障協議会でのアンケートにおきましては、納付相談を行っているということを前面にした徴税をするという話を聞いております。後でこのことについても質問させていただきます。

そういうことですけれども、国保税の制裁措置が2,155件というのは異常な事態ということでは変わらないと思います。その上、今後2015年問題というのが控えているわけです。これはどういうことかと申しますと、私たちが一番最後になるんですけれども、団塊の世代の方々がだいたいあと2015年になると現場からいなくなる。恐らく生産現場からも、ここにいらっしゃる公務員の方々もかなりの部分がここから出て年金生活になる、こういう時代になると思うんです。それが2015年。ですから滞納問題とか所得の低い人の問題につきまして、2015年ということが一つの大きな節目になる年だというふうに考えております。

年金生活になりますと、公務員の方々でも収入がだいたい3分の1程度になってしまうと思います。また、その下の国民年金の方々はまだ低いです。それから国民年金しか加入していない方につきましては、夫婦そろっても月々12万円程度という形になっておりますので、常に所得の低い方々が旭市内にあふれ返るということが2015年の問題だというふうに考えております。

そういうことでお年寄りの貧困層が激増するということですね。若者の3割は今現在、非正規労働で働いております。こうしたことを併せて考えますと、五・六年先、滞納が急増することが予想されるわけなんです。また、この5年間、老年者控除や市民税の高齢者への非課税措置の廃止、これは125万円ということで大変大きな金額でした。これが廃止されることによって高齢者への負担というのが大変高くなってきている。高齢者に多額の負担が押しつけられてきているというのが現在の状況です。

納税の窓口では、滞納として扱われる人はほかに公営住宅の家賃や保育料、給食費などを滞納していることも重なっております。また、クレジット・サラ金問題の被害者として、また健康問題を抱えていると、こういう事情が大変多いということです。滞納の背景には、借金のあるケースが相当ある。こういうふうに思われます。市の消費生活相談員からは、こういった滞納者というのが多重債務の被害者として扱われている。しかしながら、滞納問題が解決しても、これらの借金の問題が解決しない限り、また再度滞納者としてあらわれてくる。こういう状況があろうかと思えます。

また、公共料金等を滞納している方々につきましては、公的な融資制度はほとんど使えません。昨日、商工観光課のほうからセーフティーネット資金、これは中小業者向けの資金ですけれども、大変な勢いで伸びていると。しかしながら、こうした滞納者に対する融資的な側面というのはほとんどありません。これをどういうふうに作っていくかということは、また後で質問させていただきます。

現在、滞納のほうから見た問題ですけれども、200万円以下で大量に発生しているということは何が問題なのかということなのですが、要するに所得が低い、そういうことなんです。所得が低いからこそ、何かちょっとつまづきがあると税金を滞納したり、クレジットから借りてくるとか、そういったことをやらなければならないという、そういう立場に立っているわけです。

ですから、今後大量にこれから低所得者が発生するわけですから、旭市が行政としてこうした低所得者に対する支援をする、行政の課題としていくということが求められてきております。これは厚生労働省のほうの関係でも、既にこういう指導を下さいということであらわれてきております。

昨年、一昨年と年越し派遣村の問題がございました。こういった人たちをワンストップで相談に応じるということが、現在求められてきております。この派遣村を運営した人たちはどういう人たちかといいますと、行政書士や弁護士、要するにクレジット・サラ金問題での相談を受けて来た方なんです。生健会とかそういったところは、生活保護の関係を皆さん方の支援に使ってきたNPOです。それから雇用保険だとか、雇用問題で不当な解雇に遭った人たちの救済をやってきた労働組合、こういった人たちが3年ぐらい前から集まりまして、反貧困ネットワークというのをやっております。それが派遣村の相談員としているわけです。

ですから、それが国を動かして公設の年越し派遣村を作っていくとか、ワンポイントでの相談を受けていくということが現在進められつつあります。ですから旭市もこういった低所

得者に対する支援と対策をきっちりやっていく必要がこれからあるだろうというのが私の考えでございます。

質問の内容なのでございますけれども、取りあえず滞納問題につきましては、市の条例に、市民税に関しましては51条、市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減額し、又は免除することができる、これの第2項におきまして、当該年度における所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者、これの中身の問題があるわけなんですけれども、それともう一つ、国民健康保険税の減免につきましては、第15条、やはり、貧困により国民健康保険税の納付が著しく困難と認められる者と天災その他特別の事情のある場合においては、国民健康保険税の減免を必要と認められる者については、減額し免除するという規定がございます。

ですからこれにつきまして、条例に定められている中身が、きちんとした基準として公布されておりません。市長にこの減免制度について条例で定めてあるのに基準がないということはどういうことかと。お隣の匝瑳市では減免基準があります。こうしたものを積極的に作っていくということを質問としてさせていただきます。

次に、ちょっと専門的になりますけれども、税務課長に、納税の緩和措置ということで三つほどの条項がございます。地方税法では15条ですね。要するに納税の猶予の問題と換価の猶予の問題です。それから15条の7に滞納処分の執行の停止というのがございます。これについて、説明を行っていただきたいと思います。

次に、生活保護基準についてということで、夫婦と中学生1人のアパートの家賃3万円の家族をモデルとした生活保護の支給の基準というのを出示してもらいたいということです。

それから、これが一つには厚生労働省で目玉商品として作られたことなんですけれども、生活福祉資金というのが四つほどの大きな流れの中で作られてきております。これが制度設計がきちっとできれば、こうした滞納の方々、あるいはクレジット・サラ金問題で悩んでいる方々の融資の対象になる可能性がある。このことにつきまして、制度の概要と、こういったところに該当するのか、どこが主体となってやるのか、原資はどこなのか、保証人の要件、利息等々をご説明していただきたいということと、活用されている状況を聞きたいということです。

最後に、消費生活相談についてということで、本年6月から貸金業法が変わりまして、各地の自治体において、クレジット・サラ金問題、これにつきまして相談の窓口を作りなさい

ということが厚生労働省、県のほうからも来ていると思いますので、これの準備状況について質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

全体としてはそういう流れですので、これから先は席で質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市長。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 太田議員の質問に対し、お答えを申し上げます。

減免の取り扱い基準といいたしましょうか、市の条例で定めてある減額措置の問題についてご質問がありました。旭市固定資産税減免事務取扱要綱で、災害時により、被害を受けた程度により減免額を規定するため策定をしていますが、市民税、国民健康保険税については、納税者との納税相談を行い、個々の世帯の状況により対応しているところであります。今後、太田議員が申されましたように、いろんな近隣の状況、あるいはまた市民の状況を考えまして、そのような必要性がある場合、策定を考えていきたいと、そんなように思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは、納税の猶予についてお答え申し上げます。緩和措置についてでございますけれども、大きく3点ございます。一つは、地方税法第15条第1項に規定されております徴収猶予、それと2点目は地方税法第15条の5規定の換価の猶予、それから地方税法15条の7の滞納処分の停止ということでございます。その中で地方税法15条の第1項の徴収の猶予の要件でこれを運用していますのは、第1号には震災、風水害、火災等の災害が起きたとき、それから2号では本人または生計を一にする親族の病気、負傷のとき、3号として、事業の廃止・休止のとき、4号として事業に著しい損害を受けたときと、5号に以上に類する場合ということでありまして、これらにつきましては、納税者の申請によりまして原則1年、やむを得ない理由がある場合は2年間の納税の猶予をしております。

次に、換価の猶予につきましては、滞納金額にもよりますけれども、相当な程度の滞納額を納付した場合、これは差し押さえされているような場合ですね。その場合には換価の猶予をするということで、差し押さえ財産の解除を行っております。

次に、滞納処分の停止につきましては、これは財産がないとか生活困窮、所在が不明と、3項目が滞納処分の停止の要件になっております。この場合につきましては、財産調査、所

在調査をして、適切に対応しておるところでございます。

○議長（林 一哉） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、生活保護の基準について、それから3番目の生活福祉資金についてご答弁申し上げます。

生活保護の基準につきましては、世帯の人数、それから世帯を構成する家族の年齢構成、それらによって支給額が変わってきますが、議員ご質問の夫婦と中学生1人がアパート、家賃3万円のところで生活をしている場合に、年額幾らの支給額になるかということでございますが、まず、この3人の世帯の両親を40歳代というふうに仮定をし、そしてまた中学生1人の3人世帯ということで行きますと、4月から10月まで、これにつきましては月額18万4,670円、それから11月から3月まで、これは冬季加算が加わりますので18万8,580円、それから12月には期末一時金が3万4,890円加わりますので、これらをすべて合計いたしますと、年額227万480円ということになります。

それから、生活福祉資金について申し上げます。

まず、この制度につきましては、雇用保険と生活保護、これらの中間に位置する低所得者等を経済的に支えていくという、そういう制度でございまして、この制度の実施主体につきましては、県の社会福祉協議会が行っております。それで、市の社会福祉協議会が貸し付けの窓口になって実施するようになります。貸し付けの対象につきましては、低所得者世帯、それから障害者の世帯、高齢者の世帯ということになっております。

平成21年10月からこれらの制度の改正が行われました。改正点は大きく三つございます。その一つ目は、資金の整理統合及び総合支援資金の創設ということであります。従来10資金15費目に分かれていた資金種別が、4資金9費目に整理・統合されました。また、現行の離職者支援資金を拡充いたしまして、先ほど議員お話ありましたように、派遣切りなどで住宅を喪失しました離職者の支援を主な目的としました総合支援資金、これが新たに創設をされました。

2番目の改正点でございますが、連帯保証人の緩和要件というものも行われております。原則、連帯保証人は必要としつつも、連帯保証人が立てられない場合、それでも利子を負担することによって貸し付けができるという、そういう改正が行われました。

3番目の貸し付けの利子、これにつきましても変更されております。従来3%となっていた貸し付けの利子が、連帯保証人がいる場合には無利子、そして、連帯保証人がいない場合は1.5%ということに改正をされております。以上が制度の改正部分でございます。

それから、もう一つは、生活福祉資金の貸し付けの状況ということで申し上げます。

市の社会福祉協議会の対応件数といたしまして、改正前の平成21年4月から9月までは相談件数8件ございまして、貸し付け件数はゼロでした。改正後の10月から先月末まで、相談件数17件ございまして、貸し付け件数は4件でございます。その内容を見てみますと、2件が総合支援資金でございます。改正後につきましては、多少なりとも借りやすくなったのかなという感を受けておるところでございます。

総合支援資金のほかに、4件の中では福祉資金が2件ということでございます。これは緊急の小口資金となっております。残りの13件あるわけですが、1件は善意銀行によるほんの小額の貸し付けで済んでおるということでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、消費生活相談についてということで、多重債務者の相談活動が始まるが市の窓口の体制と準備状況についてというご質問でございます。

多重債務者問題につきましては今大きな社会問題となっております、国を挙げて対策に取り組んでいるところでございます。県の対策としましては、平成19年9月に千葉県多重債務者問題対策本部を設置しまして、県の関係機関が連携し、問題に対処しております。そして、相談対応の指針としまして、千葉県多重債務相談対応マニュアルを平成20年3月に作成しております。また、これまでの県消費者センターでの相談のほかに、多重債務24時間365日の相談という部分を平成20年8月から民間委託により開始しているところでございます。

一方、市では多重債務者問題につきましては、消費生活相談員が応じております。県作成のマニュアルに基づきまして、個々の実情に即して適切に対応しているところでございます。多重債務の解決につきましては、法律的な行為を伴います。また、消費生活相談員がそういった場合に問題の整理、解決手順を助言しまして、状況に応じて弁護士に引き継ぐなど、解決が図られるよう相談業務を行っているところでございます。

議員のご指摘のとおり、多重債務者につきましては、さまざまな問題を複合的に抱えておりますので、市役所各課との連携も必要不可欠と考えております。税務課や社会福祉課など、多重債務者とのつながりが深い部署と連携をとって対処しているところでございます。

また、相談日につきましても、これまで週2日という部分で実施しておりましたけれども、平成22年度からは週4日に拡大して、消費者行政の充実を図っていききたいと、そのように考

えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4番（太田將範） イメージといたしますと、2,100世帯以上の方々がいわゆる危険信号を送っているということですね。といいますのは、資格証明書と短期保険証というのは、年をまたいで滞納があるということですので、その方々の発している危険信号といいますか、そういったものをまずイメージといたしまして、税務課の徴収の係の方が納付相談なんかを訪れた方々、こういった人たちからきちっと質問検査権も調査権もございますから、きちっとした資産、負債調査をすれば、これは貸借対照表ができるわけですね。また、生活思想の調査をいたしますれば損益計算書、こういったものができるわけです。

この道のプロでございますので、こういった人たちが積極的に市のほかの行政にもかかわっていくということが必要だろうと思うんですね。その中で出てきた、例えば多重債務がある方については消費生活センターのほうに回していく。そのときには税務課のほうで調査した中身もついでに持って行ってしまおうと。

あるいは、ここが今問題だと思うんですが、生活福祉資金についてということなんですけれども、課長からちょっと低所得者だということだったんですけれども、この低所得者の線引きする中身というのが、住民税の非課税世帯ということになっているんですね。私、生活保護の基準がどのくらい出るのかと申し上げましたのが、要するにそれとの比較なんです。

3人家族で住民税の非課税世帯というのは99万円です。これが基準になりますので、生活保護の基準の半分以上の方々が一生懸命税金を払っているんだけど、何かあると滞納になってしまうという実態があるかと思います。ですから、これらの人々についての救済をどうしてもやらなければならないということになりますと、生活保護基準世帯の1.4倍から1.5倍、このくらいの人たちを救済の制度の対象としませんと話にならないということなんです。

ですから、99万円の住民税の非課税世帯ということになれば、条件がそろえば生活保護に持っていけばいいことなんです。そういうことですよね。ですから、問題になるのは二百数十万円の支給が受けられる方々が生活保護の基準です。その1.4倍から1.5倍、この辺を制度の対象にしていかないと、福祉生活資金というのは絵にかいたもちになってしまう、こういうことです。もう一つは……

○議長（林 一哉） 太田將範議員、一問一答方式で行っておりますので、通告は4点ござい

ますので、4点の最初からやっていただけますか。市税の関係ですね。それと2点目が納税の緩和、市税と生活保護基準と生活福祉資金、それから消費生活相談と、4点です。

○4番（太田将範） 全部連なっているものですから。

○議長（林 一哉） 一問一答方式になっておりますので、できれば分けていただきたいと思います。

○4番（太田将範） 社会福祉課長に質問しますけれども、生活保護基準の水準と、先ほどこいいました住民税の非課税世帯、この隔離が激しいということですね。この基準が二通りも三通りもあるというのはおかしいことで、できればこれを住民税の非課税世帯ではなく、生活保護基準の1.5倍とかという形での運用を県のほうに求めていっていただきたい。これが一つです。

それから中身についていろいろ情報を集めてみますと、例えば、この福祉資金につきましては、借入金の返済に使うとか税金の返済に使うということが、どうも県のほうは考えていないみたいなんです。ですから資金使途につきましても、遊びに使うとか、そういったもの以外はどんどん出してほしい、広げてほしいというのが質問のもう一つのことです。そのことを県のほうにきちっと上げてほしい。できたばかりの制度ですので、どんどん上げていけば、解決ができるのではないかと思います。

とりあえず社会福祉課長のほうにお願いしておきます。お答えをお願いします。

○議長（林 一哉） ちょっとお待ちください。

一問一答方式で来ていますので、今2番目、3番目をやっちゃいますと……。

○4番（太田将範） では、1番、2番につきましては、課長のほうのご答弁ということと市長のご答弁で省略するということで結構です。3番に移ってください。

○議長（林 一哉） それでは、生活福祉資金の太田将範議員の質問に対しまして、答弁をお願いします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） ただいまお話ございましたように、確かに、いろいろ報道等もそうなんですが、所得の逆転現象というようなことで、政府の対応が云々というようなこともたびたび報道されるところでございます。そういう中で今、議員のほうからいろいろと借りやすくすべく、要望等ということでございますが、そういう考え方に基づいた要望等は、社会福祉協議会の実際の相談員とそれから我々のほうで、十分その内容をこうあるべきだというものを持って、県のほうへお願いを、県の社会福祉協議会を通じまして国へお願いをす

るというようなことをぜひとっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4番（太田將範） ありがとうございます。

商工観光課長のほうにお尋ねします。

ほとんど現在、多重債務問題につきましては準備オーケーということで考えてよろしいでございましょうか。

○議長（林 一哉） 太田將範議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 多重債務問題につきましては、市の体制はとれているというふうに思っております。

現在も平成21年度でいいますと、97件の消費者相談がございますけれども、その中で多重債務の問題は10件処理しております。

以上です。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4番（太田將範） そろそろまとめにかからせていただきます。

各所管するところの市の職員が多重債務問題、滞納の問題から見てくる低所得者に対するさまざまな施策、これをやっていただければ、かなりの相談件数をこなすことができる。私ども民主商工会といいますのは、事務局は実質的に3人ぐらいしかおりませんので、対応するといっても限りがあるわけですね。現在そういった多重債務問題とか滞納の問題に対応するには、我々だけではとても無理だと、どうしても市の職員の方々の力がある。先ほども申しましたように、税務課なりそういったところが力を合わせれば、年越し派遣村で相談に応じた方々のように、きちっとした対応ができるはずなんです。また、そういう情報をお持ちになっておりますので、特に低所得者問題についてのこういった連携を図っていただきまして、旭市の市民の、特に所得の低い方々に対する対応を行っていただきたいと思います。

そのことが、結果として明智市長がおっしゃっているように日本一暮らしやすい旭市になる道であるということでもありますので、ひとつ明智市長にこういう方向を考えていただきたいという私の要望に対して、ご回答をお願いいたします。

○議長（林 一哉） 太田將範議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

- 市長（明智忠直） それぞれの組織の中で一生懸命やってもらっていることに対して本当に感謝を申し上げるとともに、市役所のほうの中でも、そういった部分での相談窓口もきちっと今度は週に4回というようなことも増やして相談を受けるということになっております。

改善すべきことは改善をしていきまして、低所得者、生活保護の皆さん方にも日の目を見るような、そんなような行政をやっていききたいと、そんなように思っております。

- 議長（林 一哉） 太田将範議員。
- 4番（太田将範） 提案を前向きに受け取っていただきましてありがとうございました。
これにて一般質問を終わらせていただきます。
ありがとうございました。

- 議長（林 一哉） 太田将範議員の一般質問を終わります。

伊 藤 保

- 議長（林 一哉） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。
（5番 伊藤 保 登壇）
- 5番（伊藤 保） 5番、伊藤保。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、質問をいたします。

旭市が合併して5年を迎え、また市議会も22名の議員で新年スタートをいたします。そうした中で、合併後半5年の市政運営は重要な時期に入りました。明智市長は昨年8月、市長就任あいさつの中で、第2段階のまちづくりに入る今、旭市が掲げる将来都市像でもある「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市“旭”」に向かって、住んでよかった、住んでみたい、そして真に合併してよかったと思える市民一人ひとりの心が一体感を持ち、通い合えるきずなづくりの醸成が何としても必要だと考えているものであります、総合的には、ハード事業からソフト事業への転換を軸に置きながら、あくまでも財政そして市民ニーズを重視しながら私の信条でもあります「ふれあい、まごころ、思いやり」の心で市政運営を展開していきたい、このように語っておられましたが、1点目として、ソフト事業について、どのようなソフト事業をこれから行っていくのかご構想をお聞きしたいと思います。

2点目は、新政権での市政運営について伺います。

政権が代わり、期待と不安が国民にあります。旭市民としても同じことが言えると思います。平成21年度補正予算、平成22年度予算などで事業仕分けが行われました。そこでお聞

きしたいのは、今まで継続事業や事業計画など、旭市で影響があるものはないのでしょうか。

3点目に、高齢者福祉について伺います。

現在、旭市の高齢化率はどのくらいなのでしょう。

4点目に、障害者福祉について伺います。

障害者の中には、内部障害と向き合って生活をしている方々がおりますが、国内ではこの内部障害者への関心が徐々に高まってきております。内部障害者とは、心臓や腎臓などに疾患や機能障害を抱えながらも、外見は健常者と変わらない人たちのことですが、旭市にはこの内部障害者は何人ぐらいいるのか伺います。

以上、4点について質問をいたします。再質問は自席にて行います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 伊藤保議員の質問にお答えを申し上げます。

ソフト事業という中で、どんな事業をこれから展開をしていくのかということですが、私の信条であります一人ひとりの心が通じ合うきずなづくりが、これからの旭市にとって第2段階の旭市のまちづくりだと、そのような思いで、これからのまちづくりをしていきたいとそんなような思いでいます。

その中で、ソフト事業ということでお答えをしたいと思います。

子どもは旭市の宝、国の宝でもあります。世界の宝でもあります。子どもを生みやすい、育てやすい環境づくりは、最も重要な事項だと考えておるところでありまして、公約でもチラシの中で入れましたけれども、米百俵という言葉があります。その精神で取り組んでいきたいと、そんなように考えているところでもあります。

具体的な事業といたしましては、乳幼児を養育する保護者を支援するために新年度ではゼロ歳から2歳未満までの紙おむつの購入券を支給、子ども手当給付事業、乳幼児医療費助成事業は、ゼロ歳児から小学校3年生まで支援をしていきます。それから学童保育の延長、教諭補助員の確保、学校長のアイデア支援のための学校いきいきプランなどが挙げられます。また、そのほかにも、市民の一体感を醸成する事業として、第1回旭市民体育祭を千葉県総合スポーツセンター東総運動場において、小・中学生を含む参加をいただきながら、そういうことも視野に入れながら、旭市全体での明るいスポーツレクリエーション事業として推進していきたいと思っております。

そのほかには担当の課長より説明を申し上げます。

付け加えて、新政権ではどのような市政運営が、支障がないのかということでもありますけれども、要望とか陳情とか、そういった部分での形は少し変わってきているのかなと思いますけれども、全体としての予算の配分、そういった部分は、まだそんなにもはっきりとした違いは分かりません。これからいろいろとあると思いますけれども、それに十分対応して市政を運営していきたいと、そんなように思っているところであります。

以上です。

○議長（林 一哉） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 旭市の高齢化率についてお答えいたします。

2月1日現在で総人口が7万305人、このうち65歳以上の人口は1万6,481人で、高齢化率は23.4%になります。

以上です。

○議長（林 一哉） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、4番目の障害者福祉についてということで内部障害の方々の人数ということで、ご答弁申し上げます。

本年2月末の数字で申し上げますと、内部障害者全体で546名いらっしゃいます。身体障害者全体では1,978名でございますので、おおむね4分の1強、この方々が内部障害の方々であるということでございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 先ほど、市長よりお答えをいただきましたが、今後、高齢化がかなり進んでまいりますが、これは旭市でも例外ではないと思いますが、高齢者に向けての事業が何か考えておられるのでしょうか。その点をお聞きしたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 高齢者の方々も含んでの市民スポーツ大会にしたいと、一体感を醸成する大きな事業としては、それを目標にしているわけでもありますけれども、個々の問題で、老人クラブのいろんな連合会の行事、あるいはまた文化活動での敬老会、あるいは文化協会が主催しております発表会、そういった部分での事業を大いに取り入れながら支援をしていきたいと、そんなように考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

- 5 番（伊藤 保） それでは、関連していますので、次のほうに移らせていただきます。

新政権のほうではあまり影響がないというお話ですので、高齢者福祉について移りたいと思います。

高齢者福祉については、市内を歩いていますと、認知症の高齢者を抱えている家庭が多く見受けられるようになりました。最近では、防災無線などで行方不明の情報が聞こえてまいります。家族は四六時中気をつけていないといけないという、そういう状況にあります。特に夕方から症状が出始めるケースが多く、夜など眠れないとか、仕事に行けないとかという相談がかなりあります。認知症などの高齢者には介護保険の適用というのはないのでしょうか。伺います。

- 議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

- 高齢者福祉課長（渡辺輝明） 認知症は介護保険の保険に該当いたします。

- 議長（林 一哉） 伊藤保議員。

- 5 番（伊藤 保） グループホームなどの施設に入るには、在宅と同様に見られて、料金が13万円から17万円ぐらい1 か月にかかる、このように伺いましたが、これは厚生年金で暮らしていれば何とかぎりぎり入れるかどうかですが、国民年金ではとても入れない状況がございます。この救済の対策があれば、お答え願いたいと思いますが、どのようなものがあるかお答えをお願いします。

- 議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

- 高齢者福祉課長（渡辺輝明） 認知症のグループホームですが、これは議員おっしゃるとおり、在宅の扱いになります。施設ではございません。それで助成措置でございますが、保険料について、要するに介護サービスの保険料については、高額になった場合の助成措置はございますが、それ以外、保険外といまして、食費あるいは居住費、雑費ですね、こちらについては残念ながら助成措置はございません。

以上でございます。

- 議長（林 一哉） 伊藤保議員。

- 5 番（伊藤 保） そうすると、国の政策を待たなければならないという考えだと思いますけれども、こういった患者に対して一部負担というのは考えられないのでしょうか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 一部負担というのはどういう内容なのか、ちょっと今判断できかねますけれども、一つとして、高額介護サービス費以外の部分を、介護保険あるいは介護保険以外で高齢者の福祉という形で負担するということは、ちょっと正直な話、現在高齢者の方が急速に増加しております。認知症の方も認知症だけでなく、寝たきりと合併のような症状の方もいらっしゃいます。なかなかそこまでは、現状においては難しいというのが現時点の回答とさせていただくしかありませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 先ほどのソフト事業の一環として、食費なり、あるいはまた介護のかかった料金の一部負担というのを市でできないか、または考えられるか、市長にお答えをいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） ちょっと、先ほど4回終わっていますので、もしあったら次に移っていただきたいと思います。

○5番（伊藤 保） 分かりました。

では、答えをいただく前に次に移らせていただきます。

4点目の障害者を示す車いすマークがありますけれども、このマークというのは社会に非常に定着しております。公共施設や病院、商業施設の駐車場でよく見かけられますけれども、日本では誤って認識されているようで、この車いすの国際シンボルマークというのは、障害者を持つ人々が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマークで、このマークはすべての障害者を対象としたもので、特に車いすを利用する障害者を限定し、使用されるものではありませんとされています。

多くの人が車いすの人以外には使っていけないという誤った認識があります。内部障害者は、医師より運動制限を受けていても外見が健常者と同じようなために、電車とかバス、公共交通機関の優先席に座ると、冷たい視線で見られたり、障害者用スペースに車を止めると係員から一般駐車場に移動するように言われたり、そういう冷たい対応が少なくないそうでございます。

そこで、内部障害への社会的理解を深めて活動している関係団体が、2003年10月に身体内部の障害を示すハート・プラスマークを独自に作成し、行政への要望をはじめ地域事業やイベント、インターネットなどで普及活動を進めています。このマークですね。これは意外と

まだ、県下でも6市ぐらいしかまだ使われておりません。全国でもまだ少ないんですけども、このハート・プラスの意味、これは身体内部を意味するハートマークに思いやりの心、人の思いやりを増やすためのマークです。そこで旭市でもこの思いやりの心、ハートをプラスするという意味を込めたこのマークを市の公共施設に表示できないかどうか伺います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議員おっしゃられますように、内部障害の方々の場合は、外見ではなかなか分かりづらいということで、一般社会でのそういう車いすマークのところへの駐車、そしてまた公共の乗り物での障害者のシート、そういうところでの座ったり駐車したりという場合に、当事者が本当に苦い思いをされるというケースがあるとのことでございますので、議員今ご指摘のように、ハート・プラスマーク、そういうものも行政のほうから積極的に認知をしていただくような、そういう取り組みをまずしていきたいということで、今後、市の公共施設の管理者、管理担当課と、その辺十分協議を進めまして、マークの設置、それらは前向きに考えていきたいということでございます。

よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 大変前向きな答弁ありがとうございます。

ぜひこれらは、まだ千葉県下でも少なく、全国でも少ないわけでございますので、旭市がやはり全国に先駆けてこういった取り組みをしているという、そういったものも、やはり住みよい旭市のまちづくりというのに共通していくのではないかな、こういうふうに思いますので、ぜひお願いをして、私の一般質問を終わります。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 1分

再開 午後 2時15分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日 下 昭 治

○議長（林 一哉） 引き続き一般質問を行います。

続いて、日下昭治議員、ご登壇願います。

（ 17 番 日下昭治 登壇 ）

○ 17 番（日下昭治） 17番、日下昭治です。平成22年第 1 回定例会において、一般質問を行います。

質問も 2 日目になり、しかも最後ということでございますので、皆さんはお疲れのことと思いますが、しばらくお付き合いをいただきたいと思います。

合併 2 回目の、しかも定数を 4 名減で臨んだ選挙を勝ち抜かせていただき、こうして質問する機会を与えていただいた市民の皆様に感謝するとともに、責任の重大さを改めて痛感しているところです。執行皆様におかれましても、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

明智市長におかれましては、昨年 7 月 31 日より就任ということでもあり、21 年度事業においてのほとんどについては前伊藤市政を引き継がれ、今日に至ったことをと思いますが、これからのいわゆる 22 年度以降においては、明智イズムというか、あるいは明智カラーという表現がいいのか、選挙で示された公約実現に向け、施策が展開されるものと考えられますが、それらの点を踏まえて、質問させていただきます。

質問は大きく分け、4 点です。

では通告に沿って順次行ってまいります。

初めに、市長施政方針について伺いますが、今定例会初日の施政方針・提案理由の中で市の将来像である「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市“旭”」、そして我が旭市は日本一住みよいまちを目指していくとした六つの基本方針に沿って、詳細な計画が示されていますが、当市議会では、質問は事前通告制をとっているために、施政方針に対しての質疑をする機会がありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

前期 5 か年のうち 3 か年は既に終了されるわけですが、総合計画策定の視点の一つでもある新市の一体感を醸成することや、合併の基本理念としていた「サービスは高く、負担は低く」には幾分外れてしまい、逆に今後は負担が増すのではないかという懸念する声もたびたび聞こえてくる。市民の皆さんが期待されている行政運営をし、そして市民が合併してよかったと実感できるようなまちづくりを目指さなければならないと思いますが、そこで最初の質問、1 点目として、新年度予算編成に当たっての重点をどのようにお考えのもと、作成さ

れているのか。特に、昨日以来議論の集中があった学校の改築問題や公園整備、道路整備等については、私なりにお聞きさせていただきたいと思います。

2点目として、現在、本市は、合併算定替により優遇されている交付税や合併特例債などを活用し、公園や道路新設工事などの大型事業がどんどん進められています。その結果、21年度一般会計では国からの地域活性化対策臨時交付金も含まれますが、総額では279億6,000万円となっています。また、22年度当初予算でも269億1,000万円と大型予算が組まれています。合併による財政支援が受けられるのは時限立法であって、期限もあります。

そこで伺いますが、現状の財政状況をどのように把握されておられるのか。22年度の事業計画を見ても、単年度で終える事業よりも長期にわたる大型事業が多く計画されている。22年度の負債計上も47億4,550万円となっている。次年度以降も市債の計上が多くなることが想定されるが、市長として当然、将来の収支見通しに対するシミュレーションなどもされていると思うが、その点についてのご見解をお聞かせください。

併せて、財政課長の担当になるかと思うが、今現在、合併により財政支援されている地方交付税、それに市税収入、公債費の3点について、合併10年の優遇期限が切れる平成27年度と激変緩和期限の切れた後の平成32年度の見通しについてをお示しいただきたい。

次に、大きな2点目、基本計画の質問に移りますが、市長就任後、2回の定例会が開催され、その際、市長マニフェストに示された医療の充実から教育にわたっての27項目については、市の総合計画にほとんど入っているので、財政状況やニーズを勘案しながらスピードアップ、スピードダウンする事業を振り分けることにより、マニフェストは実現できると答弁されていたと思いますが、そのままの認識でいいのか。

それと市長は、ハード面の整備が進んだから、先ほど伊藤保議員の質問の答弁の中でも、ソフト事業を今後は推進されるというようなことを示されていますが、それと併せまして、市長の中でハート事業という言葉が出ておりますが、そのハート事業というのは、どのような事業を言われているのかを併せてお示しいただければと思います。

以上のようなことを考え合わせてみますと、合併協議会で検討された新市建設計画に掲げられた400件近い総額で570億円の計画は、本市の基本構想「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市“旭”」のリーディングプランとして、10か年の前期・後期計画に分けて策定されていますが、それらすべての計画が実現できるとは考えていませんが、市長として、計画により近い実現を目指されていかれると思っていたので、その点に関してのご見解を伺います。

基本計画 2 点目、新庁舎建設について、18年度に新庁舎策定委員会を設置し、21年度をめどに建設計画を策定するとしていましたが、現実には発足はなかったと思いますし、基金についても20年度からの積み立てであると思います。

第2次アクションプランで、既存の公共施設の有効活用と併せ検討していくとのことですが、どのような方針でいつごろをめどに建設に着手し、また、完遂を目指されるのか、市長としてのお考えを伺います。

次に、行政改革アクションプランの質問であります。前段の質問とも重複してしまうところもあるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

1 点目、事務事業の効率化をし、財政基盤の強化を図りながら市民との協働体制を進めることを目的に、17年度から21年度に至る旭市行政改革アクションプランを指針とし、行財政運営をされてきましたが、今年度をもって前期の計画年度は終了しますが、計画どおり進められた事業、あるいは未達成の事業もあろうかと考えられますが、達成率、あるいは執行率という表現がふさわしいのか分かりませんが、お示しいただきたいと思います。

また、その際には、どのような形であっても検証あるいは評価しなければならないと思いますが、それら評価の判断基準とするものはあるのかを伺います。

2 点目とし、今年度をもって終了する第1次計画を踏まえて、新年度以降の第2次計画になると思いますが、策定の指針において、1次計画から2次計画において考え方等変わるところがあるのか、この件につきましては前伊藤市政から明智市政へ変わられたこともあるので、お聞かせいただくものです。

最後に、広域ごみ処理場計画について伺うわけですが、1日の広報あるいは施政方針で出ることが通告時には想定できませんでしたので、通告した次第でございます。

1 点目伺いますが、調査した6か所の中で、銚子市の野尻地区が有力な候補であるようですが、現時点での進捗状況について、最終処分場も含め、お知らせ願ひたい。

2 点目、広域ごみ処理場計画を進めるに当たっては、本市、銚子市、匝瑳市で焼却施設、最終処分場施設を持っており、耐用年数、処分場能力にもおのおの違った形での限界があると考えられますし、計画が具体化されたとしても、利用できるようになるまではかなりの期間、年数が必要にされるのではと思いますが、その間は本市の施設は問題なく処理できるのかを伺います。

以上で1回目の質問は終わりますが、再質問は自席で行いますので、簡潔明快な答弁をお願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、お答えをいたします。

初めに、市長の施政方針についてということで、新年度予算の重点施策についてのご質問がありました。

負担がだんだん重過ぎちゃうんじゃないかというような話であります。公園、道路、学校、下水道、そういった部分では、今後どう対応していくのかということであります。何回かお答えをしたと思いますけれども、公園事業は22年度をもって一応凍結をする、打ち切ると。袋公園については、拡大の公園整備というようなことも当初、説明会、地域の方々に説明をしたというようなことを聞いております。その拡大の範囲におります地権者に対しましては、せんだってきちっと説明をいたしまして、一応、袋公園は打ち切りますというようなことで説明をいたしました。

それから、道路問題でありますけれども、道路問題は、新市建設計画から基本計画に移行した道路整備はしていかなければならない、道路は本当はゆっくりやってもいいというような部分もあるのかもしれませんが、合併特例債がもう5年で終わります。そういった部分も含めまして、有利な財源を活用しながらの整備をしていかなければならないというような意味で、基本計画、新市建設計画に沿って、きちっと対応していきたいと、そんなように思っております。

学校の問題も、耐震問題、耐震診断はされました。その中で残っている学校が3校でありまして、その部分はきちんとやらなければならないことでもありますし、やはりこれも5年の財政支援期間を見据えて、きちっとやらなければならないのかなと、そんなような中で計画どおりに遂行していきたいと、そんなように思います。

下水道につきましては、計画区域が今202ヘクタールの中で165ヘクタールが終わっているわけでありまして、あとの36ヘクタールぐらいの部分、計画どおり平成23年くらいではできないというようなことで計画を延長するというようなことで、当初、議案補足説明の中で説明を申し上げたとおりでありまして、その延長が終わったら、これも下水道は凍結をする、やめるということでご理解いただければと、そんなように思っております。

また、重点施策ということでお尋ねがありました。

新市建設計画の中、基本計画の中で六つのまちづくりの基本方針を掲げております。それ

に沿って、二つ、三つ、それの中でご説明を申し上げたいと思います。

一つ目で「安全で魅力のあるまちづくり」として、旭中央病院のアクセス道の整備事業、そしてまた街路整備事業（谷丁場遊正線）の市役所通りまでの延伸、それから旭駅前広場等の整備事業、これも平成22年度で一応目安ができた、そんなように聞いております。

次に、「快適でうるおいのあるまちづくり」として、住宅用太陽光発電システムの設置事業、蛇園南地区流末排水整備事業等々であります。

「健やかでやすらぎのあるまちづくり」として、病院の再整備事業、乳幼児紙おむつ給付事業、子ども手当給付事業などであります。

四つ目の「心豊かな人と文化をはぐくむまちづくり」として、学校いきいきプラン事業、学校給食センター統合改築事業、文化振興事業、今年は10月に長野県で外人として本当にまちづくりの再興を、そしてお酒の会社を再興したセーラ・カミングスさん、その方呼びながら1泊2日で来ていただきまして、その体験話やら再興のプランなどについて、旭市はどうすればすばらしいまちになるのかなと、そんなような文化講演会も予定をしているところであります。

次に、「活力と躍動感に満ちたまちづくり」としては、農業の基盤整備事業、農水産物直売所施設整備事業、ふるさと産品ショップ運営事業、観光イベント事業などがあります。

「共につくる夢のあるまちづくり」としては、定住自立圏構想策定事業、これからその策定に入るわけでありますけれども、やはり議案質疑でも説明がありましたように、これから本当に1市3町が交流を深めながら、一つのまちとして形成していくための自立圏構想の策定事業があります。

それから姉妹都市・友好交流市村宿泊助成事業、また市民体育祭の補助事業、市民まちづくりの活動支援事業、こういったものを主要事業として計画をさせていただきまして、先ほども申し上げましたように、国の財政支援の終期を見据えた中で、事業の厳選を図ってきたものであります。

次に、基本計画について、基本計画と市長マニフェストとの整合性についてということでお尋ねがありました。

人口の減少、少子高齢化に加え、景気の低迷等で今後の財政状況が厳しくなることを想定し、市民一人ひとりの知恵を結集して、限られた予算を有効に活用することが重要との考えで、ハードからソフトへ施策の事業実施を進めてまいりたいと思っております。

なお、ハード事業においても、新市建設計画・総合計画に掲げる事業については、今すぐ

にやらなければならない事業を精査し、さらに合併特例債等の有利な財源措置の制度の活用を視野に入れて、事業の推進を図っていきたいと考えております。

また、継続して実施している事業、あるいは事業計画をしている事業については、これも積極的に私のカラーを出しながら推進してまいりたいと、そんなように考えております。

またお尋ねのありましたハート事業ということはどういうものかということでもありますけれども、ソフト事業というようなことの中で、よりきずなづくりのための事業として私なりに位置づけておるものでありまして、先ほど私が申しましたように、子どもたちへの支援、あるいはまた旭市の写真コンテストが行われました。また、風景、百景などの旭市をほかの地方へ発信したいと、旭市のPRをしたいと、そういったものもこれからのハート事業として進めていきたいなと考えております。

庁舎建設についてお尋ねがありました。

庁舎について、将来の見通しといいましょうか、計画はどうなっているのかということですが、新庁舎については、新市における市民の融和の象徴として、また市のシンボルとして建設の必要性は感じております。

本庁舎の耐用年数、耐震化の問題を考えますと、近い将来において新庁舎建設は避けては通れないことだと考えております。今後、新庁舎建設については市民の合意を得られるよう、検討を進めていきたいと思っております。

次に、行政改革アクションプランについて、第2次プラン策定の基本方針について、私のほうから基本方針について申し述べますが、詳しくは総務課の担当課長のほうからお答えをさせたいと思います。

合併の目的を達成するためには、行政改革が最重要課題の一つであるという認識のもとで、平成18年3月に現アクションプランを策定しました。今後においても、この認識を継承しつつ、一層厳しさを増す経済情勢の中、多くの行財政需要に対応するためには、現計画にも増した強力な取り組みが必要であると考えております。とりわけ行政改革については、政策の柱として強力に推進していかななくてはならないと考えており、その強い思いが今回の行政改革推進課の設置に至っているところであります。

以上で私のほうからの答弁を終わります。詳しくは担当課の課長の答弁をお願いします。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、1番の（2）のところ、財政の現状と今後の収支見通しということで、まず最初に、現状の把握ということでございます。現状の把握というのは、

客観的にどういう形で比較ができるのかというのが、なかなか難しいところがあるかと思います。

客観的に見るといえば、今、国のほうで出されております健全化判断比率、これが一番なのかなというふうに思っております。ここの中で、もう議員ご存じのとおり、早期健全化基準というのが定められております。ここの中では、旭市はすべて該当していないわけでございます。ただ、実質公債費比率、これが早期健全化基準では25%ですけれども、その下の18%であっても18%を境に起債のほうが許可団体になるか、もしくは許可のいない協議団体になるかと、そういうことがございます。ちなみに、平成20年度決算では18.6%でございましたけれども、これまでも質問があったのでお答えしていると思うんですけれども、平成21年度決算を見た中では、これはこれを下回るだろうと。そうすると、平成22年度の起債からは、国と協議をするだけで済む団体ということで、これは健全化判断比率のすべてをクリアしたのかなというふうには思っております。

今後の見通しということで、その中で、交付税と公債費と税収の見込みということでお尋ねがございましたので、その点につきましてお答え申し上げます。

交付税につきまして特別交付税、これは特殊事情につきまして加算される、交付されるものでございますので、今の旭市、これは8億円から9億円の間でだいたい推移していると思います。これは合併は特に関係ない数字でございますので、普通交付税で説明申し上げます。

合併後10年間、平成18年度から27年度まで合併しなかった場合、要するに旧市町ごとに算定した数字が合算されてその額が保障されると、その後5年間、平成28年度から32年度まで、激変緩和措置ということで段階的に縮小されていくということでございますので、議員お尋ねは平成27年度と平成32年度ということであつたんですけれども、その終わった平成28年度と平成33年度ということでお答えしたいと思います。

普通交付税でございますが、平成20年度決算の数字、これで申し上げますと、67億3,000万円でございます。公債費、これは平成20年度決算で29億6,000万円でございます。平成28年度、普通交付税、今の見込みでいきますと、65億円から66億円ぐらいの間ではないかという想定をしております。ただ、若干国の政策により上振れしているという状況があることはございます。それと平成28年度の公債費ですね。これは32億5,000万円ほどを予定しております。

それと平成33年度、ここはもう完全に合併特例がなくなります。この段階ですと51億円から52億円ぐらいの普通交付税ではないかと、そのように思っております。公債費はこの時点

で約30億円という数字になるかと思います。

税収のほうもお尋ねでございますけれども、税収は今、非常に景気の状態、それから国の政策、それから制度の改正等いろんな議論がありまして、現段階で数字を出すのは非常に難しいという税務課の判断もありまして、今の時点では、数字はちょっと出せないんじゃないかということでございましたので、ちょっとうちのほうはそういう回答を受けておりましたので、この場でちょっとお答えさせていただければと思います。

（「上昇か下降かは」の声あり）

○財政課長（加瀬正彦） それはまた、必要であれば税務課長からお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、私のほうから大きい3番の中の（1）行政改革アクションプランについての中での達成度についてのご質問でございます。

現アクションプランの計画期間はご存じのとおり、平成17年度から平成21年度までの5年間ということで、一応今年度の3月をもって計画期間が終了するということになるかと思っています。現在、次期アクションプラン策定と並行しまして、現アクションプランの実績について取りまとめ中でございます。これは5年間分です。平成21年度終了をもって数値の確定するもの等、取り組み事項もございますので、まだ今のところすべての実績というものは出ていないという状況でございます。

先ほど、判断基準というのはあるのかということでございますけれども、この行政改革アクションプラン、これはこの前の全員協議会でもご説明しましたように、自らの身を削る計画、取り組みの方針でございまして、一律に達成度がいいとか悪いとかという基準、こういったものは国・県を通じてもございません。そういった中ではございますけれども、取りまとめ中の実績見込みで若干申し上げたいと思います。

前期の計画の中で、取り組み事項として93項目ございました。こういった中で、我々の判断として取り組めたのかなということで考えているものは84項目ほどございました。そのほかに、計画期間内に実施できなかったもの、これも7項目ほどございます。主なものを申し上げますと、任期付き職員制度の導入ですとか、再任用制度の活用、あるいは行政評価システムの導入、こういったものができる部類であったということで、分析をいたしているところでございます。

いずれにいたしましても、前期のアクションプランの実績につきましては、取りまとめが

終わりました後には一応公表もしますし、議会のほうにも冊子にして報告したいということで考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、環境課です。

4番目の広域ごみ処理場計画の関係でございます。1点目が現状の進捗状況、これについては、議員言われたとおり、東総広域圏の事務組合のほうで3月1日号の広報紙でお知らせしたところです。

内容としましては、東総3市のごみ処理施設は各市とも老朽化が進み、その更新が急がれております。東総地区広域市町村圏事務組合では、ごみ処理施設の広域化を推進し、既存施設を集約した広域ごみ処理施設整備を計画しております。平成20年度に新たに広域ごみ処理施設建設用地を選定するに当たり、構成3市から2候補、6候補地と最終処分場1候補地を調査対象箇所を選定し、建設が可能かどうかの調査を実施しております。調査項目については、千葉県の廃棄物処理施設の立地等に関する基準に即して、法的条件としての農業振興地域か、埋蔵文化物等があるのかどうか、自然条件としては気象・地質はどうか、社会的条件としては周辺状況及び学校・民家等隣接状況、道路交通等の状況等はどうか、経済状況としては、収集運搬効率、建設コスト等の比較検討を行っております。

また、銚子市、旭市の最終処分場の埋め立て残余年数が逼迫している状況から、新設した場合と既存の最終処分場の再生事業を行った場合との比較検討も行っております。

この比較検討を受け、組合では首長会議や全員協議会等にはかり、広域ごみ処理施設及び最終処分場を同じ市において整備し、ごみ処理施設は議員が言われるとおり、銚子市野尻地区を有力な候補地としております。その中で、最終処分場についても併せて検討していくということを聞いております。

また、候補地の決定には地域住民、地権者等の理解が最も大切なことから、十分な情報提供と施設の安全性や安心なものであること等を最優先に、この事業を進めていくようになっていきます。なお、4月からこの事業については地元等に説明等を行っていくように聞いております。

次に、2番目の広域ごみ処理計画の本市の見解ということで、その中で、ごみ焼却処分場、それから最終処分場の関係のご質問でございます。

構成3市のごみ処理施設は、稼働して旭市は17年、銚子市が23年、匝瑳市が26年と経てお

り、各施設とも大変老朽化が進んでいる状況です。また、最終処分場についても、残余年数が先ほど言いましたように逼迫状況です。銚子市と旭市が今の状況で最終処分場に埋め立てるということだと、あと4年という形になります。匝瑳市においてはあと19年、この大きな違いというのは、匝瑳市については受け入れている埋め立てのものが不燃物のみと、あとは民間委託と、うちのほうと銚子市についてはごみ焼却等で出た主な灰等も運んでいるという状況ですので、こういう状況になっています。

本市としては、来年度から少しでも延命を図らなければこのままでは次の策がないものですから、焼却灰から出た主灰、これを一部民間等に委託して、埋め立ての量を減らしていく。それをすることによって、来年度については二・三年延命、今後それを暫時増やしていけば、当然延命策ができるという形で、今進めております。

以上の状況でございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） では、再質問を行います。

施政方針等につきまして市長より詳しく説明ございました。たしか先ほども、登壇の中で発言させていただきましたけれども、施政方針に対する集中審議等が、質疑等があればこういうことが事前通告をしなくてもいいわけでございますが、本議会はそういったことができませんのでこういうことで、いろいろ詳しくは聞きたいわけでございますけれども、範囲が広いもので、ある程度絞っていききたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

昨日来、いろいろ公園の問題、中学校の問題等々ございました。特に公園関係、袋公園の問題について議論がされたわけでございますけれども、たしか昨年の第3回の補正において、袋公園整備事業3,316万円、うち公有財産として2,056万円、確かに計上されておりました。その際の説明においては、補足説明等含めまして、どのような形で取得するかということは特になかったということを記憶しておるわけございまして、まして取得が開発基金ということで、開発基金の条例7条とかと言いましたけれども、7条というのは市長特例条項だと思うんですね。通常の運用ではなく特例条項の運用でないかと思うんですけれども、例えばそれがそうであるならば、すべて特例条項の中ですべてそういうものができるとするならば、もうそういったものは条例もあまり重視しなくてもいいのかなと、そんな感じもしますので、その辺、改めてお願いできればと思います。

それでその際は、そういった土地を買うときには基金を使う。そして今第2給食センター、今年度やはり4回になりますか、取得していましたが、その際には、やはりそれは資

金等支障なく取得してございます。金額は約同じだと思います。それらにつきまして同じような公有地を取得するのに対して、基金を使ったり、通常の補正予算を組んでやるということは、何となく我々議員の中では、説明に対しては分かりにくいと、そういったこともございますので、やはり統一すべきではないのかなと、そんなことも思うわけでございます。そういうことと、それと飯岡中学校、今年度施政方針の中で1年延ばすというようなことが答えられたわけでございますけれども、やはり昨年9月議会の中で、このようなことを市長は答えられているんですね。飯岡中学校の建設が今耐震の問題あるいはまたいろんな部分で第一義的にやらなければならないことだと思っていますので、飯岡中学校の建設に向け、事業を進めていきたいと思います。こういったことが、重要だから早く進めると。いろんな基本設計等も含めまして、予算を組んできたかと思います。

同じ中での答弁でございますけれども、ただ、同じ回の、3回の答弁になるわけでございますけれども、本年3月23日に開催された第3回飯岡中学校校舎建設委員会に教育委員会庶務課が説明に出向き、要望付近の3案を提示し、協議していただいたところであります。協議の結果、ふれあいスポーツ公園の一部と西側を加えた案が最適であろうとの結論をいただきました。これはどこから出た話が分かりませんが、もっと、これは平成20年10月21日に建設に関する要望書、飯岡中学校校舎建設委員会委員長及び飯岡中学校校長、それで出ております場所を要望する建設候補地、飯岡支所西側、いいおかふれあい公園付近4,500平方メートルの用地、海上中学校と同規模の用地であると。いろいろ理由があります。

それに併せまして、今度は逆に、建設委員会のほうへ校長名で出ているんですね。途中経過という形で。新春の候、委員の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます、これは前段はいいですね。平成20年10月21日付で市当局に提出しました飯岡中学校新校舎建設に関する要望書に対する回答、建設候補地案が下記のとおり届きましたのでお知らせします。いろいろ3案が写真で説明されていると、同封資料だと。同封資料3案のうち、B案が有力である。その理由として、早期に用地取得が可能である。建設予定地4万5,000平方メートルですね。ふれあい公園の南側半分を公園として残すことができ、建設後も引き続き市民のために公園として使用できる、新たな公園を造らずに済み、経費面でも現実的である。上記の理由から校舎の建設に早く取りかかると、そういったいろんな事由はあります。しかし、そういったものが過去にあった中で延ばさなければならなかった、そういった決定をどのような形でされたのか、経緯があらうかと思います。その辺も併せてお願いできればと。

それと、道路関係、昨日の一般質問の中でも出ていましたけれども、海上飯岡連絡道ですか。市長は新市の建設計画に載っておるということを言われたと思いますけれども、新市建設計画はこれですよね。ここにはないんですよ。ただ、解釈の中では、道路・公共交通網の整備の中において、道路新設事業として国道126号・海上町道0207号線ということで載っているんです。その辺は新市の建設計画が無視されたものなのか、その辺。

それと下水道の見直しをただいま申し上げたわけでございますけれども、下水道の見直し案ということで、我々のところへ構想見直し案ということで、これは既に公告されているものと思います。これは公告は下水道事務所だと思います。通常市民がそこで意見を求めている、多分意見はないと思います。多分これはそのまま進むものだと思いますけれども、その辺を見直しするということであれば、こういった委託費二百数十万円かけてあるわけですが、その辺をしっかりと見直しをすべきではないかと思います。その辺を含めてお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 飯岡中学校の問題は、そのときの経過につきましては詳しく聞いておりますけれども、担当課がずっとやっておりましたことでもありますので、担当課のほうから詳しく説明をさせたいと思います。

道路の問題でありますけれども、飯岡海上線連絡道といいたいでしょうか、その問題がないということでもありますけれども、先ほど申されましたように、国道126号線から海上町道0207号の計画ということで理解をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから下水道の問題でありますけれども、下水道の調査費については、今回の調査費は平成23年度で終わらないから平成23年から24年に延ばしてやるという計画変更の調査費でありまして、せんだって全員協議会でお見せをいたしました将来構想の下水道整備というような部分の構想というものの調査費ではないということで聞いておりますので、その辺も下水道課のほうから詳しく説明をさせたいと思います。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

袋公園に関連するご質問にお答えをさせていただきます。

ただいま議員のほうから、昨年第3回定例会において補正予算について説明がなかったと、また土地開発基金の条文がおかしいのではないかという、こういうご質問でございます。

確かに、土地開発基金を活用して取得したというのは昨日ご説明いたしました、条文につきましては、第1条の目的に沿って市長が定めることについて取得ができるという規定がございますので、それを適用して取得をさせていただいたということです。

それから本会議で説明がなかったというご質問であります、昨日も申し上げておりますが、昨年6月の所管の常任委員会におきまして経過報告をいたしました。その際には、土地開発基金を活用して取得をすると、また次の議会、9月の定例会に関連する補正予算を提案させていただきたいということを6月定例会の常任委員会で申し上げております。また、9月の常任委員会におきましても、補足説明申し上げまして、ご承認をいただいたと、このように理解しております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、飯岡中学校の関係についてお答え申し上げます。

日下議員ご指摘のように、昨年飯岡の学校検討委員会に市からお示した3案のうち、公園の一部と土地改良事業で創設される予定の非農用地3ヘクタール、都合4.5ヘクタールを使って飯岡中学校の移転建設をしようと、そういったことでお話をしたところでございますけれども、その当時の計画といたしましては、いわゆる公園の敷地はもう既に市のものがございますので、そこで一つの開発の申請ができるだろうと、あと非農用地につきましては、使用可能な平成24年になれば申請ができるだろうということで、二つの開発許可申請ができるものとして予定をしていたところでございますけれども、いろいろご相談申し上げましたところ、これは一つの事業としてすべきじゃないのかというようなこともございまして、いわゆる非農用地が使用できる平成24年に申請ができるということから、結果として終わりの年度が1年ずれてしまうと、そういったことございまして、いわゆる都市計画法に基づく開発許可申請のできる時期がずれてきた、そういったことが大きな理由でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） 2月18日に全員協議会の際に、污水適正処理構想のご説明をさせていただきましたが、それにつきましては、平成20年度、平成21年度、2か年で業務を終了させていただきました。そういう意味でも完結しているということでございます。来年度計上させていただきました見直しにつきましては、議案の説明のときにもご回答いたしました、現認可の完了年度が平成23年度で満了するというこの中で、認可区域202ヘクタール

が変えずに整備期間のみ三・四年を延伸するというこの中で、それも含めまして、現在千葉県で見直しております本市の上位計画というのがございます。それをまず、いわゆる環境基準を守るために策定するものでございますが、名称といいますと、九十九里・南房総流域別下水道整備総合計画における人口あるいは計画汚水量等の計画値が現全体計画というのがございますが、それと整合がとれたかというものを検証するための業務でございます。

これにつきましては、なかなか委託しないと、我々直営でできるものではございません。やはり専門的な技術者がそういう技術的なものを踏まえまして策定するものでございますので、それは委託するという事で処理させていただきたいということでございます。

（「委託費は」の声あり）

- 下水道課長（佐藤邦雄） 委託費は約200万円強でございます。
- 議長（林 一哉） 日下昭治議員。
- 17番（日下昭治） 市長、0207号線というのは、今、公道ではないんですよね。そうですね、建設課長。0207号線はセーブオンのところに通っている道路でありますから、その辺との整合がおかしいんじゃないかなということを、また後でお願いしたいと思います。

それと、都市整備課長、常任委員会で説明をしましたということですが、私は本会議で説明がなかったんじゃないんでしょうかと言ったんですね。本会議で説明があれば、そこで質疑ができるんですよ。常任委員会に所属していなければ分からないで終わっちゃうんですね。であるから、定例会になぜそういうことを補足説明なり、説明を加えなかったのかなということを言っているわけですので、であるから通常その時点で、我々とすれば、第3回に補正を組まれた時点でそのお金で買うものと思っているんですよ。もう既に取得したものを、開発公社の開発基金で買ったものをこっちへ変わるなんていうことは到底考えていませんから、そういうことの中において、なぜ給食センターはそんなことをやったのに、なぜ公園はそんなことなんだという、その相違は何だということを言っているわけだから、その辺をしっかりと市長として施政方針ということは、今後の市政をやる中ではぜひお願いしたいなと思います。そうでないと、我々は分からない、市長も議員から出ているわけですので、ほかの委員会は出席していない、所属していないと分からないわけです。であるから本会議でそういったものはよく説明してほしいと、そういうことでございます。決して計画に反対しようとかそういう意味ではございませんので、そういうことをぜひお願いしたい。それについては後で、お願いしたいと思います。

下水道、二百二十何万円の委託費がかかるんですね、これをやるのに。そしてもう既に公

告してあります。それであっても、多分市民からの意見を求めますと言っても、まずないと思います。それも下水道の事務所からの公告ですから。そういった面もぜひいろんな面で市民が周知して、本来本当に必要かと。市長が下水道を見直しますということですから、当然県の環境計画などいろんなものがあるかと思います。しかし、そういうものがペナルティーがあるのかないのか、また後ほどお願いしたいと思います。

学校関係、やはり学校も決して反対しているわけではございません。学校の子どもたちの環境のためにぜひ早くやってほしいんだと。早くやるためにいろいろな努力をしてきたと思いますが、たまたま1年先に延びるということが、その辺は今までのものを反省すべきものがないのかなと。それと併せ、市長、市長はいろんな昨日からの答弁の中で、当時のことであって、私はよく分かりませんということも何回かちょっとお聞きした部分があります。私の勝手な理解かも分かりませんが、そういうことが常にこういうことがあるということが決していいとは思いませんので、それがいいのか、あるいはそういったことがないように、遺憾だなという感じがあるのか、その辺も最後この項目についてお願いできればと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 何点が再質問がありましたけれども、重点施策の不統一というような部分で先ほど都市整備課のほうで、基金を使ったり一般会計でやったりというような部分でご指摘がありましたが、今後そういうことがないように、一定のルールを作りながらきちっと本会議で報告をしたいと、そんなように考えております。

また、学校の問題につきましては、あくまでも法をクリアをしなければならないと。法が18年、19年度に変わったというようなことも聞いておりまして、それ以前の計画だったようでありましたので、その法がクリアできなくなったというようなこともありまして、飯岡中学校はどうしても開発行為を一体でやらなければならないということになりまして、1年遅れるような事態になった次第であります。

前任者のやったことだからというような話は何回かしたというような話を日下議員のほうからご指摘がありましたけれども、それはそういうことを1回、2回言ったかもしれませんが、きちんと私の責任において、今後、前市長とは違った方向で頑張っていきたいと、そんなように思っておりますので、よろしくお願いします。

飯岡海上連絡道の問題は建設課のほうで、私の錯覚でちょっと名称を間違ったもので、建

設課のほうで説明をさせます。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、道路の関係ですけれども、日下議員が言われたように、一番当初は大坂を通っていくような形で計画しておりましたけれども、補助事業をもらう要項としまして、今の坂をそのまま使って延伸するということでは補助事業にならないということで、せっかくできたあのいい道路をまた壊して、またあれを作り直すとなると、坂道になっておりまして、やっと落ちついた状況になっておりますので、それを壊してまでもということで、一番当初計画した鶴巻小に行く道路ではなくて、地区の要望も加味しまして、せっかくできている道路をそのまま生かして、もう一本作ったほうがいいじゃないかということで、下に行ったような経緯がございますので、その辺ちょっとご理解いただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） ありがとうございます。

いろいろ、この道路についてもいろいろ地域住民の要望ということであろうかと思います。いろんな要望があろうかと思います。特に道路の整備等の要望はかなりある、300近くあるという話も先日お聞きしましたけれども、道路関連の一般会計予算を見てみますと、道路維持補修等については1億円ちょっと、1億1,800万円ですか。あるいは新設については2億2,000万円くらいですか。そういった形の中で、思った割に少ないんですね、地域に密着した部分は。その辺がいろんな面で財政状況等も厳しい中で、そういうことになるんだろうと思います。その辺は今後、いろいろまたいろんな面でお聞きしたいと思いますが、その辺先に進めていきたいと思います。

交付税等について、平成28年、平成20年と比較して、六十五・六億円だろうと、普通交付税で。そして平成33年になりますと、50億円か52億円、それは一本算定になったときの話だと思います。公債費を見てみますと、平成28年32億円、平成33年で30億円、2億円は減りますが、そんなに減らないと。市税はといいますと、多分市税は下降に行くんじゃないかと私は予想ですから、そうしますと財政は厳しくなるということだと思います。

そして公債費、払うものは今どんどん事業をやっておるのは合併特例債なり臨時財政対策債、利息も高いというわけじゃない、利息も払いながら臨時財政対策債だってやっているわけでございますので、しかし、支払いをする時点において、交付税として入ることが少なくなるだろうという想定をされているということだと思います。それで、当然そういった裏づ

けは多分あると思います。これは交付税法、ここにあるんですけれども、交付税法第6条、交付税の総額、所得税及び市税の収入額のそれぞれ100分の32、法人税の収入額の100分の34、消費税の収入額の100分の29.5並びにたばこ税の収入の100分の25をもって交付税の総額とすると、多分そういった形を考えると、国は当然、平成の大合併もそうであるように、交付税を地方に回す金を減らすべく合併したんじゃないかなと、あめとむちと言いますけれども、そして合併をしなかったらこの交付税が来ないか、ペナルティーがあるかといったら、そうではないみたいですね。合併をしない宣言をした町、矢祭町、交付税がほぼ同じ水準で来ているそうです。そしてもう数年前ですけれども、合併直前だったんですけれども、そこに視察しに行ったとき、当時、根本町長ですか、その方がおりましたけれども、合併をしなくて大丈夫かと言ったら、いろいろのことをやることによって、合併をしなくても何とか立ち行くことができるというような話もされていました。議員はかなり厳しい、日当制をとっているようですので、我々と比較するとかなり厳しい。当然年額90万円ぐらいだそうですから、厳しいかと思います。

しかし、当時、僻地関係の交付税等入っている関係で、水道はもう、ほぼでなく、全世帯まで水道が引かれていたと。いろんな面で昨日も水道の問題が出ていましたけれども、水道は今度10メートル以降は個人が半分、市が半分で。10メートル以内だったら100%個人持ちということになるのかなと思います。そうしますと、これ普及しようといってもなかなか普及できない。そういった中で、そういったインフラ整備をある程度考えなければならぬんじゃないかなと。

そしてまた、交付税等の措置も減る、市税の収入もそんなに見込めない。そういったことを考えなければならぬんじゃないかなと思います。そういったものを考えた中で、多分こういった今後の基本計画をされていくものだと思いますけれども、もう1度その辺、しっかりした総額等含めまして、減らそうという国の施策に対する、本市ではどのような対応を考えていくのか、その辺は行政改革ということになるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、お答え申し上げます。

まず、前段といたしまして、これまでも実は、有利な今できること、それが将来に負担を残さないだろうということがございましたので、まず、市債の関係は、何人かの議員にもお

答えしましたがけれども、極力交付税算入のあるもの、これを選んで借りる、事業を厳選していく。これはもう基本でずっとやってきたと思います。それと、ここに来て、保証金免除の繰上償還ができるということがございましたので、5%以上の起債については、一般会計においてはすべてもう繰上償還を今年度で終わるということになります。これは将来に対する利子の軽減になる。それも将来負担の軽減につながるものだとということでございます。それと、まず合併特例債なんかも、例えば学校の耐震も、合併してから重点事業ということで進めて実施してきたわけでございますけれども、これも10年で返し終わるというような、要するに期間の短い借り入れを行ったと。というのは、合併特例のある期間に返せるものという形で進めたほうがいいだろうと、そういう考えもあって、期間を短く借りてきたということです。

実際に今、学校なんかは負担の公平性、将来に向かってすべての人が使うということで耐用年数等勘案しまして、長く借りられるわけなんですけれども、そういったものは短くしてきたと。今、臨時財政対策債は取りあえず20年で借りています。ただそれ以外のものは極力短くできるものは短くして、将来負担を軽減していくという形でやってきたということをご理解いただきたいと思います。

ちなみに、今のところの推計でいきますと、公債費、いわゆる元利償還金の最大のピークは平成27年度であろうということで見込んでおるところでございます。

あともう一つ、今年度22年度の当初予算を策定する段階におきましては、各課にこういった形の今、議員にお答え申し上げましたように、将来的に15億円ぐらいの交付税が減りますよというのは、きちんとお話をさせていただきました。そこを目指してソフトランディングしていかなければならないでしょうと、要するにそこに行って急に減らすというのは無理ですから、軟着陸をしていくというような表現を使わせていただきました。そのための努力を職員もしてくださいよということをお願いしたところでございます。そういったところの意識をつけながら、今回は予算編成をしてきたということで、職員はそれを十分感じているんだろうと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） よく分かりました。

たしか平成21年度の交付税は大きいですね、81億円ですか、ありますけれども、これを一本算定したときには15億7,000万円ぐらいですか、減るわけですね。そして交付税措置さ

れているという臨時財政対策債、合併特例債、通常の中でも半分ぐらい交付税措置をされるんじゃないですか。そうしますと、そういったものを含めて、本来ならばそういった事業がどんどん多くなれば、交付税が増えるという我々は認識をしてしまうんですけれども、これ、平成16年合併をしないときには1市3町で73億1,000万円、平成17年は75億円、若干上がっています。平成18年は76億円、しかし、平成19年になると70億円、平成20年は75億円ですけれども、そんなに合併特例債なり臨時財政対策債を使っても、そういったものはまだ、元金の返済があるのかなのか分かりませんが、そういったもので、交付税が増えている見込みがないと。

そうしますと、先ほど交付税総額というのを、多分国も、恐らく総額は先行き見通しが悪いというのを見ているのではないかなと、そういう形の中で、見ていると思います。消費税の問題等もあって、消費税が上がればまた上がるかと思いますが、しかし、そういったものがいろんな中で市民に負担になるようなことがあっては困るわけですので、ぜひその辺を、行政運営する上においては十分その辺をお願いしたいなと思います。それらについて、もう1度だけお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 確かに普通交付税の算定に当たりましては、それぞれ単位費用等すべて計算しまして出していくわけなんですけれども、その単位費用の改定もあると。それは若干、ものによって、そのときの政策でこれを重点的に支援しようというのは若干単価が上がったりします。それによって数字が変わってくるというのはこれまでもございました。この辺がどうなるかというのはなかなかやはり、私どものところではすべて見通すのは難しいというのはご理解いただきたいと思います。

確かに議員おっしゃるように、交付税に充てる財源というのは、先ほどの32%、法人税の34%というのはこれはもう決まっています。ですから入るものが決まっている中で、どのように配分していくかというのは確かにあると思います。ただ、国のほうがこれまでお約束してきた、例えば合併特例債であるとか臨時財政対策債であるとか、こういったものの交付税算入というのは、やはりルールどおりきちんと計算していただいているというところがあります。ただ、その前段となります、確かに過去において多く交付税算入されているという起債が変更になった事例は確かにあります。

これは例えば事業費補正を単位費用に振り替えますよという形でやられたりとか、交付税

算入のパーセンテージを下げますよという形でやってきた。これは小泉内閣のときにそれが行われました。それで交付税がぐんと減ったという経緯も確かにあります。ですけれども、そういったところは十分これからも見通しながら、財政を考えていかなければいけないということは肝に銘じて進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） よろしくお聞かせいただきたいと思います。

次に移ります。

基本計画の中で、時間もだいぶ進んできましたので、マニフェストの整合性については、その辺は機会がありましたら、また市長、よろしくお聞かせいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

庁舎建設等については、恐らくこの本庁舎というか、ここの場所はかなり耐用年数とかいろんな面であれしていると思いますので、恐らく市長、この任期中にはある程度めどを出したいということをお考えじゃないのかなと思いますけれども、その辺は市長、ありませんか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほどお答えしましたように、必要性和いまいしょうか、耐震の問題とかいろんなことを考えれば、そういうようなことも視野に入れなければならないとは思いますが、今、財政が今も議論がありましたように、財政の問題がありますし、各支所、支庁、その問題の絡みもあります。まだまだ使える支庁があるということもありまして、その辺で、今が適当な時期なのかというような部分、まだこの任期中にその方向性、スケジュールを出すというようなことはできないと、そんなように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） そうしますと、庁舎の関係はだいぶ先に行くんだろうということで、市民にも聞かれたときにも、今そのようなことはないらしいよと、もう少し先に情勢を見ながらということだということで、認識させていただきたいと思います。

次の3番目の行政改革アクションプラン等について、冒頭でも申し上げさせていただきましたが、市長が代わったからということでお聞きしたいということでございます。明智市長の中でのカラーを十分出しながら進んでいただけると、そんな形だろうと思います。そういうことで、よろしくお願いいたします。

達成度については判断基準はないと。しかし、ある程度、事業を起こしたときには振り返ることも必要だと思います。そういったものをいろんな面で、今後考えてほしいなということも要望の一つでございますので、よろしく願いしたいなと思います。

それと行政改革を進める中で、行政改革推進課という話が出ましたけれども、これ、行政改革推進課、それと子育て支援課ですか。行政改革しようということで、もう少しスリムしようということをする中で、課が増えていくということは何だろうか、逆行するんじゃないかと、その辺は何か指針とするものがあると思いますが、市長、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 確かにご指摘のとおり、行政改革をしながら課を増やすということは、聞きようによっては本当にちょっと整合性がないなという部分がありますけれども、今必要なのは、やはり財政再建といいたしましうか、財政健全化といいたしましうか、そういった方向に向けていくためには、今いろんな行政の中でも、組織の再編やいろいろな施設の再編、合理化、それを今やるのには、総務課の中での行政改革ということだけでは少し仕事が多過ぎるというような部分もありますし、本来やはり行政改革というのは、きちっとした一つの部屋で推進していかなければというような思い、それとまた、行政改革推進課を設けるに当たって、私も聞いたんですけれども、課長を置いたり人員を配備したりして、どれだけ負担が多くなるのかというようなことも聞きましたら、そんなにも多くなると、今まで主幹の人が課長になるというようなことでありますので、そういった部分ではそんなにも負担は多くなるといふことでありますので、そうしたら専門の課を置いてもらいたいというようなことで、今計画をしているところであります。

もう一つの子育て支援課のほうは、何回も言っているように、少子化に歯止めをかける、少子化をしてはいけないと、そんなような思いの中で、少子化担当の課を作りたいと、支援の課を作りたいというような思いで、今回計画をさせていただいているところであります。

よろしく申し上げます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） では、次に進みたいと思います。

最後のごみ処理場計画の関係でございますけれども、野尻地区の2か所のいろいろ調査ポイント、そういったものを総合点で高く評価されているところ、A地区が47点、B地区が45

点と、それでその地区が有力だよということで、ここに書かれているわけですが、聞くとところによると、うわさ程度のことが分かりませんが、この時点ではまだ、そこが有力だよということでございますけれども、銚子市のほうではもう既に、銚子市でやるという説明会等が開かれているということで、その辺は環境課長で聞いているものはないんでしょうか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 私のほうでは直接は聞いていないんですけれども、東広のほうでは、昨年12月に市長の地区の説明会、全体の説明会の中で病院事業関係、それからイオン関係、あと広域ごみ関係3点を一緒にやったというふうには聞いております。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 私、トップと言うから、東総広域市町村圏事務組合管理者は明智市長がトップですので、この辺というのは話はございませんかということなんですけれども、今、銚子で言ったのを併せて、市長ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 東総広域市町村圏事務組合の管理者ということで、3市の首長会議を何回かやらせていただきました。先ほどの調査結果の中で最高点をとったところ、とったというのはちょっと表現がおかしいんですけれども、最高の点数をもらったところでやろうというようなことが妥当ではないかというような、当初いろいろ3市長の中では話もあったんですけれども、それが調査もしたし、そういった部分で正当性ではないかというようなことで、銚子市にまず候補地としてお願いをしてもいいのかというような部分で、野平市長にお願いをしました。

お願いをしましたら、最終処分場も一緒にやらなければ、最終処分場のほうがデメリットがあると。その中でごみ焼却場だけ請け負って最終処分場のほうもそのところでやってもらわなければならないというような話し合いになりまして、そういった今の状況になったわけです。先月の東総広域市町村圏事務組合の議会全員協議会で、そのことについては了解をいただきまして、銚子市で今回やると、4月1日からの稼働だと思いますけれども、4月1日に東総圏の職員を銚子市にある程度分駐させまして、常駐させまして、精力的にやっていきたいということを野平市長も言ってくれましたので、そういう方向で今動いて

いるところであります。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 時間が若干残っていますけれども、質問もほぼ、最初の問題を繰り返すことができませんので、また後ほどの機会にできればと思います。

やはり議会は、市長のみでなくして、議会もかなり責任あると。かなり責任は重大だと思っています。でありますので、やはり議案等においては、しっかりした説明を今後お願いしたいということを要望して、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。

○議長（林 一哉） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は23日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時32分

平成 2 2 年旭市議会第 1 回定例会会議録

議 事 日 程 （第 5 号）

平成 2 2 年 3 月 2 3 日（火曜日）午前 1 0 時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長陳情報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 事務報告
- 第 6 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長陳情報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 追加日程第 1 発議案上程
- 追加日程第 2 提案理由の説明
- 追加日程第 3 質疑、討論、採決
- 追加日程 閉会中の所管事務調査申出書の件
- 日程第 5 事務報告
- 日程第 6 閉 会

出席議員（ 2 2 名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	1 0 番	向 後 悦 世

1 1 番 景 山 岩三郎
 1 3 番 嶋 田 哲 純
 1 5 番 木 内 欽 市
 1 7 番 日 下 昭 治
 1 9 番 嶋 田 茂 樹
 2 1 番 林 正一郎

1 2 番 滑 川 公 英
 1 4 番 柴 田 徹 也
 1 6 番 佐久間 茂 樹
 1 8 番 林 俊 介
 2 0 番 高 橋 利 彦
 2 2 番 林 一 哉

 欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	増 田 雅 男
教 育 長	多 田 哲 雄	病院事務部長	渡 辺 清 一
総 務 課 長	平 野 哲 也	秘書広報課長	米 本 壽 一
企 画 課 長	堀 江 隆 夫	財 政 課 長	加 瀬 正 彦
税 務 課 長	野 口 徳 和	市 民 課 長	増 田 富 雄
環 境 課 長	平 野 修 司	保険年金課長	花 香 寛 源
健康管理課長	小長谷 博	社会福祉課長	在 田 豊
高 齢 者 福 祉 課 長	渡 辺 輝 明	商工観光課長	神 原 房 雄
農 水 産 課 長	林 清 明	建 設 課 長	北 村 豪 輔
都市整備課長	伊 藤 恒 男	下 水 道 課 長	佐 藤 邦 雄
会 計 管 理 者	高 山 重 幸	消 防 長	菅 谷 衛 一
水 道 課 長	横 山 秀 喜	庶 務 課 長	浪 川 敏 夫
学校教育課長	平 野 一 男	生涯学習課長	野 口 國 男
国体推進室長	高 野 晃 雄	監 査 委 員 長 事 務 局 長	林 久 男
農 業 委 員 会 事 務 局 長	伊 藤 浩	国 民 宿 舎 人 支 配 人	堀 川 茂 博
病院事務次長	石 鍋 秀 和	病院経理課長	鈴 木 清 武

 事務局職員出席者

事 務 局 長	加 瀬 寿 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配布のとおりであります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。

日程第 1 常任委員長報告

○議長（林 一哉） 日程第 1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案第35号を除く議案第 1 号から議案第32号までと議案第36号の33議案についての審査経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、滑川公英議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 滑川公英 登壇）

○建設経済常任委員長（滑川公英） おはようございます。

建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る 3 月 4 日の本会議において、本委員会に付託されました議案第 1 号、平成22年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 6 号、平成22年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第 7 号、平成22年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、議案第 8 号、平成22年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第10号、平成22年度旭市国民宿舍事業会計予算の議決について、議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第14号、平成21年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、議案第15号、平成21年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、議案第26号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号、旭市国民宿舍事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例の制定について、議案第32号、旭市土地開発公社定款の変更について、議案第36号、市道路線の認定、廃止及び変更についての12議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月11日午前9時30分より、本委員会を開催して、初めに付託議案に関係する現地視察を行い、その後に議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、農林水産業費の水田農業構造改革推進事業の中の飼料用米について、その単価と買い取り先はどこなのか。また、農家の収入としてはどのくらいになるのかとの質疑では、飼料用米については、昨年度は1キロ当たり、玄米で50円、乾燥もみで40円、生もみで30円ということで実施した。買い取り先については、旭市飼料用米利用者協議会が間に入り、市内の畜産業者や養鶏業者であった。

また、農家の収入については、この新年度予算が可決されると、市として10アール当たり1万5,000円の助成と飼料用米の種子で10アール当たり2,600円の助成があり、県でも、昨年と同じであれば10アール当たり3,000円の助成がある。さらに、国の新たな支援策として、自給率向上事業で10アール当たり8万円の交付金がある。仮に10俵600キロとれたとした場合には、販売価格は玄米1キロ当たり50円として3万円、助成等を合わせると10アール当たり13万600円になるのではないかとと思われるとの答弁がありました。

次に、2点目として、農林水産業費の投資及び出資金について、3,000万円ほど千葉県食肉公社へ出資するようになっているが、この内容は何か。また、全農と市との出資割合はどのくらいになるのかとの質疑では、食肉公社への増資の件については、増資予定の1,000株のうち600株を市で出資するもので、今回、増資の原因については、千葉県食肉流通合理化計画が昨年定められて、その中で県内の屠殺場を六つにすることから、特に旭市にある食肉公社については、基幹の処理施設という位置づけになっている。現在、牛と豚を同じラインで処理しているが、それを分けるということと、CO₂排出削減工事や国際的な衛生基準をクリアした施設にしたいなどの要望から今回予算化したもので、事業費については、5年間で60億円程度と聞いている。

また、出資割合については、現在、筆頭が全農で3,600株、二番目が旭市で3,000株、今回、600株を増資すると3,600株となり、全農と並び、割合は26.6%となるものであるとの答弁が

ありました。

最後に、３点目として、土木費の街路整備事業（谷丁場遊正線）について、その利用効率はどのくらいで、目的は何かとの質疑では、この事業は、谷丁場遊正線の国道から市役所通りまでの道路を新たに築造するもので、予測となるが、広域農道から国道までの谷丁場遊正線がかなり交通量が増えてきており、非常に利便性が上がっていると理解している。また、国道126号線が非常に混雑している状況もあるので、混雑緩和に寄与するのではないかと、さらに、完成すると市役所通りから干潟支所の通りまで約５キロが一本道となるので、かなりの交通量があるのではないかと見込んでいるとの答弁がありました。

次に、議案第６号の主な質疑２点について申し上げます。

１点目として、下水道建設事業費の下水道事業見直し業務委託料216万3,000円は、旭市全体の見直しをするための委託料かとの質疑では、現在、事業認可を受けている202ヘクタール区域を対象にした部分の見直しを委託するものであるとの答弁がありました。

次に、２点目として、現在、旭市全体の見直し構想として市民に縦覧しているが、意見等を受けて、どのような工程を経ていくのか。また、縦覧する必要があるのかとの質疑では、縦覧中の污水適正処理構想は、旭市全体を対象としたもので、意見等については、県のほうにも意見を付して報告する形になっており、内容等にもよるが、基本的には意見を取り上げていくと考えている。また、202ヘクタールの下水道計画の見直しについては、特に縦覧はしないとの答弁がありました。

次に、議案第32号の主な質疑について申し上げます。

土地開発公社は、土地を先行取得する理由から、その必要性があったかと思うが、現実的に将来を見たとき、考える必要があるのではないかと質疑では、土地開発公社の意義については、公拡法の趣旨に沿って公共用地を効果的に取得できることを目的に設置されたもので、事業の円滑化と事業費の抑制という役割を担っている。市民のために公共事業を実行するためには、たとえ取得費が高くとも、事業の円滑な推進を実現するためには必要であり、事業用地を事前購入しておく必要は否めないと考えている。現在においても、公共事業の円滑な推進に寄与するという使命は失ってはいないと考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第１号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものとし、議案第６号は可否同数であったことから、委員長裁決において否決とし、そのほかの議案については全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成22年 3月23日、建設経済常任委員長、滑川公英。

○議長（林 一哉） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 向後悦世 登壇）

○文教福祉常任委員長（向後悦世） おはようございます。

文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る 3月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成22年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第3号、平成22年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、議案第4号、平成22年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第5号、平成22年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第9号、平成22年度旭市病院事業会計予算の議決について、議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、平成21年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第13号、平成21年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第16号、平成21年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第23号、旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、大原幽学遺跡史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号、干潟シルバー活力センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第30号、旭市青少年憩の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての15議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る 3月15日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、民生費の生活保護扶助費について、急激に増えているが、現在、受給者はどのくらいいるのか。また、電算機保守委託料として1,331万8,000円とあるが、毎年かかるものなのかとの質疑では、受給者については、平成21年4月で238世帯であったものが、平成22年3月では261世帯となり、人数は284人から311人と伸びが顕著になっている。

また、電算機保守委託料については、受給者の給付内容が細かくなっており、特に医療給付部分のレセプトを電子化して管理するような新しいシステムを導入するということで、今回、初期投資するものであり、その後は管理委託料が計上されとの答弁がありました。

次に、2点目として、教育費のスポーツ振興事業の中で旭市民体育祭補助金とあるが、各区への助成と、移動の際の交通事故等の対応はどうなっているのかとの質疑では、各区への助成については、実行委員会へ350万円の助成を予定しているが、その中から各小学校区へ10万円を予定している。交通事故等については、旭市民全体で入っている保険で対応したいと考えている。

また、今後の予定については、今月18日に実行委員会を設置し、その中で全体のスケジュールや開催要領等を決めていく予定であるとの答弁がありました。

最後に、3点目として、教育費の放課後児童健全育成事業について、小学校4年生から6年生までの児童を対象とした放課後子どもサポート事業を統合し、受け入れ可能な児童クラブにおいて実施していくとあるが、現在の状況はどうなっているのかとの質疑では、児童クラブについては、基本的にはすべて受け入れていきたいと考えている。ただ、広さの問題や多くの方を受け入れるとなると、指導員を増員し、子どもたちの安全というものを確保しなければならない。施設の利用については、各学校長にも理解を求めながら進めていきたいと考えている。現在、17か所の児童クラブで527名の申し込みがあるとの答弁がありました。

次に、議案第9号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、病院事業において、診療報酬改定の具体的な内容と、7対1看護導入に伴う増員数と費用はどのくらいになるのかとの質疑では、今回の診療報酬の改定は0.19%増と国の方針があったが、実際には小児や周産期という形の救急医療に対しての助成金が非常に増えている。

また、7対1看護については、平成23年度に予定していたが、現在、790名を確保できることが4月1日で確定しているため、新年度より導入し、増員は26名ほどとなる。増収部分については4億1,000万円を見込み、看護師の人件費を1人当たり450万円と計算して1億2,000万円程度ということから、その差額分が利益となるものであるとの答弁がありました。

次に、2点目として、現在、建設中の新本館について、追加工事も出ているようであるが、当初計画の事業費でおさまる見込みなのかとの質疑では、新本館建設工事の主な変更工事については、来院される患者の負担を少しでも軽減させるため、1号館から売店前に出る通路を利用開始させたことと、電気工事関係で精密な医療器械や電子カルテなどから、環境に配

慮し、より安定的な電圧供給が可能になるということで、ディーゼルエンジンからガスタービンエンジンへ変更している。

工事費については、2億1,000万円ほど増えるが、昨年の3月以降に契約した工事が、入札により2億4,000万円ほど安くなっているので、現在のところ、工事も順調に進んでいることから、費用的にも予備費を含めた予算内におさまる予定であるとの答弁がありました。

次に、議案第23号の主な質疑について申し上げます。

長寿祝金について、従来どおり2年、3年と支給した場合、どのくらいの試算になるのか。また、アクションプラン案に示されている各種審議会委員等の見直しと同じ工程で調査、検討、実施という工程を経て、受給権を持っている方々に十分配慮してから見直すべきと思うがとの質疑では、試算については細かくはしていないが、300万円とか400万円という単位で毎年支給額が伸びている。今後、超高齢化社会を迎えるという状況から相当な額になると感じている。

また、この事業の見直しについては、3年ほど前から協議をしており、老人クラブ代表の方や社会福祉協議会の正副会長、また、民生委員の代表の方と改正について協議をしている。今回の改正については、一般財源に余裕があれば、全く給付を変える必要はないと思うが、民生費そのものの予算規模が大幅に膨らんでいる状況と、介護をはじめとする事業の必要性というものも併せ考えた中で、少しでも一般財源を有効に利用していきたいということから考えたものであるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第23号については賛成多数で、そのほかの議案については全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成22年3月23日、文教福祉常任委員長、向後悦世。

○議長（林 一哉） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、島田和雄議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 島田和雄 登壇）

○総務常任委員長（島田和雄） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成22年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第17号、地方自

治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について、議案第18号、旭市雇用促進住宅整備基金条例の制定について、議案第19号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第20号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、旭市一般職の職員の給与に関する条例及び旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての10議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月16日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑について申し上げます。

総務費の市民まちづくり活動支援事業費に305万4,000円となっているが、主な事業内容は何かとの質疑では、事業内容については、地域振興基金の一部を活用して、まちづくりをする市民活動団体が自主的・自発的に行う公益性の高い事業に対して支援を行うもので、団体の立ち上げや立ち上げ間もない団体等に、上限50万円として、結成後2年間の中で支援をしていくものと、新規事業の拡大やまちづくり活動の活発化を支援するということで、補助対象経費の2分の1以内で、上限を50万円として支援していくものであるとの答弁がありました。

次に、議案第18号の主な質疑について申し上げます。

雇用促進住宅の耐震調査はどうなっているのか。また、維持管理費が相当かかっていると思うが、収入と支出の見込みはどうなるのかとの質疑では、耐震については調査して問題ないとの回答をいただいている。収支の見込みについては、収入は現状で2,200万円から2,300万円のところで推移しており、市としてもその程度は見込みたいと考えている。維持管理費については、1,000万円程度かかると想定しているので、収入で支出を賄っていきたいということ、その残額については、将来の補修や、仮に取り壊しという形になったときにも使えるようにしたいと考えて、今回、基金を設置して、毎年積み立てることができればと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第20号の主な質疑について申し上げます。

行政改革の名のもとに、今回、二つの課が増えようとしているが、どういう体制で、何人くらいの組織になるのか。また、どんな検討がされたのかとの質疑では、行政改革を推進している中で、課が増えたことによって人が増えるのであれば逆行することになるが、職員数が減っている中で課をやりくりしながらできる内容ということで設置するものである。

組織の体制については、行政改革推進課は、全く初めての事務ということで皆目検討がつかないが、当初は4名から5名くらいを予定してる。

また、子育て支援課については、現在の社会福祉課が分離するような形で、児童保育班がベースとなり、人数的には1名ないし2名くらいのプラスと考えている。

行政改革については、市長、副市長とも相当強い気持ちを持って取り組んでいきたいとしており、全課からもいろいろな提案をもらい、組織・機構の再編は必要とのことからアクションプランをつくったもので、公共施設の統廃合や組織の見直し等を進めなければならないと考えて、行政改革推進課の中で取り組んでいくというものであるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第20号及び議案第21号については賛成多数で、そのほかの議案については全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成22年3月23日、総務常任委員長、島田和雄。

○議長（林 一哉） 総務常任委員長の報告は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時36分

○副議長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

地方自治法第117条の規定により、議案第35号に関係いたします林一哉議員、高橋利彦議員、林俊介議員、日下昭治議員、木内欽市議員の退席を求めます。

しばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10 時 36 分

再開 午前 10 時 37 分

- 副議長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き常任委員長報告を行います。

建設経済常任委員会に付託いたしました議案第35号の審査経過と結果について、建設経済常任委員長の報告を求めます。

委員長、滑川公英議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 滑川公英 登壇）

- 建設経済常任委員長（滑川公英） 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る 3 月 4 日の本会議において、本委員会に付託されました議案第35号、指定管理者の指定について、審査経過並びに結果を申し上げます。

審査については、3 月11日に他の付託議案とともに審査を行いましたが、特に質疑はなく、別紙報告書のとおり、議案第35号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成22年 3 月23日、建設経済常任委員長、滑川公英。

- 副議長（嶋田哲純） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

ここで林一哉議員、高橋利彦議員、林俊介議員、日下昭治議員、木内欽市議員の入場を求めます。

しばらく休憩いたします。

このまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10 時 39 分

再開 午前 10 時 39 分

- 議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 質疑、討論、採決

- 議長（林 一哉） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

議案第35号を除く議案第1号から議案第32号までと議案第36号の33議案を一括議題といたします。

各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊藤保議員、ご登壇願います。

（5番 伊藤 保 登壇）

- 5番（伊藤 保） おはようございます。

私は、議案第6号、平成22年度旭市下水道事業特別会計予算の議決に対し、賛成の立場から討論を行います。

公共下水道は、生活環境の改善を図り、健康で文化的な生活を営むための基礎となる施設であり、さらには公共用水域の水質を保全する上で欠くことのできない根幹的な土地施設の一つであります。

本市の下水道事業は、市街地の拡大と生活様式の変化により、仁玉川や新川等の公共用水域に排出される生活雑排水の量が増加し、水質汚濁が進行していたことなどから、快適な居住環境をつくるとともに公共用水域の水質保全を図ることを目的に始められたと聞き及んでおります。

平成4年度に基本計画を策定、平成5年度に事業認可を取得し、平成6年度より処理場用地及び幹線管渠工事に着手いたしました。その後、平成12年3月に旭駅周辺90ヘクタールを

供用開始し、その後、順次整備区域の拡大を図り、平成22年3月末の供用開始区域は165.2ヘクタールとなる見込みであり、認可区域202ヘクタールに対して約82%が整備されたこととなりますが、残り36.8ヘクタールを当初計画どおり平成23年度までに完成することは困難な状況とのことであります。

また、2月末の水洗化率は、対象人口5,454人に対して、接続済み人口が3,361人で61.6%になっているようですが、早期に事業効果を発揮させ、財政の健全化を図るためには、水洗化率をより一層向上させる必要があるものと考えています。

今後、下水道整備計画については、市長の施政方針で述べられましたように、現認可区域の整備後は新たな区域の認可変更は行わないこととし、さらに残り36.8ヘクタールの整備については、現下の財政状況を考えると平成23年度までに完了させることができないため、期間を3年から4年延伸するとのことであります。

今回の予算に計上された下水道事業計画見直し業務委託は、公共下水道事業が国の補助事業の採択を受けて行っている関係上、期間延伸を図るためにはどうしても認可変更の手続きが必要であるために行うもので、あくまでも現認可区域202ヘクタールの残り36.8ヘクタールについて期間延伸を図るための調査業務委託であります。

調査業務策定に当たっては、効率的・効果的な事業計画となるよう配慮するとともに、財政の健全化を目指した事業運営がなされることを要望し、賛成討論いたします。

○議長（林 一哉） 以上で通告による討論は終わりました。

討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号、平成22年度旭市一般会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、平成22年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求

めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、平成22年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 賛成多数。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、平成22年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、平成22年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 賛成多数。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、平成22年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、平成22年度旭市水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 賛成多数。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成22年度旭市病院事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めま

す。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、平成22年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 賛成多数。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、平成21年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、平成21年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、平成21年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 賛成多数。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、平成21年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求

めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、平成21年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市雇用促進住宅整備基金条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 賛成多数。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 賛成多数。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、旭市一般職の職員の給与に関する条例及び旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 賛成多数。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、大原幽学遺跡史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号、旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号、干潟シルバー活力センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号、旭市青少年憩の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号、旭市土地開発公社定款の変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 賛成多数。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第36号、市道路線の認定、廃止及び変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 一哉） 賛成多数。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時55分

○副議長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

地方自治法第117条の規定により、議案第35号に関係いたします林一哉議員、高橋利彦議員、林俊介議員、日下昭治議員、木内欽市議員の退席を求めます。

しばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時56分

○副議長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き質疑、討論、採決を行います。

議案第35号について、建設経済常任委員長の報告に対し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（嶋田哲純） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○副議長（嶋田哲純） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第35号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（嶋田哲純） 全員賛成。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

ここで林一哉議員、高橋利彦議員、林俊介議員、日下昭治議員、木内欽市議員の入場を求めます。

しばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時58分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 常任委員長陳情報告

○議長（林 一哉） 日程第3、常任委員長陳情報告。

これより各常任委員会に付託いたしました陳情審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、滑川公英議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 滑川公英 登壇）

○建設経済常任委員長（滑川公英） 建設経済常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において付託されました陳情第2号、最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める陳情、陳情第4号、食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正について国への意見書提出を求める陳情の2件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、3月11日、付託議案の審査終了後、担当課より本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、陳情第4号は、特に意見はなく、陳情第2号については、企業の経営体力が非常に弱まっている中で、最低賃金の引き上げ、時給1,000円というのは、企業側にとってどうかと思う。また、最低賃金が引き上げされれば、生活保護費などの基本も上がってくるので、国の財政に影響が出てくるのではないかと意見が出され、審査の結果、別紙報告書のとおり、陳情第2号は全員賛成で不採択とし、陳情第4号は全員賛成で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成22年3月23日、建設経済常任委員長、滑川公英。

○議長（林 一哉） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 向後悦世 登壇）

○文教福祉常任委員長（向後悦世） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において付託されました陳情第1号、保険で良い歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情について、審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、3月15日、付託議案の審査終了後、担当課より本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、歯科医の診療報酬が上がっている中で保険の適用範囲を広げることは、国民健康保険料にも影響が出て、負担も増えるのではないかと意見が出され、審査の結果、別紙報告書のとおり、賛成多数で不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成22年3月23日、文教福祉常任委員長、向後悦世。

○議長（林 一哉） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、島田和雄議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 島田和雄 登壇）

○総務常任委員長（島田和雄） 総務常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において付託されました陳情第3号、公契約条例の制定を求める陳情について、審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、3月16日、付託議案の審査終了後、担当課より本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、公契約条例の内容について、もう少し精査する必要があるのではないかとの意見が出され、審査の結果、別紙報告書のとおり、全員賛成で閉会中の継続審査と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成22年3月23日、総務常任委員長、島田和雄。

○議長（林 一哉） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託陳情に対する各委員長の報告は終わりました。

日程第4 質疑、討論、採決

○議長（林 一哉） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

陳情第1号から陳情第4号までの陳情4件を一括議題といたします。

各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

陳情第1号、保険で良い歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情について、文教福祉常任委員長の報告のとおり、不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 賛成多数。

よって、陳情第1号は不採択と決しました。

陳情第2号、最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める陳情について、建設経済常任委員長の報告のとおり、不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(林 一哉) 賛成多数。

よって、陳情第2号は不採択と決しました。

陳情第3号、公契約条例の制定を求める陳情について、総務常任委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、陳情第3号は閉会中の継続審査と決しました。

陳情第4号、食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正について国への意見書提出を求める陳情について、建設経済常任委員長の報告のとおり、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、陳情第4号は採択と決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時35分

- 議長(林 一哉) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正を求める意見書の提出について、発議第2号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、発議第3号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての3発議案であります。

配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(林 一哉) 配布漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、日下昭治議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 日下昭治 登壇）

- 議会運営委員長（日下昭治） ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う日程追加について協議をいたしましたので、その内容について、私よりご報告を申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正を求める意見書の提出について、発議第2号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、発議第3号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての3発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してあります平成22年旭市議会第1回定例会議事日程（その2）、本日3月23日火曜日をご覧いただきたいと思いますが、この後、追加日程第1、発議第1号から発議第3号までの3発議案を上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上のとおりでございます。

よろしくお願いいたします。

- 議長（林 一哉） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号から発議第3号までの3発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 発議案上程

- 議長（林 一哉） 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号から発議第3号までの3発議案を上程いたします。

発議第1号 自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正を求め

る意見書の提出について

発議第2号 旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

発議第3号 旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

追加日程第2 提案理由の説明

○議長（林 一哉） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号について、建設経済常任委員会委員長、滑川公英議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 滑川公英 登壇）

○建設経済常任委員長（滑川公英） それでは、発議第1号、自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正を求める意見書について、提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して提案理由に代えさせていただきます。

自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正を求める意見書。

繰り返される加工食品原料の産地偽装事件や毒物混入事件を受けて、多くの消費者が食の安全・安心のために国産食品を求め、自給力向上を望んでいます。そのため、冷凍食品原料をはじめとする加工食品の原料原産地の表示義務を願っています。

また、多くの消費者がその安全性などに不安を抱き、「遺伝子組み換え（GM）食品を食べたくない」と考えているにも関わらず、現在の表示制度の欠陥によって、そうとは知らずに食べ続けています。

さらに、食品安全委員会では、異常の多発原因について何の解明もしないまま「安全」と性急に評価し、体細胞クローン由来食品の商品化が間近に迫ってきました。受精卵クローン由来食品はすでに任意表示で流通を始めていますが、多くの消費者は安全性などに不安を抱き、「クローン由来食品を食べたくない」と考えています。

今こそ、命の基本となる食料の自給力向上、食の安全・安心の回復のために、食品のトレーサビリティとそれに基づく表示制度の抜本的な見直しが必要です。消費者が知る権利に基づいて、買う、買わないを自ら決めることのできる社会の実現をめざし、食品表示制度の抜本改正を求めます。

一、加工食品の原料のトレーサビリティと原料原産地の表示を義務化すること。

一、遺伝子組み換え食品・飼料の表示を義務化すること。

一、クローン家畜由来食品の表示を義務化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長あてでございます。

以上、議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（林 一哉） 続いて、発議第2号、発議第3号について、議会運営委員会委員長、日下昭治議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 日下昭治 登壇）

○議会運営委員長（日下昭治） それでは、発議第2号及び発議第3号について、提案理由を申し上げます。

初めに、発議第2号の旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、旭市行政組織条例の一部改正により、行政改革推進課及び子育て支援課が新設されることに伴い、所要の改正を行うもので、総務委員会に行政改革推進課を、また、文教福祉委員会に子育て支援課を、それぞれ所管に加えるものであります。

続いて、発議第3号の旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法の一部改正により、新たに地方自治法第100条第12項が追加されたことに伴い、条項の整理をするものであります。

以上、議員各位のご賛同をお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

○議長（林 一哉） 提案理由の説明は終わりました。

追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（林 一哉） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号から発議第3号までの3発議案を議題といたします。

発議第 1 号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

発議第 2 号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

発議第 3 号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

発議第 1 号、自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正を求める意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。

発議第 2 号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、発議第 2 号は原案のとおり可決されました。

発議第 3 号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（林 一哉） 本日、各常任委員長より、所管に関する事項について、平成25年12月31日まで、閉会中の所管事務調査とする申し出がありました。

申出書はお手元に配布のとおりであります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。

おはかりいたします。各常任委員長の申出書の件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、本申出書の件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程 閉会中の所管事務調査申出書の件

○議長（林 一哉） おはかりいたします。各常任委員長からの閉会中の所管事務調査申出書について、申出書のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査申出書のとおり決定いたしました。

日程第5 事務報告

○議長（林 一哉） 日程第5、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

(総務課長 平野哲也 登壇)

○総務課長(平野哲也) それでは、篤志寄附を受納いたしましたので、ご報告いたします。

1つ、金10万円を島田清様から、平成21年11月26日受納いたしました。

1つ、ピアノ1台を有限会社大川楽器店様から、平成21年11月30日受納いたしました。

1つ、金10万円を江波戸茂様から、平成21年12月4日受納いたしました。

1つ、豚肉200キログラムを有限会社ブライトピック千葉様、有限会社菅谷ファーム様、有限会社菅井物産様より、平成21年12月15日受納いたしました。

1つ、豚肉200キログラムを農事組合法人高木畜産様、有限会社菅井物産様、有限会社菅谷ファーム様、有限会社ブライトピック千葉様より、平成21年12月15日受納いたしました。

1つ、金10万5,000円を片田博正様より、平成21年12月25日受納いたしました。

1つ、日本画1点を椎名保様より、2月1日受納いたしました。

1つ、図書、DVD及び保育用品一式を干潟ライオンズクラブ様より、3月3日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長(林 一哉) 事務報告は終わりました。

日程第6 閉 会

○議長(林 一哉) 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて平成22年旭市議会第1回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時51分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

旭市議会 議 長 林 一 哉

副 議 長 嶋 田 哲 純

議 員 宮 澤 芳 雄

議 員 太 田 將 範